

令和4年第1回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 山本武朝

副委員長 館山善也

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	3
○欠席委員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局出席職員の職氏名	4

1 日目 令和4年3月10日（木）

開会	5
開議・審査方法	5
○中田靖人委員（自由民主党）	6
1 都市計画マスタープランについて	6
答弁 平岡弘志都市整備部長	6
再質疑	7
答弁 都市整備部長	7
再質疑	7
答弁 都市整備部長	8
再質疑	8
答弁 都市整備部長	9
再質疑	9
答弁 都市整備部長	9
再質疑	10
答弁 都市整備部長	10
再質疑	10
答弁 都市整備部長	10
再質疑	10
答弁 都市整備部長	11
再質疑	11
答弁 都市整備部長	11
再質疑	11
答弁 都市整備部長	11
要望	12
○奈良岡隆委員（あおもり令和の会）	12
1 除雪について	12
答弁 平岡弘志都市整備部長	12

再質疑	13
答弁 都市整備部長	13
再質疑	13
答弁 都市整備部長	13
要望・再質疑	13
答弁 都市整備部長	13
再質疑	14
答弁 都市整備部長	14
再質疑	14
答弁 都市整備部長	14
再質疑	14
答弁 都市整備部長	14
再質疑	14
答弁 都市整備部長	15
要望	15
2 納付促進対策事業について	15
答弁 川村敬貴税務部長	15
再質疑	15
答弁 税務部長	16
再質疑	16
答弁 税務部長	16
再質疑	17
答弁 税務部長	17
再質疑	17
答弁 横内修水道部長	17
再質疑	17
答弁 柿崎哲男会計管理者	17
要望・再質疑	18
答弁 加福理美子市民部長	18
要望	18
3 AOPASSについて	18
答弁 赤坂寛交通部長	18
再質疑	19
答弁 交通部長	19
再質疑	19
答弁 交通部長	20
再質疑	20

答弁 交通部長	20
要望・再質疑	20
答弁 交通部長	21
要望	21
4 道の駅ユーサ浅虫について	21
答弁 横内信満経済部理事	21
再質疑	22
答弁 経済部理事	22
再質疑	22
答弁 経済部理事	22
再質疑	22
答弁 経済部理事	22
要望	23
5 選挙について	23
答弁 山谷直大選挙管理委員会事務局長	23
再質疑	24
答弁 選挙管理委員会事務局長	24
要望	24
平岡弘志都市整備部長からの発言の申出について	24
休憩	25
再開	25
○秋村光男委員（市民クラブ）	25
1 プレミアム商品券について	25
答弁 百田満経済部長	25
再質疑	26
答弁 経済部長	26
要望	26
2 道の駅ユーサ浅虫の改修について	27
答弁 横内信満経済部理事	28
要望・再質疑	28
答弁 織田知裕企画部長	29
再質疑	29
答弁 経済部理事	29
意見	29
3 防災対策事業について	30
答弁 舘山新総務部長	30
再質疑	30

答弁 総務部長	31
要望・意見	31
4 期日前投票所の増設について	32
答弁 山谷直大選挙管理委員会事務局長	32
再質疑	32
答弁 選挙管理委員会事務局長	32
再質疑	33
答弁 選挙管理委員会事務局長	33
要望	33
休憩	34
再開	34
○赤平勇人委員（日本共産党）	34
1 雪対策について	34
答弁 平岡弘志都市整備部長	34
要望・再質疑	34
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	35
再質疑	35
答弁 教育委員会事務局教育部長	35
再質疑	36
答弁 教育委員会事務局教育部長	36
再質疑	36
答弁 教育委員会事務局教育部長	36
再質疑	36
答弁 教育委員会事務局教育部長	36
再質疑	37
答弁 教育委員会事務局教育部長	37
再質疑	37
答弁 都市整備部長	38
要望・再質疑	38
答弁 福井直文福祉部長	38
再質疑	39
答弁 福祉部長	39
再質疑	39
答弁 福祉部長	39
要望・再質疑	39
答弁 舘山新総務部長	40
再質疑	40

答弁 総務部長	40
要望	41
2 子育て対策について	41
答弁 福井直文福祉部長	41
意見・再質疑	41
答弁 福祉部長	42
再質疑	42
答弁 福祉部長	42
再質疑	42
答弁 福祉部長	43
要望・再質疑	43
答弁 福祉部長	43
再質疑	44
答弁 福祉部長	44
要望・再質疑	44
答弁 福祉部長	44
要望	45
3 空き家対策について	45
答弁 平岡弘志都市整備部長	45
再質疑	46
答弁 都市整備部長	46
再質疑	46
答弁 都市整備部長	46
再質疑	47
答弁 都市整備部長	47
再質疑	47
答弁 都市整備部長	48
要望・再質疑	48
答弁 都市整備部長	48
要望・再質疑	48
答弁 都市整備部長	49
要望	49
休憩	50
再開	50
○軽米智雅子委員（公明党）	50
1 保育士等処遇改善対策事業について	50
答弁 福井直文福祉部長	50

再質疑	51
答弁 福祉部長	51
再質疑	51
答弁 福祉部長	51
要望	52
2 ひとり親家庭等就業自立支援事業について	52
答弁 福井直文福祉部長	52
再質疑	53
答弁 福祉部長	53
再質疑	53
答弁 福祉部長	53
要望	53
3 地域活性化起業人制度活用事業について	54
答弁 舘山新総務部長	54
再質疑	54
答弁 総務部長	54
要望	55
4 豪雪地帯安全確保緊急対策事業について	55
答弁 平岡弘志都市整備部長	55
再質疑	55
答弁 都市整備部長	56
再質疑	56
答弁 都市整備部長	56
再質疑	56
答弁 都市整備部長	57
要望・再質疑	57
答弁 都市整備部長	57
再質疑	57
答弁 都市整備部長	57
要望・再質疑	58
答弁 都市整備部長	58
要望	58
休憩	59
再開	59
○藤田誠委員（青森無所属の会）	60
要望	60
1 看護師、保育士などの処遇改善について	61

答弁 舘山新総務部長	61
要望・再質疑	62
答弁 福井直文福祉部長	63
要望・再質疑	63
答弁 福祉部長	64
再質疑	64
答弁 福祉部長	64
再質疑	64
答弁 福祉部長	64
要望・再質疑	65
答弁 総務部長	65
要望	65
2 除排雪について	66
答弁 平岡弘志都市整備部長	67
要望・再質疑	68
答弁 都市整備部長	68
要望・再質疑	69
答弁 都市整備部長	69
要望・再質疑	70
答弁 都市整備部長	70
要望	71
3 道路整備事業費について	71
答弁 平岡弘志都市整備部長	71
再質疑	71
答弁 都市整備部長	72
要望	72
4 小・中学校の施設修繕費について	72
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	72
要望	73
散会	73
2日目 令和4年3月11日(金)	
開議	74
○舘山善也委員（あおもり令和の会）	74
1 あおもり桜マラソンについて	74
答弁 横内信満経済部理事	74
要望・再質疑	75
答弁 経済部理事	75

再質疑	76
答弁 経済部理事	76
要望・再質疑	77
答弁 経済部理事	77
意見・再質疑	77
答弁 経済部理事	78
要望	78
2 バスの交通障害について	78
答弁 赤坂寛交通部長	80
意見・再質疑	80
答弁 交通部長	81
要望・再質疑	81
答弁 交通部長	82
要望・再質疑	82
答弁 平岡弘志都市整備部長	83
要望	83
○竹山美虎委員（市民クラブ）	84
意見	84
1 青森市一般廃棄物最終処分場適正化対策事業について	84
答弁 高村功輝環境部長	84
要望	85
2 道の駅ユーサ浅虫改修事業について	85
答弁 横内信満経済部理事	85
要望	86
3 地域活性化起業人制度活用事業について	86
答弁 舘山新総務部長	86
再質疑	87
答弁 総務部長	87
要望	87
4 豪雪地帯安全確保緊急対策事業について	88
答弁 平岡弘志都市整備部長	88
再質疑	88
答弁 都市整備部長	89
再質疑	89
答弁 都市整備部長	89
要望	90
休憩	90

再開	90
○万徳なお子委員（日本共産党）	90
1 森林環境譲与税について	90
答弁 大久保文人農林水産部長	91
再質疑	91
答弁 農林水産部長	92
再質疑	92
答弁 農林水産部長	92
要望	93
2 改正動物愛護法について	93
答弁 坪真紀子保健部長	93
再質疑	94
答弁 保健部長	94
再質疑	94
答弁 保健部長	95
再質疑	95
答弁 保健部長	96
要望	96
3 市民ホール地下駐車場について	96
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	96
再質疑	96
答弁 教育委員会事務局教育部長	96
再質疑	97
答弁 教育委員会事務局教育部長	97
再質疑	97
答弁 教育委員会事務局教育部長	97
再質疑	97
答弁 教育委員会事務局教育部長	98
要望	98
4 市民美術展示館について	98
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	98
再質疑	99
答弁 教育委員会事務局教育部長	99
再質疑	99
答弁 教育委員会事務局教育部長	99
意見・再質疑	99
答弁 教育委員会事務局教育部長	99

要望・再質疑	100
答弁 教育委員会事務局教育部長	100
再質疑	100
答弁 教育委員会事務局教育部長	100
意見・再質疑	100
答弁 教育委員会事務局教育部長	101
要望	101
休憩	101
再開	101
5 福祉灯油について	101
答弁 福井直文福祉部長	101
再質疑	102
答弁 福祉部長	102
要望	102
6 青森操車場跡地利用計画について	102
答弁 舘山新総務部長	103
再質疑	103
答弁 横内信満経済部理事	103
再質疑	103
答弁 経済部理事	103
再質疑	104
答弁 経済部理事	104
再質疑	104
答弁 平岡弘志都市整備部長	104
再質疑	104
答弁 総務部長	104
再質疑	105
答弁 総務部長	105
再質疑	105
答弁 都市整備部長	105
再質疑	105
答弁 都市整備部長	105
再質疑	106
答弁 都市整備部長	106
要望・再質疑	106
答弁 経済部理事	106
再質疑	107

答弁 都市整備部長	107
意見・再質疑	107
答弁 赤坂寛交通部長	108
意見	108
○蛭名和子委員（青森無所属の会）	108
1 後期高齢者医療特別会計について	108
答弁 川村敬貴税務部長	108
再質疑	109
答弁 税務部長	109
再質疑	109
答弁 税務部長	109
再質疑	110
答弁 税務部長	110
要望	110
2 障害児通所支援事業について	110
答弁 福井直文福祉部長	110
再質疑	111
答弁 福祉部長	111
再質疑	112
答弁 福祉部長	112
要望	112
休憩	112
再開	112
○大矢保委員（自由民主党）	112
1 ふるさと納税について	112
答弁 加福理美子市民部長	112
再質疑	113
答弁 川村敬貴税務部長	113
再質疑	113
答弁 織田知裕企画部長	113
再質疑	113
答弁 企画部長	113
2 マンホール蓋の点検について	114
答弁 横内修水道部長	114
再質疑	114
答弁 平岡弘志都市整備部長	114
要望	115

3 空き家対策について	115
答弁 平岡弘志都市整備部長	115
再質疑	115
答弁 都市整備部長	115
再質疑	116
答弁 都市整備部長	116
再質疑	116
答弁 都市整備部長	116
意見・再質疑	117
答弁 高村功輝環境部長	117
再質疑	117
委員長の発言	118
再質疑	118
答弁 環境部長	118
再質疑	118
答弁 都市整備部長	118
意見	118
休憩	119
再開	119
○工藤健委員（市民クラブ）	119
1 コロナ対策について	119
答弁 坪真紀子保健部長	120
再質疑	120
答弁 保健部長	120
再質疑	120
答弁 保健部長	120
要望・再質疑	120
答弁 保健部長	121
要望	121
2 交通安全推進補助事業について	121
答弁 加福理美子市民部長	122
要望・再質疑	123
答弁 市民部長	123
再質疑	123
答弁 市民部長	123
意見	124
3 バスロケーションについて	124

答弁 赤坂寛交通部長	124
再質疑	125
答弁 交通部長	125
再質疑	126
答弁 交通部長	126
再質疑	126
答弁 交通部長	126
要望	127
4 世界遺産について	127
答弁 小野正貴教育委員会事務局教育部長	127
再質疑	128
答弁 教育委員会事務局教育部長	128
要望・再質疑	128
答弁 教育委員会事務局教育部長	128
再質疑	129
答弁 教育委員会事務局教育部長	129
要望	129
5 観光振興について	130
答弁 横内信満経済部理事	130
再質疑	130
答弁 経済部理事	131
要望	131
6 ユーサ浅虫について	131
答弁 横内信満経済部理事	132
再質疑	132
答弁 経済部理事	132
再質疑	132
答弁 経済部理事	132
要望・再質疑	133
答弁 経済部理事	133
要望・再質疑	133
答弁 経済部理事	134
要望	135
散会	135
3日目 令和4年3月14日(月)	
開議	136
○丸野達夫委員（自由民主党）	136

1	新型コロナウイルス感染症に関する発表方法について	136
	答弁 坪真紀子保健部長	137
	要望	138
2	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律について	138
	答弁 福井直文福祉部長	138
	意見・再質疑	140
	答弁 成田智総務部理事	141
	答弁 織田知裕企画部長	141
	要望・再質疑	141
	答弁 企画部長	142
	要望・再質疑	142
	答弁 福祉部長	142
	要望	143
○	澁谷洋子委員（あおもり令和の会）	143
1	中央卸売市場について	144
	答弁 大久保文人農林水産部長	144
	要望・再質疑	144
	答弁 農林水産部長	144
	要望	145
2	青森市新事業チャレンジ支援補助金事業について	145
	答弁 百田満経済部長	145
	再質疑	145
	答弁 経済部長	146
	再質疑	146
	答弁 経済部長	146
	要望・再質疑	146
	答弁 経済部長	146
	再質疑	147
	答弁 経済部長	147
	要望・再質疑	147
	答弁 経済部長	147
	要望	147
3	ふるさと納税の返礼品について	148
	答弁 加福理美子市民部長	148
	再質疑	148
	答弁 市民部長	148

意見・再質疑	149
答弁 市民部長	149
再質疑	150
答弁 市民部長	150
要望・再質疑	151
答弁 大久保文人農林水産部長	151
再質疑	152
答弁 農林水産部長	152
意見・再質疑	153
答弁 農林水産部長	153
再質疑	153
答弁 市民部長	154
要望	154
休憩	154
再開	154
4 豪雪地帯安全確保緊急対策事業について	154
答弁 平岡弘志都市整備部長	155
再質疑	155
答弁 都市整備部長	155
再質疑	156
答弁 都市整備部長	157
要望・再質疑	157
答弁 都市整備部長	157
意見・再質疑	158
答弁 都市整備部長	158
再質疑	159
答弁 都市整備部長	159
再質疑	159
答弁 都市整備部長	159
再質疑	160
答弁 都市整備部長	160
再質疑	160
答弁 都市整備部長	160
要望	161
休憩	161
再開	161
5 青森市清掃工場について	161

答弁 高村功輝環境部長	161
再質疑	162
答弁 環境部長	162
委員長の発言	162
再質疑	162
答弁 環境部長	162
再質疑	162
答弁 環境部長	163
再質疑	163
答弁 環境部長	163
再質疑	163
答弁 環境部長	163
再質疑	164
答弁 環境部長	164
再質疑	164
答弁 環境部長	164
再質疑	164
答弁 環境部長	164
再質疑	164
答弁 環境部長	165
再質疑	165
答弁 環境部長	165
要望・再質疑	166
答弁 環境部長	166
再質疑	167
委員長の発言	167
答弁 環境部長	167
要望	167
○中村節雄委員（自由民主党）	167
1 浅虫ダム線・桑原29号線の工事概要について	167
答弁 平岡弘志都市整備部長	168
要望	168
2 令和2年度の除排雪業務委託（戸山団地3工区）の契約金額の 内訳について	168
答弁 平岡弘志都市整備部長	169
再質疑	169
答弁 都市整備部長	169

再質疑	169
答弁 都市整備部長	170
3 今冬の除排雪の戸山団地3工区と幹線道路の	
出動指令日について	170
答弁 平岡弘志都市整備部長	171
要望	171
4 期日前投票所について	172
答弁 山谷直大選挙管理委員会事務局長	172
要望	173
5 投票所について	173
答弁 山谷直大選挙管理委員会事務局長	173
要望	174
6 総合評価落札方式について	174
答弁 舘山新総務部長	174
再質疑	175
答弁 総務部長	175
意見・再質疑	175
答弁 総務部長	176
再質疑	176
答弁 平岡弘志都市整備部長	177
再質疑	177
答弁 都市整備部長	177
再質疑	177
答弁 都市整備部長	177
再質疑	177
答弁 総務部長	177
意見・再質疑	178
答弁 総務部長	178
再質疑	179
答弁 総務部長	179
再質疑	179
答弁 総務部長	179
意見・再質疑	179
答弁 総務部長	181
再質疑	181
答弁 総務部長	182
再質疑	182

委員長の発言	182
答弁 総務部長	183
意見・再質疑	183
答弁 都市整備部長	184
再質疑	184
答弁 都市整備部長	184
要望	184
休憩	185
再開	185
○里村誠悦委員（あおもり令和の会）	185
1 浪岡地域力活性化事業について	185
答弁 三浦大延浪岡振興部長	185
再質疑	185
答弁 浪岡振興部長	186
要望	186
2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について	187
答弁 福井直文福祉部長	187
再質疑	188
答弁 福祉部長	188
要望	188
○中村美津緒委員（あおもり令和の会）	189
1 職員の処遇について	190
答弁 舘山新総務部長	191
再質疑	191
答弁 総務部長	191
再質疑	191
答弁 総務部長	192
要望	192
2 アウガについて	192
答弁 舘山新総務部長	192
要望	193
3 除排雪対策事業について	193
答弁 平岡弘志都市整備部長	194
再質疑	194
答弁 都市整備部長	194
要望	194
4 新青森太陽光発電所建設事業について	195

答弁 大久保文人農林水産部長	195
再質疑	196
答弁 農林水産部長	196
再質疑	197
答弁 農林水産部長	197
要望	197
5 浪岡地区バドミントン移住学生支援事業について	197
答弁 三浦大延浪岡振興部長	198
委員長の発言	198
○小豆畑緑委員（自由民主党）	199
1 コロナワクチンについて	199
答弁 千葉康伸保健部理事	199
再質疑	199
答弁 保健部理事	200
再質疑	200
答弁 保健部理事	201
再質疑	201
答弁 保健部理事	201
2 保育所における感染対策について	202
答弁 福井直文福祉部長	202
再質疑	202
答弁 福祉部長	203
要望・再質疑	203
答弁 福祉部長	204
要望	205
採決	205
閉会	207

- 1 開催日時** 令和4年3月10日（木曜日）午前10時～午後4時11分
令和4年3月11日（金曜日）午前10時～午後3時59分
令和4年3月14日（月曜日）午前10時～午後4時22分

- 2 開催場所** 第3・第4委員会室

3 審査案件

- 議案第1号 令和4年度青森市一般会計予算
議案第2号 令和4年度青森市競輪事業特別会計予算
議案第3号 令和4年度青森市国民健康保険事業特別会計予算
議案第4号 令和4年度青森市宅地造成事業特別会計予算
議案第5号 令和4年度青森市卸売市場事業特別会計予算
議案第6号 令和4年度青森市介護保険事業特別会計予算
議案第7号 令和4年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
議案第8号 令和4年度青森市後期高齢者医療特別会計予算
議案第9号 令和4年度青森市駐車場事業特別会計予算
議案第10号 令和4年度青森市病院事業会計予算
議案第11号 令和4年度青森市水道事業会計予算
議案第12号 令和4年度青森市自動車運送事業会計予算
議案第13号 令和4年度青森市下水道事業会計予算
議案第14号 令和4年度青森市農業集落排水事業会計予算
議案第15号 令和4年度青森市深沢第一財産区特別会計予算
議案第16号 令和4年度青森市八重菊第一財産区特別会計予算
議案第17号 令和4年度青森市八重菊第二財産区特別会計予算
議案第18号 令和4年度青森市新城財産区特別会計予算
議案第19号 令和4年度青森市野内財産区特別会計予算
議案第20号 令和4年度青森市土橋財産区特別会計予算
議案第21号 令和4年度青森市大平財産区特別会計予算
議案第22号 令和4年度青森市孫内財産区特別会計予算
議案第23号 令和4年度青森市大字高田財産区特別会計予算
議案第24号 令和4年度青森市大字石江財産区特別会計予算
議案第25号 令和4年度青森市安田財産区特別会計予算
議案第26号 令和4年度青森市大別内財産区特別会計予算
議案第27号 令和4年度青森市七ヶ大字財産区特別会計予算
議案第28号 令和4年度青森市大字野沢財産区特別会計予算
議案第29号 令和4年度青森市金浜財産区特別会計予算
議案第30号 令和4年度青森市深沢第二財産区特別会計予算

- 議案第31号 令和4年度青森市大字荒川財産区特別会計予算
- 議案第32号 令和4年度青森市八ツ役財産区特別会計予算
- 議案第33号 令和4年度青森市上野財産区特別会計予算
- 議案第34号 令和4年度青森市野木財産区特別会計予算
- 議案第35号 令和4年度青森市岩渡財産区特別会計予算
- 議案第36号 令和4年度青森市前田財産区特別会計予算
- 議案第37号 令和4年度青森市幸畑財産区特別会計予算
- 議案第38号 令和4年度青森市小館財産区特別会計予算
- 議案第39号 令和4年度青森市二ヶ大字（後潟・四戸橋）財産区
特別会計予算
- 議案第40号 令和4年度青森市二ヶ大字（築木館・諏訪沢）財産区
特別会計予算
- 議案第41号 令和4年度青森市清水財産区特別会計予算
- 議案第42号 令和4年度青森市桐沢財産区特別会計予算
- 議案第43号 令和4年度青森市大字六枚橋財産区特別会計予算
- 議案第44号 令和4年度青森市大字岡町財産区特別会計予算
- 議案第45号 令和4年度青森市横内財産区特別会計予算
- 議案第46号 令和4年度青森市大字滝沢財産区特別会計予算
- 議案第47号 令和4年度青森市浪岡財産区特別会計予算
- 議案第48号 令和4年度青森市細野財産区特別会計予算
- 議案第49号 令和4年度青森市女鹿沢財産区特別会計予算
- 議案第50号 令和4年度青森市本郷財産区特別会計予算
- 議案第51号 令和4年度青森市大字野尻財産区特別会計予算
- 議案第52号 令和4年度青森市郷山前財産区特別会計予算
- 議案第53号 令和3年度青森市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第54号 令和3年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第55号 令和3年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第56号 令和3年度青森市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第57号 令和3年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 令和3年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 令和3年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第60号 令和3年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 令和3年度青森市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 令和3年度青森市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第63号 令和3年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 令和3年度青森市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第65号 令和3年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第2号）

議案第80号 令和4年度青森市駐車場事業特別会計に収入として
繰り入れることについて

議案第81号 令和3年度青森市駐車場事業特別会計に収入として
繰り入れる額の変更について

○出席委員

委員長	山本武朝	委員	中村節雄
副委員長	舘山善也	委員	中村美津緒
委員	赤平勇人	委員	工藤健
委員	中田靖人	委員	小豆畑緑
委員	軽米智雅子	委員	藤田誠
委員	澁谷洋子	委員	藤原浩平
委員	蛭名和子	委員	丸野達夫
委員	万徳なお子	委員	大矢保
委員	竹山美虎	委員	里村誠悦
委員	秋村光男	委員	奈良岡隆

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長	能代谷潤治	保健部長	坪真紀子
教育長	成田一二三	経済部長	百田満
企業局長	鈴木裕司	経済部理事	横内信満
代表監査委員	出町文孝	農林水産部長	大久保文人
総務部長	舘山新	都市整備部長	平岡弘志
総務部理事	成田智	浪岡振興部長	三浦大延
企画部長	織田知裕	会計管理者	柿崎哲男
税務部長	川村敬貴	教育委員会事務局教育部長	小野正貴
市民部長	加福理美子	水道部長	横内修
環境部長	高村功輝	交通部長	赤坂寛
福祉部長	福井直文		

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 齋 藤 賢 剛
議事調査課課長 山 田 法 人
議事調査課主査 岩 間 憲 仁
議事調査課主査 猪 口 茂 樹

議事調査課主査 木 村 結 衣
議事調査課主事 高 木 渉
議事調査課主事 北 山 賢 臣
議事調査課主事 柿 崎 良 輔

1日目 令和4年3月10日（木曜日）午前10時開会

○山本武朝委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

審査に先立ち、私から御報告いたします。丸野達夫委員より、所用のため、少し遅れるとの報告を受けております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和4年第1回青森市議会定例会の運営スキームに基づき審査を行いますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第1号「令和4年度青森市一般会計予算」から議案第65号「令和3年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで、議案第80号「令和4年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第81号「令和3年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」の計67件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第1号「令和4年度青森市一般会計予算」から議案第65号「令和3年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで、議案第80号「令和4年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第81号「令和3年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」の計67件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は、会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、3月8日に開催されました本委員会の組織会の終了後に質疑者は18人と確認されております。

また、委員の皆様には十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、令和4年第1回青森市議会定例会の運営スキームにもあるとおり、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第1号「令和4年度青森市一般会計予算」から議案第65号「令和3年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで、議案第80号「令和4年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第81号「令和3年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」の計67件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、中田靖人委員。

○中田靖人委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自由民主党の中田靖人です。

それでは、一般会計8款土木費4項都市計画費に関連して質疑してまいります。都市計画マスタープランについての質疑となります。

平成11年に策定された前の青森市都市計画マスタープランから、二十数年が経過しております。青森市のマスタープランについては、この長い間、ほとんど手をつけることなく、見直しが待たれておりました。私も、何度か議会において、青森都市計画マスタープランの見直しをしたほうがいいんじゃないのかということも提言してまいりましたけれども、今般、ついに策定されたということで、大変うれしく思っております。そして、今議会には、それに関連する条例が提案されているということでもあります。

一般質問で、竹山議員への答弁でも、青森市の今回の都市計画マスタープランの策定に当たっての変更点については、簡潔に答弁がなされておりました。一旦、ちょっと軽く、整理しますが、大きく4点ありました。1つ目は、旧青森市と旧浪岡町で、それぞれ策定されていたマスタープランを統合する形で、全体としての都市計画マスタープランにまとめ直しをしたということ、一体化させたという言葉を使っていますけれども。2つ目は、土地利用配置をコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造としたこと。これは、立地適正化計画が策定されて、それとの整合性を取っていくということになろうかと思えます。それから3つ目は、市街化区域に居住誘導区域を設定したと。これも立地適正化計画での居住誘導区域ということとの整合性になろうかと思えます。それから4つ目は、市街化調整区域、こちらについての見直しということで、大きく4点が今回の都市計画マスタープランの策定に当たっての大きな変更点になろうかなと思えます。

これらの一般質問での答弁を踏まえて、ちょっと確認していきたいと思えますけれども、まず最初に、市街化区域に居住誘導区域を設定したとありますが、これによって、本市の青森市の都市づくりにどのような効果が生じると見込まれるのか、市のお考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者

あり) 中田委員からの都市計画マスタープランに関する居住誘導区域の設定による都市づくりへの効果についての御質疑にお答えいたします。

居住誘導区域は、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきであるとされており、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域とされており。これを受け、本マスタープランにおいては、市街化区域内の公共交通の利便性が高いエリアを対象に居住誘導区域を設定するよう、方針を定めております。

本市としましては、居住誘導区域への居住を促進することにより、人口減少下においても、一定以上の人口密度を維持することを目標としており、これにより、同区域内において、生活サービスや地域コミュニティを確保し、公共交通が維持されることを見込んでおります。

○山本武朝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。

大きく、青森市のまちづくりの考え方が示されましたけれども、今回、市街化区域に設定してあります居住誘導区域と、それから市街化区域の半数以上を占める、災害ハザード区域の関係性について、青森市として、どのように整理しているのか、お考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 居住誘導区域と災害ハザード区域の関係性についての御質疑にお答えいたします。

本マスタープランにおきましては、市街化区域内の公共交通の利便性が高いエリアを対象に居住誘導区域を設定するよう、方針を定めております。しかしながら、今回設定した居住誘導区域を含む本市の市街化区域の半数以上を災害ハザード区域が占めている現状を踏まえ、災害の危険性の少ない市街化調整区域を災害ハザード区域内居住者の移転先として活用できるよう、土地利用の方針を定めております。居住誘導区域については、公共交通の利便性の高いエリアに設定しているため、災害ハザード区域に含まれた場合に、直ちに移転を求めることは困難であるものの、残り半分の災害ハザード区域に含まれない市街化区域を移転先に限定することは現実的ではないことから、市街化調整区域への移転を容認することとしております。

本市としては、本マスタープランにおいて定めた防災に関する方針や、先般、洪水及び津波による浸水想定区域の見直しが行われたことを踏まえ、関連する計画等の改定の中で、整理を進めることとしております。

○山本武朝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 青森市のつくりというのは、海、陸奥湾に面していると。それで、扇形に広がっていると。それで、活断層を震源地とする地震が起きた場合に、海側のところが、どうしても、津波浸水エリアになってしまうと。また、川沿いのとこ

ろも洪水エリアになっていくということで、どうしても、青森市が今現在設定している市街地及びその中の居住誘導区域というのが、半数以上が災害ハザード区域にかぶっているという状況であると。それを踏まえた上で、市街化調整区域への移転というのを、今後、推進していくと。そういうふうなお話でした。

考え方としては、東日本大震災以降も、太平洋側の各市町村では、海側から災害の少ないであろう山側のほうへの移動と。町そのものを移動してしまったところもありますし、それも何度か私も視察で見に行ったことがあります。今後の防災、災害に備えるという考え方からすれば、大変正しい市の判断であろうかというふうに私は思います。

それでは、それを踏まえていきますけれども、市街化調整区域、これについて確認していきたいと思います。

市街化調整区域の中に指定されている指定既存集落と既存集落、この2つがあります。その定義を示してください。また、すみません、それぞれについて、具体的な地区名及び集落数をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 既存集落と指定既存集落の定義についての御質疑にお答えいたします。

既存集落とは、町村合併前の旧町村役場を中心として発達し、独立して一体的な日常生活圏を構成する、相当数の建築物が連担している集落で、東部では、諏訪沢、築木館、三本木など、南部では、田茂木野、雲谷、野沢など、西部では、白旗野、戸門、岩渡など、現在、33集落を認めております。

また、指定既存集落とは、既存集落と同じく、町村合併前の旧町村役場を中心として発達し、小・中学校、鉄道の駅もしくはバス停留所、日用品店舗等、支所、病院もしくは診療所等の施設が、おおむね存在し、市街化区域における建築物の連担の状況と同程度の集落のことであり、奥内、荒川、高田、横内、宮田、久栗坂の6集落を平成19年4月1日に指定しております。

○山本武朝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ただいま、市のほうから、指定既存集落と、それから既存集落という、この2つの定義について示されて、その地区が青森市内ではどこに当たるのかというところが示されました。既存集落は、一体的な日常生活圏を構成する集落、例えば、野木和、細越、牛館、幸畑、駒込、浜館、戸山、諏訪沢、野内などの33集落を指すと。そして、指定既存集落、これは6集落あると。奥内、荒川、高田、横内、宮田、久栗坂。これが市街化調整区域内にある集落ということになるかと思えます。

まず、それを踏まえて、次の質疑に行きますけれども、災害ハザード区域からの移住者や新規営農者——新規で農業をやりたいという方について、要件を満たせば、既存集落等への居住歴がなくても、自己用の、自分用の住宅を建築は出来ますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 災害ハザード区域からの移住者や新規営農者の自己用住宅の建築についての御質疑にお答えいたします。

災害ハザード区域、具体的には、土砂災害警戒区域や浸水深3メートル以上の洪水浸水想定区域や津波浸水想定区域など、災害の危険性がある土地から市街化調整区域の既存集落等への移転については、居住歴にかかわらず、開発審査会の審議を経て、新たな許可を取ることで住宅の建築を認めております。また、農林漁業を営む者の自己用住宅の新築については、従来から認めており、新規営農者であっても、今後、農業を行っていくことが確認できた場合は、居住歴にかかわらず、住宅の建築を認めております。

○山本武朝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 これまでは、市街化調整区域では、その許可が、なかなか出なかったんですよね。ところが、今回の改定に当たって、災害ハザード区域の条件としては、土砂災害警戒区域や浸水深3メートル以上と指定されているエリア、ここにお住まいの方が青森市内にある市街化調整区域内にある集落への移住をするということであれば、自分用の住宅を建築することができるという答弁でありました。これは大変画期的であると思いますし、これまで、どちらかという、市街化調整区域とは、本当に塩漬けというか、手をつけることがなかなか難しいと。コンパクトシティ構想というまちづくりの概念が、よくも悪くも、なかなか、市街化調整区域の開発に着手することができなかつた。どうしても、市としても、許可を出すことができなかったということが、実際にありました。

諸条件ありますけれども、今後、扇形に広がっている青森市内の沿岸部の中にある居住誘導区域、ここからの移転、それも災害を免れるためという条件であります。であれば、移住するための自己所有住宅の建築確認は下りることが確認されました。

それを踏まえて次の質疑に行きます。市の今回の都市計画マスタープラン中にうたわれている市街化調整区域の考え方の中で、幹線道路沿道部についてのこともうたわれておりますので、それについて確認していきたいと思えます。

自然環境及び周辺環境に影響を及ぼさない業種は許可するというふうに計画の中ではうたわれておりますけれども、この業種の具体的な例をお示しいただけますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 自然環境及び周辺環境に影響を及ぼさない業種についての御質疑にお答えいたします。

自然環境及び周辺環境に影響を及ぼさない業種としては、既存集落等で認められている日常生活に必要な物品の小売業等となっており、具体的には、コンビニエンスストアやパン屋など、幅広い業種を想定しております。

○山本武朝委員長 中田委員。

○**中田靖人委員** 幹線道路沿道部というのは、要は、後ほど聞きますけれども、青森市内にある既存の幹線道路、この沿道が市街化調整区域にある場合、これまでは、開発申請をしても、許可が出ることは、ほとんどありませんでした。しかし、今般の都市計画マスタープランの策定に当たっては、条件としては、自然環境及び周辺環境に影響を及ぼさないという前提で、青森市としては、コンビニエンスストアやパン屋、こういったものの業種を想定しているということであります。市の想定している業種は、ほかにもあると思うんですけれども、などということですので、すみません、分かればいいですが、何種類ぐらいありますか。何業種でも構いませんけれども、何となく聞いて、イメージが沸く答弁があると助かるんですが。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 幹線道路沿道部においての立地可能な業種についての御質疑にお答えいたします。

先ほど、答弁の中で、コンビニエンスストアあるいはパン屋等とお答えしましたが、それ以外にも、例えばですけれども、ある一定の条件はあります。面積規模であるとか、敷地面積の条件はありますが、いわゆる飲食業、例えばですが、焼肉屋であるとか、すし屋であるとか、そういったものも、今後、立地できるということになります。

○**山本武朝委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** ありがとうございます。ただ、先ほどから出てくるのが飲食店だけになっていきますけれども、その他の業種もあろうかと思えます。その辺りも、ちょっと、すみません、飲食店以外の、こういったものも業種としてはあるんだよというところを、ちょっと、すみません。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 立地可能な業種についての再度の御質疑にお答えいたします。

飲食業以外につきましても、洋服店あるいは鮮魚店、それ以外にはお米屋、自転車小売業あるいは電気事務機械器具小売業、そういったものも含めて、立地可能ということになっております。

○**山本武朝委員長** 中田委員。

○**中田靖人委員** これまでは、都市計画法、その中では、ドライバーへの沿道サービスということで、本来であれば、飲食店とか、それからガソリンスタンド、こういったものだけが許可が出るということで、それすらもなかなか許可が出ないというのが現状でしたけれども、今のお話ですと、意外と幅広い業種を対象にして、今後、個別の相談になろうかと思えますけれども、市としては弾力的に対応していくということが示されました。

そこで、ちょっと確認なんですけれども、市街化調整区域内の幹線道路沿道部とは具体的にどの幹線を示すのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 幹線道路沿道部についての御質疑にお答えいたします。

幹線道路沿道部とは、国道であれば、4号、7号、103号、280号の4路線、県道であれば、27号青森浪岡線、44号青森環状野内線、120号荒川青森停車場線の3路線であります。

○山本武朝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 国道、県道、こういった大きな幹線、こちらの沿道も対象になるということであります。市街化調整区域の中を走っている動脈と言われる幹線は、ほぼ対象になるということが分かりました。

それでは、次に行きますけれども、既存建築物の有効活用について、地域コミュニティ維持や観光振興、農林漁業従事者の拡大などに資することを前提とすると、計画の中ではうたわれておりますけれども、この具体例をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 既存建築物の有効活用の具体的な内容について、お答えいたします。

既存集落等の空き家を地域資源として捉え、地域のコミュニティ維持については、賃貸住宅や飲食店等への用途変更を想定しております。観光振興については、民泊などの宿泊施設や農家レストランといった併用住宅への用途変更を想定しております。農林漁業従事者の拡大については、農業従事者向けの共同住宅などへの用途変更を想定しているものであります。

○山本武朝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 観光振興の中でも、例えば、賃貸という要件はあるけれども、賃貸で、例えば、用途変更で、空き家を農家レストランとか、そういったものに転用するというのであれば、許可を出すということで、意外とこれについても幅広く弾力的な対応がされていくんだなということが分かりました。ありがとうございます。

最後となりますけれども、許可要件の一つである居住歴を撤廃するということができないのかお示しいただけますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 居住歴の撤廃についての御質疑にお答えいたします。

市街化調整区域については、都市計画法により、市街化を抑制する区域となっており、建築物の建築に当たっては、一定の規制が課せられております。開発許可制度の指針においては、既存集落内に生活の本拠を有している者に対しての許可を前提としていることから、許可要件の一つである居住歴の撤廃は難しいものと考えております。また、居住歴の2年につきましては、既存集落内にあるアパートや貸家などに居住歴がある方を許可対象とするため、賃貸契約の一般的な契約期間である2年を準用したものであります。

○山本武朝委員長 中田委員。

○中田靖人委員 賃貸契約の一般的な契約期間である2年を準用していると。それで、市街化調整区域に、いきなり住むということよりも、一旦は、居住誘導区域、ここに住んでいただいて、そこから市街化調整区域というふうなイメージであるということが分かりましたが、青森市として、今後、もう1つあるのが移住対策、こういったことをやっていますけれども、ここからは私の考えです。その移住者が、例えば、東京、首都圏とかから青森に引っ越してくるとなったときに、田舎に住みたいということで、いきなり青森市に来て、また居住誘導区域である市街地に住むよりも、どちらかというとなら田舎のほうに住みたいんだよとなったときに、そこは、そういうふうなニーズが高まってきたときには、やはり、市としても弾力的な考え方によって変わってきたわけですから、対応としては考えていただきたいなど。

それで、指針となる最上位指針となるのが都市計画マスタープランで、今後20年間、これを踏まえた上でのまちづくりが進められていくと。それで、それに関連する計画というのが、今後、また、立地適正化計画であるとか、そういったものに反映されていこうかと思えますけれども、都市計画マスタープラン、都市計画法、そういったものを最上位指針としながらも、市として、柔軟にニーズに合わせた形での計画を今後も策定していただきたいということを要望して、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）あおもり令和の会の奈良岡です。

それでは、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、除排雪対策事業についてお聞きします。

除排雪事業のうちで、全面委託工区の契約金額について、積算基準をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 全面委託工区の契約金額の算定基準についての御質疑にお答えいたします。

除排雪作業委託契約のうち、全面委託工区については、除排雪の回数や時間によらず、年間の累計降雪量の基準値を500センチメートルとして契約しております。

全面委託工区の委託料については、除排雪単価に、除排雪延長、気象台観測地点における降雪データを基に設定した除雪回数を乗じて算出しており、除雪費用の中には、高齢者のみの世帯の寄せ雪軽減のため、人力除雪費用についても加算しております。積算項目のうち、除排雪単価については、青森県の土木工事標準積算基準書や設計単価表に基づき積算しており、毎年度、直近の青森県の単価表により、見直しを行い、算出してしております。また、出勤回数についても、降雪量の多い地域に

においては、過去の実績を基に除雪回数を増やして積算することで、降雪量の多い地区の委託料が高くなるよう対応しているところであり、今後におきましても、出動状況等を把握し、必要に応じて、見直しを実施してまいります。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今の答弁をお聞きして、要するに、積算基準ですけれども、除雪回数、あと、除排雪の延長キロメートル数、あと、難易度、1キロメートル当たりの除雪単価プラス人力金額ということによろしいのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 積算方法についての御質疑にお答えいたします。

積算方法につきましては、除排雪延長掛ける排雪回数掛ける単価、使用する機械によりましては、ショベル、ダンプあるいは誘導員等を、それぞれ単価掛ける1キロメートル当たりの雪盛り処理時間、そういったもので積算をしております。今、申し上げたのは、排雪の場合の積算方法であります。また、除雪につきましては、同様に、除排雪延長掛ける除雪回数掛ける、奈良岡委員から御指摘がありました難易度係数掛ける1キロメートル当たりの除雪単価プラス、先ほど答弁申し上げました人力に伴う金額ということになっております。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすると、今、要するに、工区の契約の積算基準は除雪と排雪の2方式の合算で行うということで、先ほど、答弁にありましたけれども、除雪回数ですけれども、地域によって違うということでしたけれども、そうすれば、一番多い地域の回数と一番少ない地域の回数、場所を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 今、奈良岡委員がお尋ねのデータは手元にありませんので、後ほど答弁させていただきたいと思っております。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうですね。突然聞きまして、すみませんでした。後でよろしくをお願いします。

そうすれば、その後の最終精算。契約金額の積算基準は分かりましたけれども、最終精算の考え方を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 全面委託工区の契約金額の変更についての御質疑にお答えいたします。

除排雪作業委託契約のうち、全面委託工区については、年間の累計降雪量の基準値を500センチメートルとして契約しており、シーズンの累計降雪量が基準値を上回った場合には増額変更、下回った場合は減額変更となる契約で、具体的には、委託料にシーズンの累計降雪量を基準値である500センチメートルで除した値を乗じた額に変更することとしております。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 精算の算定基準というのは、要するに、当初の契約金額掛ける 500 センチメートル分の累計積雪量ということでしたけれども、これには出動回数というのは入っていないわけですね。除雪の回数、排雪の回数は加味しないということによろしいのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 積算の考え方に関する御質疑にお答えいたします。

当初の契約額につきましては、これまでの実績等を基にした除雪回数を使用しまして、積算をしております。ただし、最終変更につきましては、あくまでも、除雪回数ではなくて、累計降雪量で変更の契約をしているということでもあります。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今年はずごい大雪で、よく言われたのは、大雪のときに除雪が入らない。それで、3月になって、ほとんど雪が降らない、天気がいい、道路にも雪が少ないというときに除雪が入ったりしているということで、よく言われるのは、要するに、出動回数の帳尻合わせではないかということと言われるんですけども、今の答弁ですと、そういうことはないというふうなことでよろしいのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 全面委託工区の積算の考え方に関する御質疑にお答えいたします。

全面委託工区の最終的な精算変更につきましては、あくまでも、累計降雪量を基に計算をしておりますので、除雪回数等については影響ないというものであります。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 はい、分かりました。

それで、先ほども言いましたけれども、今年記録的な大雪ということで、この大雪という――今年大雪は法の適用を受けるべき災害と捉えられているのか、そこまでは至っていないというふうに考えていたのか、そのところの認識を教えてくださいいただけますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 災害に関する御質疑にお答えいたします。

市としましては、昨年12月28日に豪雪災害対策本部を立ち上げておりますので、災害というふうに捉えております。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 災害と認識していたということですけども、昨年は、秋田県とか、新潟県とか、富山県とか、福井県が、大雪による災害に係る災害救助法の適用申請、国に申請して、適用を受けています。適用を受ければ、国庫負担等の優遇措置があるわけですけども、県との協議、そのところはされたのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 災害救助法に関する御質疑にお答えいたします。

今年度におきましては、県と災害救助法に関する協議等については実施しておりません。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 青森市は、豪雪地帯の中でも特に、特別豪雪地帯とかに指定されていて、雪が多いところです。多分、県とかでも、あんまり——これは、申請して、認定を受ければ、いろいろと県のほうでも大変なところがあるので、なかなか、県のほうでもやりたくないのが本音ではないかと私は推測していますが、ただ、今年のような大雪だと、屋根が屋根雪で倒壊するとか、そういう心配もあります。ですから、ぜひ、これからのこともあるので、そのところは県と協議するような体制を取っていただきたい。これをお願いして、これについては終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、2款総務費2項徴税費2目徴収費、納付促進対策事業について、お聞きします。

4月から、電子マネー決済機能によるスマートフォンでの納付が開始されますが、今年度の利用者見込み数をお示してください。また、スマートフォンでの決済で利用できるアプリをお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 スマートフォンでの電子マネー決済機能による市税の納付で利用できる電子マネーアプリ、それから、利用者の見込み数についてのお尋ねにお答えいたします。

本市では、市税等の収納率の向上と収入未済額の縮減を図るための取組として、市民サービスのさらなる向上を図る観点も踏まえて、納付機会の拡大を図ることとし、近年、急速に普及しているスマートフォンを利用した電子マネー決済機能による市税の納付方法を令和4年度から導入するため、所要の予算を今定例会において計上しております。

スマートフォンを利用した市税の電子マネー決済機能による納付については、現在、コンビニエンスストア収納やスマートフォンを利用したインターネットバンキング等による納付を行うために活用している既存の収納システムを用いることとしており、納付できる税目は、固定資産税、軽自動車税、市・県民税の普通徴収分、国民健康保険税の普通徴収分の4税目を予定しております。利用できる電子マネーは、「PayPay」、「LINE Pay」、「au PAY」、「d払い」、「J-Coin」の5種類となっております。

令和4年度における電子マネー納付の利用件数は、本市と人口及び市税調定額の規模が近い下関市の利用実績を参考として、5200件程度を見込んでおります。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 5200件ぐらいということでしたけれども、このスマートフォンに

よる電子マネー納付の決済の流れを少し教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 再度の御質疑にお答えします。市税を電子マネーで納付した際の決済の流れについての御質疑であります。

決済の流れにつきましては2つの流れがありまして、納付情報と、それから納付金の流れについて、これがありますので、2つについて説明させていただきます。

市税を電子マネーで納付した際の情報の流れとしては、納付書のバーコードにひもづけられた納税者の氏名、住所——これは通知書番号という形で、ひもづけられておりますけれども、税目と期別、金額等の情報が、電子マネー事業者から収納代行事業者を経由して、市納税支援課へ送信され、納税支援課において、当該情報を税システム管理業者へ引き渡した後、市税収納管理システムに反映されるものであります。

一方、納付金の流れとしては、あらかじめ、現金をチャージしておくことで使用できる電子マネーの場合は、チャージすることで、現金が電子マネー事業者の口座にプールされることとなり、電子マネーを使用して、支払い行為を行うことで、電子マネー事業者の口座にプールされた現金が収納代行業者の口座へ移動し、納付情報と併せて、収納代行事業者から市の指定金融機関の公金収納口座へ送金されることとなります。このような流れとなります。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 電子マネーは、なかなか私も使わないものですから、これから使う市民も増えればいいなと思うんですけれども、ただ、この領収書というのはどういうふうになるんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 再度の御質疑にお答えします。

納税を電子マネーで行った場合の領収書はどのようになるのかという御質疑でありますけれども、電子マネーで納付した際は、一般的に、インターネット上での商品の購入等において、電子マネー決済を行った場合と同様に、支払い履歴は電子マネーの専用サイトで確認することができますけれども、領収書は発行されません。

こうしたことから、例えば、軽自動車税の種別割につきましては、その納税通知書の右端に領収済印を押すことで、それが納税証明書となって、車検に使われることができますけれども、その領収書が発行されないことから、これまでは、スマートフォンを利用して納付する際は、そうした場合は、領収書が発行されない旨を納税通知書に記載しておりましたけれども、令和4年度からは、電子マネーによる納付の開始に合わせて、この軽自動車の車検用の納税証明書が必要な場合は、金融機関またはコンビニエンスストアで納めていただくよう、これまでよりも、より詳しく記載して、お知らせすることとしております。なお、誤って電子マネーで納付してしまった場合は、市民課の窓口及び支所、情報コーナーにおいて、軽自動車の車

検用の納税証明書を手数料を頂くことなく、交付させていただいております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 領収書は発行されないということで、例えば、車検とかの場合、納税証明書が必要になります。それで、その場合は、そうすれば、スマートフォン決済した場合はどうすればいいのか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 再度の御質疑にお答えします。

軽自動車税の車検に必要な領収書、これがスマートフォン決済を行った場合に発行されないの、どのようにすればよろしいかというふうなお尋ねでありますけれども、市の窓口または情報コーナー等の窓口で、その納税証明書を、手数料を頂かず、無料で交付させていただいておりますので、お手数でも、おいでになっていただいて、交付の申請をしていただきたいと、こういうふうを考えているところであります。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 水道料金もスマートフォンでの決済ができると思うんですけれども、水道部ではどうでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○横内修水道部長 お答えする前に確認なんですが、ただいまの質疑は、電子マネー決済のアプリの種類のお話でしょうか、それとも、領収書のお話でしょうか。

〔奈良岡隆委員「領収書」と呼ぶ〕

○横内修水道部長 領収書につきましては、水道料金の決済についても、スマートフォン決済では発行されませんことから、窓口のほうにおいていただいて、その際に無料で証明書のほうを発行する予定としております。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、水道料金のほうも納税と同じような形で、窓口に行けば、納税証明書を出していただけると。

あと、このキャッシュレス決済の環境整備推進事業で、12月から、会計課ではキャッシュレス決済をやるとなっていますけれども、今の考え方として、領収書とかの取扱いについての考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。会計管理者。

○柿崎哲男会計管理者 窓口キャッシュレス決済環境整備推進事業における領収書の交付の御質疑にお答えいたします。

地方自治法では、納付事務を行う民間事業者が自治体に該当する額を納付した後に納付されたものとみなされる規定となっております。これに基づけば、キャッシュレス決済で決済した時点では納付されたことになっておらず、自治体としては領収書を発行することはできないということにはなっておりますが、他の自治体の例を

見ますと、いろいろと工夫されているところがあるようですので、これから12月のキャッシュレス決済を始める間に、いろいろと調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 要するに、クレジットの場合は後払い納付になるので、領収書の発行はしないということでしょうけれども、例えば、デビットカードの場合とかは違うと思うんですが、ぜひ、そののところとかも、12月からやるので、検討を十分していただきたい。

あと、市民課にも、ちょっと聞こうと思ったんですけども、きっと同じ答弁でしょうから——ちょっと、市民課のほうも、領収書について、どうされるつもりかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 奈良岡委員の領収書についての再度の御質疑にお答えさせていただきます。

今現在、窓口では現金で納付していただいておりますが、そちらの市民の方々に關しましては、領収書を発行しておりますが、来年度の12月以降にキャッシュレス決済が導入される予定となっております。会計機関で御答弁差し上げましたとおり、他自治体の調査も踏まえまして、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 このキャッシュレスというか、スマートフォンによる電子マネーのほうですけども、キャッシュレスは時代の流れだと思えるので、これからは、そちらのほうにいくようになると思うんですけども、4月から、スマートフォンでの電子マネーによる納付が始まりますけれども、多分、皆さん、あっ、二重払いをしちゃったとか、あれ、これはどうすればいいんだろうかといっって、悩んだり、問合せをしたくなったりするケースがあると思うんです。ほかのところでは、アプリの会社にといいところもあるみたいですけども、ぜひ、市役所で、市民から、そういう問合せがあったら、相談していただけるような体制をつくっていただきたい。相談の電話があったら、きちんとそれを、問合せに対して、どうすればいいんだろうということをお答えられるような問合せ窓口を設置していただきたいということをお願いして、これは終わります。

あと、次に、自動車運送事業会計の債務負担行為に関する調べについてお聞きしますが、3月5日から青森市地域連携ICカード——AOPASSの使用がスタートしましたけれども、これまでの使用実績——3月5日からなので——及び新年度の利用者見込み数をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 AOPASSの利用者見込み数と発行枚数の実績についての

御質疑にお答えをいたします。

交通部では、新型コロナウイルス感染症予防対策と収束後の観光需要回復に向けた受入れ環境整備を図るため、先週末の3月5日土曜日に、青森市営バス、青森市バス、青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」の全線において、青森市地域連携ICカード——AOPASSの発売及びサービスを開始し、これに併せ、国土交通省東北運輸局長、青森県知事、青森商工会議所会頭、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社長の関係者をお招きして、AOPASSサービスインセレモニーを開始し、広くAOPASSのサービス開始をPRしたところであります。

御質疑のありましたAOPASSの販売実績につきましては、3月8日火曜日までの4日間で、青森駅前発売所などの直営の発売所において、約1900枚を発売したほか、販売委託をしておりますコンビニエンスストア等には約3700枚を発売し、合わせて5600枚を発売したところであり、今後も、さらにコンビニエンスストアからの追加発注などの増加が見込まれているところであります。また、AOPASSの利用者からは、整理券を取らなくてよくなり、便利になった、カードだけでいいので、運賃支払いが早く、楽になったなどとの声が寄せられているところでもあります。

また、AOPASS等の交通系ICカードの利用者につきましては、交通系ICカードを導入している函館市の事例では、現在、おおむね8割の利用者が交通系ICカードを利用し、残る約2割は現金での利用になっているということでもあります。このことから、令和2年度の青森市営バス、青森市市バス、青森市シャトル・ルートバス「ねぶたん号」の利用実績延べ約600万人の8割となる延べ約480万人の方々に、将来的には御利用いただけるものと見込んでいるところであります。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 分かりました。すごいですね、5600枚、4日間ということ。今、ちょっと思ったんですけれども、さっきの領収書の関係と同じで、例えば、Suicaとかは利用履歴が出てきますよね。例えば、このAOPASSの場合は、利用履歴とかを出せるんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 奈良岡委員のAOPASSの利用履歴に関する御質疑にお答えいたします。

車内でお支払いする場合は、その場で残高というのは見えますけれども、その場で利用履歴というのは出せないというふうなところになっております。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 要するに、なぜ聞いたかというのと、チャージして、チャージの領収書はもらっても、それは経費にならないんですよね。どこからどこまで乗ったかを証明しなきゃいけない。それで、例えば、Suicaの場合だと、どこからどこまでというような利用履歴がきて、それに合わせた金額が出てくるので使えますけ

れども、今、AOPASSの場合は、そういうので使えるのかどうかと思って、今、お聞きしたんですけれども、分かりますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 再度の御質疑にお答えをいたします。

乗車履歴というふうな形でありますれば、ちょっと、お手数ではありますがけれども、窓口に来ていただいて、私どものほうで、その状況が分かって、ここまでの、例えば、いつ、どこの区間で乗ったという事実を確認するのであれば、それに関する証明書のなものはお出しすることは可能であります。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 それでは、高齢者福祉乗車証「いき・粋乗車証」を持っている方、要するに高齢者の方がAOPASSに乗り換えるための手続はどうすればいいのか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 高齢者のAOPASSへの切替えの手続についての御質疑にお答えをいたします。

「いき・粋乗車証」には、月額1100円のフリーパスと、毎回100円のワンコインで御利用できる状況になっておりますが、いずれの場合も、AOPASSへの切替えの際には、「いき・粋乗車証」と身分証明書及びAOPASSの新規購入に係る預り金——デポジットといいますけれども、500円を御用意いただき、青森駅前発売所やNTT青森支店前発売所、東西両営業所などで手続をすることができます。

以上でございます。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 先ほどの答弁で、AOPASSが非常に使い勝手がいいという、降りるときに楽だという話を聞きましたけれども、私のところにも声に来ていまして、その声は、Suicaを持っていて、使えるというのは分かっている、バスに乗ったんだそうです。ところが、乗るときに整理券を取ってしまった。そしたら、そのあとに若い人たちが来て、あそこでタッチして乗車してきた。それで、その方は、ああ、そうすれば、整理券を取ってしまえば、Suicaは使えないんだなと思ったそうです。それで、現金で支払って降りた。でも、実際は、整理券を取っても、降りるときにSuicaで決済する、Suicaをやれば使えるということらしいんですけれども、よく車内とかに、せつかく新しい制度なので、きちんと分かりやすく、座席の後ろでもいいですし、皆さん——何か所かは、きっと置いているんでしょうけれども、乗車している方はよく分からないところもあるので、分かるような場所に、こういうバスですよという——特にバスを使う人は高齢者が多いですからね。まあ、若い人たちも使いますけれども。ですから、そのところをしっかりと分かるような形で周知徹底を図っていただきたい。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、1つ、スマートフォンでの決済の導入とかは、将来的には考えられているんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 電子マネー決済への対応についての御質疑にお答えをいたします。

バス車内での精算では、ラッシュ時などは短時間に多数の方の決済を処理しなければならないというふうなことでありますので、決済スピードに優れた交通系ICカード、これでの決済を基本としておりまして、交通系ICカード以外での決済については、現在のところ、検討していないところであります。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 是非、高齢者へも分かりやすく、使い勝手がいいように、これからやっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

次に、7款商工費2目商工振興費4目観光地整備事業費、道の駅「ゆ〜さ浅虫」改修について、お聞きします。

リニューアルの背景をお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 ユーサ浅虫のリニューアルの背景についての質疑にお答えをいたします。

ユーサ浅虫は休憩機能、情報発信機能や地域連携機能といった道の駅の機能に加えまして、天然温泉の展望浴場を備えた観光レクリエーション施設として、平成12年4月に供用を開始し、オープン当初は75万人を超える方々に御利用いただくなど、これまで、浅虫地域のにぎわい創出に大きな役割を果たしてまいりました。一方、ユーサ浅虫の利用者数につきましては、近年、減少傾向で推移し、令和元年度は60万人となり、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、約35万人まで落ち込んでおります。また、施設の供用開始から20年以上が経過し、設備や備品の老朽化も課題となっております。

浅虫地域におきましては、来年度、県と市が連携し、高齢者や観光客等が安心して駅を利用できる環境を整備するため、浅虫温泉駅のバリアフリー化の工事に着手するとともに、7月から8月にかけて、青森山田高等学校をはじめとする全国の中学・高校世代のトップチームが参加する（仮称）第1回青森ユースサッカー大会が開催され、浅虫温泉がメインの宿泊地となるなど、地域の活性化に資する取組が予定されております。本市では、このような当該地域における取組等の相乗効果を発揮させ、ユーサ浅虫のさらなる利用促進を図るとともに、設備や備品の老朽化にも対応するため、海水浴など、レジャーでにぎわう7月をめぐりにリニューアルを行うこととしたところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 何か、3階にキッズコーナーを作られるというような話も聞きますけれども、そのキッズコーナーの概要をお示してください。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

○**横内信満経済部理事** 再度の質疑にお答えいたします。

キッズコーナーの概要といたしましては、広さ約240平方メートルとなっております。滑り台や大型のソフト積み木など、遊具を配置するほか、授乳室も設置することとしております。場所につきましては、3階の美術展示ギャラリーを2階の休憩コーナーへ移設し、設置いたします。

なお、利用時間につきましては、ユーサ浅虫の開館時間でありまして朝9時から19時までとなっております。無料で御利用いただけるようにいたします。

以上でございます。

○**山本武朝委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 7月頃にリニューアルということですがけれども、リニューアルオープンは、そうすれば、いつ頃になるんですかね。改修に当たって、当然、閉館するのか、それとも一部閉館なのか。ちょっと、リニューアルのタイムスケジュールを簡単にお示してください。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

○**横内信満経済部理事** 再度の御質疑にお答えをいたします。

ユーサ浅虫の改修工事につきましては、主に1階の物販コーナー及び3階の美術展示コーナーを対象に工事を行いますので、そのほかの施設につきましては、工事中も通常どおり営業ということとしております。

具体的なスケジュールであります。あくまでも現時点の想定でありますけれども、6月までは事業者の準備期間でありますので、全館通常営業いたします。7月上旬から中旬までの約2週間程度は、現場での作業を見込んでおります。工事現場となります物販コーナーは、内装工事を行うことになっておりますので、利用者の安全確保のため、一部立入りを制限することもあるかと思っておりますけれども、今後、利用者の利便性を損なわないよう、事業者や指定管理者と協議・検討の上、進めてまいります。

以上でございます。

○**山本武朝委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** ということは、7月上旬から中旬まで工事をやるということなので、そうすれば、オープンはいつ頃にされるんですか。海開きとか何とか、いろいろイベントがあると思うんですけれども、めどとして教えてもらえますか。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。経済部理事。

○**横内信満経済部理事** 再度の御質疑にお答えいたします。

ユーサ浅虫のリニューアルオープンにつきましては、工事を、今ほど、7月中旬までと申し上げましたけれども、今、具体的な日付までは、まだ決まっております。

んが、7月中旬にはオープンしたい、夏休み前までにはオープンしたいというふう
に考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 夏休み前までに、ぜひ楽しい道の駅にしてほしいと思いますけれど、あと、最後に質疑しますが、2款総務費4項選挙費、有権者の利便性のさらなる向上について、お聞きします。

1日だけですが、大学に期日前投票所を作っていますけれども、これを増やすことはできないのかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 奈良岡委員からの選挙についての御質疑にお答えいたします。

市内4大学における期日前投票所につきましては、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを契機に、若年層の投票率向上を図るため、大半の学生が有権者となる市内4年制の4大学に、いち早く設置してきたところであります。この期日前投票所の運営に当たりましては、選挙期日確定後、速やかに、それぞれの大学側と、1つに、期日前投票日の日程調整、2つに、大学内での期日前投票所設置場所の確保、3つに、学生が従事する投票管理者、投票立会人及び投票事務従事者7名程度の推薦依頼、これらについて調整し、また、選挙管理委員会事務局におきましては、従事する学生をサポートするための選挙管理委員会事務局を含む市職員3名程度を確保し、各大学で1日ずつ実施してきたところでありますが、特に各大学で7名程度を要する投票管理者、投票立会人及び投票事務従事者の確保につきましては、学内で希望者を募集しても集まらない場合もあり、その際は大学側と協議を重ねるなど、その確保に努め、それでもなお、どうしても確保できない場合には、その欠員部分を選挙管理委員会事務局が補うなど、大きな事務負担となっているものであります。

この期日前投票所設置期間を増やすこととなりますと、従事する学生をサポートするための選挙管理委員会事務局を含む市職員の確保のみならず、現在、確保に苦勞している学生従事者をこれまで以上に確保しなければならなくなること、また、期日前投票所設置場所を一定期間確保することにより、各大学での行事に支障を来すおそれや、大学によっては教室を提供していただいているところもあり、学生の勉学を妨げるおそれがあることなどの課題があるところであります。このことから、期日前投票所設置期間を増やすことは考えておりませんが、本年3月1日から新たに、投票立会人及び投票事務従事者の希望者をあらかじめ募集し、選挙が行われな
い期間も含め、長期間名簿に登録して必要人数を確保しておき、選挙の都度、その登録者の中から投票立会人や投票事務従事者に充てる青森市選挙事務従事者登録制度を開始したところであり、今後、各大学の協力を得ながら、制度の周知と呼びかけを行い、従事する学生の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 投票率がアップするということは、大変重要なことだと私は思っていますけれども、昨年の衆院選で、むつ市では移動式の投票所を高校に設置しています。期日前投票所を高校に設置する考えはないのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 本市における高校への期日前投票所の設置についての再度の御質疑にお答えいたします。

高等学校への期日前投票所の設置につきましては、県内の自治体において、高校の先生や生徒に投票事務従事者及び投票立会人の一部を務めていただくほか、事務局職員を含む市職員を2名から8名ほどを配置して運営した例があることを承知しております。

本市の高校は、公立・私立及び特別支援学校を含めて、市内に21校存在し、仮に、高校側の御理解を頂いて、高校生が投票事務従事者及び投票立会人を務めたとしても、投票所に配置する事務局職員及び投票事務従事者の確保が難しいこと、また、1回の選挙で全ての高校に期日前投票所を設置することが困難であることなどの課題があります。このことから、高校に期日前投票所を設置することは、新有権者に投票を促すための1つの手段であると認識はしておりますが、現時点においては、期日前投票所の設置は考えていないところであります。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 現時点では考えていないということは、将来的には考えるということと好意的に受け止めましたけれども、昨年の衆院選で、高校に期日前投票所を設置したのは20件です。47分の20。高校への設置というのは、投票率も関係しますけれども、若者へ、利便性以上に啓発的な意義が大きいと私は思います。婚姻事業も始まっていますし、若者のそういう意識を高めることにもつながると私は思うんですよね。これは非常に重要なことだと私は思います。

この期日前投票所をどこに設置するのかは市町村選管の判断ですよ。市の選管の判断ですよ。やろうと思えばできるんですよ。いろいろと、人が足りないとかとおっしゃいましたけれども、バスなどを利用した移動式期日前投票を設置して、投票率アップを図るべきだと思います。そのことを強く要望して、これで私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 ただいま、都市整備部長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 先ほどの奈良委員からの全面委託工区の積算方法に関し……（発言する者あり）奈良岡委員からの全面委託工区の積算方法に関する御質疑のうち、除雪回数について、お答えいたします。

除雪回数が多い地区につきましては、戸山地区など、回数は15回となっております。また、少ない地区につきましては、野内地区、久栗坂地区などで8回となっております。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。
再開は午前11時30分からといたします。

午前11時19分休憩

午前11時30分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。
質疑を続行いたします。
次に、秋村光男委員。

○秋村光男委員 市民クラブの秋村光男です。来年度の事業の中から、4点にわたって、質疑をさせていただきたいと思います。

最初は、プレミアム付商品券事業についてであります。

この事業は、過去2回、つまり今回で3回続けて継続して取り組んでいる事業であります。目的は、はっきり書かれているように、地域経済の回復と地元事業者の支援と。これが事業の目的であります。昨年、私が質疑したときに、この目的に沿った形での事業展開になっているかというふうなことを質疑をいたしました。例えば、過去に、どういう業界に、どれだけの商品券が使われたかというデータも見させていただきましたけれども、やっぱり使われているのは、地元でも比較的大きな事業者といいますか、そういうところに多く使われているんです。そういう事業所というのは、本社が青森でない場合が多いんです。例えば、青森の大型の家電販売店だとか、それからドラッグストアだとか、そういうのを見ても、本社が青森以外のところが多いんです。

そういう意味では、やっぱり地元の振興ということを考えると、地元の企業にちょっと厚くしたいと。そういう思いもあって、去年、いろいろと質疑させていただいて、大変前向きな答弁を、もう去年で頂いたというふうな記憶を私は持っています。

そこで、お伺いしたいと思うんですけれども、令和4年度における青森市のプレミアム付商品券事業の拡大の内容について、お示しをいただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 秋村委員からの青森市プレミアム付商品券事業の拡充内容についての御質疑にお答えいたします。

青森市プレミアム付商品券事業につきましては、長引く新型コロナウイルス感染

症の影響により、依然として厳しい状況にある地域経済の回復に向け、市民の生活を応援し、市内の消費喚起につなげるとともに、地元事業者の支援にも重点を置き、実施するものであります。令和4年度における本事業の拡充内容につきましては、これまで30%であったプレミアム率を50%に引き上げ、1万円で1万5000円分の商品券を発行するものであります。また、オミクロン株の急拡大で大きなダメージを受けている市内事業者の支援が急務でありますことから、全ての登録店舗で利用できる共通券1万円に加え、特に地元事業者を支援するため、市内に本店がある事業者の店舗限定で利用できる地元応援券5000円を新たに設けたところであります。

このように、これまで実施してきましたプレミアム付商品券事業より、さらに踏み込んだ事業内容とすることで、コロナ禍で打撃を受けている市内事業者を支援し、地域経済の回復に努めてまいります。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。御答弁を頂いたように、プレミアム率の向上、そして地元応援券を設けるということで、商品券を分けて発行するという事になっています。

私は、よく、こういう取組していただいたなというふうに思うんですが、ただ、地元応援券、これは市内に本店がある事業者の店舗となっています。それで、市民の皆さんから、ここのお店が本店が青森市にあるのかどうかというのは、これは、ちょっと分かりにくいかなあというふうに思うんです。それで、行ったところが、いや、この商品券は使えませんよとかというふうなことが起こらないような、何か対策が必要かなと思っているんですが、その辺のところはいかがですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 秋村委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

今後、これから、対応とかを考えていきますけれども、基本、当然、商品券事業については、新聞広告等でもPRしております。その中で、地元応援券が使えるお店とかというのをPRしていくことは、まず考えております。あと、これまでも、のぼりで、そこのお店というか、その事業者でこの商品券が使えるという形ののぼりでPRもしておりましたので、その中で、地元用の——のぼりを区分けするか、そういう形で、市民の方が使えるのを分かるような形で対応していきたいというふうにして考えております。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 そこは混乱というと、ちょっと大げさですけども、せっかく持っていったんだけど、これは使えませんよとかというふうなことになってはまずいので、その辺は明確に、使えるもの使えないものを区別できるような商品券といいますか——もちろん、商品券は、できるだけ似たものでないような、そういうものを作るかと思うんですが、そういうトラブルができるだけ発生しないように対策を取っていただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、目的は地域経済の回復と地元事業者の支援なんですよね。青森市の経済は、一体、どうなっているのかと。経済がよくなっていつているのか、悪くなっていつているのかということ考えたときに、一般質問の中でも、いわゆる市税、この市税の収入が、個人と法人はあるようですけれども、来年度の予算を見ると約4%上昇するといいますが、そういうような試算になっているんですけれども、これは本当なのかという、うちの会派の議員も質問されたんですけれども、まあ、そうだと。

しかし、実際、街に出てみて、青森市の経済を考えたときに、これは青森市の経済が上昇しているとは、とても私には考えられないです。とりわけ、夜の飲食店街を回ってみても、青森市の経済は上向きなんだよというのは、とても言えません。それだけ落ち込んでいる状況なんです。ですから、来年度の予算で税収が約4%アップ。しかし、経済の回復、地元の支援ということで、プレミアム付商品券事業として実施しているわけですけれども、実際、青森市の経済はどうなんだということを考えると、私は非常に複雑な心境であります。

続いての質疑は、先ほど、奈良岡委員からも同じような質疑が出ました。それは、ユーサ浅虫の改修の関係であります。ですけれども、私も、ちょっとこう、視点を変えて、お伺いしたいというふうに思います。

今から20年ほど前に、ユーサ浅虫、いわゆる道の駅がオープンしたというふうに思っています。私も結構行きました。お客様も結構いたし、それからレストランもありました。今、屋上といいますか、最上階に風呂もあります。そういう意味では非常に集まりやすかったんですけれども、そのあと、ユーサ浅虫の収入も、ある程度確保しながら、ずっと推移をしてきているというような状況にありますけれども、今、とりわけコロナの関係からいけば、ここ2年、3年ほど、経営が非常に厳しい状況にあるかと思えます。これはやむを得ない現象だというふうに私は思っているんですが、時々、ユーサ浅虫に行く機会もあります。私は、あの地域にも行きます。本当にお客さん入ってないんです。中にいる店員の方の声かけもよくないです。ただ、声をかけてくれるのは、ソフトクリームを売っている、あのお嬢さんは声をかけてくれる。

ですから、ユーサ浅虫よりもその隣にある市場、あそこはユーサ市場と言っていたでしょうか、あそこのほうが、人が入っているんです。あそこのほうが、人が結構入っています。そういう点では、このままだったら、ちょっとまずいなと思っていたところに、浅虫の駅にエレベーターの設置だとか、そういう話が出てきて、これはいいぞと。これを何とかつなげられないかというふうに思っていたときに、このリニューアルをするというふうなことで、时期的にはタイムリーかなというふうに思ったんです。できれば本当は、市場も一緒にまとめたいとは思っていたんですが、そうはならないというようなことでありますけれども、リニューアルの理由と概要についてお伺いをします。先ほど、奈良岡委員と同じ部分については割愛し

て結構です。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 ユーサ浅虫リニューアルの理由と概要についての質疑にお答えをいたします。

浅虫地域におきましては、来年度、浅虫温泉駅のバリアフリー化の工事着手や、第1回青森ユースサッカー大会——仮称でありますけれども——の開催が予定されるなど、地域の活性化に資する取組が予定されておりました。当該地域における取組との相乗効果を発揮させ、ユーサ浅虫のさらなる利用促進を図るとともに、設備や備品の老朽化にも対応するため、7月をめぐりにリニューアルを行うこととしております。

リニューアルに当たりましては、休憩や物販で利用する方へのサービス向上に加えまして、施設自体が目的地となるような機能充実を図ることとしております。具体的には、1つに、利用者が明るい雰囲気の中で快適に買物を楽しめるよう、1階物販コーナーの陳列棚の全面更新や、ジェラートなど、新たな商品の展開、2つに、天候に左右されることなく、親子が無料で気軽に遊べる、広さ約240平方メートルのキッズコーナーを3階に新設、3つに、屋外でくつろぎながら、朝食や休憩ができるスペースをユーサ市場前に新設するほか、館内外の案内サインを整備することによりまして、利用者の利便性を向上させることとしております。

今後におきましては、リニューアルに加えまして、引き続き、指定管理者や地域と連携し、各種イベントを充実させるなど、拠点施設として、浅虫地域の活性化を図ってまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。先ほどの奈良岡委員への答弁で、既に設計が終わって、実行に移していくというところまで進んでいるようでありますけれども、私は建設屋ではありませんので、中身は、あまりよく知らないんですけれども、やっぱり、あそこに行って感じるの、あの海辺にありながら、海を全く活用していないということなんです。例えば、1階の物販販売でもそうです。1階の物販販売の中に入ると、もう海が見えません。全部壁で、海がもう見えないんです。それから、3階の休憩所——一応、休憩所となっていますけれども、休憩所というのは、椅子に座って、コーヒーでも飲む。そして、海を見ながらというのが、あそこの売りだと思ってしまうんですが、椅子に座って、海が見えないんです。窓がないんです。ああいう造りというのは、本来、やっぱり、私は素人ですけれども、どうなのかなというふうに思うんですが、あそこはキッズコーナーに、今、するんですよ。3階、あそこで、子どもたちが自由に遊べて、できるならば、あそこから子どもたちにも海を見てもらいたいなというふうな造りをぜひとも要望したいというふうに思いますし、リニューアルしたからには、やっぱり収入をしっかりと確保していかなきゃ

ならないというふうに思うんですね。

そこでお伺いいたします。ユーサ浅虫における過去 10 年間の収支の実績をお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 ユーサ浅虫事業所の収支状況についての御質疑にお答えいたします。指定管理者である一般財団法人青森市文化観光振興財団のユーサ浅虫事業所における当期損益についてであります。

平成 23 年度は 870 万 3995 円の赤字、平成 24 年度は 683 万 7848 円の黒字、平成 25 年度は 565 万 19 円の黒字、平成 26 年度は 233 万 99 円の黒字、平成 27 年度は 550 万 8055 円の黒字、平成 28 年度は 207 万 8777 円の黒字、平成 29 年度は 649 万 1230 円の赤字、平成 30 年度は 33 万 1272 円の赤字、令和元年度は 39 万 2405 円の赤字、令和 2 年度は 3361 万 6264 円の赤字となっております。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。黒字が続いていた時期があるんですね。平成 24 年から平成 28 年は、毎年、500 万円、600 万円の黒字を出していたというときもあるんです。まあ、たまたま私が行ったときには、入場者がいなかったということだけで、私が行かないときには、お客様が入っていたのかもしれないんですけども、黒字を出していたときもあって、そしてコロナの中で、やっぱり赤字って、これはやむを得ないところかなというふうに思っています。

収支決算は分かりました。こういう状況にあると。その 10 年の間で、要するに入館者、お客さんがどのくらい入っているのかということをお示し願います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。ユーサ浅虫における入場者数の過去 10 年間の実績ということであります。

まず、平成 23 年度は 75 万 883 人、平成 24 年度は 65 万 7439 人、平成 25 年度は 67 万 5495 人、平成 26 年度は 67 万 2119 人、平成 27 年度は 68 万 5216 人、平成 28 年度は 67 万 3753 人、平成 29 年度は 65 万 171 人、平成 30 年度は 63 万 443 人、令和元年度は 60 万 3764 人、令和 2 年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴いまして、大幅に減少し、35 万 4590 人となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。先ほど、私が言った、お客様がいないときに私が行っているのかというふうなことを言ったんですけども、今、平成 23 年から令和元年までの入館者数を見てみると、大体、年間平均で六十七、八万人ぐらい、やっぱり入っているんです。そうすると、月々が大体何万人という入館者を確保しているということからいくと、まあ、やり方、経営の方法として、これは黒字を確保していけるんじゃないかと。もちろん、リニューアルも含めて、どうい

リニューアルになるのかは定かではありませんけれども、できるんじゃないかという、ちょっとした期待といいますかね、そういうものを持ってもいいんじゃないかなというふうに思っています。

やっぱり頑張っていかなきゃならないのは、こういうリニューアルをするときに何が必要かと。例えば、今回、キッズコーナーを設けますよね。このキッズコーナーを設置する、その必要性の判断。これは何で判断したかというようなことというのは、これは、やっぱりデータでしょ。私はデータ収集だと思います。全く関係ないところに、例えば——例えばで悪いんですけども、あそこに温泉に入る人はいるけれども、子どもが遊びに行くようなところじゃないねといったところになると、果たして、キッズコーナーというのは、どういう意味を持つのかなというふうになっていきます。ですから、例えば、地域といいますか、保育所であるとか、幼稚園であるとか、そういうところとの連携だとか、そういうものも当然必要になってくるだろうというふうに思いますけれども、いずれにしても、浅虫の駅のリニューアル、そして、青森でのサッカーの大きい大会であるとか、そういうものを、これから、どんだんどんどん集客に向けた取組として、やっぱり市は取り組んでいかなきゃならないし、そういうときに、有効的にユーサ浅虫を活用していくということが非常に大事になってくると思いますので、これまで以上に知恵を絞った経営というものが求められてくるだろうというふうに思っています。以上で、ユーサ浅虫の質疑は終わります。

次は防災対策事業についてであります。

これは、私、本会議でも質問しましたけれども、やっぱり、来年度の予算に関わることで、少しお伺いしたいというふうに思っています。来年度の予算を見れば、防災対策事業として計上されておりますけれども、この中身が、解説をちょっと読んでも、どういうところにどれだけの予算を使うのかというところがちょっと分かりませんので、事業費の中身について、お伺いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 秋村委員からの令和4年度当初予算の防災対策事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

令和4年度当初予算の防災対策事業の概要につきましては、災害応急体制の整備といたしまして、青森県防災ヘリコプター連絡協議会負担金1228万7000円、災害応急措置費600万円、津波対策の推進といたしまして、津波ハザードマップ配布業務委託料204万7000円、要配慮者利用施設における避難体制の強化促進等として、通信運搬費等その他68万7000円の合計2102万1000円となっているものであります。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。来年度の防災事業費としては、少し少ないなというふうに私は受け止めをしているんですが、今、総務部長の答弁を伺って、

これから最も力を入れていく必要があるだろうと私は思っています。津波避難計画の更新に関わる予算というのは、これに入っていないんですよね。私は入れるべきだと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 津波避難計画の更新に要する経費についての再度の御質疑にお答えいたします。

津波避難計画につきましては、津波対策の推進に関する法律により、「市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない」とされております。

本市では、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災により、東日本の太平洋沿岸各地で甚大な津波被害が発生したこと、また、青森県において、津波浸水予測が公表されたことを契機に、市民の生命、身体の安全を確保するため、津波による地域ごとの浸水予測、避難行動に関する情報を提供し、市民一人一人の主体的な避難行動に資するよう、青森市津波避難計画を平成26年2月に策定し、その後、避難指示の発令基準の改正等に応じまして、改正を行ってきたところであります。

令和2年4月、内閣府から公表されました日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルを踏まえて青森県が公表いたしました新たな津波浸水想定に基づき、本市では、津波ハザードマップを更新することとしています。新たな津波ハザードマップで示す津波浸水想定区域は、従前、青森県が公表いたしました津波浸水想定の数値と比べ、大幅に拡大していることから、津波避難計画についても、新たな津波ハザードマップに応じ、更新することとし、現在、その更新作業に取り組んでおります。当該作業に当たりましては、青森県で策定いたしました市町村津波避難計画策定指針や他都市における津波避難計画などを参考としながら、危機管理課の職員が作業を行っておりますことから、更新に要する直接経費はないものであります。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。ハザードマップと両輪の津波避難計画、これはつくっていきますよということによろしいんですね。ただ、予算化してないと。これもまた、担当も大変なことになると思います。予算がなくて、この事業を進めるということですので、ここは何とか措置したほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけども、やっぱり予算がないとなると、この事業も恐らく遅れると思います。遅れることは避けてほしいなと私は思います。ハザードマップが、もう3月中に出来上がるような状態ですよ。ですから、年度が明けて、4月になると、新しいハザードマップがばんと出てきます。そうすると、それに合わせた津波避難計画、それも本当は一緒に照らし合わせたいんですが、そっちにまだ手がついていないということで、やっぱりできるだけ早く手をつけるためにも、何かの形で、やっぱり少し予算化するべきじゃないかというふうに、そこは総務部長に訴えておきま

す。

以上で、防災対策については終わります。

最後になりますけれども、期日前投票所の増設についてということで、来年度、新たに増設するということでもあります。私も、この投票所の増設については賛成するものであります。

そこで、市議会議員一般選挙及び参議院議員通常選挙における過去5回の期日前投票者数及び全体の投票者数に占める期日前投票者の割合について、お示し願いたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 秋村委員からの期日前投票の投票者数等についての御質疑にお答えいたします。

市議会議員一般選挙及び参議院議員通常選挙の過去5回についての御質疑ではありますが、期日前投票につきましては、平成15年の法改正により導入された制度でありますことから、導入後の選挙について御答弁申し上げたいと存じます。

まず、本市の市議会議員一般選挙につきましては4回実施されております。各選挙における期日前投票者数及び全体の投票者数に占める期日前投票者の割合は、平成18年が1万2332人、8.76%、平成22年が1万8277人、15.45%、平成26年が2万853人、18.66%、平成30年が2万6884人、26.73%となっており、選挙のたびごとに上昇しております。

次に、参議院議員通常選挙の選挙区における本市の期日前投票者数及び全体の投票者数に占める期日前投票者の割合は、平成19年が2万1990人、15.75%、平成22年が2万3874人、17.37%、平成25年が2万6430人、23.02%、平成28年が3万7937人、27.90%、令和元年が3万6453人、34.70%となっており、同じく選挙のたびごとに上昇しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。今、答弁を頂きまして、選挙のたびに比率が上がっているということで、市議会議員一般選挙、参議院議員通常選挙でもそうなんですけれども、このときの投票率は分かりますか。全体の投票率をお願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 投票率についての再度の御質疑にお答えいたします。

まず、市議会議員一般選挙の投票率であります。平成18年が55.61%、平成22年が47.55%、平成26年が45.63%、平成30年が41.41%であります。

次に、参議院議員通常選挙の選挙区の投票率であります。平成19年が54.97%、平成22年が54.79%、平成25年が46.04%、平成28年が54.59%、令和元年が43.00%

であります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。今、御答弁を頂いたように、期日前投票をする有権者の数は増えているんですね。増えている。しかし、投票率は下がっているんです。これは何を意味するのかということなんです。これをやっぱり考えていかないと駄目だと思うんですね。せっかく、この期日前投票に行く人が増えてきているのに、投票率が上がっていかないというのはちょっとおかしいじゃないかと。じゃあ、この期日前投票に行っている人が増えているというのは、これはどういうことだということ、私なりに考えてみると、確かに、場所が増えてきていますので、場所が増えると確かに有権者には便利です。ですから、期日前投票に行く有権者が増えてくるという、これは分かります。ただし、今まで選挙に行っていない人が、場所が増えたからといって、その場所へ行って投票するかと。これは期待できないと私は思います。そういう意味を示しているんじゃないかと思う。ですから、今までは選挙に行かないけれども、投票所が近くになったから、そこに行く。行って投票すると。そういう人が増えてくれればいいけれども、増えないということです。そういう点からいって、やっぱり期日前投票に行く人が増えてくる。これも大歓迎。そして、これをいかにして、投票率の向上につなげていくのかということ、選挙管理委員会事務局は考えていかなきゃならないと思います。その辺について、どのようなお考えがおりますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 投票率向上についての再度の御質疑にお答えいたします。

今、秋村委員がおっしゃったとおり、それは私どもも同じように考えているところでもあります。もちろん、その投票率の向上のために、投票環境を整えるということで、今回の期日前投票所の増設の実現に向けて取り組んでいるところでもありますけれども、それで、いかに、これまで投票に行かなかった人に、投票所に足を運んでもらうかということのために、啓発活動あるいはその周知に力を入れて、今後も取り組んでいきたいと。そして、投票率の向上につなげていきたいと考えているところでもあります。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今、選挙管理委員会事務局長のほうから、大変力強い御答弁を頂きまして、ぜひとも投票率の向上に向けた取組を——私たちも一議員として、日頃の活動を通して、市民の皆さんが選挙に関心を持っていただけるような、そういう要求や要望というものを市民の皆さんからされるわけです。どうしてこんなに投票率が低いんだということ、選挙管理委員会事務局と一緒にしながら、1%でも2%でも上げるための取組をしていきたいということ、申し上げまして、私の質

疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時15分からといたします。

午後0時11分休憩

午後1時15分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連して、雪対策について質疑します。

まず、先日の一般質問で、市民雪寄せ場が減っていて、空白になっている地域もあるということについて、除排雪の入り方の強化が必要だと訴えました。そのときの答弁は、出し雪をしないように、注意喚起等を強化するという答弁だったと思います。しかし、現状では、雪を持って行く場所がない中で、やむなく、自分たちの敷地の脇に雪を積んでしまう。その結果、道路にもはみ出してしまおうと。あるいは、捨場所が狭くて、道路にはみ出してしまおう、こうしたことが起こっています。

何も、出し雪が出るたびに除排雪をするということでもなく、市民雪寄せ場が極端に少ない地域への除排雪の入り方の強化について、除排雪事業実施計画などに位置づけるべきではないかと思いますが、市の見解をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 赤平委員からの雪対策についての御質疑にお答えいたします。

出し雪につきましては、条例にもありますとおり、禁止されている行為であります。また、自ら融雪施設等を設置して、雪を処理している市民の方もいらっしゃる中で、自分の敷地の雪は自分で処理するということが基本であるというふうに考えております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 基本はそうだと思うんですけども、ただ、やむを得ず、やっぱり出してしまおう雪をどうするのかということの対応は考えなくてはいけないというふうに思います。

道路が極端に狭くなったりしていても、その原因が出し雪だということであれば、

除排雪がなかなか入れないという状況に、今、なっています。しかし、地域によっては、出したくなくても出さざるを得ない地域が存在しているということが、さきの一般質問でも明らかです。中・長期的には、市民の雪の捨場所をどうやって確保していくのかという問題も必要だと思います。

一方で、工区の中で、155工区中91か所も市民の雪寄せ場がゼロか1か所しかないという状況の中で、そういう空白になっている地域への除排雪の入り方を強化することが必要だというふうに思います。これは、重ねて要望したいと思います。

雪対策に関連して、市民センターの除排雪について質疑したいと思います。

今冬、大変な大雪となり、市民の様々な活動拠点でもある各市民センターなどでも、現在、除雪で片づけた雪が巨大な山となって置いてあります。この各市民センターの除排雪についてですが、まずは、直営施設を除く各市民センターの駐車場の除排雪経費の考え方について、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 赤平委員の各市民センター駐車場の除排雪についての御質疑にお答えいたします。

直営施設であります中央市民センターを除く、10館の地区市民センター駐車場の除排雪につきましては、各館の施設を管理しております指定管理者が、当該年度の指定管理料の中で、おのおの、委託業者と契約を締結し、冬期間における降積雪の状況等を踏まえ、除雪や排雪を行い、市民センターの利用者の皆様に施設を御利用いただいております。地区市民センター駐車場の除排雪経費につきましては、各施設の規模や敷地の状況、過去の除排雪実績等を考慮し、積算しているところであります。今後におきましても、各施設の利用状況等を踏まえ、利用者の皆様に御不便をおかけすることのないよう、適時適切な除排雪の実施に努めてまいります。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 利用者の不便などが無いように対応していきたいということなのですが、私も各市民センターを見てきました。例えば、西部市民センターでは、今、駐車場の3分の1ほどが高さ大体3メートルぐらい、もうちょっと、もっとあると思いますけれども、雪の山で埋め尽くされています。油川や東部、横内、戸山なども、3分の1から半分ほどが雪山に占拠されていると思われまます。この状況について、市はどのような見解を持っているのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 各市民センターの駐車場の除排雪の状況についての再質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げたとおりですけれども、各市民センターにつきましては、各施設の規模、敷地の状況あるいは使用の状況が異なっておりまして、それらを踏まえて、できるだけ利用者の皆様に御不便をおかけすることのないよう努めているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 先ほどの答弁では不便かけないように対応するというお話があったわけですが、3分の1とか半分ぐらいとか、今、埋まっている状態は、大変不便を感じております。問題だと思うのは、除雪の経費があっても、排雪をする費用を賄うことが、実際、できていないのではないかなというふうに思わざるを得ないということなんです。

市は、先ほど来、おっしゃっている委託料の中に、この排雪の費用も十分に入っているという認識でしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 赤平委員の各市民センター駐車場の除排雪についての再質疑にお答えいたします。

予算につきましては、先ほども申し上げましたが、各施設の規模や敷地の状況、過去の除排雪の実績等を考慮して積算し、計上しているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 同じ答弁の繰り返しなんですけれども。そうであれば、指定管理者の判断で入れるとかということではできんだというふうに私は受け取りましたけれども、今冬のような大雪が降ったという場合にも十分対応できる、それぐらいちゃんと見ていますよという認識でしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 各市民センターの駐車場についての再質疑にお答えいたします。

まず、駐車場の状況、それらを踏まえながら、必要に応じて、関係部署と対応を協議するなど含めて、指定管理者と連携して対応しているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 やはり、指定管理者の判断に幾ら任せていても、現状、このまま雪解けをずっと待っているというような状況には、指定管理者自身も、したくはないというふうに思っていると思うんです。

もう少し中身を聞いていきたいと思っておりますけれども、今シーズンの各市民センターの除排雪の実施状況について、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 今冬における除雪回数及び排雪回数についての再質疑にお答えいたします。

10 館の地区市民センター駐車場の今冬におけます除雪回数及び排雪回数につきましては、令和4年3月8日現在で、東部市民センターが除雪14回、大野市民セン

ターが除雪 25 回、排雪 2 回、横内市民センターが除雪 27 回、戸山市民センターが除雪 12 回、北部地区農村環境改善センターが除雪 54 回、油川市民センターが除雪 11 回、排雪 1 回、古川市民センターが除雪 34 回、排雪 5 回、荒川市民センターが除雪 24 回、沖館市民センターが除雪 25 回、排雪 6 回、西部市民センターが除雪 23 回となっております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 除雪は、当然、多くの回数が入っているわけですがけれども、排雪をしているというところが限られています。私も、これは事前に資料も頂きながら、除雪の回数を平均でいうと 24.9 回で、例えば、東部、戸山、油川なんかは 10 回台——14 回、12 回、11 回しか除雪をしていない上に、しかも排雪も——油川は 1 回していますけれども、東部、戸山はしていない状況です。その結果、駐車場が半分から 3 分の 1 ぐらいが停められないような状況が今も続いているという状況になっています。これが実情だというふうに思うんです。

各市民センターは、災害時の避難所としても運用されるわけですが、現在、それぞれ 3 分の 1 から半分近く埋まっていると繰り返し言っていますけれども、そういう状況にあります。避難所としての機能に支障を来すのではないかと思います、そこの市の見解をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 避難所として必要な駐車台数についての再質疑にお答えいたします。

10 館の地区市民センターは、いずれも指定避難所に指定されておりますが、一般的に、避難所への避難につきましては、避難者が速やかに避難所へ避難できるよう、原則、徒歩での避難を前提としております。

避難所の開設に当たりましては、高齢者等、要支援者の避難や支援物資等の搬入なども想定されますことから、今後におきましても、各施設の利用状況等を踏まえ、避難所の運営をも考慮し、適時適切な除排雪の実施に努めてまいります。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 徒歩での避難が原則だから大丈夫だというのは理由にならないというふうに私は思います。いくら移動方法は徒歩でと呼びかけても、当然、高齢者や障害者世帯はそうはいかないわけです。様々、物資を運ぶ際にも、こうした状況では支障を来すおそれも当然あるわけです、トラックなんか全然回すこともできないような状況になっているわけですから。聞き取りでは、今も答弁でもありましたけれども、これぐらい確保しておかなければいけないという基準はないということでしたが、大雪が降って、これだけ雪山ができていて、災害時の避難所運営にも支障を来すかもしれない。さらに、これから春が来て、今、休館措置も解けましたけれども、市民の活動も様々出てきます。例えば、西部市民センターは屋内プールもあるので、休館が解けて、利用者も多数出てきますが、多いときは大き

い駐車場がほぼ満車になるというような状況も出てきます。駐車場が雪で埋もれ続けているという状況が続くことは、市民にとっては大変不便な状況が続くわけです。

各市民センターが、もし、それぞれが排雪を独自にできないのであれば、直営部隊を派遣し、排雪作業をするべきではないかと思いますが、市の見解をお示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 本市の施設の除排雪についての御質疑にお答えいたします。

市民センター等の敷地内の除排雪につきましては、各施設管理者において、除排雪事業者と個別に契約し、除排雪を実施しているものであることから、除排雪作業における物損事故等の責任の所在を明確にするためにも、各施設管理者において除排雪を実施するべきと考えております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 除排雪のやり方は指定管理者に任せているとしても、現状としては排雪まで間に合っていない、間に合わせていないという状況だと思います。これは、先ほど聞いた数からも明らかだと思います。今冬、たまたま、コロナの影響で休館措置となって、利用者がいない状況になりましたが、これは、通常時であれば、シーズン中にも排雪をもっと入れなければいけなかったというふうに思うんです。排雪がされずに雪山となって、極端に駐車スペースが制限されている状況は問題です。排雪する経費もあるはずだ、足りなくなれば補填するというのであれば、まずは排雪もしっかりとやらせるべきだと思いますし、やりたくてもできないという実情があるのであれば、様々、改善するべきだというふうに思います。いずれにせよ、現在、市民センターを占拠している雪山を1日も早く解消するように要望します。

児童館の除排雪についてに進みます。

今冬の大雪による影響は、他にも様々な問題に及んでいますけれども、児童館もその一つです。児童館の除排雪経費の考え方について、お示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 赤平委員の児童館の除排雪経費の考え方についての御質疑にお答えいたします。

本市の児童館の除排雪につきましては、児童館の指定管理者が行う管理運営の基準及び業務の範囲を定めた管理運営業務仕様書において、冬期間は、施設の出入口、非常口の除雪を行い、常に利用者に不便が生じないようにすることと定めており、指定管理者が、施設の管理運営上必要な業務として、除排雪を実施しております。

児童館の除排雪経費につきましては、児童館の出入口の除雪及び屋根の雪下ろしに要する経費を市が設定する指定管理料基準額において算定しておりますが、各児童館の除排雪の実施に当たっては、仕様書に基づき、指定管理者が提案した除排雪方法により、指定管理料の範囲内で対応しているものと承知しております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今の答弁ですと、屋根雪を下ろす費用も見ている、入っているということですよ。よろしいですよ——よろしいということで。

例えば、私の念頭にあるのは、富田にある相野児童館です。園庭は雪に埋もれていて、屋根雪が下ろされていないまま、相当な積雪となっていました。この相野児童館について、屋根雪は一度でも処理されたということをご把握していますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 赤平委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

指定管理者に確認いたしましたところ、相野児童館につきましては、今年度、1回、1月20日だそうですが、業者に依頼して、屋根雪の処理をしているとのことでした。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私が確認したのは2月に入ってからだと思いますので、当然、また降り積もってきたと。1回しか入れていないけれども、当然、また積もってくればやらなくてはいけないというふうに思います。この相野児童館なんかは、屋根の雪がたまって、暖気が来て、滑り落ちてきて、落ち切らずに垂れ下がって、窓を塞いで、軒にも相当な重さがかかっていたのではないかなというふうに思いました。

何度も言われていることですが、今冬は、豪雪災害対策本部が立ち上がりました。災害級の対応を取らなくてはなりません。特に、こうした児童館なんかの施設は、子どもたちが通う場所です。特に注意が必要だと思いますが、指定管理者だけに様々、対応の判断を任せるのではなくて、定期的な聞き取りや現場の調査・確認等が必要だと思いますが、市の見解をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

児童館等の定期的な巡回も含めまして、今回のような、例えば、降雪等により屋根雪が多くなってというような状況の際には、もちろん、指定管理者側のほうからの相談等もありますし、市としても、協定書に基づいた上で、指定管理者と協議の上、対応を決定していきたいと考えております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ぜひ、子育て支援課なんかも巡回してほしいんです。様子がどうなっているかっていうのを、聞き取りもそうなんですけれども、巡回して確認してほしいと思います。相野児童館にしても、例えば、三内児童館にしても、建物自体が古いので大変心配するわけです。豪雪対策本部や豪雪災害対策本部が立ち上がったなら、こうした施設の安全確保のために、敷地内の雪だけでなく、屋根雪もどうなっているかということを確認して、適切に、早めに、そして、複数回、安全を確保するためにも対応・対策をしてほしいというふうに思います。

雪対策の3つ目に、市有施設——市の遊休施設についてですけれども、市有施設

の雪の対応について、今冬、油川にある旧消防分署の屋根雪が危ない、放置された雪が歩行の邪魔になっているという声が寄せられました。管財課所管の遊休施設における除排雪の対応について、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 赤平委員からの管財課所管の遊休施設における雪対策についての御質疑にお答えいたします。

総務部管財課が所管し、管理する普通財産建物は全部で5施設あり、年間を通じて、危険箇所等がないか、定期的に巡回を実施し、危険な箇所等があった場合は、雪対策も含め、適宜対応しております。今冬は、2月8日に積雪深が149センチメートルとなるなど、平年を超える大雪となったことから、雪庇や屋根雪などが危険な状態になっていないか、市街地に所在する普通財産建物を中心に降雪状況に応じて、巡回を強化したところであります。

巡回の結果、5施設のうち、旧油川消防分署及び旧職員保養所の2施設において、屋根雪対応を行ったところであります。その内容であります。旧油川消防分署では、2月8日に、北側屋根の雪庇がせり出し、危険な状態となったことから、管財課職員による雪庇の除去作業を実施いたしました。また、2月16日には、暖気によって、同分署の雪庇がせり出し、再度、危険な状態となったことから、青森消防本部及び青森警察署と協力し、危険防止措置を講じた上で、緊急的に雪庇の除去を行ったものであります。その後、2月22日には、残りの屋根雪についても、業者へ委託し、高所作業車による除去作業を実施したところであります。一方、浅虫地区にある旧職員保養所では、2月24日に、正面の屋根雪が、暖気によって、道路側にせり出し、危険な状態となったことから、業者へ委託し、高所作業車による除去作業を実施したところであります。

今後におきましても、総務部管財課が所管する普通財産建物につきましては、雪対策も含め、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 この旧油川消防分署の雪が、雪庇なども落ちた状況を写真で私も見ましたけれども、道路の半分を塞いでしまうようなぐらいのすごい量の雪が落ちてきて、大変な状況だったというふうに私も聞いています。

確認しますけれども、この油川の場合、通報があったから、見に行ったのか、それとも、市が巡回する中で見つけて対応したのか、そこをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

落ちそうになったから行ったのか、もしくは、ふだんからの巡回でのという御質疑ですけれども、まず、先ほども申し上げましたけれども、積雪状態が非常に多くなっていましたので、いわゆる降雪状況に応じた巡回を強化していたということ、地域住民からの情報提供、また、消防団の方々からの情報提供、近傍の職員が、毎

朝、通勤時に、その通りを通っておりますので、そういう職員からの情報等も含めまして、対応に当たっていた際に、その屋根雪が暖気によって落ちてきたという状況になっております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 使われていない遊休施設は、市民からすれば、空き家と変わらないわけですが。もちろん、屋根の雪もそうなんですけれども、あそこの油川なんかは、歩道がそこまで広いわけでもないのに、歩行の邪魔になっている雪がないとか、そういう下の雪も、併せて、しっかりと見ていってほしいなというふうに思います。

今回、聞き取りの中でも、通報があったから、急いでやったというわけではないという説明がありましたけれども、いずれにせよ、早め早めの対応を行ってほしいというふうに思います。

今回、市の施設の雪対策について取り上げましたけれども、除排雪事業実施計画の中に、こうした場所への対応をしっかりと位置づけていただくように要望して、雪対策は終わります。

次に、3款民生費2項児童福祉費、子育て支援について、関連して質疑します。

保育士・幼稚園教諭及び放課後児童支援員等の処遇改善臨時特例事業について、概要をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 赤平委員からの保育士等処遇改善対策事業の概要についてお答えいたします。

保育士等処遇改善対策事業は、令和3年11月に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度、月額約9000円引き上げるための措置を本年2月から実施するとされたことを受け、実施しようとするものであります。本事業の対象者は、保育所、幼稚園、認定こども園等のほか、放課後児童会等に勤務する職員であり、本年2月から9月までの間、各職員に3%程度の賃金改善を全額国の補助で行うものであります。

賃金改善に当たっては、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げにより、改善を図るとともに、本年10月以降も、本事業により講じた賃金改善の水準を維持することとされております。

本市といたしましては、新型コロナウイルス感染症への対応と少子・高齢化への対応が重なる最前線において働く職員の処遇の改善を図るため、保育所等と協力しながら、本事業を適切に実施してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 これまで、私も、保育士や放課後児童支援員の処遇改善を訴えて、

繰り返し質問してきましたので、処遇改善されること自体は前進だと受け止めていますが、額や内容について、現場に見合っているものにはなっていないということ指摘しなければなりません。例えば、引上げ額については、2020年の保育士の平均年収は約375万円。一方で、全産業平均は約487万円となっており、月換算にすると9万円以上の差があります。多くの保育関係者や団体が、今回の賃上げは1桁足りないと言っているのはこうしたことからです。今回の特例措置は、先ほどの答弁でもありましたけれども、9月までは10割が国負担で行われて、10月以降は、保育士でいえば4分の1、放課後児童支援員でいえば3分の1の自治体負担も発生します。

そこでお聞きしますが、保育士や放課後児童支援員に対する賃金改善について、10月以降の対応をお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 賃金改善の10月以降の対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

保育士等処遇改善対策事業におけます賃金改善に当たりましては、国の補助要件において、本年10月以降も、本事業により講じた賃金改善の水準を維持することとされており、また、本年10月以降においては、国が定める公定価格の見直し等により、同様の措置が講じられる予定となっているため、賃上げ効果は継続されるものと考えております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 10月以降も維持しなければならないとしているので維持することなんですかけれども、保育士と放課後児童支援員等、それぞれについて詳しく聞いていきたいと思っておりますけれども、まず、保育士について、今回の保育士1人当たりのという考え方は、国の配置基準に基づいた配分になると思います。

そこで確認しますが、現在、配置基準以上に保育士を配置している施設の数をお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 赤平委員からの再度の配置基準の施設についての御質疑にお答えいたします。

本市の保育所等におきましては、良好な保育環境を構築するため、配置基準に基づく保育士に加えまして専任化した主任保育士を配置するなど、120か所全ての施設が配置基準以上に保育士が配置されております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 全ての園で配置基準以上に配置しているわけなので、そうしないと、当然、回していけないわけです。逆に言うと、これほど、国の配置基準というのは実態に合っていないというふうに思います。

1歳児・2歳児は6対1ですが、これは1967年以来、4歳以上児は30対1です

が、これは1948年から変わったことがありません。だから、特に多くの園児を抱える園は、独自でも加配しているわけですが、そうすると、その分の賃金改定の振り分けが、1人当たりが小さくなってしまいます。感染症対策なども必要な中で、事業者がさらに賃上げを上乗せしていくことも大変な状況にあると思います。

そこで、そうした園について、全てということですが、市として、確実に、この1人当たり約9000円に賃上げするというふうな補助をするべきではないかと思いますが、市の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 赤平委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

本補助金の対象者については、保育士や幼稚園教諭、保育教諭だけではなく、調理員や栄養士など、運営基準上、配置を求められている職員のほか、事務職員や用務員など、保育所等が独自に配置している職員も含め、施設に勤務する全ての職員が対象となっており、常勤だけではなく、非常勤職員も対象となっております。そのため、個々の職員ごとの賃金改善額につきましては、保育所等の判断により決定することが可能となっております。

本市といたしましては、新型コロナウイルス感染症への対応と少子・高齢化への対応が重なる最前線において働く職員の処遇の改善を図るという本補助金の趣旨が実現できるよう、保育所等と協力しながら、本事業を適切に実施してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 趣旨を実現するためだったら、やはり、事業者に配分を任せるんじゃないなくて、十分な配分にできるように、ちゃんと9000円だったら1人9000円の配分ができるように、市が補助してもいいのではないかというふうに思うんです。これまで、2年以上にわたり、文字どおり命がけで子どもたちを守ってきました。コロナ禍だからといって、危険手当のような特別な手当もないままに、可能な限りの感染対策を行って、開園を続けている保育士などの処遇があまりに低いということに注目があつての今回の動きだと思います。

市としても——確かに、10月以降は、市も財政負担が伴うわけですが、今回の処遇改善の恩恵が最大限全体に行き渡るように、後押しすることが必要だと思います。また、根本的な問題として、配置基準の見直しも必要です。自治体独自で設定しているところも、この間も紹介してきましたけれども、多くあります。多くの保育士の問題意識として、共通の認識になっているのが、この配置基準の問題です。市として、ぜひ独自で設定してほしいと思います。

支援についてですが、現在、放課後児童支援員は時給920円という状況です。改正後の時給は幾らになるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 引上げ後の放課後児童支援員の時給についての再度の御質

疑にお答えいたします。

放課後児童支援員の賃金である時給は、任用期間に応じて適用される行政職給料表の給料月額を時給に換算し、算出しております。現在、新たに放課後児童支援員として任用される際の時給は、適用される行政職給料表1級5号の月額給料である15万600円を時給換算した920円となっております。

今般の放課後児童支援員の賃金引上げについては、行政職給料表1級5号の月額給料15万600円を9000円引き上げた場合に一番近い金額の給料表となる1級13号の月額給料16万100円を時給に換算し、算出しました980円を賃金引上げ後の時給とする積算で、本定例会に提出する補正予算案に計上しております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 時給でいえば、時給60円ほどの改定になるということです。

そもそも、月額15万600円を9000円引上げするという事なんですけれども、高い専門性と社会的重要性に見合った処遇になるかといえ、そうとは言えないというふうに思います。

放課後児童支援員の10月以降の財政負担については、先ほども述べたように、3分の1が発生するわけですが、10月以降の対応について、利用者負担金に転嫁することなく、処遇改善を続けていくべきと思うが、市の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

10月以降の引上げ後において、利用者側に転嫁することなくということでしたが、現在のところ、そのようなことは考えておりません。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 賃金改定をするので、利用料金を引き上げますということがないように、ぜひ、していただきたいと思います。

子育て支援の問題に関連して、新型コロナの関係で聞きますが、現在、多数の保育園でクラスターが発生して、休園等の措置も取られている施設もあります。濃厚接触者にならずに、独自で検査をして、陰性だとしても、預かり先が、そもそも休園しているという状況のために、身動きが取れないという人も、今、出てきております。

代替保育の必要性について、市はどのように考えているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 代替保育についての再度の御質疑にお答えいたします。

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針におきまして、保育所等が果たす社会的機能を維持するため、原則、開所を要請するとともに、医療従事者等の社会的機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するとされております。一方、感染者や濃厚接触者については、必要な期間、就業制限や自宅待機が要請されます。

ことから、園児が感染者または濃厚接触者になった場合には、代替保育も含め、他の施設等を利用することはできないものであります。

代替保育が必要なケースとしては、園児が感染者または濃厚接触者でないにもかかわらず、園が休園している場合が考えられますが、本市におきましては、保育所等が臨時休園する場合であっても、濃厚接触者以外の園児のクラスは開園し、保育を提供するよう指導しており、代替保育を必要としない運営をしているところであります。具体的には、感染者の発生判明後、濃厚接触者が特定されるまでの間は保育所等の全部を休園し、特定後には濃厚接触者のクラスなどの一部を休園することを基本として、休園措置の時点で保護者への影響を最小限とするよう取り組んでいるところであります。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 休園を避けるというのはあるんですけども、ただ、実際、今、休園しているところがありますし、これまでもありました。それは、私の身近なところでもありましたし、現在、身近な人から聞いているということもあります。完全に休園しなくても、自粛してくださいというふうな園からのお願いといいますが、要請も、実際、起こっています。そうすると親たちは、当然、様々考えて、たとえ濃厚接触者でもない、陽性者でもないという状況でも、休まざるを得ないというような状況が、現実として、今、生まれてきています。これが、例えば、パートなどをしている場合に、濃厚接触者ではないのに、長ければ1週間とか、身動きが取れないことで、収入も大きく減ってしまうという状況にもなってしまいます。経済的な影響も出てきます。今、むつ市では、市として、代替保育園を開所しましたけれども、そうした受皿を整備していただくように、これは強く要望で終わりたいと思います。

最後、8款土木費5項住宅費の空き家の対策について質疑します。

現在の特定空家の認定状況と現在の対応についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 赤平委員の特定空家等の認定状況及び対応状況についての御質疑にお答えいたします。

本市の空き家等対策の取組として、所有者等により適切に管理されていない空き家等の中でも、そのまま放置すれば、倒壊など、著しく危険となるおそれのある空き家等を特定空家等に該当するものと判断し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく法的措置を実施することとしております。特定空家等の判断に当たっては、適切に管理されていない空き家等の所有者などに対し、再三にわたる管理依頼にもかかわらず、無反応・未対応のものについて、本市が現地調査の上、建物の状態や周囲の生活環境に及ぼす影響の度合いなどから総合的に評価した特定空家等の候補、青森地区が10件、浪岡地区が5件、計15件について、司法書士、不動産業者、建築士等で構成する青森市空家等対策有識者会議において、去る令和4年2月2

日に開催し、意見を聴取した結果、その全てにおいて、特定空家等とすることに異論は出されなかったものであります。

今後は、当該空き家等を特定空家等として位置づけ、その空き家等の所有者などに対し、特定空家等該当通知書を送付する予定であります。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 特定空家等について、今現在、15件を認定していて、現在は、それぞれに、あなたのところは特定空家等になりましたよという通知を出しているということです。この間のやり取りでは、昨年7月から、町会に情報提供を求めて、今年1月には、雪の状況次第ということでしたが、各町会からの情報がそろうということでした。

現在、町会から寄せられた空き家情報のうち、管理不全と判断されている空き家の件数をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 空き家等実態調査の報告件数についての御質疑にお答えいたします。

青森地区における空き家等実態調査については、令和3年7月から、全370町会に対し、段階的に調査依頼をし、これまで、北部・中部・東部・西部地域から1692件の空き家等の情報をいただいております。南部地域については、今冬の雪の影響で、建物などの状況を確認できないことから、令和4年3月末に調査を実施する予定としております。これまで町会から報告された1692件の空き家等のうち、建物などの状態に問題がある、管理不全である空き家等として、報告があったものについては664件となっております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 情報が1692件、約1700件ぐらい寄せられて、そのうち664件が管理不全とされていると。それぞれ個別のケース・バイ・ケースだと思うんですけども、664件のうち、認定して、まず一歩踏み出したのが、15件という状況です。

膨大な数の情報提供数があるわけなんですけれども、これまでの答弁を振り返ると、これらを年2回の有識者会議で判断作業を行っていくということだったんですけども、単純に、これは年2回の有識者会議で判断作業は間に合うんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 有識者会議についての御質疑についてお答えいたします。

青森市空家等対策計画では、そのまま放置すれば、倒壊など、著しく危険となるおそれのある空き家等を特定空家等に該当するものと判断し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく法的措置を実施することとしております。特定空家等の判断に当たっては、客観性を持った上で、多角的かつ専門的な視点から判断することが必要であることから、司法書士、不動産業者、建築士などの専門的な見識を有

する方で構成する青森市空家等対策有識者会議の意見を踏まえ、判断することとしており、これまで2回開催しております。

空き家等実態調査により、町会から御報告いただいた空き家等の情報については、本市が、全て現地調査を行い、所有者等調査をした上で、適切に管理されていない空き家等の所有者などに対して、管理依頼を行うこととしております。再三にわたる管理依頼にもかかわらず、無反応・未対応の空き家等については、改めて、本市が現状を調査し、絞り込みを行ったものについて、有識者会議の意見を聴取し、特定空家等として判断することになるため、現在のところ、年2回の開催で対応できるものと考えております。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 幾ら絞り込みをしても、やっぱり664件も町会から寄せられている情報として、これだけの数が管理不全とされている中で、なかなか絞り込みをここからしていくというのは難しいというふうに思います。

現在、認定件数が15件ということですが、恐らく、この中には、私がずっと早期の解決を訴えてきた油川の空き家も入っていると思います。その空き家は、今冬、とうとう建物の一部が崩壊し、隣の家被害をもたらしました。これまで、手紙などを送り続けていましたが、結局、対応が全く取られずに、車をへこませて、塀にはひびが入ってしまいました。こうした特定空家等を解消するために、今後の対応について、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 特定空家等の今後の対応についての御質疑にお答えいたします。

本市が特定空家等として判断した空き家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法及び特定空家等に対する措置に関するガイドラインに基づく措置を実施していくこととなります。特定空家等に対する措置の手順につきましては、1つに、空き家等の所有者など、全員に対する複数回にわたる助言または指導を実施することで、自主的な対応を促します。2つに、助言または指導しても空き家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言または指導を受けた者に対して、相当の猶予期限をつけて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を取ることを勧告します。なお、当該勧告を行うことで、地方税法第349条の3の2の住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合において、その特例の対象から除外されることとなります。3つに、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を取らなかった場合においては、その者に対して、相当の期限をつけて、当該勧告に係る措置を取るよう命ずることとなります。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 これから、助言・指導、そして勧告、命令で、最後の手段として

は代執行というふうに進んでいく段階に入っていくわけですが、先ほどの答弁では2月2日の有識者会議で15件を認定したということなんですが、助言・指導を行っていくタイミングと申しますか、昨年の9月議会では、年度内には助言・指導も行うかもしれない旨の答弁があったかと思いますが、この助言・指導に入っていくというのは、早くて、例えば、来年度にはもう入りますということによろしいんでしょうか。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 特定空家等に関する助言・指導のタイミングについての御質疑にお答えいたします。

助言・指導につきましては、青森市内に在住している方、県内に在住している方、あるいは遠方に在住している方と様々なケースがありますので、助言・指導のタイミングについてはケース・バイ・ケースになるものと考えております。

○**山本武朝委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** ケース・バイ・ケースだということですが、とにかく早く動いてほしいというふうに思います。

いずれにしても、助言・指導をいつ行うのか、あるいは助言・指導から次の勧告に進むのはどうするのかといった、このタイミングについても有識者会議での判断になると思いますけれども、先ほど来、言っているように、664件も情報がある。これらをさばきながら、同時並行で、助言や指導、具体的な措置についても判断していくという作業をしていくのに当たって、年2回の開催頻度ではとても追いつかないと私は思います。この有識者会議を増やすべきではないでしょうか。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 有識者会議の開催頻度についての御質疑にお答えいたします。

有識者会議の開催頻度については、おおむね年2回としております。空き家等実態調査により、町会から御報告をいただいた空き家等の情報について、本市が全て現地調査を行い、所有者など調査した上で、適切に管理されていない空き家等の所有者などに対して、管理依頼を行うこととしていることから、今後の調査の進捗状況や所有者などへの管理依頼後の対応状況に応じて柔軟に対応してまいります。

○**山本武朝委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** 今、柔軟に対応するという答弁がありましたので、もう既に情報がこれだけあって、どんどん詰まっていくと思うんです。これから、また南部のほうも情報が寄せられてくるわけですし、あるいは空き家も増えていく一方です。どんどん積まれていくわけですので、有識者会議も、年2回と言わず、開催頻度を増やしていく、こういったことも、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

青森市空家等対策計画では、計画期間を令和2年度から令和5年度までとしています。来年度からは折り返しになるわけですが、空き家の具体的な解決まで一定の

時間がかかりますし、これから、空き家の数は、今、言ったように増えていきます。計画では、「必要に応じ適宜内容の見直しを行うもの」としています。

これまで、私は所有者自身が解決しやすい制度もつくるべきだと訴えてきました。現に、問合せとしても、経済的な理由で解決することが難しいという声もあると伺っています。そうであれば、空き家等の解体費用等の助成制度を盛り込むなどして、計画の見直しなども行うべきと思うが、市の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 空き家等の解体費用等の助成制度についての御質疑にお答えいたします。

空き家等の適正管理については、空家等対策の推進に関する特別措置法第3条により、「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」とされており、その解体や撤去も含めて、第一義的には、当該空き家等の所有者または管理者が自らの責任において行うべきものであることから、現時点において、解体費用などの助成制度の創設は考えておりません。

今後も、引き続き、空き家等の所有者などからの解体や撤去にかかる御相談があった場合は、金融機関の空き家等の解体などに関する融資制度の紹介、解体後の土地の売却価格と相殺するなどの助言または空き家・空き地バンクの登録の勧奨など、相談内容に応じた情報提供に努めてまいります。

○山本武朝委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 この話は、今までと全く変わらない答弁なわけですがけれども、やっぱり融資でも限界があると思いますし、以前、空き家バンクなんかも質問したことがありましたけれども、やっぱり登録件数が全然、進むのが難しいという状況も現実問題があるわけです。

所有者自らが解決できるような策をつくらなければ、ずっと、このまま平行線をたどったままで、応急対応といっても、以前も、この場で質疑しましたけれども、スズメバチの巣が、子どもが住んでいる家の目の前にできても、それは応急の処置には当たらないということもありましたけれども、そうした対応も取られないまま、ずっと平行線のまなわけです。結局のところ、そうした状態がずっと続けば、調査にもそうですし、最後の手段としての代執行にしても、市の負担は増えていくわけです。

全国的にも、この最後の手段として、代執行を取ったところもありますが、やはり費用の回収がハードルとして挙げられています。例えば、更地にした際に期間限定で固定資産税の減免や、雪寄せ場として活用する際には優遇するなどの様々な手だては考えられますし、これまでも紹介しているような、空き家等総合支援事業ですか、国の補助制度もあります。以前、都市整備部長は、計画に入れてないので、補助などは行わないと答弁したので、そうであれば、ぜひ、計画を早めに見直しを

して、入れていただきたいというふうに思います。

また、空き家の雪対策についても本当は質疑しようと思っておりましたが、時間もあれなので要望としますが、この間、特に危険とされる特定空家等の認定作業も進んでいる中で、市としても危険な空き家の所在が把握できつつあると思います。今冬のような豪雪の際には、そうした場所を通報待ちにするのではなくて、状況を逐一巡回して、確認していくことが必要だと思います。また、対応についても、何回も何回も手紙を出しているというのが現状ですが、幾ら所有者の責務だといっても、文字どおり、災害級の豪雪のときには、命に関わる問題も出てきます。実際に、けがはなかったにせよ、実害も先ほども紹介したように出ています。今冬、私も空き家の雪問題で担当課と一緒に対応したところもありましたけれども、緊急的な対応ができる体制をやはり整えていくべきだと思います。

いずれの対応も空き家対策全体の強化が必要です。一般質問では、担当課の会計年度任用職員を1人増員したということですが、実際には、まだまだ足りないというふうに思います。むしろ、これは私の個人的な思いですけれども、問題の深刻さを考えれば、空き家問題に特化した対策課とかをつくるということも1つの手だというふうに思います。いずれにしても、実効性のある対策も併せたスピード感を持った対応を求めて、私の質疑を終わります。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時25分からといたします。

午後2時14分休憩

午後2時25分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米智雅子でございます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、令和3年度の補正予算に関連して、3款民生費、保育士等処遇改善対策事業について、質疑をいたします。

概要については先ほどありましたので、そのまま質疑に入りたいと思います。この概要からしますと、収入を3%程度、月額約9000円を引き上げるための措置というふうにありますけれども、収入の3%程度ということは、月額約9000円を下回る場合もあるのかお示しくください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 軽米委員からの保育士等処遇改善対策事業についての質疑

にお答えいたします。

収入の3%程度、月額約9000円、この金額を下回るケースがあるのかどうかということですが、賃金改善の具体的な方法や対象、あと、個々の職員ごとの賃金改善につきましては、保育所等の判断によって決定されることが可能となっておりますことから、9000円未満となるケースも想定されますので、本補助金の趣旨が実現できるように、本市としては、保育所等と協力しながら、本事業の適切な実施に向けて行ってまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 そうですよ。これは月額約9000円を支給するものではなくて、収入を3%程度引き上げるということになれば、当然、働かれている方の収入によって変わってくるという状況になってくるんだなというふうに思います。当然、フルに働いている方もいれば、週に2日しか出てないという方もいらっしゃる、その方々が一律に9000円というふうにはならないということでもいいわけですよ——その確認をさせていただきました。

この保育士等の一人一人がきちんと処遇改善されているかどうかという確認方法について、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 軽米委員の保育士等の処遇改善の確認方法についての再度の御質疑にお答えいたします。

保育所等の処遇改善の確認につきましては、国の実施要綱に基づき、保育所等から職員ごとの改善見込額を記載した賃金改善計画書を提出していただき、基本給または決まって毎月支払われる手当の引上げが行われているか、特定の職員に合理的な理由がなく偏って賃金改善を行うといった恣意的な配分がないかなど、あらかじめ改善内容を確認することとしております。また、事業の完了後には、保育所等から、賃金改善実績報告書のほか、職員ごとの賃金台帳または給与明細の写しを提出していただき、実際の賃金改善額を確認することとしております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 要するに、今、頂いた答弁のように賃金改善実績報告書、そしてまた、終わった後は、賃金台帳または給与明細の写しをきちんと出してもらって、それを確認をしているということでありました。一応、そのように施設のほうから報告書がきちんと提出されることになっているとのことですがけれども、例えば、これは、提出された賃金改善計画書どおりに実施していなかった場合はどういうふうになるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

賃金改善計画書どおりに実施されていなかった場合についてということですが、本補助金では国の実施要綱に基づき、保育所等から職員ごとの改善見込額を記載し

た賃金改善計画書を提出していただき、事業の完了後に、賃金改善実績報告書のほか、職員ごとの賃金台帳または給与明細の写しを提出していただき、実際の賃金改善額を確認することとなっております。

実績報告における確認において、計画どおりの賃金改善が実施されているかを確認する一方で、職員の採用・退職など、計画策定時には予期することができない事情により、計画を下回る賃金改善となった場合には、差額を返還していただくこととなります。なお、特段の事情がないにもかかわらず、計画どおりの賃金改善を行っていない場合には、補助金の全額を返還いただくこととなるものです。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。当然、計画書どおりに実施していなければ、返還してもらうことになるという御答弁でしたけれども、コロナ禍の中で、お医者さんや看護師同様、保育士、放課後児童会の職員なども、本当に常に感染の危機と隣り合わせで仕事をされています。今回の第6波では、保育園・幼稚園などでのクラスターも多く発生しています。また、その最前線で働いている人たちを陰で支えている人たち、事務員であったり、調理師であったり、用務員の方など、多くの方々が、陰でも支えて、仕事をされている、そういった職員の皆さんの処遇改善のための今回の事業であるかと思えます。なので、一人も漏れることなく、処遇改善されていかなければならないなと思っています。そのためには、きちんと処遇改善されているか、確認が大事だと思っています。今、この質疑をしている理由は、やはり、現場から処遇改善されていないというような声が、時々、ちらほら聞こえてくるんです。そうすると、きちんと——せつかく職員の皆さんのために、保育士たちのためにと考えて処遇改善されているのに、そこが行き渡っていないところがあってはならないなという思いで、今回、質疑させていただきました。なので、本当に、先ほど、報告書で確認をしているといっても、中にはそうやって漏れているところもあるかもしれないので、もし、そういう声が聞こえてきたときは、どこの施設か分かった場合は、きちんと監査など、再度、確認して、そういった施設が出ないように、その部分を徹底してもらいたいと要望いたします。

次の質疑に入ります。令和4年度の当初予算に関連して、3款民生費2項児童福祉費3目母子福祉費に関連して、ひとり親家庭等就業自立支援事業の拡充内容について、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 軽米委員からのひとり親家庭等就業自立支援事業の拡充内容についての御質疑にお答えいたします。

ひとり親家庭等就業自立支援事業における高等職業訓練促進給付金については、母子家庭の母または父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち、就業等との両立が困難であると認められる期間について、給付金を支給することにより、

生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的に、市民税課税世帯は月額7万500円、市民税非課税世帯は月額10万円を支給するものであります。

当該給付金につきましては、これまで、正規雇用に結びつく割合が高く、市内の求人も多いことから、経済的自立につながる可能性が最も高いものとして、対象資格を看護師のみとしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、非正規雇用の割合が高いひとり親家庭における経済的基盤構築のための効果的な取組として、准看護師、保育士などの国家資格及び6か月以上の訓練を通常必要とするデジタル分野等の民間資格を新たに支給対象に加える制度拡充を図り、これまで以上に、ひとり親世帯の安定就労を通じた中長期的な自立を支援しようとするものであります。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 では、その高等職業訓練促進給付金の過去3年間の支給実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

高等職業訓練促進給付金の支給対象者数及び支給額につきましては、まず、平成30年度が4人で413万4500円、令和元年度が2人で140万円、令和2年度が3人で356万円となっており、令和3年度につきましては、現在、支給が確定している分として、7人で970万500円となっております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。令和3年度は7人に増えているということで、すごくよかったなと思います。

この高等職業訓練促進給付金の受給後の就業状況は確認をされているのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

高等職業訓練促進給付金を受給した方が資格取得に係る養成訓練を修了した後、当該受給者から資格取得後の就職状況等に関する報告書を提出いただくこととしております。それによりますと、給付金受給者の就業状況についてですが、当該給付金を受給し、平成30年度から令和2年度までに養成訓練を修了した方に係る就業率につきましては100%となっております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 100%の方が仕事に就かれているということで、本当にありがたいことだなと思っております。特に今回のこの拡充内容は大変に素晴らしいなと思っております。准看護師、保育士というところまで拡充されたこと、さらに、デジタル分野等の民間資格が加わったこと、これが大変大きいなと思っております。デジタル分野の仕事は自宅などでも仕事ができるために、コロナ禍の影響を受け

くく、今、社会で、とにかく、デジタル化がどんどん進んでいるわけですが、そういう中で、この人材不足が出てきていて、労働力のニーズが大変高まっています。経済産業省の委託調査によれば、2030年に情報システム部門などで働くIT人材が最大で約79万人不足するというふうに出ております。公明党では、今年の衆議院選挙の政策に、女性デジタル人材育成10万人プランというのを掲げました。そして、昨年末に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点計画に、公明党の強い主張により、「女性デジタル人材育成の推進」という項目が新たに追加されました。今回、事業に追加されたデジタル分野等の民間資格、この取得ができるという部分も、これからのひとり親の就労支援をさらに後押しすることになるかと大変期待しております。この質疑は終わります。ありがとうございました。

続きまして、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、地域活性化起業人制度活用事業の概要をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 軽米委員からの地域活性化起業人制度活用事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

地域活性化起業人制度活用事業とは、総務省が創設した地域活性化起業人制度を活用し、民間企業から社員を受け入れ、民間企業の知見やノウハウ、人脈を生かして、本市独自の魅力や価値の向上につなげる取組を推進するとともに、職員が民間企業の柔軟かつ能率的な仕事の進め方に触れる機会を創出することで、本市職員の人材育成を推進するものであります。

地域活性化起業人には、本市の観光施設への誘客促進のための助言や支援、観光コンテンツのブラッシュアップ、各種誘客プロモーション活動、例えば、北海道・北東北の縄文遺跡群の紹介など、それらに従事していただくこととしており、航空関係の企業から社員1名を受け入れる予定としております。なお、派遣期間につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間を予定しております。

本市においては、民間企業の知見やノウハウを有する有為な人材を活用することで、地域活性化や本市職員の人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 大変楽しみな中身だなと思っております。

これは、今、1年というふうに御答弁ありましたけれども、来年は、今のところ、やるかどうかというのは決まっていないということですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

来年、令和5年度の活用につきましては、現時点では、まだはっきり申し上げることはできませんけれども、まずは、令和4年度に、この事業を実施して、先ほども申し上げましたけれども、地域活性化と本市職員の人材育成に取り組んでまいりたいというふうにして考えております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。大変期待して、どういうふうな結果が出るのか、また、その報告をぜひしていただきたいなと思います。この質疑は終わります。ありがとうございました。

続きまして、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費から、豪雪地帯安全確保緊急対策事業について、質疑をいたします。

この概要をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 軽米委員からの豪雪地帯安全確保緊急対策事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

人口減少、少子・高齢化の進展に伴い、豪雪地帯においては、高齢者を中心に除排雪時等の死傷事故などが多発しており、大雪に見舞われた昨年度は、全国で110名の方が雪害の犠牲となっております。こうした状況を踏まえ、国においては、人口減少、少子・高齢化の進展に伴い、除排雪時等の死傷事故を防止するため、地域の将来を見据えた戦略的な方針の策定と持続可能な除排雪体制の整備などに対して支援を行う豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を令和3年12月に創設しております。本市においても、令和3年3月に策定した青森市雪対策基本計画において、市民がともに支え合い助け合う持続可能な雪対策を推進するための取組の一つとして、「雪処理作業における安全確保」を定め、安全対策の普及啓発に取り組んでおります。このことから、当該交付金を活用した雪対策を推進するため、国に対して、事業計画を提出し、1月下旬に国から内示が得られたことから、豪雪地帯安全確保緊急対策事業として実施しようとするものであります。

本事業の概要については、地域における死傷事故の防止に向け、地域住民をはじめとする地域の関係者と地域の現状や将来見込みなどの認識を共有した上で、自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための各主体の取組を定める地域安全克雪方針を策定するものであります。方針策定に当たっては、実現性が高く、かつ、地域での自立が可能なものとするため、並行して、体制整備等の試行的取組も実施することとしており、具体的には、1つには、現行の除排雪車運行管理などのシステムに、3Dマップ・ライブカメラによる道路状況把握や除排雪作業指令のデジタル化などの新たな機能を付加した統合システムを整備する、2つには、除雪ボランティア活動団体へ貸出しする小型除雪機を9台購入、3つには、除雪ボランティア活動団体の安全対策として、安全帯・ヘルメット20セットなどの安全用具の貸出しや実地講習会の実施、アドバイザーによる活動支援となっております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

昨冬と今冬の除雪作業時の死傷者数と事故内容をお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 昨冬及び今冬における雪害による死傷者数についての御質疑にお答えいたします。

昨冬における雪害の死傷者数は、本市の調査によると、被害内訳別に、屋根・はしごなどからの転落が28名、屋根雪などの落下が15名、除雪作業中の転倒が5名、その他が7名の計55名となっております。同じく、今冬における雪害による死傷者数は、本年3月7日現在において、屋根・はしご等からの転落が36名、屋根雪などの落下が18名、除雪作業中の転倒が4名、その他が6名の計64名となっております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 昨年度の110名のうちの半分が青森市で起きているという状況だということが分かりました。この除雪作業時における安全対策の必要性を市民にどのように周知しているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 除雪作業時における安全対策の必要性の周知についての御質疑にお答えいたします。

本市では、屋根の雪下ろし作業時における事故防止対策などの安全対策について、「広報あおもり」やシーズン前に毎戸配布している除排雪啓発チラシを通じて周知しております。新たに実施する本事業につきましては、これまでの取組に加えて実施するものであり、具体的には、1つに、除雪作業時における安全対策に関する実地講習会の開催、2つに、安全対策に対して経験などを有するアドバイザーによる活動支援を通じて、より実効性の高い除雪作業における安全対策の普及啓発を加速させることとしております。さらに、安全対策に配慮した除雪作業を行おうとする団体などに対して、小型除雪機や安全带・ヘルメットなどの安全対策用具の貸出しを行うこととしております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。先ほど言ったように、全国の死傷者の半分が青森市で出ているという部分、また、屋根・はしご等からの転落が昨冬も今冬も多いという部分で、実は、本当に、私たちは、長いこと、雪国で暮らしていますが、正しい除雪の仕方というか、安全な除雪の仕方というのは、意外に分かっていないのかなというふうに思います。

今回、青森市のニュースにはありませんでしたが、今年は、弘前市とか五所川原市で、ひもを安全ベルトというつもりでつけていながら、屋根からぶら下がった状態になって、亡くなっているという方が2名、ニュースがありましたけれども、そういうベルトのつけ方にしても、基本的には分かっていない。ただ、ひもをつけて、どこかに結わえていれば大丈夫かなという、そういう考えもあつてのことかな、そういう事故が起きてしまったのかなというふうにも思います。なので、今回のこ

のような取組は非常に大事ななと思っています。

今、答弁にありました実地講習会やアドバイザーによる活動支援を通じて周知するとありますけれども、これはどのような場面で行うのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 実地講習会やアドバイザーによる活動支援についての御質疑にお答えいたします。

豪雪地帯安全確保緊急対策事業において、実施を予定している実地講習会については、雪下ろしなど、除雪作業の担い手の育成とともに、地域住民への安全な除排雪作業の浸透を図ることを目的として、新たに、除雪ボランティア活動時の安全対策に関する講習会として開催することとしております。開催内容としては、来シーズンの積雪時において、家屋の安全な屋根の雪下ろし作業について経験等を有する実践者による実技講習を行うことを想定しており、現在、効果的な開催方法、内容等、詳細について、検討を進めております。また、アドバイザーによる活動支援については、屋根雪対策などの雪処理に関する安全対策に関して経験等を有する実践者を、今後、アドバイザーとして設置し、地域で活動される除雪ボランティア活動団体などからの実践活動等に関する相談に対応し、活動を支援することとしており、現在、アドバイザーの選任等、詳細について、検討を進めております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 詳しいことは、これからみたいですが、ぜひ、市民の皆さんにも、その部分が周知されれば良いなと思います。

そして、小型除雪機や安全ベルトなどを貸し出すというふうになってはいますけれども、この周知の方法はどういうふうにするのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 小型除雪機や安全用具の貸出しに関する周知方法についての御質疑にお答えいたします。

除雪ボランティア団体などへの小型除雪機や安全帯・ヘルメットの安全用具の貸出しについては、今後、市ホームページ、「広報あおもり」及びシーズン前に毎戸配布している除排雪啓発チラシを通じて周知していくこととしております。また、多くの団体等に利用いただくため、利用が見込まれる町会・町内会などの地域において、除雪ボランティア活動を行っている団体へ広く周知していくこととしており、詳細について、現在、検討を進めております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

それで、この小型除雪機の貸出しをするということなのですから、この小型除雪機はどこを除雪することを想定して貸し出すのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 貸出しする小型除雪機による活動場所についての御質

疑にお答えいたします。

豪雪地帯安全確保緊急対策事業において、新たに実施する小型除雪機の貸出しについては、地域の共助による安全な雪処理活動を行う団体を支援することを目的としており、この小型除雪機による活動は、屋根の雪下ろし作業に伴う敷地内の除雪や間口除雪などを行うことを想定しており、現在、効果的な貸与方法等、詳細について検討を進めております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 屋根の雪下ろしをしたときとか、間口の除雪にということでしたけれども、今、御答弁にもあったように、詳細はこれからだと思うので、その部分も、ぜひ要望したいなと思うんですけども、除雪機は、今、例えば、屋根の雪下ろしをしました、間口の雪を片づけますといっても、雪を飛ばす場所がないと使えないわけですよ。なので、1つには、これは、何度も私は言ってきたんですけども、家庭用の小型除雪機で公園に排雪してもいい、雪を飛ばしてもいいというふうに、ぜひしていただきたいなと思います。そうしないと、例えば、今、家庭で屋根の雪下ろしをしました、間口をやります、公園が目前にあって、飛ばすことができるのであれば、その排雪の部分は市で考えなくてもいいわけです。なので、やはり、そういった部分も含めて、本当に排雪も含めて考えていかないと、せっかく除雪機を借りても、雪を飛ばすところがなくて、あまり活用されないということであれば、もったいないですので、下ろした雪をどこに飛ばすのか、それを、軽トラックも含めて、排雪まで考えているのか、ぜひ、その辺を検討していただければなと思います。

続いて、ライブカメラによって、道路状況を把握するとありますけれども、ライブカメラの設置予定台数はどのぐらいになっているのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 ライブカメラの設置予定台数についての御質疑にお答えいたします。

今冬において実施しております、豪雪地帯における冬期の円滑な道路交通確保に向けた実証実験の一つであるライブカメラを活用した実験では、ローソン青森勝田店付近の電信柱に設置したカメラ1基により、道路状況をモニタリングし、除排雪作業指示判断が可能かどうかの検証を実施しました。当該実験を含む実証実験に関する成果については、今後、3月末を目途に検証結果を取りまとめることとしておりますが、現時点において、ライブカメラによる除排雪作業指示判断の可能性は高いものと考えていることから、来シーズンにおいては、設置台数を3台程度に増大し、対象路線を拡大することを想定しております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。今のところ3台を予定しているということですけども、当然、それではきっと足りなくなって、またいろいろ拡大して

いくのかなと思っております。

最後、要望ですけれども、今回、一般質問でもたくさんの方が質問しておりましたけれども、除排雪の公開システムの終わりの日にちが分からないという部分で、そういう部分を入れられないかという要望も質問もありましたけれども、本当に、その公開システムに、ぜひ、排雪の予定も入れていただきたいなというふうに思っています。やはり、私たちも市民からたくさんの方の苦情や相談を頂く中で、いつ除雪されるのか、いつ排雪してくれるのかということのめどがきちんと分かると、市民の方も納得して待っていただけるという部分で、いつ来るのか分からないというところに、いらいらも募るのかなと思っております。

今、3Dマップもやっていくという中で、デジタル化している中で、もっと詳しく表示できるようになるのではないかなと思っております。また、先ほども言った小型除雪機での除雪を公園にも捨てられるように、ぜひ、変えていっていただきたいなと思っておりますし、捨てる場所のないところは、本当に、排雪という部分を並行してやっていかなければ、なかなか帰っても歩くところもないというような部分、また、私の地元の西大野は本当に歩道が広くて、通学路としての歩道自体は、何とか通るように除雪はしていただいているんですけれども、それでもやはり、歩道の幅が広くて、雪が今年は特にひどくて、それをどこかにやりたくても、本当に、雪を積み上げていく場所もないという地域で、目の前に公園があるところは、まだそこに捨てられるんですけれども、公園も、ブランコの一番上のさらに超えた高いところまで、若いからできるんだなと思うんですけれども、そこまで、皆さん、雪をダンプで押して進めているという部分で、これは、高齢化していくと、そんな上まで持っていけないわけですよ。そういった部分で、これから高齢化が進んでいく中でも、やはり、この除雪機で雪を捨てるということは、もっともっと必要になってくると思うので、そういう部分で、そういうところはぜひ検討していただきたいなと思っておりますし、先ほど言った除排雪を知らせるシステムも、ともに検討していただきたいと要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時20分からといたします。

午後3時休憩

午後3時20分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 皆さん、こんにちは。青森無所属の会の藤田誠でございます。よろしくお願いを申し上げます。

今回の定例会の一般質問でも、いろんな話題が出ました。一番は、除排雪ですね。年末年始に排雪に来ない、除雪に来ないと。これが、私のところでは、昨年12月26日に、業者の方が来て、24日、25日、クリスマスの除雪が終わって、もう年内は来ないなという話をしたら、業者の方は、年末にも天気予報を見ているみたいで、降りそうだと。もう1回来ないと駄目だろうという話をその業者の方は言っておりました。そういう意味では、多分、除雪業者は、天気予報を見ながら、いろんな対応しているんだろうと思いました。

それで、あと、一般質問で、一時停止の話で、私の家内の友達が、交差点に人がいるのに停まらなかったということで、切符を切られたそうです。これは、3、4年前です。交差点のところに歩いている人がいれば、停まらなければ駄目なんだそうです。「そうだよ」と呼ぶ者あり）それで、もろに違反を取られたと。それが分かったのが、その当時で、家族の中で、おいおいおいって、交差点に人がいれば、必ず停まらなければ駄目だ、という話が話題になりました。今回、また、それを思い出しましたけれども、ベイブリッジから来て、青森署がありますけれども、よく、パトカーが、朝、来ますけれども、どれが違反なのか分からない。人がいてもパトカーも停まらない。ある意味、ちょっと分からないなと思いましたけれども、いわゆる交差点内に人がいれば危ないからということなんでしょう。うちでは、一時停止の——1秒は駄目なんだって。1、2、3秒はないと、一時停止にならないそうです。これは、うちの誰かさんが捕まったときに、お巡りさんにしゃべられたそうです。ですから、うちの家族は、心の中で、1、2、3と数えています。まあ、1秒もたたないんですけども。これは、交通安全のために、ぜひとも、皆さんも心がけてほしいなと思います。

それから、経済対策を秋村委員が質問されていました。1人でも多く、1人の事業者でも多く、国の補助金を活用すれば、青森市内の経済対策になりますので——これまでも、経済部には、いろんな経済対策の勉強させていただいて、資料を作っていただきました。引き続き、市内の事業者に、支援を、指導をしていただくよう、これもお願いしたいと思います。

それから、セントラルパークの話がありました。隈研吾さんのアリーナが間もなくできるんだろうと思いますけれども、これは市有地5.2ヘクタールに建てると。残りが約7.6ヘクタールあると。それで、今の話だと、そこに、新しい県と市の病院が建つんじゃないかと、マスコミが書いておりました。約7.6ヘクタールしかないのに——高知の医療センター調べましたら、10.5ヘクタールあるそうです。どうすれば、建つんだろうなと思う。上に上げればいいからね、10階か11階だと思うんですけども、高知は。上に昇ればいいんですけども、楽しみにしております。

それから、ちょっと、一般質問で、融・流雪溝の話もありました。水が足りない。そもそも、後で話をするけれども、融・流雪溝と流雪溝は構造が違うと。それをきちっとしなければ、これまでも、これからもまた同じことになるかと思えます。

あとは、岡田橋です。油川の方は、こっちを通ることはほとんどないので、沖館の方から青森北高校に向かう人が夏場に使うと。この話を最初に聞いたのが、青森北高校のOBです、多分、大矢委員だと思うんだけど。最初に、この岡田橋の話——それで、今、あそこの沖館川側寄りの交差点、今年、最後が終わるのかな、うちのほうの地域の公明党の議員さんの力で、交差点に右折車線を造って、安全対策ができました。いよいよ、赤平委員、岡田橋も、そろそろ、手がつくころだと思いますので、お待ちいただければと思います。

今、沖館川は、歩道を造っています。営林署の横に歩道を造っています。なかなか進みません。赤平委員も言っていましたけれども、冬しか、仕事が出来ないので。また、工事業者から、時間が延びるよという話の資料が来まして、来週、回覧板で回します。

いろんな話題があって、一般質問を聞いていると、質問できる人が羨ましいなと思いつつも、できないので、予算特別委員会で、何とか皆さんに力を頂ければと思います。

まずは、赤平委員、それから軽米委員が言いました、看護師、保育士の処遇改善について。

最初に、制度の中身が、いろいろ出ましたので——それで、これまで、いわゆる保育・看護職場、それから看護師等の賃金は、他産業から比べれば低いと言われてきて、時たま、保育師のを上げますと。上げるけれども、どこを上げたか分からないだけ、実際、これは目に見えてきませんでした。今回は、目に見える形で、改善の方向が示されて、補正予算にも、保育士の処遇改善対策事業が2億4528万円盛り込まれているということで、私の上部団体が、最近、政府与党とくっついております。そのうちに、配下になるかも分からないので、今回は、岸田総理に、頭を垂れて、感謝したいと思っています。

それで、今、私の場合は、これまでの人とちょっと論点が違って、いわゆる補助金が青森市内に、全部、活用されて、多くの補助金を青森市内に呼び込もうと。そのためにどうしたらいいかという論点で、話を進めてまいります。それと、今回の処遇改善は、公務員と民間の扱いが、ちょっと違うので、まずは、公務員の関係から。

1つ目、国から処遇改善のための交付金等が交付されると思うが、市の職員の看護師や放課後児童支援員の対応はどうなるかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 藤田委員からの処遇改善についての御質疑にお答えいたします。

国では、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子・高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げることとし、地域でコロナ医療など、一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員や保育士及び放課後児童支援員等の処遇を改善するための事業が創設されました。

本市では、当該処遇改善事業の趣旨を踏まえ、対象となる看護師、准看護師及び放課後児童支援員の給料及び報酬を令和4年2月から引き上げることとし、看護師等については、一月当たり約4000円の引き上げ、放課後児童支援員については月額9000円の上乗せ分を時給換算し、1人当たり時給60円の引上げをすることとしております。また、この給料等の増額分については、令和4年2月分及び3月分を令和4年4月までに支給し、令和4年4月分からは毎月の給料等に上乗せして支給することとしております。なお、当該処遇改善に係る人件費につきましては、補正予算及び令和4年度当初予算に計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 4000円の話は先ほど出ていました。あくまでも、いろんな諸手当を含めて4000円なので、多分、基本給、諸手当分、それから、当然、事業主負担の660円も含めて4660円分、それ以上出せば、補助金で返ってくるという仕組みだそうでありますので、多分、満額は返ってくるような市政をしておられるかと思えます。

それで、今回、多分、県と同じやり方だと思うんですけども、旧浪岡町と旧青森市で合併したときに、当時、町と市は、いわゆる到達級が違うので、合併する前に、本来だと旧浪岡町の職員の給与改善を旧浪岡町の町長がしなければならないんですが、しないで合併しちゃったので、後から、いろいろとありました。

さあ、県立中央病院と市民病院が一緒になります。だから、この際、こういう機会に、上乗せをして、一緒になったときに、多分、調整をすれば、後から、いろんな問題が出なくなると思うので、是非とも、これから、表立って出るとまずいので、いろいろな方向で、今の現状という、統合した病院を建てるしか方法論はないので、ぜひとも考えていただきたいなと思えます。できれば、だれか、県庁に行って、市の職員、看護師がいたら、ちゃんと面倒見てくれるように、県に言ってくれば、大変、助かるんですが、これはこれでいいです。間違いなくやられるし、10月以降は、多分、診療報酬の改定で、継続して、報酬の引上げが継続されると思うので、いろんな、こういう機会を経て、上手くやっていただければ、後で、合併というか、一緒になったときに、いろいろトラブルが起きないので、ぜひとも、そこも考慮に入れて進めていただきたいなと思えます。市の職員の分はこれで――市の職員の分が、人事院勧告を含めて、対応が、総務省、厚生労働省、みんな違うので、多分、市が責任を持ってやっていただけるということを期待して、もう結構です。次、そ

の他の部分。

さて、今回、保育所は、市として補正予算を上げていましたけれども、介護の職場、これに関して、どこをやるのか分からないので、ちょっとお聞きしたいと思います。これも先ほど、軽米委員にも赤平委員にも説明がありました。いわゆる、約9000円、3%程度、これを市内の介護施設の職員の待遇を改善すれば、その分の金が出るよ。それで、この市内事業者、多分、これは、補正予算をやっていたから市の管轄でないと思うので、市内事業者への制度の周知はどのように行うのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 藤田委員からの制度の周知についての御質疑にお答えいたします。

今般の国の処遇改善に係る制度の周知に当たりましては、関係団体における会合で制度の周知と計画の提出を依頼するとともに、個別の介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者、保育所等に対し、それぞれの担当課から、電子メール等によりまして、適切に御案内するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応と少子・高齢化への対応が重なる最前線において働く職員の収入の引上げを図るという趣旨に鑑み、各事業者等において、適切に実施いただけるよう、協力を求めているところであります。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 さっき、岸田総理を褒めました。なかなか、こういうことは、国がはっきりと、こういうことは言わないので、介護施設が何か所あるか分かりませんが、各施設ごとに、きちっと、この意図を汲んでいただいて、ちゃんと、いわゆる2月から9月までの改善をする。あと、多分、10月以降は、いろんな措置費で措置されると思うので、ぜひとも、全介護施設が、それなりの介護——前に保育所の給与改善をやったときに、それが、児童措置費で、多分、保育士に行ったと思うんだけど、園長先生がみんなもらってしまえば職員に行かないし、そういう意味では、今回は、先ほどの軽米委員への答弁で、いわゆる賃金台帳をきちっと見るという話でしたので、そこはきっと、監視ができるんだろうなと思っています。ぜひとも、市内業者への周知をきちっとやって、できるだけ——たしか、締切りが迫っていると思うので、ぜひとも、やり方を聞かれたら、どんどん教えてやってほしいなと思います。

それで、2つ目、先ほど、軽米委員が保育士等の処遇改善が本当にされたのかの確認方法はと言ったら、答弁がありましたので、ちょっと、その答弁の中身から聞きたいと思います。介護施設の障害福祉の職員は、施設が自ら手続をしなければいけないというのがあるけれども、今回、保育士の場合は、話を聞いていると、こっちから交付するという話でしたので、ちょっと二、三、確認させてください。

市が処遇改善を責任を持ってやるということを、先ほど、答弁されました。そう

いうことでいいのかな。お願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

処遇改善の確認についてですが、保育所等の処遇改善の確認につきましては、国の実施要綱に基づきまして、保育所等から、職員ごとの改善見込額を記載した賃金改善計画書を提出していただき、基本給または決まって毎月支払う手当の引上げを行っているか、特定の職員に合理的な理由なく、偏って賃金改善を行うという恣意的な配分がないかなど、あらかじめ、改善内容を確認することとしております。また、事業の完了後には、保育所等から、賃金改善実績報告書のほか、職員ごとの賃金台帳または給与明細の写しを提出していただき、実際の賃金改善額を確認することとしております。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 先ほどの軽米委員のまとめで、聞き方は、ちょっと、順番を間違えたのかな。先ほどの軽米委員への答弁で、ちょっと、気になったことがありまして、保育所は、青森市が責任を持ってやるんだけど、ほかは別だということ——聞き間違えたかも分からない、ごめんね。いわゆる、働いている人割で、補助金を交付すると。それで、使い道は、各保育所で、どう配分するかは個々の保育所ということでもいいんですよね。いいですね——はい。そうすれば、市からの各保育所に、これを人数割りで、1人頭、約9000円の補助金を一括で交付して、保育所でどう使うかは保育所で考えるということでもいいのか、もう1回確認。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の補助金額につきましては、国の交付要綱におきまして、保育所、幼稚園、認定こども園等の施設の類型ごとに、地域区分、定員区分、児童の年齢区分に応じた単価が定められております。この単価に当該施設の令和3年度の年齢別平均利用児童者数と事業実施月数を乗じた額が補助金額基準となるものであります。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ちょっと簡単でないんですね。分かりました。簡単でないということが分かりました。ということは、1人頭の補助単価というか、各保育所でみんな違いますよね。今、違う話をされたので。ということは、保育所ごとで、1人に対する補助単価が、まるっきり違うということと理解していいですか。お願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど答弁申しましたが、補助金の額につきましては、国の要綱によりまして、単価が決められていまして、それに基づく基準額によって交付されますので、一概に、各施設が幾らなので、1人当たり幾らというふうなことは申し上げられません。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 額は申し上げられないのは当然だ。そんなに簡単に計算できるようなものでないので。ただ、いわゆる職員の配置によっては、簡単にいえば、保育士1人分、それから働いている人分、9000円をぼんと出せばいいだろうけど、そうではないということは分かりました。これは聞いても、時間が長いので——でも、いいですね、保育所は市役所で見えてくれるから。介護施設はどうするんですかね。分かりました。ありがとうございます。

これについては、処遇改善をしっかりと、先ほど言ったように——私も、今回のこの論点は、いわゆる国からの処遇改善の補助金が、有効に、満額、活用されるかというのが、私の論点でありますので、それに基づいてやっていただければと思います。

次は、職員の運営体制について。これは飛んでしまったけれども、実は、いわゆる保健師の採用から、いろいろあったんですけども、一般質問がなくなって、ここしか残らなかったの、前段がなくて、大変、申し訳ありませんが、職員の運営体制について。

人員配置は必要な人員が配置されていて、他部局に応援を出す余力がないと考えるが、応援を出したり、残りの人員で業務が遂行できるのであれば、人員を減らしでもいいと判断するようにならないか、市の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 藤田委員からの人員配置についての御質疑にお答えいたします。

本市では、必要な市民サービスを維持し、行財政運営を安定的に進めていくため、行財政改革の推進や事務事業の見直し等による業務の効率化を図りながら、定員管理計画に基づく適正な人員を確保するとともに、業務量に適応した人員配置に努めてきたところであります。

このような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や豪雪などの自然災害等への緊急的な対応等に対する人員が必要となる場合には、職員の応援体制により、全庁を挙げて取り組んできたところです。一方で、応援職員を出すことによって、一時的に欠員が生じている課の職員については、通常業務に支障が出ないように、業務に優先順位を設定するなど、工夫をしながら、市民サービスの維持に努めており、欠員が生じた状態で業務を遂行できているということをもって、当該課の人員を減員するという対応はしないものであります。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 時たま、これをしないと、前に、行財政改革で、いわゆる人数を無理やり絞って、自分たちで自分の首を絞めるということがあったので、これをしておかないと、いわゆる——今は特別です。特別で、今も応援している方が、いつまで応援しているのか分からないんだけど、しっかり、応援体制——それだけ、

人が足りない。この話は、人員が足りない話なので、来年度の採用計画はもう、この時点では決まってしまうことなので、とやかく、今、言いませんけども、やっぱり、柔軟な運用ができるような人員体制を取っていただきたいなと思います。そういう意味では、こうして、応援に行って、いろんな苦情を受けて、虐げられている人たちが、どんな言葉でしゃべられているのか分からないんだけど、市民の皆様は、直接だと優しいけれども、電話だとしこたまきついで、雪でも大変でしょうけれども、そういう意味では、いろんな、コロナ感染の応援に行っている人も、それから残った人も、まさに、よく、市長が言うチーム青森です。そういう意味では、こうした苦しい人員体制でやっている。ぜひともそれを評価して、いろんな意味で、見返るものはお金ですよ。給与制度を見直しして、先に明かりが見えるような形にしてほしいなと思います。私は、背が大きいので、天井にぶつかってしまって、あと、背が伸びないという人がいっぱいおりますので——分からない人は分からない。あんたたちが、分かってればいいです。もう少し背伸びができるように、ひとつ考慮していただきたい。これは要望で終わりたいと思います。

ここで時間を使ったので——除排雪について。

昨年に引き続き、豪雪。各地で除排雪の苦情が相次ぎました。昨年の12月の国・県の幹線が遅れたおかげで、市の幹線が遅れて、クリスマス前の除排雪が遅れたことは、これは否めないかと思います。それで、幹線が終わって、あの当時は、幹線が終わって、すぐ、工区に入ったので、クリスマスまでに終わって、ほっと一息です。ただ、一般質問で奈良議員がやったように、年末年始、昨年の12月28日の雪を片づけなくて、年明けまで通り越したという工区があると。私のところは、どういうわけか12月29日に来て、本当は2日で終わるんだけど、やっぱり多かったのか、12月31日までかかった。それだけ、12月28日の雪——ただ、12月28日は夜中に降った。昭和58年は通勤途中で降った。私は、日産のサニーに乗って——平らなボンネットなんだけれども——藤田組通りに入って、RABのあそこのところまで行くまでに、目の前に10センチメートル、20センチメートル積もって、降りて、雪片付けをして、前に進んだことがあります。だから、あの当時は、通勤途中で降り始めた。今回は、朝起きたら、40センチメートルぐらい積もっていたという。これを年明けまで、大変だったろうなと思います。今年の雪は、皆さん、頭に思い浮かべれば、クリスマスに除排雪やってと。年末の豪雪と、年始も降った。それから、1月に、だらだらだらだら、2月まで降った。それで、私は、だらだら降雪と。それで、2月の末に、もう終わりだなと思ったら、まだ降るか降雪、あれは余計な雪だったなと思うんですが、勝手に命名しています。それで、2月まで頭からだと思うんだけど、何にもない雪の層を見ると、20センチメートル以上に、真っ白な雪が圧雪であります。雪片付けをしない人は、層を見れば——めちゃくちゃ重い雪で、私の住む町会は、去年は5回、今年は7回、除排雪が入りました。今年のやり方が変わったのは、年明けから少ないうちに来る。通常は、町内で2日かかるんだ

けど、1日とちょっとで、ちゃっちゃと帰って行くんですよね。そういう意味では、除排雪のやり方は、少ないうちに来たほうが、油代もかからないで、苦情もなくて、いいんじゃないかなと。うちのほうに入っている業者は賢いなと思って、来たからと、雪を出そうと思っても、出す暇もなく、行ってしまいうんですよね。

これは、青森市の古い方は——都市整備部長は分からないかもしれないけれども、私も経験がありますけども、除排雪すると、後ろからみんな、一家総出で、屋根の雪をみんな出すという、本当に悪い習慣がある地域もあります。最近では、年代が変わって、除排雪だからといって、雪を出すことはないんだけど、そういう意味では、なかなか難しい。相談窓口で、私もよく言われる。本当に役に立たない議員だなど、よく言われます。直接言われることはいいんだけど、多分、窓口は、もっときつい言葉で言われると思う。そういう意味では、窓口で電話対応した職員には、相撲のあの、よく頑張ったという、小泉元総理の言葉をかけたいと思います。それで、周辺で、雪で、けがをするのが物すごく多くて、最近見ないなと思ったら、入院しているとか、多かったです。そういう意味では、今年は、特別に多い年だったと。じゃあ、これを、特別に多い年をどうしたらいいかということで、本題に入りたいと思います。

公共工事が減っている中、建設業者等、除排雪に関わる業者に、昨年度・今年度の災害級の降雪に対応できる機動力を備えて準備することは、これは不可能で、できません。よって、緊急時の対応に備えるため、市民の緊急時の声に応える体制は、青森市として、責任を持って構築しなければならない、そう思います。そこで、緊急時の声に応えるため、昨年度・今年度、災害級の降雪に対応できるよう、市の直営じゃなくて、直轄除雪部隊を設置すべきと考えるが、市の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 藤田委員からの本市の直轄除雪部隊の設置についての御質疑にお答えいたします。

今冬、本市では、12月28日に豪雪対策本部を豪雪災害対策本部にいち早く切り替え、降雪から市民の暮らしを守るため、体制を強化しており、主な項目として、1つに、除排雪の強化として、道路交通を確保するため、幹線・補助幹線・工区や小・中学校通学路線などの除排雪を強化し、特に今冬からの取組では、除排雪事業者間における連携による除排雪を延べ24回、今年度、3台から7台に増台したロータリ除雪車による除雪作業支援を延べ159回実施しております。2つに、パトロール班の強化として、除排雪パトロール班を通常の12班体制から、豪雪対策本部では14班体制とし、豪雪災害対策本部においては18班体制として、様々な要望等への対応を強化しております。3つに、青森市スノーレスキュー隊の設置として、市職員によるスノーレスキュー隊を設置し、高齢者世帯を対象とした屋根の雪下ろしや通学路歩道の除雪作業を延べ67回実施しております。

市直営による除排雪については、平成15年度に本市の直営を廃止し、道路除雪に

対応する規模の職員を有していないことから、本市の直営による除排雪作業の実施は困難であるものの、今冬のような豪雪時においても、市民生活の安定確保のため、積極的に雪害防止対策を行っていく必要があるものと認識していることから、今冬、新たに4台追加配備したロータリ除雪車の貸与による事業者への支援や、除排雪作業に遅れが生じた工区に対する事業者間の連携除排雪、また、本市が所有するタイヤショベルやトラック、小型除雪機などを使用し、通学路などの歩道除雪や市民からの要望に臨機応変に対応しております。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 確かに、幹線、それから通学路、補助幹線は、むちゃくちゃよかったです。それで、みんな、通常だと、ここをやったから、次にここに入るなというのが、いつものとおりに来ないというのはよくありました。でも、幹線の流れがよかったので、とても車の流れがいいなという印象を受けましたが、やっぱり、工区は、考えてみれば、除雪の台数が、そんな多いわけでもないのに——雪対策特別委員会で新潟県十日町市に行きました。そのときに、台数が、あそこは5万人ぐらいしかいないのに、除雪機械は2倍ほど、十日町市にあります。山だから、やるところが多いのかも分かんないけれども、これは、ちょっとびっくりしました。中村節雄委員に聞いたら、多いなと言っていましたけれども、そういう意味では、何らかの形で、あそこは、やっぱり、機械保持のために経費を出しているんだけど、聞いたら、それは答えてくれませんでした。多分、大分出しているんでしょう。

そういう意味で、今、直営部隊と言いました。私は、直営と聞いてない。直轄部隊です。手を変え、品を変え、やらないと。でも、今回、市の職員、道路維持課のパトロールは、パトロールを休んで、いろんな意味で、いろんな要望に応じてやってくれていることは見ました。

そういう意味では、私は、そろそろ、全国で行政二表の職員が、新規に採用されています。それと、青森市に転入して、新規就農された、その冬の場合の収入確保。青森に来て、冬に仕事がないから、やっぱり青森は駄目だと。青森は、雪が降るけれども、大きな災害もなく、とてもいいところだなと、私は思うんだけど、そういう意味では、冬の除排雪の要員一つとして、新規就農者の雇用も考えながら、除排雪が行き届かないときの対策にしていただければと思います。

それで、今、都市整備部長、さっき、ロータリ除雪車の出動回数、稼働回数は159回、次に聞こうと思っていたのが終わったんだけど、稼働回数は159回、それから稼働時間はどれぐらいあったのか、お願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 ロータリ除雪車の稼働状況についての御質疑にお答えいたします。

今年度、4台追加配備し、計7台となったロータリ除雪車の貸出期間は令和3年11月1日から令和4年3月31日までであり、その間に作業が必要となる除排雪

事業者に対して、貸出しを行っております。今冬におけるロータリ除雪車7台の稼働実績としては、令和4年2月28日時点で、事業者への貸与による除雪作業支援が159回、市職員のスノーレスキューなどによる除雪作業が21回で、延べ稼働回数が180回、1台当たりの平均稼働回数が約25回であり、また、ロータリ除雪車7台の延べ稼働時間は704時間で、1台当たりの平均稼働時間は約100時間となっております。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 これは、貸し出すといっても、借りる側は遠ければ、そこまで行くまで、ただ、時間がかかるだけです。多いのか少ないのか、ちょっと分かりませんが、効率的に、どう、このロータリ除雪車を扱うか。業者がやらないときは、市の直轄部隊が、それを使ってやると。よろしいですか、都市整備部長。そうすると、この稼働がもっと上がる。そうしていただければと思います。

1つだけ、市道の歩道で忘れたところを要請したら、ちょうど、あれは、歩道に合う幅のロータリ除雪車なんですものね。きれいにやっていただきましたが、国道とのちょうど境界で、国道が全然やらないで、本当にもうという、頭にきちゃったよ、本当に。みんな、国道の道路の交差点のど真ん中を歩いているんです。何回電話しても、全然、応えていただけませんでした。大変、力量不足に悩んだところです。

さて、次、今、歩道の話をしました。歩道も今年、気が利いて、私はいつも、歩道の除雪に自分の機械を持っていくんだけど、行ったら、あれっ、終わっている。珍しく、電話をしないのに、やっていただきました。本当にありがとうございました。ただ、忘れていった所が1か所あったので、ちょっと、これを質疑させていただきます。

市が実施する歩道除雪について、市では指令状況や実施状況をどういうふうに把握しているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 歩道除雪実施状況の把握についての御質疑にお答えいたします。

歩道除雪については、職員によるパトロールに加え、町会・町内会関係者、地域住民、学校関係者等からの情報提供を参考に、積雪状況を確認し、歩行に支障があると判断した場合に、委託事業者に指令を出すこととしております。また、今冬におきましては、通学路の点検を昨冬の2倍となる258か所について実施し、通学路の確保に努めたところであり、さらに、豪雪災害対策本部設置に伴い、市職員によるスノーレスキュー隊を設置し、高齢者世帯を対象とした屋根の雪下ろしや通学路歩道の除雪作業を実施しております。

歩道除雪の作業指令につきましては、除雪事業者に対し、歩道除雪実施箇所の図面を添付した作業指示書により、指令を発出しており、実施状況につきましては、

作業終了後のパトロールと事業者から提出される作業日報で確認をしております。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。忘れた歩道——国道はやる気ないけれども、いや、ないんでしょう。市道だけは、やっぱり、きちっと、通信簿をつけて、全部表にして、やってないところを見落とさないように、そこをパトロールしてやっていければ別だけれども。雪が少ないときは、私はやるんだけども、あんまり、今年は雪が多いので、そういう意味では、台帳を作って、市が除排雪区域に指定したところは、台帳にして、全部表にして、いつやったかチェックして、除排雪の忘れないようにしていただきたい。お願いを申し上げます。

次に、一般質問で、流雪溝の話がありました。融流雪溝は、そもそも、水が少ないので、融流雪溝。流雪溝は、ごうごうと水が流れる。皆さんのイメージでは、ごうごうと水が流れるのが融流雪溝というイメージなんだけれども——流・融雪溝、融流雪溝、どっちなんだかよく分からないけれども、いわゆる止水板で水を止めて、そこにたまった水で、地熱を利用して、水で解かすというのが、その仕組みだそうです。

それで、今度は、私は、家の前の普通の側溝なんだけれども、そこに、春の花に使う黒土を袋で買ってきまして、土のうが欲しい、中身がほしいと言ったら、雪の下で、ないと言われましたので、黒土を買ってきて、実は、側溝の下のほうに積み重ねて、溜めました、少しでも。前に、側溝は雨の水のためのもだから、雪を入れるものではないと叱られました。当時の建設部長に叱られましたけれども、少しでも、いわゆる雪出しを防ぐためにも、できるものであれば、そういう、溶かす場所を造ってあげたいと。だけれども、結果は有効そうです。

それで、青森市の職員には、職員提案制度というのがあります。これは、賞金が出ているのかどうか分からないけれども、私が民間にいたとき、前にしゃべりましたけれども、職員提案制度で、大分、稼ぎました。民間の場合は、賞金が出ます。役所も賞金を出せばいいのにね。職員提案制度があるんだけれども、市民からの提案制度というのを受ける体制があるのかないのか。除排雪に関する市民からのアイデアを受け付けるような体制はあるかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 市民からのアイデアを受け付ける体制についての御質疑にお答えいたします。

本市では、今後の雪対策の方向性を示す青森市雪対策基本計画を策定する際には、わたしの意見提案制度を実施し、市民からの意見を広く募集しておきます。また、効果的・効率的な除排雪作業を実施するための基本方針である除排雪事業実施計画を策定する際には、毎年度、青森市町会連合会や東青除排雪協会との意見交換の内容も踏まえ、策定をしております。来年度の除排雪事業実施計画の策定に当たっても、関係機関・団体などの意見を踏まえ、策定してまいります。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 そうですね、わたしの意見提案制度というのがあったね。分かりました。どっちにしても、いろんなアイデアがあります。これまでの概念を捨てて、少しでも、地域の除排雪——市民の皆さんが、今年の冬は楽だなというような体制にさせていただきたいなと思います。

それでは、ちょっと、マンホールの損壊について、これは、私から意見です。この前、最後の、まだ降るか降雪のときに、今の除排雪の機械は静かなんですもんね。どこでやっているのかと見たら、がっつんと音がして、何だと思って、窓を開けたら、マンホールに引っかけておりました。それで、聞いたら、昔のマンホールはボルトで締めていないんだそうです。今はボルト締めをしていると。ボルト締めをしていなければ、斜めのところを少し踏んでいっても、ヒューンって行くんだけど、締めているので、がっつりと蓋を引っかける。そういうことで、このマンホールにボルトをしていないところの場所を、きちっと除排雪する前に業者に確認してもらって、要らなく壊して、文句を言われるよりは、ぜひとも、除排雪前に確認するようにお願いします。

次に、道路整備事業費について。

2019年度から2021年度の道路整備事業費の予算の執行率をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 道路整備事業の予算執行率についての御質疑にお答えいたします。

道路整備事業は、住宅地内の生活道路の側溝・舗装の整備に関して、各町会・町内会に地域の要望を取りまとめていただき、寄せられた要望の箇所について、現地調査を行った上で、緊急性や優先度といった要件を考慮しながら、市内一円の整備を順次行っております。

道路整備事業の予算執行率については、2019年度は、予算執行額が1億7618万5181円で、執行率としては99.6%、2020年度は、予算執行額が1億7602万7233円で、執行率としては99.5%、2021年度は、予算執行額が1億7673万8035円で、執行率としては99.9%となっております。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 上手に99.9%って、よく、上手にやるには、額に合わせて、やる場所を決めると。そういうんじゃなくて、必要に応じてやるためには、何ということかな、約1億7700万円だけでも、前後5%ぐらい多く見積もって、その間に収まるようにすれば、いわゆる必要に応じて、やらなければならないというところを先に、優先的にできるなと思いました。

それで、次、2019年度から2021年度の側溝の整備実績と労務単価の推移を示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 側溝の整備実績と労務単価の推移についての御質疑にお答えいたします。

道路整備事業による側溝の整備延長については、2019年度は約2900メートル、2020年度は約2800メートル、2021年度は約2600メートルとなっております。

公共工事設計労務単価の土木一般世話役の単価については、2019年度4月適用の単価は2万5600円、2020年度4月適用の単価は2万5900円、2021年度4月適用の単価は2万6900円となっております。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 大体、試算どおりですが。これの労務単価だけ、資材の高騰を考えなければ、2019年より2020年は、45メートル分だけ、側溝の工事費が減ったと。実質、マイナスシーリングでないかと。やっぱり、環境整備は大事なので、これを確保するには1.5%ぐらい上乘せしなければ、工事量が確保できないのではないかと。冬の除排雪の体力を蓄えるためにも、こういう小さな仕事といえども、1つ減れば、大分、業者は違うので、企画部長、ひとつ、来年度は頑張ってください。それで、この件は終わります。

最後に、小・中学校の施設修繕費について。

今年度は、雪庇による物的被害も多かったと思います。ネット上で、札幌市のアパートのエアコンが、ばらばらとなったのを見ました。小・中学校の修繕費は、それでなくても少ないと言われていますが、雪害でエアコンの修繕費に使われては、本来の修繕費がなくなってしまう。今回の、今年度の小・中学校におけるエアコンの室外機の被害状況は把握しているのか、来年度の小・中学校の修繕費に影響がないのか、お答えください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 小・中学校のエアコン室外機についての御質疑にお答えいたします。

本市小・中学校のエアコンの室外機の雪による被害につきましては、今冬の豪雪によりまして、校舎屋上部分に発生いたしました雪庇が例年より大きくなっており、この雪庇の落下・衝突や室外機付近に堆積した雪の側圧——圧力によりまして、破損が発生しております。

被害状況につきましては、報告のありました学校の室外機を確認したところ、3月7日現在で、小学校は沖館小学校が2基、中学校は甲田中学校が4基、浦町中学校が3基、小・中学校合計で9基となっております。

小・中学校のエアコン室外機の修繕費につきましては、先ほど御答弁申し上げました学校以外につきましても、雪解け後に各学校を調査することとしておりますことから、現段階では算出できませんものの、1基当たり約33万円と見込んでおります。また、破損いたしましたエアコンの室外機の修繕時期につきましては、稼働時期前の5月末までに終わることとしております。

なお、今後は、今冬の被害状況を踏まえまして、雪害対策を検討してまいります。

○山本武朝委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。いつも、修繕費が足りない足りない、よく言われていました。最近は、真面目に、補填していただいているようです。ただ、想定外の経費が出たときに、後から、金がないから、あれも直さない、これも直しないと。後で修理すると高くなるという、そういう傾向がありますので、よろしく願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○山本武朝委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間につきましては、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時11分散会

2日目 令和4年3月11日（金曜日）午前10時開議

○山本武朝委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、館山善也委員。

○館山善也委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）あ
おもり令和の会、館山善也です。それでは、質疑のほうをよろしく願いいたしま
す。

10款教育費6項保健体育費、あおもり桜マラソンについて質疑させていただき
たいと思います。

あおもり桜マラソンは、令和2年度、令和3年度と2年連続で新型コロナウイルス
の影響を受け、中止となりました。小野寺晃彦青森市長の肝煎りの事業だと私も
注目しており、青森市スポーツ協会の理事の立場としても、本市のスポーツの振興
に寄与するものと思い、非常に楽しみにしておりましたが、2年連続の中止という
ことは、やむを得ない判断かなと思っております。新年度に入り、来年度の令和4
年度は、ぜひとも開催を願うものであり、そういった視点から御質疑させていただ
きたいと思います。

まずは、あおもり桜マラソン、これは県内に絞った形で、青森市初のフルマラソ
ンということであり、注目度も高いと思います。同時に、後ほど触れますが、今、
この世の中ですので、コロナに対する対応も求められるところだと思いますので、
本市の考え方もお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まずはあおもり桜マラソン大会の概要と参加人数について、お示しただけです
か、お願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あ
り）館山委員のあおもり桜マラソンについての大会概要及び参加人数について、お
答えをいたします。

あおもり桜マラソンにつきましては、令和元年まで開催されてき
たAOMORIマラソンに代えまして、県内初の公益財団法人日本陸上競技連盟が
公認するフルマラソンがメインの大会として、令和2年からスタートすることとし
ておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年連続で中止となり
ました。本年の開催に当たりましては、これまで、青森陸上競技協会をはじめとす
る関係団体と連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、
検討を進めてまいりました。

大会概要につきましては、開催日を令和4年4月17日曜日とし、本市の桜の名所の一つとして親しまれる野木和公園をスタート会場に、国道280号バイパスを後潟で折り返し、雄大な陸奥湾を眺望する青森ベイブリッジや青森春まつりでにぎわう合浦公園を巡り、青い海公園でゴールするという本市の豊かな風景を楽しんでいただけるフルマラソンのコースとしております。

参加人数につきましては、2月1日から2月28日までの1か月間、インターネットや郵便振替等で参加申込みを受け付けしました結果、フルマラソンが375人、ハーフマラソンが423人、10キロメートルが536人の計1334人となっております。

本大会につきましては、現在、開催まで約1か月余りに迫り、最終的な詰めの作業を行っているところでありますが、今後とも、感染状況や他のマラソン大会の開催動向を注視しつつ、新型コロナウイルス感染症対策が徹底された大会になるよう、準備を進めてまいります。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。今、どうしても新型コロナウイルスの対応ということが求められていく中で、今回の参加の仕方が、インターネットや郵便振替等を使って、接触しない形をとっているということも1つ、コロナ対策になっているのかなと思います。

スタート地点が野木和公園ということで、後ほど、その件も触れたいと思います。野木和公園を基軸としまして、フルマラソンは、そこから北側の後潟方面に向かい、ハーフマラソンは反対の市内の方に向かっていくということで、運行順路が記載されておりました。新型コロナウイルス感染症対策として、今、各競技も様々な影響を受けて、対応を取っているところであります。記憶に新しいのは、オーストラリアであった全豪オープンが、バブル方式ということで、成功を期したことが非常に印象的でありました。また、青森市初のフルマラソンということで、今回、県都青森が行う大会が、1つ、青森市の基準になるのかなと思いますし、日本陸上競技連盟が示しているところに準じてやっているというところですが、また状況がどんどん変化する中ですので、そこは柔軟な対応をしてもらいたいなと思います。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策として、例えば、今、申込みのほうをネット等で行っておりましたが、ほかにどのような対策を取っているのか、ありましたら、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 再度の質疑にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症対策について、お答えをいたします。

あおもり桜マラソンにおける新型コロナウイルス感染症対策につきましては、他都市の大会の事例などを参考にいたしまして、青森陸上競技協会などと連携いたしまして検討してまいりました。

具体的な感染症対策といたしましては、1つに、定員につきましては、居住地制限

を設けずに5300人としていたものを県内在住者に限定した上で2600人に減らし、募集の結果、1334人に絞っております。2つに、公益財団法人日本陸上競技連盟が示した「ロードレース再開についてのガイドンス」、これを踏まえまして、ランナー同士の密集密接を防ぐために、複数のグループに分けて、時間差でスタートいたしますウェーブスタート方式を導入することとしております。この方法によりまして、フルマラソン、ハーフマラソン及び10キロメートルにつきましては、それぞれ、200人程度の2グループに分かれまして、密を避けて、1グループずつ、順次スタートすることとしております。3つに、参加者及び大会関係者全員に対する抗原検査を行うこととしておりまして、その実施方法といたしましては、検査キットを事前に送付し、各自で、大会当日の朝、検査をした上で、検査キットをスタート会場の受付で提示することによって、陰性を確認するということをしております。

このように、日本陸上競技連盟のガイドンスに基づく対応に加えまして、本市独自の対策を実施することにより、新型コロナウイルス感染症対策を徹底することとしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 了解いたしました。密を防ぐため、グループ分けをして、スタートさせるということであります。参加人数が、居住地を限定せずにしたところを、ある程度、県内に限定をし、半分、さらにその半分だったということは非常に残念ではありますが、これは、今、現状、コロナ禍を考えれば、致し方ないなということを考えております。また、先ほど、ちょっと触れましたけれども、フルマラソンにおいては、野木和公園をスタートしまして、北側の後潟方面に向かうということであります。野木和公園というのは、かねてから、私も活性化をしたいという1つの思いがありまして、取り組んできたところで、ここをスタートにさせていただいたことは非常にうれしく思っております。

一方で、フルマラソンで、交通規制が、2グループに分かれるということによって、規制の時間が長くなるのではないかなと懸念を感じております。この北側というと、油川の生協の通りで、幾つか、事業者の方がいらっしやいまして、中には飲食店の方もいらっしやいます。この辺が、お昼にかかって、商売に影響が出るんじゃないかなという懸念も1つありまして、少しその観点から質疑したいと思います。マラソンコースの交通規制に当たって、コース沿いの市民や事業者にどのような周知をしていくのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 交通規制に関する再度の質疑にお答えをいたします。

あおもり桜マラソンの交通規制時間につきましては、4月17日の8時35分から規制を開始しまして、14時30分頃で解除することとしております。主な区域の規制時間といたしましては、スタート会場であります野木和公園付近から北側の区域は8

時35分から12時頃まで、フルマラソン・ハーフマラソンの折り返し地点であります野内駅付近は10時から14時5分頃まで、フィニッシュ会場であります青い海公園付近は9時15分から14時30分頃までと設定しております。

交通規制の市民への周知につきましては、「広報あおもり」や市ホームページで行うほか、おおむね1か月前からコース上の交差点等に看板を設置することとしております。加えまして、コース沿いの町会に対しましては、地区連合町会長及び各町会長に直接説明の上、交通規制のチラシを回覧版で周知しますほか、コース沿いの事業者に対しましても直接説明をすることとしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 分かりました。直接、事業者の説明をしていただけるということで、非常に丁寧な対応を求めていますので、よろしく願いいたします。また、ここは住宅地もかなりありますので、例えば、当日、その規制時間に緊急車両等の要請があった場合に混乱がないように、消防とも連携しながら、事前に、その辺を周知していただきたいなど思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、先ほども触れましたが、野木和公園に関しては、活性化の観点からも、これまでも注目しておりました。この大会を通じて、野木和公園のスタート地点が、にぎわいを持ってもらいたいなど思っておりますが、スタート及びフィニッシュ会場でのセレモニーのようなものは用意しているのかお尋ねいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。スタート及びフィニッシュ会場のセレモニーということであります。

スタート会場の野木和公園では、美しい桜並木が見られるよう、周辺の松の剪定を行うなど、これまでも、園内の樹木管理を徹底しているところであります。

大会当日は、公園内におきまして、感染予防対策を講じた開会式を行い、大会長であります市長の号砲によって、各種目をスタートさせることとしておりまして、ランナーに園内の桜を楽しんでいただけるものと考えております。また、フィニッシュ会場の青い海公園では、協賛企業ブースのスタッフや大会スタッフにより、ランナーを出迎えることとしております。

表彰式では、会場に設置するステージにおきまして、フルマラソン、ハーフマラソン、10キロメートルの各種目の上位3位までの方に賞状と本市の特産品詰め合わせを副賞として贈呈することとしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 そうですね、時期的には、ちょうど桜の時期にかみ合えばなど思っております。これは、当然、天候の部分も大きく作用するので、なかなか操作は難しいと思いますが、やはり、以前から、この野木和公園の桜祭りに関しても活

性化できないかなということ、バス事業等々にいろいろ御迷惑をかけた質疑をしたかと思っております。また、最後に述べられた中で、特産品の詰め合わせの副賞などを用意しているということでありました。やはり、青森というのは非常にそういったものも優れていると思いますので、アピールの場になればなと思いますし、参加者は県内であろうとも、これが全国に報道されれば、どんどんPRにつながるのかなと思っております。

最後に、あおり桜マラソンの完走者への対応について、何かありましたら、お示しいただけますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 完走者への対応についての再度の質疑にお答えをいたします。

あおり桜マラソンでは、ナンバーカードに装着されたICチップにより、参加者タイムが計測されるようになっておりまして、フルマラソン及びハーフマラソンの完走者に対しましては、公益財団法人日本陸上競技連盟の公認記録となるタイムが印字された完走証のほか、完走した全員に大会のオリジナルのタオルを贈呈することとしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。完走者への記念ということで完走証というんですか、タイムを印字したのがあるということでありました。私の息子も、埼玉の埼玉国際マラソンに出たことがありまして、家にその賞状を大事に飾っているんですけども、ICチップでタイムが計測されるということで、その賞状には、5キロメートル、10キロメートル、20キロメートル、30キロメートルという、途中のタイムも記載されているんです。そういったものを――僕は、泳ぐのが専門で、走らないんですけども、走る方にすると、それが非常に残るものだというので、これから、そういったことも詰めていくと思いますので、できましたら、そういった賞状のタイプに、そういった最後のタイムだけでなく、途中のラップタイムを入れていただきたいなということは要望させていただきたいと思います。

あおり桜マラソンについては、今回の参加者は県内の方に限定されておりますが、桜をはじめとする、野木和公園は無論、青森市の魅力を知ってもらうよい機会だと考えております。これまで2年連続の中止となりましたが、今年こそは開催できるよう、大いに期待しております。また、感染症対策や、コース沿いの市民や事業者への対応をしっかりと取り組んでいただいて、大会が成功するよう願っておりますので、これをもって、この項の質疑を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、雪対策について質疑したいと思います。担当が、ちょっと2つにまがります。8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、除排雪事業に対してと、

企業会計の自動車運送事業に対して質疑させていただきたいと思います。

今議会でも、ほかの議員や委員からもお話がありました2021年12月28日の青森市の交通障害について、報道も含めて、1つにまとめてみました。強い寒気と冬型の気圧配置の影響で、青森県内では、大雪が続きました。青森地方気象台によりますと、青森市の積雪は、12月28日現在、平年同時期の約3倍以上の111センチメートルとなり、12月に100センチメートルを超えるのは1984年以来37年ぶりとのことでした。12月28日、青森市は、過去10年で最も早く積もった2021年1月を上回るペースのため、体制を強化し、豪雪対策本部から豪雪災害対策本部に切り替え、設置いたしました。生活道路など、除雪が追いつかず、市民からの相談や苦情は12月27日だけで323件に上り、市の相談電話の回線を3本から5本に増やし、年末年始も対応する職員210名によるレスキュー隊を結成し、高齢者世帯の屋根の雪下ろしや歩道の確保を支援することとしました。

県内各地で、12月の積雪最多記録となり、国土交通省青森河川国道事務所によりますと、12月27日午後から12月28日にかけて、幹線道路では車両の立ち往生が相次ぎ、平内町の国道4号の約9キロメートルが一時通行止めとなりました。青森市内でも同様に、交通麻痺の状態が続きました。私も、10キロメートル程度の目的地、ここから空港の方なんですけれども、そこまで4時間以上かかりました。新幹線に乗れば、東京まで行ってしまう時間ですよ。

今議会で、市長が提案理由で、市民意見・要望件数が約82%にとどまり、市民の満足度が向上しているように聞こえましたが、私も議員をやって、この12年、今回ほど、市民要望・苦情が多かった冬はありません。恐らく、他の議員も同じような形で、そういった対応に追われたことと思います。

しかし、誤解のないように申し上げますが、青森市の職員や除排雪事業者は大変頑張っております。問題はここで、市民の理解度が追いついてないように私は考えております。市の情報発信のスピードと精度を高めることで、市民の理解を得られるよう努めることを要望いたします。

そして、今回の交通障害には、様々な要因がありますが、1つに、大型車両の雪のスタックがあります。雪で立ち往生してしまったということですね。特に市営バスがスタックした場合は、人力や普通車での救出は不可能であり、救援車両を呼ぶこととなりますが、本市においては、そのツールが確立しているとは少し考えにくいところがあります。

青森市で発表しております豪雪時の体制というところで、除排雪対策本部と、豪雪対策本部、豪雪災害対策本部に分かれております。この設置基準で、豪雪災害対策本部の手前の豪雪対策本部では、原則として、青森地方気象台における積雪深が100センチメートルを超え、かつ、それ以降も降雪量・積雪深がますます増加する見込みであること、市全域の幹線道路における交通状況が大きく悪化しているなど、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれが

あると判断された場合に豪雪対策本部が設置されるとあります。

この取組の中に「バスダイヤの確保・停留所の安全確保」とあります。この取組について、お示しいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）豪雪時におけるバス運行の確保などの取組についての御質疑にお答えをいたします。

バス運行の確保に向けた取組につきましては、交通部では、季節等により交通環境の変化に対応し、信頼できる公共交通機関としての役割を果たせるよう、雪国としての地域特性を踏まえ、冬ダイヤを設定した2シーズン制のダイヤを導入しているほか、お客様を風や雨雪から守るため、バスまち空間向上事業により、バス待合場の新設や改築等の整備を行っております。また、冬期間の運行環境の向上を図るため、毎月11月には、国・県・市の道路管理者に対し、市営バス運行路線の除排雪の充実と市営バス停留所への配慮について要望しているところであります。冬期間におきましては、除雪が必要な道路があった場合は、各道路管理者に対し、その都度、除排雪の要請を行っているほか、バスがスタックした場合には、備付けのタイヤチェーンの使用や、交通部所有の重機や構内除雪の委託事業者の重機を活用し、対応しているところであります。

次に、停留所の安全確保に向けた取組につきましては、乗務員からの報告やバス事業者等からの情報により、交通部職員がバス停留所の除雪により、安全確保に努めております。また、豪雪に見舞われた今冬は、交通部内に特別班を編成し、25日間の出動で、延べ166か所のバス停留所の除雪を行ったほか、延べ124か所のバス待合所の屋根の雪下ろしを行ったところであります。

交通部では、今後も、こうした取組を進め、冬期間におけるバス運行の定時性の確保やバス利用者の安全性の確保に努めてまいります。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。豪雪時に、バスの運行や安全の確保、停留所の安全を確保するというところで、2シーズン制のダイヤも導入しているということもありましたよね。ただ、先ほど述べられたバスがスタックした場合には、備付けのタイヤチェーンや、構内除雪の委託事業者の重機を活用しているということがありました。残念ながら、これが、今回のこの12月28日には、うまく機能しなかったのではないかなと思います。

誤解がないように言っておきますけれども、交通部を責めているわけじゃないんです。これは、大雪でもあり、市民がしっかり、この大雪に対して、どのような機能でもって対応できているのかということと、あとは、もう少し後から触れますが、仕組みづくりに、どうしても、バスはバス事業だけで何とか完結しろというような、縦割り行政の隙間があったのかなと思ひまして、今、この質疑をさせてもらってお

りますので、バス事業に対しての問題を指摘しているわけではないので、誤解ないようにお願いいたします。

また、冬になりますと、どうしても事故に遭うのは、これは一般車両もバスも同じだと思います。ちょっと話はそれるんですけども、私も、これまで、バスに関して、関心が強く、また、ドライブレコーダーの提案をさせていただきまして、設置をしていただきましたことは、非常に感謝しております。今冬のような豪雪のときにも当然役立っているものと思いき、質疑させていただきたいんですが、事故のみならず、いろんなところに役立っているのかなと思いき、期待しております。冬期間におけるドライブレコーダーの活用事例をお示しいただけますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 冬期間のドライブレコーダーの活用についての御質疑にお答えをいたします。

交通部では、社会問題化しているあおり運転などの交通トラブルへの対策強化や、車内の防犯性の向上及びサービスの改善を図るため、令和2年11月までに市営バス全車両にドライブレコーダーを導入し、安全で信頼のあるサービスの提供に努めております。

この導入により、ドライブレコーダーに記録される車内・車外の映像や音声のほか、走行中の速度やエンジン回転数などのデータを活用することによって、様々な効果が得られており、冬期間の活用事例といたしましては、路面凍結によるスリップ事故や狭隘道路での対向車線との擦れ違い時の横滑り等による接触事故の発生時において、映像データを確認することにより、原因究明と処理の迅速化が図られていること、事故には至らないものの、もう一歩手前の事例、いわゆるヒヤリハットが確認された場所の位置データを全乗務員が共有することによって、事故予防運転の徹底が図られていること、各乗務員に対し、映像やデータに基づき、冬期間におけるきめ細やかな乗務指導等を行うことにより、運転技術の向上や安全運転意識の高揚が図られたことなどがあります。また、バス停留所における除雪を行う場合、通常は、乗務員からの報告等を受けた後に、バス停留所の現場を確認し、雪の量や道路状況を把握した上で対応しているところではありますが、豪雪に見舞われた今冬では、現場確認に多くの時間を要することとなったことから、ドライブレコーダーの映像からバス停留所の状況を判断して、除雪を行っており、迅速な対応につながったものと考えております。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。ドライブレコーダーの映像が、色々活用されていることが分かりました。ドライブレコーダーの設置を要望してきた私としても、大変うれしく思います。また、先ほど、答弁にあった狭隘道路の対向車の部分もありましたが、こういったことを、バス事業で完結せずに、道路維持課等へ情報を発信し、これは市民の安全につながることで、道路維持課のパトロール

にプラスアルファとし、こういったことは、映像で向こうに情報を飛ばすような形が、連携がとれれば、さらに充実した環境になるのかなと思います。また、ドライブレコーダーの設置を要望してきた背景の中には、私は、ドライバー、運転手の仕事の環境の向上があるんです。当然、事故を起こしたときに、自分の主張が、ちゃんと映像として、通せるような形、また、もし理不尽な市民からの苦情というのがあった場合、そのドライバーを守るためにもつながりますので、ぜひ、大いに活用していただきたいなと思っております。

豪雪時は、どうしても交通を麻痺させたり、バスの時間どおり運行が難しくなります。バスを待っているお客様は、冷たい風・雪にさらされ、長い間、寒さに耐え、バスを待たなければなりません。先ほどの御答弁にもありましたが、今冬は、交通部内に特別班を編成し、バス停留所の除雪や待合所の屋根の雪下ろしを行ったとありました。少しでもバスを利用するお客様のバス待ち環境がよくなるように、交通部では取り組んでいるということは高く評価したいと思います。

そこで、バスまち空間向上事業を実施し、多くのバスの待合場を整備されてきたとありました。その後の取組状況がありましたら、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 バスまち空間向上事業のその後の取組状況についての御質疑にお答えをいたします。

交通部では、お客様を風や雨雪から守るため、平成29年度から令和2年度までの4年間、寄付金を活用して、バスまち空間向上事業を実施し、100か所のバス待合所を整備したほか、今年度は、一般社団法人公営交通事業協会が実施しております、モデル・バス停留所施設設置事業を活用し、沖館仲通りのバス待合所を整備するなど、バス待ち環境の向上に取り組んでおります。また、供用開始に向け調整していた一部の待合所につきましても、昨年12月下旬から、供用を開始し、多くの方に利用されているところであり、今後も、お客様がより快適な環境で安心してバスを御利用いただけますよう、取り組んでまいります。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。バス事業に関してはこれでもう終了したいと思うんですけれども、非常にいい取組をしておりますが、これをどんどん発信するすべが少しまだ足りてないのかなと思います。やはり、これは市民にとっても安心材料につながると思いますので、様々なツールを使って発信していただきたいなと思います。

先ほど申し述べました、豪雪時、12月28日の対応に対しての本部のほうに戻りたいと思いますので、都市整備部のほうにお尋ねしたいと思います。

私の考えで、バスがスタックしたから、バスだけで解決してくれというのは、やはり物理的にも無理があるのかなと思います。また、こういうことは何十年に1回あるかどうかではありますが、しっかりとした形を構築することが——システムを

つくっていただきたいなと思っております。

私の考えでは、市営バスが、雪により、立ち往生した際には、バスの運転手は、車両救出の手配を行い、自分のバスを自分で出すのではなく、渋滞緩和に努めるよう、車両誘導に専念することとし、青森市は、除排雪体制を区割りにおいて、救出車両をあらかじめ指定し、市営バスの救出を迅速に行える体制づくりを構築することと考えております。要するに、バスの運転手に、自分でスタックしたから、自分で抜け出せというのは、もう無理であって、救出をお願いすると。ほかの車が、バスのそれによって渋滞するようなことがないように。それで、運転手は、そのバス——普通の交通誘導に努めてもらおうと。それで、そのバスのエリアで詰まったところに、除排雪の区割りのところに、ある程度、順番をつけてもらって、依頼をするという形をつくってはどうかという提案も含めてなんですが、市の考えをお尋ねいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 立ち往生した市営バスの救出体制についての御質疑にお答えいたします。

バス路線などの主要路線については、除排雪事業実施計画において、幹線、補助幹線、郊外幹線と位置づけ、これまでも丁寧な除排雪に努めております。今冬におきましては、館山委員からも御紹介ありましたように、昨年12月20日から、強い冬型の気圧配置により、低温・降雪が続き、昭和59年以来37年ぶりに12月に降雪量が100センチメートルを超え、12月としては観測史上4番目に多い111センチメートルの積雪を12月28日に記録しております。その後も、本年2月上旬までにかけて、冬型の気圧配置が続き、雪の降る日が多く、2月8日には今冬最深となる積雪が149センチメートルになるなど、記録的な大雪に見舞われております。大雪により、市営バスが立ち往生した場合には、交通障害を引き起こすことから、早期解消が必要であると認識しております。交通部と情報交換をしながら、立ち往生した市営バスの救出体制について検討してまいります。

○山本武朝委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。検討いただけるということで、ぜひとも、形をつくっていただきたいなと思います。今回の件に関して、市に提案する前に、私も、事業者の方、専門家にお尋ねをしました。そしたら、バスがスタックしたら、どうなるんだろうかと言いましたら、やっぱり一番は、ダンプトラックを持って来れば、一番いいよと。次に、同じ形のバスでチェーンをつけたものがないんじゃないかなと。あとは、ごみの収集車、パッカー車というんですか、そういったものもいいとは思いますが、一番は、やっぱりダンプトラックだよということがありました。除排雪の区割り担当に、8つにするのか、16にするのか、そこは判断なんですけれども、ある程度の区割りのところに、あらかじめ、緊急時には依頼をするよという順番をつけていただければいいんじゃないかなと。

バスの運行時間ですので、通常の除排雪事業の時間外とはなりませんけれども、その辺は納得してもらえるんですかねと言いましたら、要は賃金さえもらえれば、対応しますよということで、すごく力強い言葉も頂いておりましたので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

最後に、先ほど述べました210名の青森市職員の皆様には、年末年始の対応を含め、今冬の雪への対応に大変感謝しております。市民の一人としても、安心していただいているところでもあります。これからも、青森市民のため、安全のために、頑張ってくださいをお願い申し上げまして、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブの竹山美虎です。

今日は、東日本大震災発災から、本日で、ちょうど11年ということで、今も避難をされている方は全国に約3万8000人、行方不明となっている方も2523人おられます。犠牲になられた方も含めて、全ての方に哀悼の意を表したいと思います。今後も、この惨事を忘れないように、そして、防災・減災対策をしっかりとしながら、取組を継続していかないといけないという思いであります。

それから、ロシアのプーチン大統領の、この侵略行為は絶対許してはいけません。ここにきて、平和目的の原子力施設や医療機関への攻撃もされており、このことは断じて許されません。そして、この暴挙には決して屈しない。やれることは全てやり抜くという覚悟が、国はもちろんでありますけれども、私たち、一人一人、これからマイナスの影響がいろいろ出てくるかもしれませんけれども、絶対許さないという覚悟は、私たち議員もそうですけれども、市民一人一人も、やはり、そのことをしっかりと受け止めていただきたいと思いますというふうに思います。

質疑に入ります。

1点目は、議案別冊、令和4年度青森市一般会計・特別会計予算、76ページ77ページ、4款衛生費2項清掃費1目塵芥処理費に関連をして、青森市一般廃棄物最終処分場適正化対策事業について伺います。

令和4年度は、昨年比で6900万円増という予算の計上がされているようでありますけれども、この青森市一般廃棄物最終処分場適正化対策事業の状況について示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 青森市一般廃棄物最終処分場適正化対策事業の実施状況についての御質疑にお答えいたします。

青森市一般廃棄物最終処分場は、昭和58年の供用開始から38年が経過し、老朽化等により、様々な施設の不具合が発生しております。このことから、市では、当該処分場の各施設について、現状の機能等を調査したところ、特に、埋立地内から発生する浸出水を処理するための浸出水処理施設の機能が低下していることから、

令和2年度から令和4年度までの3か年で青森市一般廃棄物最終処分場適正化対策事業を実施しております。

これまでの実施状況ですが、令和2年度は、埋立地から処理施設に浸出水を送水するための原水ポンプ等の更新、令和3年度は、処理施設に送られた浸出水を各処理槽に移送するためのポンプ等の更新を実施しております。令和4年度につきましては、処理施設に送られた浸出水を浄化するための活性炭吸着塔等の更新を行うこととしております。

○山本武朝委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。最終処分場は、過去にもいろんな不具合がありまして、状況に応じて、予算措置を講じて、それぞれ対策を進めてまいりました。ただ、施設・設備の経年劣化、老朽化、これはもう否めないと思います。

ただ、一方で、財政の面からも、何とか長寿命化は図らなければならないということは分かります。今回、3年かけて集中的に不具合を解消するための対策事業を行うということで、供用から38年経過しているわけですから、いろんな不具合が出てくるというのは、これは致し方ないと思います。来年度までの3か年で、令和2年度は、原水ポンプ等の更新、そして、今年度は、処理槽に移送するためのポンプなどの更新、そして、来年度は、浸出水を浄化するための活性炭吸着塔、これらなどの更新を行うということでした。何もしなければ、そのツケというのは、後々、大きくなって返ってきますので、ぜひ、計画どおりしっかりやるように要望して終わります。

委員長、私、4点ありますので。

○山本武朝委員長 はい。

○竹山美虎委員 すみません。

○山本武朝委員長 どうぞ。

○竹山美虎委員 2点目は、議案別冊、令和4年度青森市一般会計・特別会計予算、88ページ89ページ、7款商工費1項商工費4目観光地整備事業費に関連をして、道の駅ユーサ浅虫改修事業について伺いたいと思います。

この事業については、昨日の秋村委員からの質疑で概要、それから奈良岡委員の質疑でリニューアルに至るまでの背景、スケジュールなどは分かりました。私からは、1点確認したいと思います。平成30年度、ユーサ浅虫5階の大浴場施設で故障した給水ポンプの修繕のために2か月間休業ということがありました。今回のリニューアル、これは大事なことですけれども、ユーサ浅虫本体の維持管理も大切だよという思いから伺いたいと思います。ユーサ浅虫の維持修繕に係る過去5年間の実績、来年度の予算額を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 ユーサ浅虫の維持修繕に係る過去5年の実績と令和4年度予算額についての質疑にお答えをいたします。

ユーサ浅虫では、これまで、経年劣化等に伴いまして、設備等の修繕を行ってきたところであります。初めに、過去5年間の修繕実績といたしましては、平成29年度は、温泉水配管の劣化に伴う交換や会議室のエアコンの修繕など、8件で686万9000円、平成30年度は、男子浴室サッシの交換や東側入り口の歩道スロープの融雪装置の修繕など、21件で1137万1000円、令和元年度は、駐車場への転落防止柵の経年劣化に伴う交換や温泉の送水ポンプの交換など、24件で1269万8000円、令和2年度は、非常用発電機の部品交換やトイレ前の自動ドアの修繕など、11件で578万2000円、令和3年度は、消防用設備の修繕や屋外通路のタイル交換など、15件で552万6000円となっております。

次に、令和4年度の修繕の当初予算額につきましては、指定管理料の中に220万円を計上させていただいておりますが、これまで同様、施設の設備等の状況に応じまして、適切に対応していくこととしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。過去5年間でも、大体600万円が2年間、大体700万円が1年、それから、大体1100万円から1300万円、特に先ほど言ったように、令和元年度になるんでしょうか、温泉の送水ポンプの交換などには多額の修繕費がかかっていると。そのほかにも、様々、今、あったように、エアコンの関係だとか、スロープの融雪だとか、転落防止柵だとか、非常用の機器の関係だとか、毎年、いろんな修繕をしているということだと思います。

令和4年度は、指定管理料の中に220万円を計上しているけれども、何かあったときには、それは適切に対応していくということだったと思います。そのことには、そのことについては分かりました。修繕も含めて、休業するということによって、利用者への影響、それから、経営にも大きな影響が出てきます。ぜひ、先ほどの答弁で分かりましたけれども、故障したり、不具合が生じたりということには、迅速に対応できるように、準備をしておくことが大切だと思います。今後も、利用者の利便性向上に努めていただくことを要望をして、この項を終わります。

3点目は、議案別冊、令和4年度青森市一般会計・特別会計予算、48ページ49ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連をして、地域活性化起業人制度活用事業について伺います。

この事業についても、昨日の軽米委員の質疑で概要、それから、令和5年度以降は未定であるということは理解をしました。来年度の事業において、対象者、これを1名と想定しているようではございますけれども、複数名にすることによって、多角的な視点で、物事を判断したり、実行できるなど、効果が高いのではないかとということから質疑します。派遣人数を増やす考えはないのか伺います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 竹山委員からの地域活性化起業人制度活用事業において派遣

人員を増やすことについての御質疑にお答えいたします。

地域活性化起業人制度活用事業とは、総務省が創設した地域活性化起業人制度を活用し、民間企業から社員を受け入れ、民間企業の知見やノウハウ、人脈を生かして、本市独自の魅力や価値の向上につなげる取組を推進するとともに、職員が民間企業の柔軟かつ能率的な仕事の進め方に触れる機会を創出することで、本市職員の人材育成を推進するものであります。

本市では、本市の観光施設への誘客促進や観光コンテンツのブラッシュアップ、各種誘客プロモーション活動などを推進していくため、本市の求めるスキル、業務経験等にマッチする人材を派遣できる航空関係の企業と協議を重ねてきたところ、1名の社員を派遣すること、さらには、経費面において、協議が調ったことから、当該企業から社員を受け入れることとし、当該経費については、令和4年度当初予算に計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。

○山本武朝委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 いろいろ、これまで準備を重ねてきたということで、業務については、観光誘客の促進に資する業務、そして、期間は1年間で、1名を受け入れると。この事業をすることによって、市の魅力、価値の向上につなげることはもちろんだけれども、職員の人材育成にもつながるということだったと思います。1名については、人数、経費面も含めて、想定している派遣元とのこれまでの話合いによって判断をしましたと。

それでは、再質疑したいと思います。国の制度では、いわゆる活動内容の例として、5つほど挙げております。地域活性化に向けた幅広い活動を示しております。この中から、観光振興とした理由について教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 誘客促進に着目した理由についての再度の御質疑にお答えいたします。

昨年7月に、北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産に登録され、本市の新たな魅力を国内及び国外へ発信していく必要が高まる一方で、新型コロナウイルス感染症によりまして、人々の意識や行動にも影響が出るなど、観光のスタイルに変化が表れており、コロナ禍に対応した観光促進に戦略的に取り組む必要があると考えたところであります。このことから、本制度を活用し、本市の観光施設への誘客促進や観光コンテンツのブラッシュアップ、各種誘客プロモーション活動などに、当該地域活性化企業人と本市職員が共に取り組んでいくこととしたものであります。

○山本武朝委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 分かりました。北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産に登録になったと。そのことに関連をして、青森市の魅力発信の必要性の高まり、そして、コロナ禍における、ある意味、観光戦略、このことも考えないといけない。さらには、地域活性化企業人と職員が共に取り組んでいくことによって、先ほども言

いましたけれども、人材育成にもつながるとのことだということです。誘客促進のために、まさに、今、取り組むことが求められる事業だということでした。今後、協議を続けて、協定締結ということになると思うんですけども、ぜひ、協定締結に向けて、しっかり協議することを要望して、この項は終わります。

最後の質疑は、議案別冊、令和4年度青森市一般会計・特別会計予算、90ページから93ページ、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連をして、豪雪地帯安全確保緊急対策事業について伺います。

この事業について、各委員から、いろいろ質疑がありました。一部かぶる部分もありますけれども、確認の意味も含めて質疑したいと思います。今冬実施している豪雪地帯における冬期の円滑な道路交通確保に向けた実証実験の結果について、お示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 豪雪地帯における冬期の円滑な道路交通確保に向けた実証実験の結果についての御質疑にお答えいたします。

今冬においては、国土交通省の令和3年度道路に関する新たな取組の現地実証実験において採択されたことを受け、豪雪地帯における冬期の円滑な道路交通確保に向けた実証実験を実施しております。実証実験は、松原・堤町地区をモデル地区として、4つの実験メニューを実施しているところであり、それぞれの進捗状況としては、1つ目の3Dマップを活用した実験については、冬季シーズン前に、モデル路線において、降雪のない状況における3Dマップのデータを取得し、1月中旬及び2月上旬に降積雪時の3Dデータを取得したところであり、現在、堆積ボリュームの把握と道路幅員減少率の算定に向けた解析作業を行っております。2つ目の定点カメラを活用した実験については、ローソン青森勝田店付近の電信柱に設置したカメラ1基により、道路状況をモニタリングし、除排雪作業指示判断が可能かどうかの検証を実施しております。自動車の走行状況及び自動車通行量等を基に、道路の巡視を行っております。3つ目の「まちレポあおもり」を活用した実験については、事前に募集しました「まちレポあおもり」レポーター6名から提供される自宅前道路等の画像により、道路の巡視を行っております。4つ目の除排雪作業指示のデジタル化の実証実験については、これまでの電話による除排雪事業者への出動指令に代わる新たなシステムを試行的に構築したところであり、当該システムにより、パトロール職員から除排雪事業者への指令発出の運用を行っております。

今後、3月末を目途に、これらの実証実験の成果を取りまとめることとしております。

○山本武朝委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 実証実験は4つのメニュー。3Dマップを活用した実験は、現在、解析作業中であると。それから、定点カメラを活用した実験では、作業指示の判断が可能かどうかの検証をしていると。そして、「まちレポあおもり」を活用した実験。

4つ目として、除排雪作業指示のデジタル化の実証実験だと。3月末までに、全体の取りまとめをするんだという話でした。

再度、質疑いたします。豪雪地帯安全確保緊急対策事業と今冬実施をした実証実験の結果との関連について示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 今冬実施しております実証実験との関連についての御質疑にお答えいたします。

豪雪地帯安全確保緊急対策事業については、地域における死傷事故の防止に向け、地域住民をはじめとする地域の関係者と地域の現状や将来見込み等の認識を共有した上で、自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための各主体の取組を定める地域安全克雪方針を策定するものであります。方針策定に当たっては、実現性が高く、かつ、地域での自立を可能なものとするため、並行して、体制整備等の試行的取組も実施することとしており、具体的には、除雪ボランティア活動団体への小型除雪機の貸出し、安全带やヘルメットの安全用具の貸出し、安全対策に関する実地講習会の実施、安全対策に関して、経験を有するアドバイザーによる活動支援に加えて、除排雪業務等に関する情報を管理する新たなシステムを整備することとしております。当該システムにおいては、これまでのGPSを活用した除排雪車運行管理システム及び雪に関する市民相談窓口に寄せられる情報を管理する除排雪業務総合支援システムの既存の機能を統合することに加え、今冬実施した実証実験の検証結果を踏まえ、運用可能な機能について、随時追加していくこととしております。この除排雪業務に関する情報の一元化により、職員の業務量の削減とともに、地域の共助による除雪活動を支援し、官民連携による雪対策の推進を図るものであります。

○山本武朝委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 自立的で安全な地域づくり、その中で、地域安全克雪方針を策定をしていくと。方針策定に当たっては、除雪ボランティア活動団体への小型除雪機の貸出し、安全用具の貸出し等に加えて、これら以外にもありますけれども、新たなシステムを整備していくと。この新たなシステムには、これまでの除排雪業務総合支援システムの既存の機能を統合しながら、今冬実施した実証実験の結果なども踏まえて、運用可能な機能を随時追加していくと。将来的には、地域の共助による除雪活動を支援をして、官民連携の雪対策の推進を図るということだったと思います。なかなか簡単にいきません。でも、やっぱり、これは進めない。少しでも先に進めるということが大切だと思うので、最後に、もう1点、確認したいと思います。この事業によって購入する9台の小型除雪機、これは、これまで同様、歩道除雪を実施するPTAや町会等への貸出しということで考えていいですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 今回新たに購入する9台の小型除雪機についての御質

疑にお答えいたします。

本市では、市民とのパートナーシップにより、安全で快適な歩行者空間の確保に努めており、自主的に地域の歩道等の除雪を実施しようとするPTAや町会などに対し、ハンドガイド式小型除雪機を無償で貸与し、住民協力による安全な歩行者空間の確保に努めております。

豪雪地帯安全確保緊急対策事業においては、新たに貸出しを行う小型除雪機については、地域の共助による安全な雪処理活動として、屋根の雪下ろしや間口除雪などを行う団体に対して貸与することとし、民地の除排雪を実施できるよう、これまでと比べ小型の除雪機を貸与し、地域の共助による安全な雪処理活動を行う団体を支援することを想定しております。また、豪雪災害対策本部が設置された際には、本市職員や学校用務従事者等で構成するスノーレスキュー隊が行う通学路等の歩道を確保する作業への活用も検討しております。

○山本武朝委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。簡単に言えば、これまでの貸出しとは目的も違うし、機材も違うということだと思います。新たに貸出しを行うこの小型除雪機は、地域の共助による屋根の雪下ろし、間口除雪などを行う団体に対して、これまでと比べて小型の除雪機を貸与すると。あくまでも、地域共助団体への支援ですということでした。豪雪災害対策本部が設置されたときは、スノーレスキュー隊が行う作業の活用も検討するということでした。

青森市民にとって、切っても切り離せない冬期間の除排雪です。さっきも言いましたけれども、一気に、毎日すかっと除排雪されているということは、これは多分あり得ないので——でも、少しでも前進が図られるように努力をしていただくことを要望して終わります。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時25分からといたします。

午前11時13分休憩

午前11時25分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。

最初に、森林環境譲与税について。6款農林水産業費2項林業費です。

森林整備は、気候変動対策として、炭素の吸収・固定、低炭素社会の実現に大変

重要です。一方で、林業従事者の高齢化、人数の減少で、手つかずで長く放置された森林をどうするのか大変深刻な現状になっています。これまで、国の森林行政は、大手の事業者を支援して、どんどん切って、どんどん売るという成長産業化でしたけれども、これによって再造林——苗木を植えるということが追いつかず、再造林は約3割にとどまっている現状です。今の国会で審議されている森林行政は、これと打って変わって、グリーン成長ということを掲げていますが、しかし、これまでの失政を断ち切る予算になっておりません。

ともあれ、間もなく、1人年間1000円の森林環境譲与税の徴収が始まります。この新たな税の趣旨・目的を、まずお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 万徳委員の森林環境譲与税についての御質疑にお答えいたします。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは国民の生命を守ることに繋がってまいります。しかし、森林整備を進める際、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足、木材価格の低迷による経営意欲の低下が大きな課題となっております。

このような状況の下、平成30年5月に成立した森林経営管理法に基づく森林経営管理事業の推進、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成、また、災害防止を図るためには、森林整備に係る課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要となります。このため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が制度創設されたところであります。

森林環境税は、平成6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いまして、国税として徴収することとしております。また、森林環境譲与税は、森林整備等を推進するため、市町村や都道府県に対し、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口を基準とし、令和元年度から譲与されているところであります。森林環境譲与税の用途は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条におきまして、市町村では、「市民の整備に関する施策」、「森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他森林の整備の促進に関する施策」に要する費用に充てることとしております。

先ほど、森林環境税を平成6年度から個人住民税等の均等割の枠組みを用いてと申し上げましたが、正しくは令和6年度からでありますので、謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 森林環境譲与税について、既に交付が始まっているということ

でしたけれども、交付基準の人口指標が林業従事者の割合よりも高くされたということで、私有人工林がない都市部に多額に配分されるという問題などがあると指摘されています。私ども日本共産党は、この交付基準を見直すべきだと主張しておりますが、ともあれ、本市は令和2年度の森林環境譲与税をどのように使うのでしょうか、使っているのでしょうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 森林環境譲与税の使途に関する再質疑にお答えいたします。

本市における令和2年度の森林環境譲与税の使途といたしましては、森林の整備に関する施策といたしまして、森林経営管理事業や林道補修事業、また、森林の有する公益的機能に関する普及啓発といたしまして、本市所有の森林公園などの維持管理事業、また、木材利用の促進といたしまして、校舎等改築事業の一部に活用させていただいているところであります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 国も、森林環境譲与税の令和2年度取組事例集ということで、各自治体の取組をホームページでもアップしています。それで、やはり、調査をしているところはかなり多いようですが、それでも、様々な工夫をして、木のおもちゃを子どもたちにといい、木育というような取組もありましたし、本当に様々な工夫をしているということが分かりました。

主に、調査に、今、御苦労されていると一般質問でも取り上げられていましたが、何しろ、あの広大な面積を持つ森林で、全体を掌握するのはいつ頃になるのでしょうかとお尋ねしましたが、もう、ちょっと示せないというぐらい広大な、調査だけでも広大になっていると。やはり、抜本的に予算と人員を増やして取り組む必要があると思いますが、現在、市が持っている森林の管理はどのようにされているのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 市有林の管理に関する再質疑にお答えいたします。

市が所有する森林、市有林は約700ヘクタールあります。環境保全、財産形成を目的として、造林、保育等、森林整備を行っているところであります。具体的には、市有林の大半は成長した木でありまして、現在、多くの市有林の間伐を行い、一本一本の木に、十分光が当たるように木の数を少なくし、間隔を広くし、さらなる木の成長を促しております。その後、成長した木の主伐を行っております。間伐・主伐された木は売り払われ、市の収入となっております。また、主伐後は、再造林、保育へと続き、森林の循環と整備を行っております。

これまでも、市は、市内に広く所在する市有林について、順次、計画を定め、管理をしてきており、今後におきましても適切に管理してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 市の職員もしくは業者に委託するにしても、大変な作業だということとは否めません。

森林整備については、最初に申し上げました気候変動対策として有効だという意味で、やはり、人材育成、新たな人材を育成していく事業に充てるとい自治体も多いようです。そのためにも、市民の関心が高まるように周知活動をする必要があると思うんです。ユーチューブでも自治体に取り組んでいる様子を視聴できました。本当に、見れば見るほど、急いで取り組むべき大事な問題というふうに実感します。青森市も、森林組合の皆さんや環境を守る運動をされている方々を集めて、例えば、シンポジウムを開くなど、検討していただきたいと要望して、この項は終わります。

続きまして、改正動物愛護法に基づく本市の取組。4款衛生費1項保健衛生費です。

昨年施行された改正動物愛護法で、ペットを取り扱う業者への規制が行われました。その内容、概要と本市の取組をお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 万徳委員の動物愛護法の動物取扱業に係る改正概要についての御質疑にお答えいたします。

動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護法につきましては、動物取扱業のさらなる適正化と動物の不適切な取扱いへの対応の強化のため、令和元年6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されております。主な改正内容は、1つには、動物の所有者等が遵守する責務の明確化、2つには、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等、3つには、動物の適正飼養のための規制の強化、4つには都道府県等の措置等の拡充、5つには、マイクロチップの装着等となっております。改正法の施行日は、マイクロチップ関連の事項につきましては令和4年6月1日から施行される予定であり、環境省令で定める動物取扱業の遵守基準及び出生後56日を経過しない犬猫の販売規制につきましては令和3年6月1日から、これら以外の改正事項全般につきましては令和2年6月1日から施行されております。

動物取扱業につきましては、動物の販売業や繁殖業、ペットホテル業などを営利目的で行う第一種動物取扱業者のほか、動物愛護団体の動物シェルターなど、飼養施設を設置して、営利を目的とせず、一定数以上の動物を取り扱う第二種動物取扱業者があります。第一種動物取扱業者は、都道府県知事または政令指定都市の長の登録を受ける必要があります、第二種動物取扱業者は、都道府県知事または政令指定都市の長への届出が必要となっております。

動物の愛護及び管理に関する法律の改正のうち、動物取扱業に係る項目として、事業所外での犬・猫の販売の禁止、出生後56日を経過しない犬または猫の販売等の制限、飼養施設の構造・規模などの具体的な遵守基準を国が設けることなどが規定

されております。また、具体的な遵守基準は、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」が令和3年4月1日に制定され、使用施設のケージの大きさや構造などの数値基準、従業員1人当たりで飼養または保管できる動物の数、温度管理、採光調整、臭気の発生など、飼養環境の管理基準、長時間の展示における休憩時間の設定、生涯における出産回数や交配時の年齢などの動物を繁殖させる際の基準などが示され、令和3年6月1日から施行されております。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今回の御答弁の中で、ケージの大きさ、これは体長の何点何倍以上とあったんですか。ちょっと、そこをもう少し御説明ください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 動物取扱いの際のケージの大きさについての再質疑にお答えいたします。

ケージの大きさにつきましては数値基準が定められておりまして、寝床と休息場所と運動スペースを分ける場合と一体とする場合で基準が異なります。

まず、運動スペース分離型飼養、こちらは、寝床と休息場所となるケージ等とは別に、飼養施設内に運動スペースを設置する場合がありますが、こちらのほうについては、寝床や休息場所として用いるケージの近くに、分離型の運動スペースが設けられるものであります。この分離型のケージ飼育等の基準であります。犬の例を申し上げますと、縦は体長の2倍以上、横は体長の1.5倍以上、高さは体高の2倍以上となっております。

次に、一体型であります。こちらは寝床と休息場所と運動スペースが一体的に備わったケージ、いわゆる平飼いと言われるものであります。こちらのほうにつきましては、犬を例に取りますと、基準となるケージの大きさは、床面積が分離型ケージサイズの6倍以上、高さは体高の2倍以上となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 と申しますのも、私、この市役所から自宅に帰るまでの路線の中に、4つのペットを取り扱っている店舗がありまして、私も猫を飼っているものですから、餌などを購入するために寄るんですけども、犬もだんだん大きくなっていて、体長——ちょっと、座ってしまうと、座っているわんちゃんが、もう、ちょっと狭いんじゃないかなと思うんですけども、立ってもらわないと、目視ですけれども、確認できない。でも、結局、座ったままですから、いや、狭いなと思うだけで、諦めてしまうんです。

それと、寝床とか、運動場と違って、やっぱり、私たちは分からないですよね。夕方になって、店が閉まる時間になったら下げてしまうというか、裏のほうに持って行ってしまうので、どこで寝ているのか、私たちには分からないと。

それで、一番気になったのは、生後 56 日過ぎてからでないと取り扱っちゃいけませんよという法律が施行されたのにもかかわらず——これは、元々は、親と早くから離すと、情緒不安定になって、かみつきの問題があるということから、56 日たってから取り扱うようにというふうに決めたと聞いているんですが、行ってみると、張り紙があって、改正動物愛護法により、何月何日から販売になりますと、もう既にケージの中に入れてあるんです。これはもう、法の趣旨に合っていないですね。

それで、ヨーロッパなどでは、このようなケージに入れたような扱いはしてなくて、直接、ブリーダーのところに面談に行くという方式で、ケージに長いこと閉じ込めておくという方法自体がなくなってきていると聞いています。このたびの改正動物愛護法は、一歩前進とはいえ、世界から見れば、ちょっと異常なことだと思います。

それで、市内には数万世帯の愛犬家・愛猫家がいる、この改正動物愛護法の周知など、市の取組が求められると思いますが、どのような取組をされているでしょうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 改正点についての市民への周知はどのようになっているのかとの御質疑にお答えいたします。

動物取扱業に係る業務は青森県の所管となっております。今回の改正について、県では、動物取扱業者に対して、改正に関する資料を配付するとともに、令和 3 年 12 月には文書による説明会なども開催し、周知していると伺っております。

本市において、動物取扱業者による不適切な犬・猫の展示や販売などに関し、市民から相談を受けた場合には、担当業務を所管している青森県動物愛護センターへ情報提供しております。また、令和 4 年 6 月 1 日に施行される予定のマイクロチップの装着等に関する事項につきましては、犬・猫を販売する業者は、マイクロチップの装着、環境省のデータベースへの情報登録が義務化されることとなっております。一方、販売業者と異なり、一般の犬・猫の飼い主は努力義務となっております。このことにつきましては、本市ホームページ等において、周知を図ることとしております。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 専ら、事業者に対しての指導とか、そういったものは県の仕事ですという答弁だったように思いますが、動物愛護に関連して、前定例会の一般質問で、私は地域猫活動支援を取り上げました。今まさに県議会で審議中と聞いています。それで、これまでの地域猫活動支援は 1 年限りで終了して、バージョンアップしたものを、今、新たに 4 月から行おうとしているということです。

県で審議している中身が決まったならば、それを行っていくのは、中核市は除くとされているんです。というのは青森市は中核市なので、独自で取組を作成するよ

うに検討すべきということのようですが、ぜひ、県議会の模様を、まだ終わっていませんので、見ていただいて、青森市独自の地域猫活動支援についての取組を作成していただきたいと要望しますが、御見解をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 県の取組についての、再度の御質疑にお答えいたします。

県が今年度立ち上げました令和3年度青森県地域猫活動モデル事業費補助金につきましては、結果として、利用実績はなかったと伺っております。

令和4年度の県の取組の詳細については今後確認してまいります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 動物愛護のボランティア団体からも、ぜひ、青森市でつくってほしいということをおっしゃっておりますので、要望しまして、この項は終わります。

続きまして、市民ホール地下駐車場について。10款教育費5項社会教育費です。

以前も取り上げました市民ホール地下駐車場の修繕はどのようになっていますか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 万徳委員の市民ホール地下駐車場の修繕予定についての御質疑にお答えいたします。

リンクモア平安閣市民ホール駐車場はパークロック方式による駐車場で、各駐車区画に車両センサー及びロック板の機器が設置されており、駐車料金は、機器からの情報を精算機が受信して精算する集中管理方式となっております。現在、センサーの故障により、課金ができない9台分の一般区画の使用を停止しており、全34台のうち25台分を御使用いただいている状況となっております。

修繕に当たりましては、故障しております機器を新しいものに交換するとした場合、当該センサーは既に生産終了となっております。現行と異なるセンサーでは対応できないことから、故障していない区画を含む全ての区画の機器類を一括で更新する必要があるとのことであり、多額の費用が見込まれたものであります。

本件につきましては、令和3年第4回定例会の予算特別委員会におけます奈良委員からの施設の修繕に係る御意見等も踏まえ、地下駐車場の機器をリースにより更新することとし、今定例会に予算案を提案しております。

教育委員会といたしましては、厳しい行財政環境の中にあっても、引き続き、優先度や緊急度を見極めながら、適切に施設の修繕に対応してまいります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 リースでという意味がちょっとよく分からないんですが、そこをもう少し御説明いただけますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 市民ホール地下駐車場の修繕についての再質疑にお答えいたします。

当初、全ての機器——フラップ板ですけれども、その更新で約 3200 万円の費用を要するということでしたが、リース品を導入することによりまして、費用を抑えて対応することとしたものであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 つまり、そのフラップ板ですか、機器を 1 年間幾らということ、契約すると。そうすると、要は、もう修繕をそのまま頼んでしまうよりも安くつくという御判断なんですよ。そこをリースということで、どれだけ経費が変わるんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 市民ホール地下駐車場の修繕についての再質疑にお答えいたします。

今回、リースと修繕の両方での対応になるんですけれども、リースにするのは端末のほうでありまして、当初 450 万円程度かかるというものを、それが複数月、24 か月分になるものですから、それをリースに繰り延べまして、その部分を繰り延べた対応にするものであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 いつから新しくなりますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 市民ホール地下駐車場の修繕についての再質疑にお答えいたします。

今定例会に予算案を提案させていただいております、御議決を得られれば、早期に対応してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 先ほどの答弁では、使えない、故障で使用を止めてあるところが 9 台分のあるとおっしゃいましたけれども、先日、私が行ったとき、もっと多いような——数えてくればよかったなど、今、後悔しているんですけれども、なんか、あっちもこっちもって、使えないところばかりだなと見てきたんです。もう本当に、どこが使えるのか探してから止めないといけないような状況で、それで、新たに修繕とか、リースとかを合わせてやって、新たに全部使えるようにするまでに、ある程度期間がかかるじゃないですか。その間、無料にして開放したら、別に使える使えないのところが無いわけですから、全部フラップ板を下げてというふうに提案したならば、条例を変える必要があるとおっしゃっていましたが、条例を変えてもいいので、変えて、無料にさせていただくということを御検討いただけないでしょうか、見解をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 市民ホール地下駐車場の再質疑にお答えいたします。

条例を変えて、無料対応ということですが、そういった考えはありません。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ぜひ、市民の現状に寄り添う御対応をお願いしたいと思います。

続きまして、市民美術展示館の移転について、お聞きします。

一般質問でも、もう取り上げられていましたが、我が会派の藤原議員が、この市民美術展示館の移転について質問されたときに、その時点では賃料や面積なども示されず、突然の発表で、どうなんだということでした。まずもって、その利用団体の皆さん、市民が本当に使いやすい、安心して使える展示館にしていく必要があると思います。

まず、面積が、現在の場所より移転先ではどう変わるのでしょうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 万徳委員の市民美術展示館の面積についての御質疑にお答えいたします。

協同組合タッケン美術展示館は昭和 54 年 2 月に開館し、ギャラリー一部分の面積は 879.3 平方メートルであり、過去 3 年間の平均利用率は 49.9%となっております。築 43 年を経過した老朽化の進む施設となっており、利用者や議員の皆様からの御意見等も踏まえ、青森駅の新駅ビルに移設することとしたものであります。

駅ビルの事業主体は J R 東日本であり、建物は鉄骨造地上 10 階建てで、延べ床面積は約 1 万 7800 平方メートルとなっております。1 階から 3 階までは商業施設、4 階に青森市民美術展示館の移設、また、青森県の縄文遺跡群に関する情報発信拠点の整備のほか、ホテルのフロント、5 階は機械室フロア、6 階から 10 階までは客室 145 室のホテルが入居する予定であり、本年度末に着工し、令和 6 年度に完成することとなっております。

教育委員会では、駅ビルへの市民美術展示館の移設を見据え、リンクモア平安閣市民ホール 1 階ギャラリーについて、一般利用を拡大し、市民美術展示館のサテライトとして活用することで、市民ホールと市民美術展示館を文化芸術でつなぎ、青森駅前地区の回遊性の向上を図りたいと考えております。移設後の市民美術展示館の面積は 559.5 平方メートルを予定しており、これに市民ホールギャラリーの面積を加えますと約 706.1 平方メートルとなり、現在の市民美術展示館の利用状況を踏まえれば、ほとんどの利用ニーズに対応することが可能と考えております。

教育委員会といたしましては、駅ビルに移設いたします新たな市民美術展示館につきましても、これまでと同様に、市民の皆様への美術作品の展示や鑑賞機会を提供

する場として御利用いただけるよう、来年度から設計等に着手してまいります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 市民ホールのギャラリーを差し引いたら面積は減るんですね。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 市民美術展示館の面積についての再質疑にお答えいたします。

先ほど御答弁させていただきましたが、移設後の市民美術展示館の面積は 559.5 平方メートル、これに市民ホールギャラリーの面積を加えますと約 706.1 平方メートルとなるものであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 現在の展示館の面積と、移設後の——市民ホールを除いてください。除いて、4階に設置される面積を比較すると、広くなるのか狭くなるのかお尋ねしているんです。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 市民美術展示館の面積についての再質疑にお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、現在の市民美術展示館の面積は、ギャラリー部分の面積は 879.3 平方メートルであります。それで、移設後の市民美術展示館の面積は 559.5 平方メートルを予定してしているところであります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 市民ホールのギャラリーと合わせてというのは、もう、何か詭弁だと思えます。やっぱり約 879 平方メートルから約 559 平方メートルに狭くなるんじゃないですか。機能を、何か、タイアップさせるとか何とかと言っても、それはそれで納得できる話ではないと思えます。

使用料は上がりますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 移設後の市民美術展示館の使用料についての再質疑にお答えいたします。

まず、青森駅に隣接いたしました商業施設やホテル等が入居する駅ビルに移設することで、1つに、現行の市民美術展示館のように、明確に目的意識を持って来館する方以外の利用が見込まれること、2つに、駅ビルは多くの観光客が利用する施設でありますことから、青森市の文化芸術を全国、世界に向けて発信することが期待されること、3つに、J R 東日本が主体となります商業・サービス機能と県・市が主体となります公共機能の複合化によりまして、にぎわいの相乗効果の創出が期待されることなどの効果が考えられます。

移設後の市民美術展示館の使用料につきましては、今後検討していくこととなりますが、これまでと同様に、市民の皆様が美術作品の展示や鑑賞の機会を得られるよう取り組んでまいります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 とても長い答弁だったので、検討しますというふうにおっしゃいましたが、何か、まるで上がるかもしれないよと。駅に近くなるし、皆さん来るしというふうに聞こえましたが、やはり、利用料は、もう、これは市が決めたことですから、利用料は据置きで、むしろ安くしてほしいところですけども、それで、市がJRに払う賃料は約3000万円と示されていましたが、これは何年契約ですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 予定している賃料についての再質疑にお答えいたします。

賃料につきましては、あくまで予定でありますけれども、1平方メートル当たり月額で約4711円、1坪当たりでは月額で約1万5546円となり、年額では税別で約3163万円となります。なお、単価につきましては、県と同額となっております。

契約期間であります、20年を想定しているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 20年間、約3163万円で借り続けるよという縛りがある、そういった内容なんですか、確認させてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 少々お待ちください――すみません。

市民美術展示館についての再質疑にお答えいたします。

20年間の定期建物賃貸借契約を予定しているところであります。予定している20年を経過した場合は、契約の更新という考え方がありませんので、必要に応じて、改めて契約を締結することが可能となるものであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 アパートのように2年契約だったら、まだ理解できますが、20年ずっと、途中で値上げがあるのかないのか分かりませんが約3163万円。そうすると6億円ぐらい、もう約束しちゃうわけですよ。いや、それだったら、何か、今あるところを建て替えるという選択肢もあるんじゃないかなと。一時的に駅ビルに入って、その間、例えば、検討するとかいうことなら、まだ理解できます。でも、20年も、ずっと約3163万円で、指定管理料も同じようにかかるわけですから、それは、ちょっとなかなか、はい、そうですかとはいかない内容です。

ちょっと時間がないんですけれども、詳細設計はこれからだと聞きました。トイレがどうなるかとか、エレベーターのことは、一般質問でも、別途、何か検討する

とか造るとか、いわゆる大型の、人だけじゃなくて、展示館ですから、大きいものを運ぶ必要がある、そういった大型のエレベーターを別途検討するとか、造るとかといった意味はどういうことだったのでしょうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 搬入・搬出用のエレベーターについての再質疑にお答えいたします。

市民美術展示館の利用者が展示いたします作品を搬入及び搬出する際には、一般の来館者が利用するものとは別の、裏動線にあります搬入・搬出用のエレベーターで行っていただくことを予定しております。具体につきましては今後の検討となるものであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 詳細設計はこれからだと言っていましたので、利用団体の皆さんの意見をしっかり聴いて進めていただきたいということを要望して、この項を終わります。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分からといたします。

午後0時11分休憩

午後1時10分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 続いて、福祉灯油購入費助成事業について、お尋ねします。3款民生費1項社会福祉費です。

今、行われている市民税非課税世帯への福祉灯油購入費助成事業は3月18日までが申請の締切りということですが、直近、何世帯から申請が来たのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 万徳委員からの福祉灯油購入費助成事業の実施状況についてお答えいたします。

福祉灯油購入費助成事業は、今冬の灯油価格の高騰を受け、市民税非課税世帯の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯等を支援するため、冬季の暖房等に必要な灯油購入費の一部を助成することとし、1世帯当たり1万円を助成することとした

ところであります。

事業の実施状況につきましては、本年1月14日に助成対象見込み世帯2万6288世帯に返信用封筒を同封の上、申請書を送付しており、3月7日時点の支給予定件数が2万1077件、支給割合にして約80.2%となっております。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 このたびの福祉灯油購入費助成事業は、生活保護世帯は対象としない、その理由は冬季加算があるからという御説明でした。ただ、このたびは2月から始まった臨時特別給付金10万円との混乱もあるのか、生活保護受給者から、灯油代の支援は対象とならないのかという問合せも随分ありました。冬季加算があるとしても、この灯油——灯油だけではないですけれども、例年より値上げになった分、冬季加算が増えてはいないわけですから、本来なら対処等をすべきだったと思います。

それで、今、世界情勢の緊迫で、原油価格が高騰し、増産するというニュースで、若干下がったとか、いろいろニュースがありますが、灯油も高いし、ガソリンも高い、ガス代も随分高くなって、昨年に比べて2倍になったとか、3倍近いというような悲鳴を聞いています。会社によって、ガス代はかなり差があるようだけれども、だからといって、うちの住まいのガス会社を安いほうに変更するというわけにもいきません。値上がりは食料品も著しくて、さらに4月から引き上げられるという報道です。それで、燃料代については、青森市は、まだまだ暖房が必要な季節が続きますし、炊事、入浴のための燃料費が、これ以上高騰してはやっていけないと悲鳴が聞こえてきます。

それで、臨時特別給付金もいつまで残っているか分からないという状況の中で、憲法第25条の最低限度の暮らしを保障するという意味で、生活困窮世帯に対して、灯油代支援のような生活支援を再度実施することを検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 再度の御質疑にお答えいたします。

助成制度等につきましては、国の経済対策等の動向を踏まえて、適切に検討されるべきものと考えております。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ぜひ、市民に寄り添う施策を福祉部として検討していただくようお願いしまして、この項は終わります。

続きまして、青森操車場跡地利用計画につきましては、10款教育費6項保健体育費及び8款土木費4項都市計画費です。

まず、防災協定について。

最初に、一般質問でも私はお尋ねしましたが、再度お尋ねします。この青森操車場跡地利用計画策定時に、防災の観点から、県から助言をもらっていますよね。ど

ういう助言でしたかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 万徳委員からの操車場跡地に関しての県からの意見についての御質疑にお答えいたします。

平成31年2月25日に、青森県知事から市長のほうに意見ということで来ております。その内容といたしまして、防災関係の部分で申し上げますと、防災拠点としての利用に関する記載について、当該エリアにアリーナを整備することを契機として、防災拠点としての機能を強化する方向性は理解するが、その役割を担保するためには、災害時においても幹線道路からのアクセスが確保されるとともに、大型トラック等の大型車両が通行することを念頭に置いた周辺道路の環境整備、相当数の駐車スペース確保についても意を用いて検討してもらいたいとの意見を頂いているところ です。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 一般質問のときには承知していないという答弁で、どうしてだったのかなど。私の聞き方が悪かったのか、もう1回、聞き直したんですけれども、今と同じような答弁でした。

防災の観点から、ここは約0.8メートルの浸水が想定されているので、今までも私たち日本共産党会派から、赤平議員などが質問してまいりました。そういった場合、防水板で対応するとか——副市長が、当時、総務部長で答弁されたと思うんですが、防水板で対応するとか、水が来ても、しばらくたったら引くというような御答弁だったんですが、それでよろしいでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

今ほど、お話のありました浸水の話でありますけれども、県のほうから昨年10月25日に公表されている洪水浸水想定区域の浸水深でありますけれども、最大で0.8メートルというような御報告が上がっております。それで、アリーナプロジェクトでありますけれども、事業の業務内容を記載した仕様書に相当いたします要求水準書というものがありますが、こちらのほうでは、1メートル未満の周囲浸水が発生した場合においても、青森市アリーナを指定避難所として使用できるように対策を講じることというふうに記載しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 つまり、それが防水板だということの御答弁だったんでしょうか。防水板で対応するんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 再度の御質疑にお答えをいたします。

可動防水板というのは1つの手段でありまして、こちらのほうの要求水準書は、

1メートル未満の周囲浸水が発生した場合においても、あくまで、青森市アリーナを指定避難場所として使用できるように対策を講じることとしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今の御答弁だと、可動防水板は1つの手段、それ以外の手段については、今のところ、御答弁いただく内容はないのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 青森市アリーナでありますけれども——仮称であります、今年度中に設計を終えることとしております。その中で、今のお話も整理することとなっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 示すことができないということが分かりました。

それで、幹線道路との接続は、西側は旭町通りを予定しているということですが、旭町通りの地下道は、よく冠水するじゃないですか。だけれども、このたびの接続は、地平化というんですか、水平化というんですか、地下道はそのままにするというふうに伺っています。大丈夫ですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 西側接続部の接続方法についての御質疑にお答えいたします。

青森操車場跡地周辺整備における西側の市道旭町大通り線との接続部につきましては、現在、具体の整備内容を決定するため、関係機関等と協議中であり、接続方法等について、お示しできる状況にないものであります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 接続については、また後でお尋ねしますが、私は一般質問でもお尋ねしました。

県が示している青森県広域防災拠点指針に基づく防災拠点としては、できてから、県と協議するという御答弁を頂きました。青森県広域防災拠点指針、この概要をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 万徳委員からの広域防災拠点の概要についての再度の御質疑にお答えいたします。

県が選定いたします広域防災拠点は、青森県広域防災拠点指針に基づき、大規模かつ広域的な災害における活動拠点及び一次物資拠点等の施設であります。県におきましては、広域的な災害に対応可能な防災体制を構築するため、県有施設及び県内市町村の保有する施設を広域防災拠点として選定しているところであります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 凶らずも、本日、3月11日は東日本大震災、これを受けて、県の広域防災拠点指針が策定されて、実際のところ、大規模災害が起きた場合は、市の外からだけでなく、県外からも自衛隊の皆さんとか、警察とか、そういった方々が支援に来て、それで、この防災拠点と指定されたところに寝泊まりして、備蓄もして、私達も避難してという広域防災拠点となっています。

今現在、青森市内では、青森産業会館が広域防災拠点として指定されていると聞きました。この後、青森操車場跡地を県と協議する場合、アリーナ施設が広域防災拠点となった場合、接続先の幹線道路、これは、西側は旭町通り、東側は県道27号青森浪岡線でいいのでしょうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 広域防災拠点についての再度の御質疑にお答えいたします。

アリーナ施設につきましては、整備完了後に、県の広域防災拠点への位置づけについて協議していくこととしておりますので、現時点で、仮定のお話にはお答えできるものではありません。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 答えませんでした。緊急避難経路として望ましいのが浪館通りと言われているので、正直言って、どうするのかなど。建ちました、県と協議します、旭町通りではなく、浪館通りと。そうすると、また工事も出てくるでしょうし、もう本当にどうするつもりなのか分からないということが分かりました。

それでは、幹線道路との接続について、都市整備部長にお尋ねしますが、私は、昨日も改めて現地を見てまいりました。セントラルパークに沿っている道路は、とてもきれいに広がって、あずましい感じになったんですけども、やはり、東側に抜けるにしても、西側に抜けるにしても、急に狭くなりますし、これはどういうふうになるのかなど。お示しいたいていないものですから、イメージも湧かないままなんですけれども、この接続の費用は、ざっくり言って、概算でどのぐらいになるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 接続費用に係る御質疑にお答えいたします。

東側及び西側における接続部分につきましては、現在、協議中であり、費用についてはお示しすることができないものであります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 示すことができないというのは一般質問でも伺っているんですが、概算をお尋ねしているんです。大まかな数字もお示しくださらないのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 接続部分に関する概算費用についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、協議中でありますので、その費用についてはお答えできる状況にないものであります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 やはり、幹線道路との接続が示されないと、心配なことがたくさんあります。その中の一つが渋滞です。すぐ近くのところに広場もありまして、一時的にかなり渋滞します。ところが、そこは民地がそれほどないですから、ドライバーは大変でしょうけれども、住民の方には迷惑かかりません。ところが、ここに5000人規模のアリーナですから、マックス5000人が利用したとき、渋滞が起こるでしょう。住民の皆さんは出入りができなくなって、迷惑がかかると思うんですけども、やはり、どれぐらいで解消されるかとか、そういったシミュレーションをされているのでしょうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 道路の設計に関する御質疑にお答えいたします。

青森操車場跡地周辺整備における東西道路の設計につきましては、市道大野片岡36号線など、既存の道路の1日当たりの計画交通量から、道路構造の詳細を決定しております。なお、現在行っている接続部の交差点協議においては、現状の交通量を基に関係機関である青森県、青森県公安委員会、青い森鉄道株式会社と協議を行っております。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 シミュレーションをしていないという御答弁だったと思うんです。公的な建物を建てるときには、やはりシミュレーションが必要だと思うので、思うというか、書いてあるのを見たんですよね。それで、事業者の割とシンプルなソフトでも、動画でどれぐらいの時間で渋滞が解消されるとかと、ネットで簡単に出ていますよね。ぜひ、そういうのを活用していただきたいんです。というのも、やはり、災害時どうするのかとか、あるいは、もしかしたら、将来、統合病院ができるかもしれない。そうしたときに救急搬送をどうするのか。皆さん、やはり、そこを心配されます。ですので、必要な手順だと思っておりますので、シミュレーションしていただきたいと思うんです。

それで、一般質問で、これまでに使った予算の財源をお尋ねしました。改めまして、令和4年度——今年度予算の中の、青森市アリーナプロジェクト推進事業の中の計28億円計上されているうちの財源内訳をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 アリーナプロジェクト推進事業の財源内訳についての再度の御質疑にお答えをいたします。

アリーナプロジェクトにつきましては、令和3年第1回定例会における事業者との設計・建設及び15年間の維持管理等を行う（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業の契約締結の御議決を受け、令和6年7月の供用開

始を目指し、設計業務を進めているところであります。

アリーナプロジェクト推進事業における令和4年度当初予算につきましては、(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパークの整備費等として、28億5873万9000円を計上しておりまして、その財源といたしましては、国の社会資本整備総合交付金など12億9206万9000円、市債13億6930万円、青森市次世代健康・スポーツ振興基金1億9737万円の活用を見込んでおりまして、一般財源の持ち出しはありません。

それと、先ほど私が答弁した中で、県の洪水浸水想定区域につきまして、公表されたのが昨年と申し上げましたが、正しくは令和元年でありますので、謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 では、引き続き、青森操車場跡地周辺整備推進事業の3億6000万円ほどの、この財源内訳をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 令和4年度の青森操車場跡地周辺整備推進事業に係る事業費についての御質疑にお答えいたします。

青森操車場跡地利用計画では、東西用地においては、市民の雪寄せ場やイベント時の臨時駐車場、災害時の一時的な避難場所など、多目的に利用できる広場や緑地整備及び道路拡幅等を行うこととしております。

令和4年度の青森操車場跡地の周辺道路等の整備における令和3年度からの繰越明許費を含む事業費について、東西接続部に係る測量・調査・設計費等の委託料、東西の多目的広場や道路拡幅等に係る補償費や工事費として3億6162万6000円、その他事務費等として186万1000円の計3億6348万7000円となっております。なお、その財源につきましては、国の社会資本整備総合交付金など1億7608万4000円、市債1億6600万円、青森市次世代健康・スポーツ振興基金2140万3000円の活用を想定しており、一般財源の持ち出しはないものであります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 時間も限られているので、先に言いたいことを言うんですけども、一般財源を使わないという、御答弁の中でそういった話がありましたが、それにしても、市債は市民の借金なんですよね。それを、私は一般質問でも順番が違わんじゃないですかと申し上げました。というのも、防災拠点として位置づけられるなら、やはり、幹線道路をしっかりと確認して、整備する必要があると思いますし、冠水したときにどうするのかっていうことも、きちんと市民が安心するように——示せない示せない、示せないばかりでした。ですから、本年度予算に、これでは到底賛成することはできません。

それで、時間が許す限り、お尋ねしたいんですが、市営バスの路線変更は検討しているのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 アリーナへの市営バスの接続についての御質疑にお答えをいたします。

(仮称)青森市アリーナの整備につきましては、現在、令和6年7月の供用開始を目指し、設計業務が進められているとともに、幹線道路から当該施設へのアクセスについても検討が進められている状況にありますことから、今後、こうした検討が進められ、市営バスでの具体的なアクセスを検討できる状況となった時点で、当該施設の利用者にも配慮した路線の設定等について検討してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 1分ありますか。「40秒」と呼ぶ者あり)多様な交通手段でアクセスするという計画だったはずです。バスも駅も道路も何かはつきりしないという計画では、本当に進捗は逆ではないかということをお願いして、私の質疑を終わります。

○山本武朝委員長 次に、蛭名和子委員。

○蛭名和子委員 青森無所属の会、蛭名です。私のほうから、2項目、質疑いたします。

初めは、後期高齢者医療特別会計についてです。

令和4年度予算に関する説明書298ページ、令和4年度青森市後期高齢者医療特別会計の歳出予算の第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金に関連して、後期高齢者の窓口負担割合2割について質疑します。

2025年には、団塊の世代が75歳以上となる、いわゆる2025年問題が間近に迫っております。超少子・高齢社会到来で、年代別構成が激変することで、雇用、医療、福祉など、様々な課題や影響が想定されています。今回の後期高齢者の窓口負担割合2割についても、その関連があるものであります。

まず、最初の質疑、令和4年10月1日開始の後期高齢者の窓口負担割合2割の施行について、その概要をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 蛭名委員の後期高齢者の窓口負担割合の見直しについての御質疑にお答えいたします。

国においては、令和4年度以降、団塊の世代が75歳になり始め、後期高齢者医療費の急増が見込まれる中、その財源を賄う現役世代の保険料負担を抑えることを主目的として、75歳以上の方などで一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担割合を1割から2割に引き上げる「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月に成立し、公布されました。その後、引上げの時期については、令和4年1月4日付で、施行日を令和4年10月1日とする政令が公布されました。

窓口負担割合が2割に変更となる場合の所得基準は、単身世帯の場合は、令和3

年中の課税所得が 28 万円以上、かつ、年金収入とその他の合計所得金額が 200 万円以上の場合となり、複数世帯の場合は、課税所得が 28 万円以上、かつ、年金収入とその他の合計所得金額が 320 万円以上の場合となります。

今後においては、本県の後期高齢者医療の実施主体である青森県後期高齢者医療広域連合と連携を密にし、市ホームページや「広報あおもり」などで制度の周知を行うなど、円滑な制度導入に向け、万全を期してまいります。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 国の資料によりますと、1割から2割になる方が約2割程度いるというふうにあります。それで、後期高齢者の中には、市民の方ですが、通院医療が欠かせない人も多くおまして、窓口負担が増えるので、受診控えをしなくてはという方もいらっしゃいました。

国のパンフレットによると、配慮措置があると書かれております。その内容をお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 蛭名委員の再度の御質疑にお答えします。

窓口負担割合2割区分の新設に伴う配慮措置の内容についての御質疑であります。窓口負担割合が1割から2割になる方については、1か月の外来診療に係る窓口負担分について、その負担増加の上限を3000円までとする配慮措置が令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、適用されます。この上限を超えて支払った額がある場合には、高額療養費として、事前に登録されている口座に後日払いとして戻されることとなります。なお、高額療養費の口座登録をされていない方については、令和4年9月頃に、青森県後期高齢者医療広域連合から、口座登録の申請書が郵送される予定となっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 確認ですが、この上限額3000円というのは、増加額の上限ですので、例えば、1割で2000円だった人が2割で4000円になっても、増額分は2000円なので、この上限の対象にはならないということによろしいですね。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

1つの医療機関に、例えば、毎週、通院なさっていて、1回の通院費が2000円だった方が1か月通うと8000円というふうな医療費を今まで支払っていたとします。それが倍になりますと1回4000円ということになって、1か月8000円の増になるわけです。その8000円の増加分の限度額が3000円でありますので、8000円増加した分の5000円が戻されるというふうなことになるわけでありまして。

以上でございます。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 要は、1割から2割負担増になった分が3000円を超えれば戻ってくるということで理解しています。

そして、あと、この後期高齢者の窓口負担割合2割は10月からとなりますが、今後のスケジュールについてお示してください。

○天内慎也委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 今後のスケジュールについての再度の御質疑にお答えいたします。

青森県後期高齢者医療広域連合が、現在、想定している今後のスケジュールによりますと、広域連合において、本年6月下旬に2割負担対象者の抽出を行い、7月中旬に2割負担対象者への事前案内を送付し、8月中旬に被保険者証の作成をし、9月上旬に変更後の被保険者証を対象者に対して送付し、10月1日の制度開始を迎える予定であるというふうに伺っております。

被保険者証は、2年に1回の定期更新でありまして、直近の更新は令和3年7月に行われておりますことから、このスケジュールで進みますと、9月上旬に、変更後の被保険者証を送付することで、有効期限が同じ被保険者証が2枚存在する場合があります。発生してまいりますことから、古い被保険者証を10月1日以降に使用しないように、回収する必要があります。そのため、変更前の被保険者証は、変更後の被保険者証の送付時に、本市宛ての返信用封筒を同封して回収すること、また、本市の窓口での直接回収などの業務を本市において行うことで、混乱を防いでまいりたいと考えております。

今後においては、本県の後期高齢者医療の実施主体であります青森県後期高齢者医療広域連合と連携を密にして、市ホームページや「広報あおもり」などで、制度の周知を行うなど、円滑な制度の導入に向け、万全を期してまいります。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 最後、要望です。

広域連合が主体的にやるようではありますが、混乱のないようお願いしたいというのと、経過措置が3年で、高額療養費の還付があります。還付金詐欺等のないように注意喚起も併せてお願いして、この項は終わります。

次は、令和4年度予算に関する説明書62ページ、一般会計3款民生費1項社会福祉費の障害児通所支援事業についてであります。当初予算が令和3年度と比較して3億円程度増加しております。主な理由をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 蛭名委員からの障害児通所支援事業についての御質疑にお答えいたします。

障害児通所支援は、児童福祉法に基づく支援であり、1つに、就学していない児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等を行う児童発達支援、2つに、肢体不自由のある児童に対して、児童

発達支援や治療を行う医療型児童発達支援、3つに、就学している児童に対して、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等を行う放課後等デイサービス、4つに、保育所等の集団生活を営む施設等に通う児童に対して、その施設における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援、5つに、重度の障害のため、外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、児童発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援があります。

本市における障害児通所支援事業所数については、平成29年3月末時点と令和4年3月1日時点と比較しますと、児童発達支援では18か所増の27か所、医療型児童発達支援では増減なしの1か所、放課後等デイサービスでは19か所増の41か所、保育所等訪問支援では6か所増の7か所、居宅訪問型児童発達支援では、平成30年に創設された支援ではありますが、令和元年度に指定を受けた1か所となっており、障害児通所支援全体では計44か所増の77か所となっております。また、障害児通所給付決定者につきましては、平成29年3月末時点と令和4年3月1日時点と比較いたしますと、児童発達支援では114人増の253人、医療型児童発達支援では4人減の7人、放課後等デイサービスでは242人増の551人、保育所等訪問支援では50人増の71人、居宅訪問型児童発達支援では、制度創設後、令和3年5月に1人目の決定者がおりましたが、令和3年8月時点では決定者なしとなっております。障害児通所支援全体では402人増の882人となっております。

このような利用者数の急激な増加を踏まえ、令和4年度においても、給付決定者数の増加を見込み、所要額を計上しているものであり、本市の障害児通所支援事業の令和4年度当初予算は、令和3年度当初予算の9億8121万4000円から3億7430万6000円増の13億5552万円となっているところです。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 施設と、あとは決定者が増加しているということで、分かりました。

それで、その障害児通所支援の利用を希望した方が、全て、支援を利用できているのかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 蛭名委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

障害児通所支援の利用に当たりましては、障害児相談支援事業所が相談窓口となっております。当該事業所が、随時、障害児通所支援事業所の空き状況等を確認しております。利用者が希望する障害児通所支援事業所に空きがない場合には、障害児相談支援事業所を通じて、利用日時の調整や、ほかに支援の提供が可能な事業所がないか探していただくなど、できるだけ、利用者の希望に沿った支援ができるよう調整しているところであります。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** 利用者の希望に沿った支援ができるよう調整しているということで、了解しました。

この事業について、国・県の負担割合を、それぞれ、お示してください。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。福祉部長。

○**福井直文福祉部長** 蛭名委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

障害児通所支援の扶助費の負担割合についてですが、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっております。

○**山本武朝委員長** 蛭名委員。

○**蛭名和子委員** 最後、要望になります。

今後利用増が見込まれるということで、充実していただきたいというのと、このサービスの中で、居宅訪問型児童発達支援というのは1件だけだったようです。その提供サービスの内容とニーズが、ちょっと違うというか、マッチしていないということも考えられるかと思いますので、そういった声を、例えば、国に伝えるとか、そういうふうなこともしていただいて、利便性を高めていただければと思います。

以上で質疑を終わります。

○**山本武朝委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時5分からといたします。

午後1時55分休憩

午後2時5分再開

○**山本武朝委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、大矢保委員。

○**大矢保委員** 自民党の大矢です。総括表に基づいて質疑させていただきます。

1番目は、ふるさと納税についてであります。

2020年度の寄附総額は6724億9000万円で、過去最多になりました。自治体の寄附金のトップは宮崎県都城市が約135億2000万円、続いて、北海道紋別市が約133億9000万円、続いて、北海道根室市が約125億4000万円と続いております。

そこで、本市の平成30年度、令和元年度、令和2年度の寄附金の実績と事務費・送料・決済費用などを加えた経費は幾らになるのかお伺いをいたします。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**加福理美子市民部長** 大矢委員からの過去3か年の寄附実績及び経費についての御質疑にお答えいたします。

平成30年度から令和2年度までの過去3か年の寄附件数及び寄附金額につきましては、平成30年度は1万1217件で1億5565万8537円、令和元年度は1万8533件で3億4957万6155円、令和2年度は4万317件で5億496万2401円となっております。また、ふるさと納税制度に要する経費につきましては、リーフレット作成等の事務費、返礼品の調達・配送費用、クレジットカード等の決済手数料、ポータルサイトの掲載料であります。平成30年度は6194万1099円、令和元年度は9864万3592円、令和2年度は2億2283万円となっております。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 それでは、3年間の寄附した人の翌年度の住民税が軽減されるのに伴う控除額についてお伺いをします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 大矢委員からのふるさと納税について、寄附した方の寄附金控除額についての御質疑にお答えいたします。

ふるさと納税は、自分が選んだ自治体に寄附を行うことで、その地域社会の活性化や人口減少対策にも効果があると評価されているなど、様々な意義を持つ制度であり、寄附金額のうち2000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されるものであります。

平成30年度、令和元年度、令和2年度中において、本市市民がふるさと納税を活用し、他自治体に寄附したことにより、寄附した翌年度に受ける寄附金控除額については、令和元年度は1億4908万4000円、令和2年度は1億6469万4000円、令和3年度は2億1882万7000円となっております。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 それでは、控除に当たって、地方交付税交付金、それで補填された金額について、3年間の実績をお願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 大矢委員の住民税の減収に対する地方交付税についての御質疑にお答えいたします。

ただいま、税務部長から御答弁させていただきました寄附金控除による住民税の減収分につきましては、普通交付税の算定におきまして、その75%分が補填される仕組みとなっております。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 75%は補填されるということですが、私は平成30年度、令和元年度、令和2年度の地方交付税交付金は幾らかというのを聞いているんです。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

普通交付税として補填された額であります。令和2年度につきましては1億6400万円程度、また、令和元年度につきましては1億2300万円程度、また、平成30

年度分につきましては1億1200万円程度となっております。

〔大矢保委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 この項については、これで終わります。

次、マンホールについて、お伺いします。

マンホールは、形が丸くて、蓋はどんな角度でも落ちることはない。表面が凸凹してあることから、受験生には、丸、落ちない、滑らないという験担ぎで応援しようという自治体はかなり増えています。しかしながら、本市のマンホールは、周りが破損し、ところどころ浮き上がっているところがあります。そのため、除雪中、タイヤショベルのバケットと衝突し、オペレーターが窓に額を打ちつけるという事例があります。

そこで、マンホールの点検についてはどのようにしているのかお伺いをします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。水道部長。

○横内修水道部長 マンホールの蓋の点検についての御質疑にお答えいたします。

マンホールの蓋は、下水道の新規整備の際には、周りの舗装面より1センチメートルから2センチメートル低めに設置しておりますが、経年とともに、マンホール蓋周りの舗装の劣化による剥離や、周りの舗装の沈下により、マンホール蓋が舗装面よりも高くなる場合があります。

市内に約3万か所あるマンホールの蓋の点検につきましては、職員の日常的な巡回パトロールによる目視点検を春先から降雪期前まで実施しており、マンホール蓋の浮き上がりや破損、蓋周りの舗装の剥離等を発見した際には、職員による直営作業、もしくは業者への工事発注により、修繕を行っております。このほか、道路管理者や市民からの情報提供により、マンホール蓋の異常等を把握し、速やかな修繕に努めているところであります。また、今回の大矢委員からの御指摘を踏まえまして、除雪業者が行う工区内などの事前点検の際にマンホール蓋の点検についても協力をお願いし、秋口に重点的に修繕を行うことで、除雪作業に支障を及ぼさないよう努めてまいります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 マンホールは、周りが壊れると浮き上がっているんです。昨日、旭町通りを通ったときも、1か所が浮いていました。

私は、道路を歩くとき、対向車は見ないけれども、マンホールの蓋だけは見えます。たまにぶつかることがありますから、気をつけていきたいと思えます。

ところで、今、除雪中でオペレーターが額を打つと言いましたけれども、都市整備部長、道路の穴埋めはいつ頃からやる予定ですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 穴埋めに関する御質疑にお答えいたします。

昨年度、穴ぼこによる交通事故も多数発生していたということもありまして、今

年度は、既に3月から、委託事業者あるいは直営での作業をスタートしているところであります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 分かりました。ありがとうございました。市の穴埋めしている業者は見かけないけれども、県は、もうずっと前から、穴埋めしているのを見かけていますので、特に高田地区は、県道と市道が入り交じっていますので、県がやっているのに市がやっていないで、穴ぼこが結構目立つので、なるべく早くお願いしたいと思います。業者は、あんまり少ないので、やりくりが大変だと思いますけれども、早めをお願いをしたいと思います。

それでは、最後の問題、空き家対策について質疑します。

本市の空き家・空き地バンクは開設しておりますけれども、県宅地建物取引業協会等と連携協定を結んでいますが、これまでの登録件数及び成約件数についてお伺いをします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 大矢委員からの空き家・空き地バンクの登録件数及び成約件数についての御質疑にお答えいたします。

青森市空き家・空き地バンクは、管理不全となっている空き家等の発生を抑制し、市民の安全で快適な居住環境を維持することを目的として、公益社団法人青森県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会青森県本部と本市において、青森市空き家等の利活用に関するパートナーシップ協定を締結し、平成31年3月に青森市空き家・空き地バンク制度の立ち上げを行い、令和元年6月から物件の登録申請の受付を開始しております。これまで、当該制度の周知に当たっては、広報紙、市ホームページの活用や、市庁舎・支所・市民センター等へのチラシ・ポスターの設置に加え、所有者等への管理依頼の際にチラシを同封し、空き家・空き地の利活用の促進に努めております。

令和4年3月8日時点において、累計登録件数は、空き家が4件、空き地が6件の計10件となっており、そのうち空き家が1件、空き地が1件の計2件が成約済みとなっております。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 空き家があれば解体しなきゃいけないわけですけども、解体した後の固定資産税というのは、大体200平米で、4.2倍に跳ね上がるんです。これがすごく痛いんです。だから、空き家にしてほっといておくんです。

だから、その減税措置を講じる気はないのかどうか、そこをお伺いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 空き家等の解体後の減税措置についての御質疑にお答えいたします。

空き家等の管理については、平成27年5月に施行された空家等対策の推進に関す

る特別措置法第3条において、「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」こととされております。このため、解体や撤去も含めた空き家等の管理については、第一義的に空き家等の所有者または管理者が自らの責任において行うべきものとの考えから、空き家等を解体した場合の減税措置については検討しておりませんが、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等として勧告された場合、住宅用地に対する課税標準の特例措置の対象から除外され、土地の固定資産税が上昇することとなるため、この措置が、建物の解体のみならず、適切な管理につながるとともに、解体後には土地の売却及び空き家・空き地バンク登録に結びつき、不動産流通の促進につながることが期待されております。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 要するに、減税措置は取らないということになるのかなと思います。が、空き家の解体費用は、国が5分の2を補助できることになっているんですけども、補助金の活用実績について、お伺いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 補助金の活用実績についての御質疑にお答えいたします。

国の補助事業については、空家特措法を積極的に活用し、空き家等または不良住宅の除却、空き家等の活用、関連事業などの総合的な空き家等対策に取り組む地方公共団体に対し支援を行う空き家対策総合支援事業及び居住環境の整備改善を図るため、空き家等または不良住宅の除却、空き家等の活用等に取り組む地方公共団体に対し支援を行う空き家再生等推進事業が整備されているものと承知しております。

これまで、本市において、当該補助事業を活用した実績はありませんけれども、今後の空き家等対策に向け、活用の可能性を見極めるため、現在、詳細について、調査をしているところであります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 要するに、代執行したことがないから、実績がないという、一言で終わればいいんだと思うんだけど、何をしゃべっても意味はない。

解体後の更地を、宅地建物取引業協会とかの不動産屋に、一時、取得していただいて、そして、その空き地を市民雪寄せ場事業に活用するという考えはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 空き家等解体後の更地についての御質疑にお答えいたします。

現在のところ、空き家等解体後の土地を本市が取得し、市民雪寄せ場事業として活用することは検討しておりませんが、令和2年11月に策定した青森市空家等対策計画の空き家等利活用を促進するための個別施策の一つである「空家解体後

の跡地の利活用の推進」に基づき、空き家等解体後の更地に関する相談が寄せられた場合には、地域の雪寄せ場として、空き地を無償で町会・町内会へ貸付けした場合、翌年度分の固定資産税の一部を減免する市民雪寄せ場事業の積極的な活用についての情報提供や、空き家・空き地バンクの登録勸奨を行っております。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 そういう回りくどいあれじゃなくて、パートナーシップ協定を結んでいる宅地建物取引業協会の会員に、その一部を取得してもらって、そこを借りるという意味でしゃべっているんです。自治体は、大体、土地の売買とか、そういうのはできませんから。何かちょっと見解がおかしい。

市民雪寄せ場事業というのは、私が議員になってからすぐ提案したんです。それで、固定資産税が落ちるといっているので、3年かかって、ようやく実現されたわけですけども、やはり、ある程度、自治体は頭を使って、そういう周りの人をうまく利用できるような、そういうシステムにしていかなきゃ駄目だと思います。できないものはできないというのは分かっているんだから、周りの人をうまく利用して、そして、市民にいい方法での土地利用とか、そういうのを進めていかなきゃいけないんじゃないかなと思っています。

ところで、市では、火災が発生した場合、罹災した家屋等の一般廃棄物について、市の処理施設に持ち込んだ場合の処分手数料を減免しています。雪などによる家屋の倒壊も減免の対象にすべきと考えますが、市の見解をお伺いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 雪などによって倒壊した家屋の処分に係る処理、処分手数料の減免についての御質疑にお答えいたします。

本市では、青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条及び同規則第9条の規定に基づき、一般廃棄物の処理、処分及び収集手数料の減免基準を定めております。この中で、町会や学校関係者等がボランティア活動により回収した一般廃棄物や火災により罹災した住家及びそこで使用されていた動産類等の一般廃棄物などを市の処理施設に持ち込む場合、申請に基づき、処理及び処分に係る手数料を減免しております。

お尋ねの雪害など、火災以外の災害により、一般廃棄物が発生した場合につきましても、同減免基準により、減免の対象としているところであります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 そうすれば、雪で潰れたあれも——まあ、上屋ですね——無料にしてくれるということだと聞きましたので、復旧に努めてまいりたいと思います。

それで、その罹災証明とか、その証明書は、どこに出すんですか。

○山本武朝委員長 答えられますか。

○大矢保委員 火災の場合は消防だけれども、上屋が雪で潰れた場合の証明書はどこに出すんですか。

○山本武朝委員長 答えられますか。

〔高村功輝環境部長「ちょっと、お時間いただいてもいいですか」と呼ぶ〕

○山本武朝委員長 ええ、分かりました。

〔高村功輝環境部長「ちょっと調べます」と呼ぶ〕

○大矢保委員 どっちも消防で——分からないですか。分からないなら分からないと言うのでも——はっきり言って、それはおかしいんです。消防が全部、現場を把握しているわけではないんだけど、はっきり言って、警察と消防は壊れれば来る。だから、消防でもっともなんだけれども、まあ、雪でやったものは、やっぱり都市整備部が罹災証明を出すべきだと私は思うんですが、管轄はどこですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 申し訳ございませんでした。

大矢委員おっしゃるとおり、罹災証明については消防が発行いたします。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 今回、私の知っている人で、屋根が潰れて、市役所から、早く撤去しなさいというような処分が来ました。それで、私は、すぐ行って、ああ、これは駄目だということで、バックホーで2階は壊しました。だけれども、そこはお金がないから、今度、お金を払うときがない。まあ、会社に私が払わなければいけないんだけど、私が自分で懐から払うと思ってはいるけれども、はっきり言って、さっき、都市整備部長にしゃべったように、どうやって、土地を処分して回収しなければいけないかしらと考えているんです。

それで、都市整備部長に聞きますけれども、赤平委員に、何か、答弁の中で、金融機関の空き家等の解体などに関する融資制度の紹介とありましたけれども、この制度って何ですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 各銀行において、空き家解体に当たっての優遇ローンみたいなものが現在あります。青森銀行もありますし、みちのく銀行もあります。そういう優遇ローンの紹介を窓口でしているものであります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 大体、空き家にするというのは、みんな、老人ホームとか、施設に入っていて、帰ってこない人ばかりなんです。それが、空き家を解体するとき銀行でローンを組む人はいますか。銀行も貸しますか。私は青森県信用組合の出身ですけれども、私のときは、そういうのなかったような感じがしますけれども、はっきり言って、お金があれば、空き家にしないで、すぐ解体しますけれども、こういうのはちょっと言い逃れな、言葉の羅列かなと、そう思っています。

2時46分に東日本大震災の黙禱がありますので、これで終わりたいと思いますけれども、私は青森ロータリークラブの会員です。サンロード青森で、3月12日、13日、正午から午後2時まで、ウクライナ支援の募金活動しておりますので、御協力

をよろしく願いして、終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時からといたします。

皆様、できましたら、2 時 46 分、各部屋で黙禱をささげていただければと思います。

午後 2 時 30 分休憩

午後 2 時 59 分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。

先ほど、黙禱をささげましたけれども、11 年前の午後 2 時 46 分、東日本大震災が発生いたしました。津波の第一波の到達は、その 25 分後から 70 分後ということでもあります。多くの被害と犠牲をもたらした。そして、今も 2000 人以上の方が行方不明だということですので、謹んで御冥福をお祈りいたしますとともに、御見舞い申し上げます。

それでは、令和 4 年度一般会計予算、4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

オミクロン株ですけれども、東京を含めて、全国的には若干下がりつつありますが、青森県、青森市は高止まりの状態であります。私も緊張感を持って、日々、感染対策をして過ごしたいと思っております。

PCR 検査についてでありますけれども、市内の医療機関ですが、今年に入って、ずっと PCR 検査の対応に追われておりました。検査したその日の半数近くの方が陽性だったということもあったそうであります。その中で、青森市の保健所では、職員を増やして、よく対応していただいたと申しておりました。

ある陽性となった方ではありますが、症状があつて、感染の疑いが出たので、夜まで待って、青森市地域外来へ行ったと。そこで、翌日の午後に、検査センターで検査をして、さらに 2 日待って、検査結果がやっと判明したということでした。症状が出てから 3 日後、運悪く、土日が入れば 1 週間近く必要となる検査に行つて、とても不便でその間は不安だったということでもあります。

一般質問でもありまして、整理がつかまりましたけれども、感染の症状がある場合は、1 つは、地域外来・検査センターという既存のメインルートですけれども、そして、

もう1つは、青森市受診・相談センターあるいは保健所へ、すぐ電話をして、それで場合によっては、市内の対応医療機関を紹介してもらって、検査をすると。そういう方法があったと。最初からそうしていればよかったということで、でも、当初から、症状がある場合は地域外来へという強いイメージがあったそうです。

国の通知で、都道府県のホームページにおいて、地域の診療検査が可能な医療機関を公表するというふうになっておりますが、現在、公表されているのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 工藤委員の診療・検査医療機関についての御質疑にお答えいたします。

県ホームページにおける診療・検査医療機関に関する公表につきましては、県ホームページの「新型コロナウイルス感染症についての情報」から入っていただきますと、相談窓口の項目にあります「県から指定を受けた診療・検査医療機関の情報」のタイトルで、保健医療圏ごとに掲載されております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

それでは、青森市のホームページから市内の医療機関にアクセスできるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 市ホームページの診療・検査医療機関の掲載状況について、お答えいたします。

本市ホームページでは、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談や受診できる診療・検査医療機関の問合せ先を記載したページに、県のホームページをリンクさせる形で、診療・検査医療機関を確認できるようにしております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 青森市のホームページから、一旦、県のホームページに行って、医療機関を見ると。市からダイレクトに、それを見ることは考えていませんか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 再質疑にお答えいたします。

ダイレクトに掲載する場合がありますが、この情報につきましては、頻繁に更新されている状況であります。更新する元が青森県でありますので、やはり、私どもの作業といたしますれば、今後もリンクという形にさせていただければと考えております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 更新のタイミング、それがうまくつかめないということで、できるだけその辺は、分かりやすくリンクを張ってもらうようにお願いします。

掲載されている青森市にある医療機関の数と条件とかがあれば、それを教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 青森市内の診療・検査医療機関の数等についての御質疑にお答えいたします。

青森市内の診療・検査医療機関は 62 か所あります。そのうち、公表を希望されている医療機関 52 か所について、県と市のホームページで公表している形となります。受診する条件につきましても公表しておりますが、全ての診療・検査医療機関が、受診前に電話でのお問合せが必要となっております。また、かかりつけの患者のみ受入れとしておりますのが 44 か所となっております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 分かりました。掲載されている青森市の医療機関は 52 か所、本当は 62 か所あると。事前に電話の問合せが必要で、かかりつけの患者以外でも大丈夫というのは、差し引き 8 か所ということでもありますね、分かりました。感染疑いのある方が、先ほど言いました、1 つは、地域外来に行つて、検査センターへ。もう 1 つは、保健所へ連絡をして、医療機関を紹介してもらふ。3 つ目に、自分で、その医療機関の一覧を見て、自分で電話して、予約して、検査をするという、その 3 つがあると思います。できれば、その 3 つ目の選択肢も、分かりやすく公表していただきたいと思います。

先日も、朝、友人から電話がありまして、家族が、熱があつて、だるいと。その日のうちに、民間の医療機関に行つてもらつて、検査して、感染が分かったのですが、やはり早ければ、仕事先あるいは家族への対応もすぐできるので、やはり、そうしたルートというのは、きちんと伝えるべきだと思います。

国から通知があつて、県で公表したというのは、保健所などでの現場対応が大変だということで、多分、緩和するためだとは思ふんですけども、医療機関の協力が得られるのであれば、やはり、現状からも、保健所の手を煩わせなくても、自分の判断で検査できるように、そういう体制を取っていただきたいと。

あとは、感染が疑われる方は、やはり不安ですので、速やかに対応できるように、そこのところをよろしく願ひします。ありがとうございました。この項は終わります。

次に、2 款総務費 1 項総務管理費 7 目交通安全対策費、交通安全推進補助事業についてであります。一般質問でも木下議員が質問しておりましたけれども、私も、日頃感じていることもありますので、幾つか伺ひたいと思います。

以前、行政視察で、長野県松本市、そして静岡県島田市を訪れた時のことですが、信号のない横断歩道を渡ろうとして、車がずっと止まってくれたことに、なぜか記憶に残るぐらい新鮮な驚きがありまして、数年後、J A F の調査結果が出て、信号のない横断歩道での停止率が話題になりました。ランキングでは、長野県が一番高く 85.2%、次に 2 番目が静岡県で 63.8%。ちょうど、その 1 番と 2 番のところだったので、なるほどと思ひました。また、朝の登校指導で、信号のない横

断歩道を子どもたちに渡ってもらっていますけれども、10年前に比べると、確かに止まってくれる車は増えました。ただ、それでも、あの道路の端で黄色い旗を出しているだけでは、渡っていなければ、ずっと避けて行くんです。結局、黄色い旗を出して、道路の真ん中に出て通せんぼするような形にして、やっと子どもたちを渡すと。あるいは、停止線があるんですけども、停止線ぎりぎりまで車がとろとろ迫ってくるので、完全に止まるまでは渡せないとか、やはり、とても冷や冷やしています。

逆に、運転手の立場でいると、横断歩道を渡ろうとする方がいれば止まるように気をつけていますけれども、びっくりするのは、追い越してしていく車、あるいは、なかなか対向車が止まらない、こっちが止まっても、対向車が止まってくれないとか、いろいろあります。停止率が14%ですから、考えてみれば、そもそも信号のない横断歩道で止まるということが頭にない。交通ルール違反だという認識も、多分ない方がほとんど、まだいらっしゃるんだと思います。そういう意味では、それを変えるためには、やっぱり、より辛抱強く、あるいは、よりインパクトのある取締りをしていかないと難しいと思っています。

それで、質疑ですけども、市の取組は、周知、啓発活動と取締りをするということでもありますけれども、これから雪が解けます。薄くなった横断歩道の路面表示、標識の確認・補修について、やはり、きちんと警察に働きかける必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 工藤委員からの警察への道路標示引き直しの働きかけについての御質疑にお答えいたします。

横断歩道などの交通規制に係る道路標示につきましては、青森県公安委員会が所掌しており、県内各警察署からの要望に優先順位をつけた上で、予算の範囲内で対応しております。また、青森警察署では、降雪期の前に、交通量や交通環境を勘案しながら、通学路を優先的に、横断歩道の摩耗程度を目視によりチェックし、引き直しの必要性があると判断した横断歩道等につきましては、新入学や新学期が始まる時期までに引き直しを実施するよう、青森県公安委員会へ伝えていると聞き及んでおります。

本市におきましては、青森市町会連合会を通じて、各町会から交通安全施設の整備要望を上げていただき、横断歩道などの道路標示の引き直しの要望があった場合は、速やかに青森警察署に情報提供をしているほか、市、青森警察署、町会等の立会いで行っている信号機設置等の交通診断時において、横断歩道などの道路標示の引き直しが必要と判断した場合は、その場に立ち会っている警察官に働きかけております。

市といたしましては、横断歩道などの道路標示の引き直し等につきましては、運転者や歩行者の安全で円滑な交通の確保につながることから、今後も、引き続き、

町会等からの要望も含めて、青森警察署に働きかけてまいります。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。横断歩道自体もそうですけれども、近づいてくると、手前に、ひし形の標識というんですか、路面標示があります。あれも含めて、今、特に、最近、気をつけて見ていますけれども、薄くなっているところが結構あります。啓発活動、取締りを進める前に、そうしたところも、きちんとチェック、舗装をお願いしたいと思います。

J A F の調査では、青森県は 2019 年が 4.4% でワースト 2 位、翌年 2020 年が 12.9% でワースト 9 位、そして 2021 年、1.1 ポイント上がって 14% になっても、順位はまたワースト 3 位に落ちました。つまり、全国でも一斉に取組を進めたためだというふうに思います。青森県、青森市では停止率の目標値というのは設定しているのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 工藤委員からの信号機のない横断歩道の停止率の目標値設定についての再度の御質疑にお答えいたします。

信号機のない横断歩道での一時停止につきましては、道路交通法で定められた全てのドライバーが遵守しなければならない交通ルールであること、また、J A F が公表している調査結果につきましては、青森県全体の停止率となっており、県内各市町村の停止率は公表しておらず、本市の基準値設定が困難なことから、目標値の設定は考えておりません。なお、青森県におきましても、目標値の設定はありません。

本市におきましては、交通ルールを市民一人一人が遵守するよう、警察と連携し、信号機のない横断歩道手前において、ドライバーに対し、一時停止徹底の呼びかけ、警察による取締りの強化、横断歩道を渡るときは手を挙げる、目線をドライバーに向けるなどの歩行者への意識啓発など、警察等、関係団体と連携し、横断歩道に関する取組を強化してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 調査は県単位ですので、市町村のいろんなところで調査をしているとは思いますが、ただ、青森市の取組がどれだけ効果があるのか、成果を知る指標というか数値が、やはり必要なのかなと思うんです。年一度の県全体の数値が発表されても、やりました、多分、効果はあったんだと思いますくらいにしか言えないと思いますので、例えば、人通りの多いエリアだとか、特に止まっていたけなさそうな横断歩道とか、そういうところで、市が独自に、ちょっと定点観測をするというのも 1 つだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 工藤委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

まず、青森市全域において信号機のない横断歩道については、相当数あります。

こちらにつきましては、調査にも限界がありまして、一部の、1か所の限られた地点での調査を実施して、その停止率をもって、達成度合いを判断するというのは、完全ではないと思っております。このため、独自の調査については考えておりませんが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、本市においては信号機のない横断歩道の手前の一時停止のマナーではなくて、交通ルールであるという意識啓発が最も重要だと、今、現時点で考えておりますので、まずは、その意識啓発を徹底して、警察と連携してやりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 分かりました。意識啓発が一番最初ですけれども、ただ、そういう方法もあるということは、一応、可能性として、持っていてもいいと思います。他県の取組を調べていると思いますけれども、長野県が85.2%とトップなんですけど、まだまだ認識としては、15%のドライバーが守っていないという認識だそうなんです。車の走る道路の中で、横断歩道というのは、これは歩行者の聖地なんだという考え方だそうです。意識づけをしているそうです。

そして、宮城県の場合、最下位の5.7%から4位の51.4%に急上昇していますけれども、これも最下位だったという屈辱を、県民の皆さんに知らせながら、汚名返上のために毎月10日を「とまる日」として、キャンペーンと取締りを続けたそうです。手を挙げるのは止まれというサインで、止まってもらったら、お礼をするというサイクルを作っていると。

成果を上げるために、それなりの徹底した対策が必要なのは分かりますけれども、やはり、その経過を何らかの数値として、やっぱり、どっかで把握できるようにされてはいいかなと思います。冒頭お話ししましたけれども、やはり、観光でも何でも、青森を訪れた方、その地を訪れた方にとっては、ほんのささいなことですけども、意外と1つの印象にもなりますので。また、4月になれば、新1年生が学校に登校しますので、小学生の中でも1年生が一番、やはり事故、死亡事故も多くて、それも横断中の事故が多いということですので、そういうタイミングでも、強い取締りをしてはいいかかと思えます。

青森市が新年度予算措置をしているわけでありますから、年に数回と言わず、毎月定期的にやっていくようなぐらいの徹底した対策が必要だと思います。私も十分に気をつけて運転したいと思えます。ありがとうございました。

次に、自動車運送事業会計、バスロケーションシステム導入事業でありますけど、私も、今朝、AOPASSを使って、ピッと乗って、ピッと降りて、やってまいりました。とてもよかったと思えます。新年度導入されるバスロケーションシステムでありますけれども、ウェブ時刻表との連携内容について、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 ウェブ時刻表との連携内容についての御質疑にお答えいたし

ます。

交通部では、令和3年3月に、バス交通を将来にわたって維持していくための中長期的な計画として、「青森市自動車運送事業経営戦略（2021－2030）」を策定し、経営改善に向け、各種施策の推進に取り組んでおります。この中で、バスロケーションシステムの導入につきましては、ICTを活用したサービスの向上の取組の一つとして掲げておりました。情報通信技術の進展等に伴い、交通サービスへの活用が活発化している中で、バス利用者がより安心して便利に利用できるよう、情報通信技術の活用によるサービスの利便性向上を図るため実施しようとするものであり、令和4年度当初予算案に関連予算を計上し、御審議いただいているところであります。このバスロケーションシステム導入事業の概要につきましては、バス利用者の利便性向上を図るため、利用者がスマートフォンやタブレット等を利用して、乗車予定のバスの位置情報や支援などの運行情報等をリアルタイムで把握できるシステムを整備するものであり、令和4年12月には試験運用を開始し、令和5年3月からの本格運用を目指すこととしております。

ウェブ時刻表との連携についてであります。具体的には、現在運用しているウェブ時刻表と連携し、運行ルートや通過時間、運行中のバスの位置が表示されるとともに、遅れが生じた場合には、現在の遅れと通過バス停の予想遅延時間が表示されることとなります。また、こうしたバスロケーションシステムとウェブ時刻表のそれぞれの機能を相互にリンクさせることにより、操作性の向上も図ることとしております。このことにより、利用者にとっては、遅延等の不安解消、停留所での待ち時間減少、緊急時の情報把握の迅速化など、利便性や信頼性の向上が図られていくものと考えております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。このシステムのランニングコストは年間約60万円と聞いておりますが、予算が453万3000円、これにはインシャルコストと初年度の、いわゆるランニングコストも入っているということです。オープンシステム化されている廉価な、いわゆるバスロケーションシステムを活用しているということで、自前で作成したことになっています。実は平成30年第2回定例会で、グーグルマップのバスダイヤ検索システムについて質疑をしています。その際に、質疑の一番最後で、あとは、バスにGPSが搭載されて、バスの遅れを把握したり、あるいはキャッシュレス決済端末があればいいですねと、そのときに申し上げていました。その2つが、今回、バスロケーションシステムとAOPASSで達成されることをとても不思議に、うれしく思っています。そのバスロケーションシステムとグーグルマップとの連携はどのようになるのか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 グーグルマップとの連携についての御質疑にお答えいたします。

交通部が導入するバスロケーションシステムにおきましては、国が推奨しております標準的なバス情報フォーマットのリアルタイム版でありますG T F S R Tに準拠するデータ形式でありまして、同様の形式であるグーグルマップへも反映させることができます。これにより、グーグルマップにおいても、通過バス停の予想遅延時間を表示するなどのサービスが提供できることとなっております。こうしたグーグルマップとの連携により、県内外や外国人観光客も運行情報をリアルタイムで取得することができることから、実際の運行に合わせた対応をすることが可能となり、バスの定時性に対する不満や不安の解消のほか、バス停での待ち時間短縮などにおいても、効果があるものと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。青森市が、全国でも早い時期に、このグーグルマップとの連携で、バスダイヤと検索システムを連携したのはすばらしいと思っていました。スマホのグーグルマップアプリに目的地を入力すると、徒歩の時間も含めて、どここのバス停まで何分に着いて、そこから、どこ行きのバスに乗って、どこで降りて、さらに、どこ行きのバスに乗り換えてとか、全部出てくるというのは、これは本当にすばらしいと思っています。そこにバスの遅れまで反映されるということになりますので、申し分ないです。また、事故、災害あるいは突発的な情報のお知らせもする機能もついているということだそうですので、それも教えていただきました。

では、確認ですけれども、海外の人が使用するグーグルマップでの多言語対応はどのようになっているのかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 グーグルマップでの多言語対応についての御質疑にお答えをいたします。

グーグルマップでの多言語対応につきましては、グーグルマップでの設定操作により、利用者が選択した言語で対応が可能となっているものであります。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 分かりました。これで、観光客の方には、ほぼほぼ対応できるということですので。仕組みとしては、バスにGPS機能を搭載して、位置情報をつかむということだと思いますが、すでにバスダイヤシステムが入っておりますので、バスロケーションシステムとの連携によって、運行管理上のメリットがとてまたたくさんあると思っておりますけれども、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 バスダイヤシステムとの連携における運行管理上のメリットについての御質疑にお答えをいたします。

バスロケーションシステム導入による運行管理上のメリットにつきましては、運行

しているバス全車の運行状況がリアルタイムで把握できますことから、遅延などの利用者からの問合せに対して、迅速に対応できるほか、バス運行の可視化により、緊急時での早急な対応が可能となるなど、運行管理面の効果が期待できるものと考えております。また、運行データを広く、その記録を活用して、より正確な運行実績の把握・検証、こういうことも可能となりますことから、運行ダイヤの適正化におきましても、効果があるものと認識しております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。運行ダイヤの適正化、そして多分、業務改善にも効果があるんだと思います。先ほど言いました過去の包括外部監査の結果報告においても、青森市のバスネットワークを実現させるためには、1つに、乗り継ぎポイントの整備、2つに、バスロケーションシステム、3つに、ICカードの導入が必要と、以前、そういうふうに要望されておりました。とても対応がなされたことが分かります。令和6年度から新たな5か年計画の青森市地域公共交通計画の策定にも弾みがつくと思いますので、期待をしております。ありがとうございました。

次に、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費、世界文化遺産についてありますが、世界文化遺産登録された初年度、コロナ禍で水を差された感がありますけれども、今年度は、保護や観光の受入れを含めて、体制をつくっていく必要があります。青森県世界文化遺産登録専門家の方たちは、世界遺産は登録で終わるわけではなく、未来永劫に保全の義務と責任が求められるというふうにおっしゃっておりますが、そのとおりだと思います。新年度、4月からの機構改革で、文化財課が文化遺産課に改称されますけれども、それによって、どのような変更があるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 工藤委員の文化遺産課への改称に伴う変更点についての御質疑にお答えいたします。

令和4年度の組織・機構の見直しによりまして、4月1日からは文化財課の名称を文化遺産課に改称することとなっております。また、課の構成につきましては、世界文化遺産登録を受けまして、課内室でありました世界遺産推進室を廃止いたしまして、総務管理担当チームと文化財保護担当チームの2チーム体制とする予定としております。このことに伴いまして、文化遺産課の執務室を現在の駅前庁舎から「縄文の学び舎・小牧野館」へ移転することにしております。文化遺産課が果たす役割といたしましては、現在行っております遺跡や伝統文化などの文化財保護を中心とした業務に加えまして、考古学の専門的知識を有する職員を小牧野館に配置することによりまして、昨年7月に世界文化遺産となりました、北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産の一つであります小牧野遺跡につきまして、遺跡及びその周辺の環境変化等を現地で確認する経過観察や開発行為等に関わる遺跡影響評価につ

まして、円滑に対応できるようになりますことから、これまで以上に、小牧野遺跡を適切に管理し、将来にわたる保存に資するものと考えております。また、「縄文の学び舎・小牧野館」及び「小牧野の森・どんぐりの家」を管理・運営しております指定管理者との連携も、より一層強固になることを通じまして、専門的な観点も加えた小牧野遺跡の魅力を発信していくことにより、小牧野遺跡の認知度の向上が期待できるものと考えております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 小牧野遺跡の近くに移るといいますので、ある意味、遺跡の保存にじっくり取り組めることになるんだと思います。

では、来年度の小牧野遺跡の世界文化遺産に関する事業の実施予定がありましたら教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 来年度実施いたします事業についての再質疑にお答えいたします。

令和4年度における小牧野遺跡に関する事業につきましては、新型コロナウイルスの感染状況にもよりますが、世界遺産登録1周年を記念したイベント等の開催、小牧野遺跡みどころマップの増刷、遺跡観覧者に対する注意看板の製作・設置等を計画しております。

このほか、昨年7月27日に開催されました世界遺産委員会からの勧告に従い、資産範囲等における未取得地の公有化を進めることとしております。スケジュールといたしましては、令和4年度に土地鑑定評価及び立木補償調査等を実施し、令和5年度以降に、関係者の理解を得ながら、速やかに公有化を図る予定としております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。観光を含めた活用という意味では、まだコロナ禍で、なかなか思うように進まないこともあると思います。観光政策もありますが、土地の公有化を含めて、やはり教育委員会の立場は保存になるんだと思います。

ひとつ、「縄文の学び舎・小牧野館」で作っていますオリジナルグッズがネットでとても人気があって、ぜひ、その辺は生かしていただきたいなというふうに思います。

では、教育の中で子どもたちが世界文化遺産を学ぶ機会というのは、とても貴重だと思うんですけども、小牧野遺跡の小・中学校の見学の実績について、お知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 小牧野遺跡への市内小・中学校の見学実績についての再質疑にお答えいたします。

小牧野遺跡への市内小・中学校の見学実績につきまして、直近3年間の状況とい

たしましては、令和元年度におきましては、小学校が5校、延べ229人、令和2年度につきましては、小学校が4校、延べ154人、令和3年度につきましては、小学校が8校、中学校が2校、合わせまして延べ1216人となっております。令和3年度に見学実績が増加しておりますが、このことは、小牧野遺跡が世界文化遺産となったこと及びこれを契機に、市内小・中学校に対して、改めて、文書により働きかけを行ったことによるものと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。令和3年度に中学校が2校で小学校が8校ということです。小牧野遺跡の数値を教えてくださいましたけれども、三内丸山遺跡の見学実績を把握できないということでしたが、せっかく青森市にある世界文化遺産の2つの遺跡ですので、ちょっと残念だなと思います。

昨年5月、市民意識調査をしております。世界文化遺産認定の前ですけれども、三内丸山遺跡を見学したことがあるのは約80%。小牧野遺跡は、やはり僅か18.7%でありました。市内小・中学校の小牧野遺跡の見学は若干増えてはきておりますけれども、今後の各校の取組として、小・中学校で、せめて、やっぱり9年間の間に一度は、いわゆる歴史・社会・郷土教育として、現地見学をしてほしいなと思います。それが、ある意味、青森市のシビックプライドにもなりますし、ふるさとの誇りというのを育てることにもなると思いますので、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 小牧野遺跡への市内小・中学校の見学についての再質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、今回、令和3年度に小牧野遺跡が世界文化遺産になったことを受けまして、改めて、文書による働きかけを行ったことによりまして、若干なりとも小・中学校の見学が増えたということがありました。あわせまして、小・中学校の校長会でも、小牧野遺跡を話題に上げながら、見学を働きかけるという取組も行っております。課題といたしましては、学校側のカリキュラムの問題もありますし、受入れ側——小牧野遺跡側の指定管理者の体制というものもあります。そういうものも含めまして、今後、義務教育9年間の中で、家族と一緒にいくということも含めまして、どういうことができるのか研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ぜひ、よろしく願います。働きかけはしていると。あと、学校側の裁量もありますし、交通費ということも、やはり出てきますので、そういう、いろいろあるとは思いますが、世界文化遺産の価値を、やはり子どもたちに

はきちんと記憶として持ってもらいたいなと思います。

先ほどお話ししましたように、世界文化遺産に認定されたというのは、やはり保存の責任と義務というのがとても大事だと思っています。1人でも多くの観光客、そして青森市民に来てもらうことも必要ですけれども、やっぱり、その前にきちんと教育の中で、遺産の価値が理解されて、伝承されていくということが大事だと思いますのでよろしくお願いします。この項は終わります。

次に、7款商工費1項商工費3目観光費、観光振興についてであります。青森市観光振興対策事業の内容についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 青森市観光振興対策事業についての質疑にお答えをいたします。

本市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、宿泊客数や観光入り込み客数の減少など、観光産業が厳しい状況となっていることを踏まえまして、これまで、東北地方からの教育旅行を誘致するマイクロツーリズムや、世界文化遺産登録された縄文をテーマとした上質な少人数ツアーの造成など、新型コロナウイルス感染症に対応した誘客に取り組んでまいりました。

令和4年度におきましては、国内外からの誘客促進に向けまして、3密回避、デジタル技術の活用、近場観光の充実のほか、インバウンドの再開準備をコンセプトに、コロナ対応観光パッケージとして事業展開していくこととしております。具体的には、あおもりの旅ブランディング支援事業では、コロナ収束後に最も旅行意識が高く、体験・アクティビティを旅行目的とする割合が多いとされる若年層をターゲットとして、本市を代表する観光地であります浅虫地区と八甲田地区の旅館・ホテル等を対象に、事業者がアウトドア・アクティビティなどを含んだ3密回避の宿泊プランを造成・販売する際、広告宣伝に必要となる費用につきまして、10万円を上限に支援いたします。VR観光動画制作事業では、コロナ禍により旅行に慎重となっている層をターゲットに、青森ファンのつなぎ止めと新規需要の獲得に向けて、デジタル技術を活用した非接触型のプロモーションを展開することとし、そのツールとして、本市のキラーコンテンツであります青森ねぶた祭と小牧野遺跡・三内丸山遺跡のVR動画を令和4年に撮影・制作しまして、ユーチューブ等で情報を発信するものであります。このほか、国内誘客の取組として、東北6市が連携し、コロナ禍により注目が高まっている近場観光の推進や、インバウンドの再開に向けた段階的な取組として、SNSを活用した現地への情報発信を行うなど、青森商工会議所や青森観光コンベンション協会等の関係団体と連携し、官民一体となった誘客を推進してまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。コロナ禍の観光対策ということで、デジタ

ル、そしてアウトドアで3密防止に重点を置いた誘客促進ということなんだと思います。

では、この2つ——あおもりの旅ブランディング支援事業とVR観光動画制作事業、それぞれの予算規模をお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 2事業の予算額につきましての再度のお尋ねにお答えをいたします。

青森市観光振興対策事業の各事業の当初予算額につきまして、あおもりの旅ブランディング支援事業は、浅虫地区・八甲田地区の旅館・ホテル等、20施設からの申請を見込みまして200万円、VR観光動画制作事業は、VR動画及びPR動画編集に214万5000円、動画広告に132万円、合わせて346万5000円を見込んでおります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。あおもりの旅ブランディング支援事業、これは、アウトドアの屋外のメニュー、そして浅虫地区と八甲田地区のプランの広告宣伝を支援するということですね。浅虫は、海でのSUPとか、あるいは山でのウォーキングができますし、八甲田はハイキングやウォーキングがあります。浅虫と八甲田を結んで温泉泊するという、トレイルハイキング、トレイルウォークなども、今、トレンドですので、そういったものも商品になるのかなというふうに思っていました。

また、VR観光動画制作事業ですけれども、デジタルを活用したプロモーション、いわゆる非接触メニューということですね。360度映像ですから、スマホ・タブレットで見ると上下左右、一定の臨場感があって、ぐるりと体験できる動画がユーチューブで配信されるということでした。今は、3DのVRゴーグルを使った没入感の強いものもありますけれども、今回は、一般的に見られるコンテンツということですね。分かりました。コロナ禍で可能な観光振興対策として理解いたしました。

次いで、ちょっと要望を述べますが、内容はちょっと違うんですけれども、ねぶたん号の観光コースの施設なんですけれども、Wi-Fi環境——ねぶたん号自体は、青森市フリーWi-Fiが利用可能です。停車する各種施設の中では、棟方志功記念館だけがWi-Fi環境がない。また、入館料のキャッシュレス支払いも、あomorい北のまほろば歴史館と棟方志功記念館と八甲田丸が対応していません。それ以外は、キャッシュレスで払えます。本当はAOPASSでも、ねぶたん号も乗れますので、AOPASSでの支払いができればいいと思いますけれども、ねぶたん号のコースは観光客の多い施設でありますので、できれば全施設にWi-Fi環境とキャッシュレス対応が整備されることを願っております。この項は終わります。

最後に、道の駅ユーサ浅虫改修事業についてであります、「海よし 山よし

湯っこよし みんなでガンバル 浅虫温泉」、これが浅虫まちづくり協議会のスローガンであります。浅虫温泉駅のバリアフリー化も進んでおります。資源あふれる地域の魅力を道の駅の魅力として生かされていなくていいところがちょっと残念ですけれども、ユーサ浅虫のリニューアル事業について少し質疑したいと思いますが、キッズコーナーを3階に設置することになった理由をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 キッズコーナーの設置の理由についての質疑にお答えをいたします。

ユーサ浅虫につきましては、来年度、浅虫温泉駅のバリアフリー化の工事着手や、(仮称)第1回青森ユースサッカー大会のメイン宿泊地になるなど、地域における取組との相乗効果を発揮させ、さらなる利用促進を図るとともに、設備や備品の老朽化にも対応するため、リニューアルを行うこととしたものであります。リニューアルに当たりましては、休憩や物販で利用する方へのサービス向上に加えまして、施設自体が目的となるような機能充実を図ることといたしました。

キッズコーナーにつきましては、地場産品などの買物や温泉入浴といった従来の利用層に加えまして、子ども連れのファミリー層が、天候に左右されず、気軽に過ごしていただくスペースを設置することにより、市民や観光客がユーサ浅虫を目的に訪れていただけるよう、機能充実を図ることとしたものであります。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 今ある3階のフロア全体をキッズコーナーにするということでもありますけれども、現在、浅虫地区には小学校も中学校も保育園もないという、少し皮肉ではありますが、ただ、東部地域の方々は、多分、気軽に子どもを連れて来られるスペースになるのかなと思っています。ただ、人口減少、少子化に向かう社会では、やはり子育ての環境というのはとても大事でありまして、開館時間も長いので、そして利用も無料だということはとても魅力なんですけれども、対象となる子どもの年齢制限というのはあるんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 対象年齢についての再度の御質疑にお答えをいたします。

今現在の想定では、小学生以下を想定しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 キッズコーナーに、担当者というのはつくんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 キッズコーナーにつきましては、遊具を設置した屋外の遊び場と同様に、保育士などの担当者を配置することは考えておりませんで、子ども連れのファミリー層が自由な時間に気軽に過ごしていただくことを想定しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ということは、特に子育て相談とか、そういった細かい対応は考えていないとは思いますが、ビーチがありますので、子どもを連れて、時間を過ごせる場所にはなるんだと思います。どうでしょう、今後、運営していく中で、小学生以下と言っていますけれども、特別、小学生以上は駄目とかということではないですよ。多分、いろんな、本当に小さい子から小学生ぐらいまで来ると、自由に遊び回るといっていい中では、なかなか厳しいところもあります。ちょっとした事故とか、トラブルとか、その辺は、せつかく、つどいの広場「さんぽぽ」もあつたりしますので、いろいろアドバイスを受けたらいいと思うんですが、多分、これから運営していく中で、いろんな課題・問題が出てくると思います。可能なのであれば、やはり子育てに関する事、お母さんへの対応、福祉的なことも出てくるやもしれませんが、その辺は柔軟に、今後、考えていただければいいなというふうに思っています。

次に、浅虫地域で、浅虫まちづくり協議会を含めて、いろんな主体がまちづくり活動に活発に参画して、浅虫で活動されています。そうした活動団体との連携はとても大事だと思うんですけども、ユーサ浅虫の役割として、どのように考えるのかをお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 地域との連携についての再度の質疑にお答えをいたします。

浅虫地域におきましては、平成29年度に、地域の活性化や観光振興を目的に、浅虫温泉観光協会、浅虫温泉旅館組合、株式会社みちのく銀行、青森県、青森市の5者が浅虫温泉の観光地域づくり推進に係る連携協定を締結して以降、浅虫温泉旅館組合などが中心となりまして、温泉や自然などをテーマとした浅虫MOSPAプロジェクトを進めてまいりました。具体的には、ユーサ浅虫の指定管理者や浅虫まちづくり協議会等と連携をいたしまして、森林公園や砂浜と自然の中を散策するクアウオーキングや蛍鑑賞会などのほか、サーフボードの上に立って、パドルをこぐSUPやバナナボートなど、アクティビティを充実させるなど、観光振興に向けた取組の充実を図ってきたところであります。

本市といたしましては、今般のリニューアルにより、地域の拠点施設としての機能を向上させるとともに、指定管理者や地域団体等と連携し、各種のイベントを充実させることなどを通じて、引き続き、浅虫温泉の活性化を図ってまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 浅虫まちづくり協議会ができて、観光産業と地域に住む皆さんとの共同の活動がとても増えてまいりました。MOSPAだけではなく、ブルーモ

リスの4-Rideという団体も含めて、大学の教授だったり、大学生あるいは若い皆さんのグループとか、域外からも参画する、あるいは移住してきた方も入る。そうした活動が増えて、コロナ禍でも定期的に会議とか活動しています。それだけ、やはり、浅虫という地域に魅力的な資源が多いということで、人が集まってきます。道の駅はそうした活動にも、やはり積極的に参画してほしいと思いますし、これまで参加したことはありませんけれども、ぜひ、そういった協議会にも参加をして、むしろ活動の拠点になるぐらいの勢いになってほしいと思います。

道の駅「なみおか」もそうですけれども、施設や産品店舗などには個性があります。それが魅力として人を引きつけておりますが、やはり、ユーサ浅虫も個性とオリジナルなどをこれからつくっていくべきだと思いますけれども、そうした計画というのはあるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 ユーサ浅虫でありますけれども、今般、大規模なリニューアルを行います。その際、指定管理者とも、かなり相談をしまして、改修に至ったわけでありますけれども、このオリジナリティーの部分で、例えば、商品開発とか、そういったものも含めまして、今後、しっかりやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 いろんな道の駅がありまして、やはり、それなりの個性があって、答弁の中でもありましたけれども、そこを目的に行くというような理由づけもあつたりします。景色とか、グルメとか、温泉とか、遊園地、宿泊施設、産直品、海水浴。そのほとんどは浅虫にもあるので、可能性は大きいと思いますけれども、実は、昨年9月、ユーサ浅虫の職員を対象にアンケート調査を行っています。収益・集客力アップの提案とアイデアということなんですけれども、せっかく、結構面白い内容はあるんですが、実は、聞いたら、観光課に伝わっていなかったというので、とても残念だと思いますが、その内容を見ると、例えば、3階のレストラン、ここは賃料が高いので、なかなか入るところがなかったというので、逆に3階をフードコート化すればいいんじゃないかという提案だったり、あるいは、物販でも、浅虫メーカーセットとか、湯上がり美人ソフトクリームとか、あるいは焼き久慈良餅、これはおいしいんだそうですけれども、あと、ホタテの天ぷらの雲谷そばとか、ユニークないろんなオリジナルアイデアがあります。屋上での浅虫強風体験とか、秋村委員が指摘していました海が見える大きな窓を作るとか、そういったこともあります。

確かに子どもの遊び場とか、コインランドリーが欲しいというのも複数ありました。働いている皆さんからの提案・アイデア、これは多分、お客様の声も一部反映していると思います。その中には、7月のリニューアルには間に合わないかもしれ

ませんけれども、できることはあると思いますので、こうした、実際に働いている現地の人からの意見も取り入れながら、ぜひ、目を通して検討していただきたいと思います。アンケートの内容は働いている人の前向きな気持ちが伝わってきますので、ぜひお願いします。

浅虫温泉地域は、海、山、温泉、観光資源に恵まれております。地域のまちづくり活動も活発に行われているのと、さらに移住体験施設もあります。周辺地域、周辺イベントの連携で、内容によっては、道の駅がその拠点になり得ると思うので、やはり、そうしたエリアマネジメントとして、浅虫地区を考えていく、考えながら、事業を進めていただきたいと申し上げて、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 本日の委員会はここまでで終了し、3月14日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間につきましては、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時59分散会

3日目 令和4年3月14日（月曜日）午前10時開議

○山本武朝委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、3月11日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自由民主党の丸野達夫でございます。質疑は、大きく分けて2点であります。その2点とも、ややもすると、我田引水的な質疑になる可能性があるため、これまで避けてまいりましたが、現状があまりにも悲惨なため、質疑させていただくことにいたしました。

まず1点目は、新型コロナウイルスの感染が発覚した場合の対応について質疑させていただきます。

初めに申し上げておきますが、保健所はよくやってくれていると思います。非常に忙しい中、昼夜を問わず、新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐべく、第一線で頑張っていると思います。しかしながら、現状を見ますと、本市におきましては、子どもたちに感染しているのはもちろんのこと、介護業界を取り巻く方々への感染が広がっております。特に有料老人ホームですとか、デイサービスですとか、まさに弱い立場の方々の部分に感染が広がってきている。

なぜ、介護業界に感染が広がってきているのか。それは全く議論されていないし、また、行政も、全然そこに触れていない。通り一遍の調査はします。でも、ヘルパーの実情は、そう簡単ではありません。会社に内緒にしながら、ダブルワーク、トリプルワークしているのが当たり前です。なぜそうなんですか。それは給料が安いからです。その給料の安い部分に——この間、藤田委員に処遇改善の話をしていただいて、処遇改善が緩やかですが進んでいますが、現在もヘルパーたちは非常に安い給料で働いています。そして、会社にばれたくないがゆえに、調査にもうそをついてしまう。そうすれば、ダブルワーク先で感染が広がるということもあります。しかも、非常に入り組んだ構造を持っています。例えば、有料老人ホームに入所している方がいます。当然、時間帯によっては、ヘルパーが足りないので、よそからヘルパーを借りてくることがある。こっちも派遣することがある。利用者をデイサービスに行かせるために、介護タクシーを呼んで、介護タクシーに乗せる。このときでも、感染が広がります。そしてさらに、デイサービスの先で、ヘルパーがまたいる。もう複雑に入り組んでいるために、経営者そのものも自分のところに所属するヘルパーがどこに行っているのかさえも分からない。その状況の中で、Aという施設で感染者が出ました。当然、保健所に聞いても教えてはくれない。でも、複雑に

入り組んでいるがゆえに、Aという施設で終わらないんです。B、CもしくはDというタクシー、そういう施設に感染が広がるんです。全くそのことを理解しているのかしていないのか分かりませんが、調査が進んでいません。ヘルパーたちは、やっぱりあれなんです。安い給料で、最前線で危険を冒して働いているんです。それで、不安で、経営者に、どこどこの施設で出たと聞いたんですけれども本当ですかと聞いてくる。ところが、我々も、保健所に聞いても教えてもらえないので、分からないと答える。それでも、経営者は感染があるかもしれない施設に行ってくれと頼まなければいけないんです。こんな理不尽な話がありますか。安い給料で働いていて。介護業界は崩壊しますよ。もう、ヘルパーの善意だけに頼って成り立っている業界ですよ。その方々に、感染のリスクを負わせたまま、情報も教えない。それでは、いつまでたっても、介護業界の感染者数は減りませんよ。何も予防していないんですもの。経営者でも分からないダブルワークの実態を役所が分かるわけないでしょう。だとすれば、介護業界に従事する会社に、例えば、どこどこの会社で出ただけけれども、ダブルワークしている人の調査をお願いしますとか、そういうふうには、横流しに情報を流していただかないと、感染は減りませんよ。これからも施設で出ますよ。予言しておきますけれども、施設では絶対止められないですよ。一度出たら、クローズドタイプですから、中に広がりきるまでは行ってしまうんです。なので、何とか対策を取ってほしいなという思いで質疑させていただきます。

陽性者が発生した福祉関係の事業所につきまして、感染が拡大しないよう、事業所間で、その情報を共有できる仕組みを構築してはどうかと思いますが、本市の考えをお聞かせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）丸野委員の福祉関係の事業所間における感染情報の共有についての御質疑にお答えいたします。

従事者の感染が発生した事業所につきまして、新規クラスター発生に係る公表を例にいたしますと、保健所が聞き取り調査をしている中では、ほとんどの事業者では、感染者のみならず、利用している方々への誹謗中傷や風評等を懸念し、名称の公表は控えている状況であります。このようなことから、委員御提案の、おのおの同意した事業所間の中だけで情報を共有する仕組みについては、これまで検討はしてこなかったものであります。

実施に当たりましては、従事者の同意、風評被害とならないよう、情報の取扱いについての取決め、効果的に運用するには一定数の事業所が必要であること、保健所の業務量などの課題があるものの、グループの情報共有の仕組みを使って、感染対策や従事者の健康管理についての成功事例や失敗事例などの情報共有の場とすることも考えられます。先駆的な取組として、賛同する一定数の事業所の方々がおいでになる場合は、検討してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。検討してくれるということなので、期待したいと思いますが、でも、福祉部長なんかはよく分かると思いますけれども、介護業界は、なかなか横のつながりが薄くて、そう仲よくないんです。日頃、ヘルパーの取り合いをしていたりして、非常に横のつながりが取れないというのも、また実情ですので、声をかけて、呼びかけてみますが、そうなったときには対応方よろしくをお願いします。

本当にヘルパーの業界は、3Kとも言われているように——今、5Kと言われているかもしれない。危険、きつい、汚い、給料が安い、休暇が取れないという5Kの社会です。そうやって苦勞して、最前線で頑張っているヘルパーたちに少しでも報いるようなシステムを構築したいと私は思いますので、御協力方よろしくお願いたします。

2点目であります。2点目は、ちょっと法律の名前が長いので、すみません。「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」について質疑させていただきます。

この法律は、我々業界では、調達法とか、優先調達法とかと呼んでいますが、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律であります。

そこでお伺いたしますが、市長部局、企業局、議会、教育委員会、市民病院、大学、消防、第三セクター、それぞれの過去3か年の実績及び令和4年度の発注予定について、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）丸野委員の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」についての御質疑にお答えいたします。

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」、いわゆる障害者優先調達推進法の規定に基づき、毎年度、青森市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、前年度の調達実績を上回ることを目標として、障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めているところであります。

過去3か年における実績につきましては、まず、市民病院を除く市長部局の実績につきましては、令和元年度は、物品がゼロ件、役務が26件の計26件で586万1979円、令和2年度は、物品が1件、役務が23件の計24件で579万2135円となっており、令和元年度実績と比較すると、件数は2件の減、金額では6万9844円の減となっており、令和3年度は、令和4年3月1日現在の見込値となりますが、物品がゼロ件、

役務が23件の計23件で537万9145円となっており、令和2年度実績と比較すると、件数は1件の減、金額では41万2990円の減となっております。

企業局の実績につきましては、令和元年度は、物品が4件、役務が1件の計5件で96万336円、令和2年度では、物品がゼロ件、役務が2件の計2件で53万3280円となっており、令和元年度実績と比較すると、件数は3件の減、金額では42万7056円の減となっており、令和3年度は、令和4年3月1日現在の見込値ですが、物品がゼロ件、役務が5件の計5件で319万9900円となっており、令和2年度実績と比較すると、件数は3件の増、金額では266万6620円の増となっております。

議会事務局の実績につきましては、令和元年度は、物品がゼロ件、役務が1件の計1件で6万8200円、令和2年度では、物品がゼロ件、役務が1件の計1件で7万1500円となっており、令和元年度実績と比較すると、件数は増減がなく、金額では3300円の増となっており、令和3年度は、令和4年3月1日現在の見込値ですが、物品がゼロ件、役務が1件の計1件で7万5900円となっており、令和2年度実績と比較すると、件数は増減なく、金額では4400円の増となっております。

教育委員会事務局の実績につきましては、令和元年度は、物品がゼロ件、役務が22件の計22件で343万437円、令和2年度では、物品がゼロ件、役務が23件の計23件で422万6871円となっており、令和元年度実績と比較すると、件数は1件の増、金額では79万6434円の増となっており、令和3年度は、令和4年3月1日現在の見込値ですが、物品がゼロ件、役務が23件で計23件の359万8301円となっており、令和2年度実績と比較すると、件数は増減なく、金額では62万8570円の減となっております。

市民病院の実績につきましては、令和元年度は、物品がゼロ件、役務が3件の計3件で13万5882円、令和2年度は、物品がゼロ件、役務が3件の計3件で11万7810円となっており、令和元年度実績と比較すると、件数は増減なく、金額では1万8072円の減となっており、令和3年度は、令和4年3月1日現在の見込値ですが、物品がゼロ件、役務が1件の計1件で5万2756円となっており、令和2年度実績と比較すると、件数は2件の減、金額では6万5054円の減となっております。

青森公立大学の実績につきましては、令和元年度は、物品がゼロ件、役務が6件の計6件で67万6400円、令和2年度は、物品がゼロ件、役務が6件の計6件で81万6090円となっており、令和元年度実績と比較すると、件数は増減なく、金額では13万9690円の増となっており、令和3年度は、令和4年3月1日現在の見込値で、物品がゼロ件、役務が4件の計4件で22万9020円となっており、令和2年度実績と比較すると、件数は2件の減、金額では58万7070円の減となっております。

消防本部の実績につきましては、いずれもゼロ件となっており、第三セクターの実績につきましても、いずれもゼロ件となっております。

その他機関の実績につきましては、令和元年度は、物品がゼロ件、役務が3件の計3件で17万3664円、令和2年度は、物品がゼロ件、役務が4件の計4件で265万8304円となっており、令和元年度実績と比較すると、件数は1件の増、金額では248万4640

円の増となっており、令和3年度は、令和4年3月1日現在の見込値ですが、物品ゼロ件、役務3件の計3件で、18万3425円となっており、令和2年度実績と比較すると、件数は1件の減、金額では247万4879円の減となっております。

青森市全体の実績といたしましては、令和元年度は、物品が4件、役務が62件の計66件で1130万6898円、令和2年度は、物品が1件、役務が62件の計63件で1421万5990円となっており、令和元年度実績と比較すると、件数は3件の減、金額では290万9092円の増となっており、令和3年度は、令和4年3月1日現在の見込値ですが、物品がゼロ件、役務が60件の計60件で1271万8447円となっており、令和2年度の実績と比較すると、件数は3件の減、金額では149万7543円の減となっております。

令和4年度の発注予定についてですが、令和4年度におきましては、今後策定する青森市における障害者就労施設等からの物品の調達方針に定められる目標達成に向け、各課において取り組んでいくこととしております。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。実に、残念な数字であります。法の趣旨は非常に高いものであります。しかしながら、青森市の取組は、全くお粗末な取組と言わざるを得ません。障害者と共存していく姿勢が全く感じられない。事業者としても、小野寺市政は障害者に冷たいなと思っていましたけれども、数字で証明していただいて、非常にがっかりいたしました。

厚生労働省が、2012年に――障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針の概要、そして、推進等に関する法律の概要の両方に載っていますが、地方公共団体は、受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。地方独立行政法人もまた、それと同様で、機会の増大を図るため措置を講ずるよう努めなければならないと。基本方針としては、地域の障害者就労施設への発注に努めること、調達実績が前年度を上回るなどの目標を設定することと。実態は、前年度を上回るどころか下がっているという、非常に悲しいものであります。

確かに、市政は、新規事業に対する意欲は感じます。テレビ映りのいいところも、一生懸命頑張っているなというのを感じます。企業から金を集めるのも上手です。でも、社会的弱者に対して、あんまりですよ、これは。さっきの介護業界の話のときも言いましたけれども、現場に頼り過ぎているんです。現場が一番大変なんです。エッセンシャルワーカーとオシャンティーな名前にされていますけれども、全然おしゃれでも何でもありません。きついし、安いし、苦勞ばかり。それで、まして、このコロナです。確かに一般企業も大変かもしれないけれども、障害者の仕事は奪われる一方です。その後の補填なんて、誰も考えてくれません。確かに、市内の業者は大変でしょう。でも、景気が回復すれば、それは、もしかすれば、仕事が戻ってくるかもしれない。でも、障害者にそんな機会なんてないです。だったら、社会の一員として、彼らを認めて、行政がそこに温かい手を差し伸べない限り、彼らに救いの道なんてないんです。そこを分かってほしいなと思って質疑しているんです。

が、国もそうしなさいよということで、この法律を制定したのに、全く趣旨が生かされていない。

でも、最後、福祉部長が、令和4年度においては、各課において取り組んでいくことになるという、その言葉があったので、令和4年度はやってくれるんだろうなと思っています。6月にもう1回聞きますけれども、たった2か月、3か月だけでも、どうやって取組をしたのか聞きますけれども、今はそれで信じたいと思います。

そこで、消防と第三セクターの実績はともにゼロ件と。いろいろあるんでしょうけれども、その内容をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部理事、消防長。

○成田智総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）丸野委員の消防本部の実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

過去3か年における消防本部の実績につきましては、いずれもゼロ件となっておりますが、令和2年度及び令和3年度の印刷物の発注に当たり、障害者就労施設等を見積競争における選定業者に含めていたものの、結果といたしまして、決定できなかった状況であります。

令和4年度におきましても、御指摘の施設を選定業者に含めるなど、努めてまいります。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 丸野委員の第三セクターの取組状況についての御質疑にお答えいたします。

市が資本金等を出資している法人、いわゆる第三セクターであります。障害者優先調達推進法の適用となっておりますけれども、本市では、同法の規定に基づき、毎年度、青森市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、その中で、第三セクターに対しましても、障害者就労施設からの物品等の調達の推進を図るため、同法の趣旨について理解いただくよう周知に努めることとしております。

第三セクターにつきましては、いずれも過去3年間の調達実績がなかったことから、改めて、それぞれの法人に対し、周知を図り、関係部局と連携しながら、可能な限り障害者就労施設からの物品調達に努めるよう促してまいります。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。当然、消防も第三セクターも、この法律の該当から外れるのは私も分かっています。ただ、外れた途端、ゼロ件ということは、青森市の考え方は、やっぱり障害者に冷たいんだなという思いがしました。市長部局でやっているのも、この法律があるから仕方なく採用して、数字が低い、最低限度やればいんだなというような取組にしか感じないんです。

障害者も社会の一員です。彼らにも、働く権利があるし、そのお金で生活してい

く権利があるんです。やっぱり、その機会を与えてやってほしい。当然、入札ですから、外れる場合もあります。ただ、その機会を少しでも意図的に増やしていただくことを検討してほしいと思います。本当に、実情を知った上で、予算編成の段階でも配慮していただければなという思いがあります。

そこで、市の予算編成や執行上の取組状況について、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 市の予算編成や執行上の取組状況についての御質疑にお答えいたします。

障害者就労施設等からの物品等の調達に関しましては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条第1項に基づきまして、市町村は、毎年度の物品の調達に関し、当該年度の予算及び事務または事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならないとされております。

市では、本市のまちづくりの最上位方針であります青森市総合計画に掲げた6つの基本政策の下、事務・事業の遂行に必要な予算編成を行っているところであります。この総合計画前期基本計画の第4章「やさしい街」第3節「障がい者福祉の充実」におきましては、障害のある方の就労の促進や雇用率の向上を図り、生きがいを持って社会参加できる環境づくりを進めるということとし、就労の支援や市内企業に向けた障害者雇用への意識啓発、そして障害者雇用促進企業からの物品等の優先調達などに努めることにより、障害者雇用の促進を図ることとしております。このため、これらの施策を推進する予算編成を行い、その執行に当たりましては、法に基づく調達方針を毎年度作成し、その適正な執行に努めているところであります。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 企画部長、ありがとうございます。今、おっしゃったように、やっていくということなので、期待したいと思います。ただ、前年度の目標を上回るようにと国の指針も出ていますので、前年度の目標を上回るように、予算の編成をお願いしたいと思います。

そこで、お伺いしますけれども、なかなか、その目標に到達できない。当然、そこには、いろんな苦労もあるんだろうというふうに理解はしています。ただ、だからといって、到達しなくていいということではないので、目標達成に向けた今後の具体的内容や取組等について、お示しいただければと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 丸野委員の再度の御質疑にお答えいたします。

青森市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針に定める調達目標達成に向けたこれまでの主な取組といたしましては、障がい者支援課が就労継続支援A型及びB型事業所を含む障害者就労施設等が提供可能な物品等の価格や標準納期などのリストを庁内へ周知し、各課がその情報を基に障害者就労施設等から優先

的な調達をするよう努めてきたところであります。

今後はさらに、全庁的に障害者就労施設等が供給する物品等の優先調達に取り組むために、関係部局に対し、予算編成時や年度当初等をはじめ、障害者就労施設等から提供できる物品等の情報提供があるごとに、随時、物品供給等に係る情報提供を行うほか、職員研修等の機会を通じて、障害者優先調達推進法及び調達方針への理解を進め、障害者就労施設からの物品等の調達に向けた取組を推進していくこととしております。また、より多くの障害者就労施設等が本市からの物品等の調達に参加できるよう、障害者就労施設等から役務の提供を受ける等の契約となります、特定随意契約の締結に係る情報を事業者等へ提供するなどの環境づくりについても取り組み、前年度を上回る発注を目指してまいることとしております。また、指定管理者等に対しても、担当課を通じて、物品等提供の情報を提供し、障害者就労施設等に優先的に発注するよう働きかけを行うとともに、障害者就労施設等が提供可能な物品等のリストを市のホームページに掲載するなどの取組を通じて、市民や企業が障害者就労施設等からの物品等を購入しやすい環境づくりを進めてまいります。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 福祉部長、答弁ありがとうございました。

障がい者支援課は、本当によくやってくれているし、優しい対応を障害者にとっ
ていただいているので、そこは感謝します。ただ、福祉部長が、今、答弁したよう
に、各課に情報を流して、優先的に調達するように努めてきたと言うけれども、優
先的に調達するように努めていたら、多分こんな数字にならないんですよ。なので、
今後は、もう少し情報発信力を高めていただいて、数字を伸ばしていただければ
なと思います。

実は、青森市から青森市契約実績報告書という厚いものを頂いているんですが、
この中を見ると、障害者でもやれる仕事はまだあります。あまり言いたくない
ですけども、特に、総務部なんかはあります。これは悲しいんです。副市長も、
総務部長も、福祉部長を経験して、総務部長を経験してなられているのに、障害者
に光がなかなか届かない。確かに、これは難しい事業です。でも、やっぱり、この2
人が経験しているということを生かして、全庁にシャワーしていただければ、効果
が違ってくるのかなと思います。ゼロ件というのは、ちょっと、ないようにしてい
ただきたいし、もう少し、青森市は障害者に対して優しいんだよというところを
ある程度感じられる青森市であってほしいなと思って、質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

あおもり令和の会、澁谷洋子でございます。早速、質疑させていただきたいと思
います。

まずは、大久保農林水産部長、すみません。実は、青森市中央卸売市場が、先週、先々週ぐらいから続きまして、中で働く従業員たちが使うトイレが、こぞって使えなくなって、今日に至っては、ほぼ使えない状態までに至りました。ということで、働く環境が、もともと、老朽化した建物ですので、こういうことは起こり得る事態として、みんな、働きながら、文句言いながら、朝から勤めてはいるんですけども、実際、寒いと、その使用頻度も多いので、なかなか、全く使えないという状態になると——私たちは行く側です。中で働く人たちはみんな、工夫をしながら、そのトイレの利用ができない中、一生懸命やっているんですけども、あの修繕費用というのは物すごく高いんでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 中央卸売市場の施設整備に関する御質疑にお答えいたします。

トイレの不具合につきましては、そもそもの配管が機能していないという原因によるものなのか、あるいは、それぞれの設備によるものかによりまして、随分、かかる費用といたしますか、変わってまいります。特に、配管、給水管のそもそもの根幹的な修繕となれば、お金の話をする場合ですけども、相当の費用がかかるんだろうというふうに思っております。大変、施設の皆様には御不便をかけて申し訳ございませんが、原因の究明と対応策を検討しておりますので、いましばらく、お時間を頂ければと思います。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

働いている従業員の中には、トイレを憩いの場として利用している従業員もいるんです。なので、朝の2時から3時から働いている従業員の方々には、私も、あっちのトイレに行けばいい、こっちのトイレに行けばいいなんて、朝から、そんな話ばかりなんですけれども、できれば、1つでも早く直せるように、市場の管理等もありますので、そこをお話をしながら進めていただきたいというふうに思います。

それで、市場の場長は、この実態をどのように把握しているのか、私はとても疑問に思うんです。というのは、毎朝行くんですけども、場長はその確認をしているのかどうなのかというのが、とても不思議なところであるんです。なので、農林水産部長にはどのような御説明がなされているのかというところが気になるので、そこをちょっとお示しいただければと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 中央卸売市場の施設管理に係る御質疑にお答えさせていただきます。

今回のトイレもそうではありますが、不具合が発生した場合には、管理課長もしくは場長から、このような事態が発生していること、それと、それに関わる時間、解決方法等について、順次、御報告をいただいているところであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。全く姿を見ないので、場長は、この実態を把握しているのかどうかとても気になるところでもあります。できれば、あそこには協力会という会もあります。皆さん、管理運営に携わる役職の方々と、一度でも多くお話をしたり、顔を合わせたりというコミュニケーションがとても大切になると思いますので、そここのところは、農林水産部長のほうからも、できれば促していただきたいなというふうに思います。

それで、早速ですが、青森市新事業チャレンジ支援補助金事業について、質疑させていたいただきたいと思います。

まず、どのような業種の事業者が補助対象となるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 澁谷洋子委員からの青森市新事業チャレンジ支援補助金事業の補助対象事業者及び対象業種についての御質疑にお答えいたします。

青森市新事業チャレンジ支援補助金事業につきましては、これまで実施してきました事業継続に必要な下支えの支援に加え、新型コロナウイルス感染症による社会経済の変化を踏まえた新しいビジネスの展開を後押しするため、テークアウト・デリバリー等の新たな需要に対応する飲食店などのビジネスモデルの転換や新規創業など、意欲的にチャレンジする事業者を支援するものであります。本事業は、市内事業者に対し、新たな事業を実施するための経費の3分の2、100万円を上限として助成するものであり、予算額については、他都市の事例を参考に、175事業者からの申請を見込み、1億7510万8000円を計上しております。

本事業の対象者につきましては、市内に本店または主たる事業所を置く個人事業主、中小企業者等及び新たに創業する者としております。

対象業種につきましては、事業継続支援緊急対策事業の対象としている接客やサービスを伴う小売業・飲食サービス業等、19業種に加え、中小企業基本法第2条に規定する製造業、建設業、運輸業その他の業種、卸売業、サービス業、小売業全ての業種とし、幅広い業種を支援することとしております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

今回、令和4年度の主な取組として、一番最初に上がったのが、産業の振興・雇用対策の推進ということで、地元の経済回復と事業者を守るためということで打ち出されたものだと私は認識しているんですが、事業者の中には、このコロナ禍によって、とても手をこまねくような、自分が次に何をしたら生き残れるだろうということを抱えている方は多くいらっしゃると思います。それで、気になったのが幅広い業種ということで、中小企業も入って、いろんな業種が、いろんなことにチャレンジして、地元の経済回復をと願っていただけるような取組であってほしいなと思って、今回、これを質疑にさせていただきました。

次に、事業の募集期間と補助対象となる事業の実施期間をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 澁谷委員からの事業の募集期間と補助対象となる事業の実施期間についての御質疑にお答えいたします。

現時点でありますけれども、事業者の事業実施期間を考慮しまして、令和4年5月中に募集を開始し、6月までの2か月間程度の申請期間を設け、その後、審査を経て、令和4年7月に交付決定を行う予定であります。また、補助金の対象となる事業の実施期間につきましては、令和4年4月1日から令和5年1月末までを予定しているところであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 期間については、早くてよかったということもあれば、早過ぎて、まだ定まらないということもある。募集をしましたということが周知されるまでも、皆さんの元に届くまでも、結構な時間がかかるかと思えます。そこは、周知方法とかを、いろいろ考えていただきたいと思うところですが、まずは、その補助事業者をどのように青森市では選考するのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 補助事業者の選考についての御質疑にお答えいたします。

補助事業者の選考に当たりましては、関係機関と連携し、事業計画書等の申請書類を、新規性であるとか、実現性などの審査基準のほうに基づいて審査し、選考することとして考えております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 事業再構築の青森市バージョンみたいな感じだと私は思ったんですが、国の事業再構築補助金というのは、申請書類が多いんです。そして、申請にとってもとても手間がかかります。なので、できれば、青森市では、そういった申請書についても、手取り足取り教えていただきながら、事業者が申請をしやすいようにとかというふうにしながらも、選考基準としても、受けていただいて、あまり難しくないものが、そうしたら、幅広く選考されるのではないかというふうに期待をしたいと思います。

次に、補助対象となる事例をお示してください

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 補助対象となる事例についての御質疑にお答えいたします。

本事業におけます補助対象事業については、新製品の開発、新サービスの提供等に関わる事業、既存商品の製造方法・提供方法の変更等に関わる事業、そして新規事業に係る事業としております。

それぞれの事業例につきまして、まず、新製品の開発、新サービスの提供等に関わる事業例といたしましては、レストランなどの飲食事業者がシェフによる料理教室を開催する、タクシー事業者が買物代行サービスを開始するなどが挙げられます。

次に、既存商品の製造方法・提供方法の変更等に係る事業例といたしましては、飲食店がドライブスルー形式での食事のテイクアウト販売事業を開始する、衣料品店など、対面販売をしてきた小売店がインターネットでの販売を開始するなどが挙げられます。最後に、新規創業に係る事業例としましては、事業を営んでいない個人が新たに飲食業や小売業などを開業するなどが挙げられるというふうにして考えております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 例えば、本屋が唐揚げ屋を空き店舗を使ってやるのは丸ですよね。でも、たい焼き屋がたこ焼き屋をやるのはバツですよね。どうでしょう。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

バツというよりも、事業内容を、提供方法とかを変換する上で、最初はたい焼き屋をたこ焼き屋にして、そうなると、多分、物品等も必要になってくると思うので、一概に対象にならないとはいえないと思うので、そういうケースも含めて、事前に相談しに来ていただければと思います。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 きっと、こういう相談があふれるでしょうと私は思います。できれば、私は、小さな1坪ぐらいの店舗を持って、皆さん、テイクアウトの方法を取りながらという対策を取ってくるのではないかなと。そういう事業者が175店舗以上、本当はいるんだけど、選考の中ですから、175店舗のうち、70店舗しか採用できなかった。そこには、100万円だとちょっと足りないかなと私は思う部分もあって、ぜひ100万円よりも120万円になるような政策もほしいなと1つ思います。

そこで、他都市において、同様の事業を実施した際の評判というのはどのように把握しておりますでしょうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○百田満経済部長 他都市における評判ということの御質疑にお答えいたします。

令和3年度に同様の事業を実施しております他都市も結構ありまして、その中から、情報を頂いた内容によりますと、事業者からの声としては、コロナ禍で売上げが落ちている中、新たな事業を始めるための補助金を頂くことができ、非常に助かったであるとか、また、補助申請のため、事業計画を作成することで、改めて、事業のブラッシュアップをすることができたというような声があったというふうに伺っております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 御答弁ありがとうございました。

私からは、要望を言わせていただきたいと思います。まず、事業継続という観点からしてみると、今回のこの取組というのはとても大切なものになると思います。その一つには、今、コロナ禍によって、倒産件数が一番多いのが飲食店、卸売業と

いうところに値していると思います。幅広い業種を選ぶにしても、これからもまだまだ続くであろうコロナ禍の中で、自分たちがどう生き残るか、自分の店舗をどうやって生き残らせていくかというのは、運営する事業者、経営者側にとっては本当に死活問題のようになってきているのが現状だと思います。そこで、青森市では、新たな事業に取り組むのに、生き残るために、100万円あげますよというふうに期待を持って、大変いいものだというふうに周知していただきたいと思います。

中には、全然、何に使っていいかも分からないなんていう声がたくさんあります。というので、別に飲食店であっても農業をやってもいいし、飲食店であっても何をしてもいいし、建設業であっても飲食店をやってもいいしというふうに、本当に誰でも気軽に使えるものだから、どんどん役所に聞きに行ってくださいねというふうにしてほしいなと思って、それを要望して、この質疑は終了します。

次に、ふるさと納税の返礼品について、お伺いいたします。

まず、令和2年度及び令和3年度の直近の青森市への寄附実績を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 澁谷委員からの寄附実績についての御質疑にお答えいたします。

令和2年度及び令和3年度の寄附件数及び寄附金額につきましては、令和2年度は4万317件で5億496万2401円、令和3年度は令和4年1月末時点で4万6223件で5億8304万1644円となっております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 1年かけて大分増えたなというふうには思っていました。それだけ、青森市のふるさと納税に関心を持っている方々が増えた証拠ではないかと思うんですが、まず、青森市のふるさと納税の返礼品として、どのようなものを取り扱い、どのようにPRを進めているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 澁谷委員からのふるさと納税返礼品についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、1万円以上を寄附されました市外にお住まいの個人の方に対し、返礼品として、本市の魅力をもPRする特産品を進呈しております。返礼品につきましては、4月、8月、12月の年3回、定期的な見直しを行い、新しい商品を取り入れているほか、果物などの季節商品は旬な時期に適宜追加する一方、取扱い数が少ない商品につきましては入替えを行うなど、年間を通して、より魅力的なラインナップとなるよう、随時、見直しを行っており、現在は274品目の返礼品を取り扱っております。その主なものといたしましては、リンゴ、米、サクランボなどの農産物をはじめ、牛肉・豚肉・カモ肉の畜産加工品、津軽びいどろや藍染め製品、津軽塗製品などの工芸品、ホタテや魚卵の水産加工品、県産食材を活用した洋菓子・和菓子などとなっております。

青森市ふるさと応援寄附制度における返礼品のPRにつきましては、本市のホームページに返礼品のカタログを掲載しているほか、ふるさと納税ポータルサイトの「さとふる」、「ふるさとチョイス」に、今年度新たに、「楽天」、「ふるなび」及び「ANA」を加えた計5件のポータルサイトで返礼品を掲載し、PRをしております。また、制度の概要を記載したリーフレットや返礼品のカタログを、東京、名古屋、大阪などにある全国の青森県人会や、東京の「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」、大阪の「青森・岩手ええもんショップ」、福岡の「みちのく夢プラザ」といったアンテナショップに配付しているほか、本市が参加する首都圏のイベント等でも配布し、全国の皆様に向けたPRを行っております。

本市におきましては、事業者や生産者の皆様の御協力の下、多くの魅力的な返礼品を御提供いただいております。今後におきましても、引き続き、返礼品の掘り起こしとラインナップの充実を図りながら、全国の皆様から、なお一層の御支援をいただけるよう返礼品のPRに努めてまいります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

「さとふる」を開きましたら、全国で一般的に一番最初に出てくるのが食肉でした。青森市は、同じ赤いものでも、リンゴでしたという印象がすごく強くて、リンゴを欲しいとして、寄附をしながら、何だろう、1種類でも多く、おいしいリンゴが食べたいと思って、皆さんは期待を寄せてくるでしょうから、これから、ますますPRというのはとても大切になってくると思います。

そこで、今回、弘前市・五所川原市の寄附金額が、青森市を上回ったというふうにお聞きしました。その要因についてはどのように考えているでしょうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 澁谷委員の弘前市・五所川原市の寄附金額が多い要因についての再度の御質疑にお答えいたします。

総務省が公表しました令和2年度寄附金額につきましては、個人からの寄附のみとなっておりますが、弘前市が6億5595万円、五所川原市が5億8451万円となっており、本市の実績4億6963万円を上回っている状況となっております。また、新聞報道によりますと、令和3年度の12月末時点の寄附金額につきましては、五所川原市が令和2年度の年間金額を上回ったとの報道がありました。このことから、本市では、その要因等を把握するため、弘前市及び五所川原市のふるさと納税の返礼品の内容等について、それぞれ照会し、検証しております。

返礼品につきましては、人気の高い返礼品を比較すると、本市は、リンゴ、米、リンゴジュースとなっているのに対し、弘前市は、リンゴ、リンゴジュース、五所川原市は、リンゴ、米、メロンとなっております。弘前市は、リンゴの提供事業者数が多く、リンゴのラインナップ数・在庫数が豊富であることから、他自治体のリ

ンゴ商品が早くに在庫切れの状態となっていた中、在庫を切らすことなく、特に年末に集中する寄附を多く集めることができたものと推測しております。一方、五所川原市につきましては、米のラインナップ数が多く、1回の寄附手続で複数回、返礼品が届く定期便も豊富なことから、より多くの寄附を集めることができたものと推測しております。

なお、ふるさと納税の寄附をする際、寄附者が利用するポータルサイト数につきましては、本市は、「さとふる」、「ふるさとチョイス」、「楽天」、「ふるなび」、「ANA」の5件、弘前市は、「ふるさとチョイス」、「楽天」、「ふるなび」、「JRE」の4件、五所川原市は、「さとふる」、「ふるさとチョイス」、「楽天」、「ふるなび」、「auPAY」の5件で、ポータルサイト数については、ほぼ同じでありました。

これらの状況を踏まえ、本市におきましては、今後、リンゴ・米のラインナップ数を増やすことや、返礼品の新規掘り起こしを進めることが必要であると考えております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。仕方がないといえば仕方がないことなんです。弘前市は、昔から農業王国と呼ばれていて、私はそう聞いて育ったんですけども、リンゴ1つにしても、切れ間なく、ずっと商品を出せる、出荷し続ける状況が弘前市にはあって、出荷数も、青森市よりも軒並み多いと思います。それに、1次加工業者、2次加工業者というのが弘前市には多くあるので、リンゴの加工品等で、このぐらいの金額を持っていけるというのは、弘前市にとってはよかったことなのかどうなのか分からないんですけども、青森市としては少し羨ましく思うところであると私は思います。

それでも、青森市にも、浪岡に行くと、あんなにリンゴ畑があります。そこには広く分布している田んぼもあります。それを生かしつつ、定期便というのをもっと増やさなければ、寄附は集まらないのかなという部分もあって、別にリンゴの定期便だけじゃなくて、リンゴと米を合わせた定期便でもいいと思いますし、そういう商品のラインナップというのを、これからより考えていただきたいなというふうに思います。

そこで、返礼品の新規掘り起こしをどのように進めていくのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○加福理美子市民部長 澁谷委員の返礼品の新規掘り起こしについての再度の御質疑にお答えいたします。

返礼品の新規掘り起こしに当たりましては、市ホームページで、事業者や生産者の皆様に対し、返礼品の新規提案を募集しているほか、青森市ふるさと応援寄附制度運用業務の委託先であります「さとふる」から事業者等に対し、直接、返礼品の新規提案をしていただくようお願いしております。また、令和3年度から、農林水産部において、新たな事業として、市産農水産品を活用した特産品の開発を支援す

る、ふるさと納税進呈品導入支援事業を実施しておりますが、この事業により商品開発されましたカシスを原料としたクラフトビールなど、3商品について、返礼品として御提案いただいております。このほか、関係部局と連携し、個別に直接、事業者や生産者に働きかけ、積極的に返礼品の新規掘り起こしを行っており、現在、計70事業者等から返礼品の提供を頂いております。

返礼品の充実に向けた取組としましては、申込みの6割程度を占めるリンゴにつきましては、より多くの在庫数を確保すること、ホタテ・魚卵などの人気の高い水産加工品のラインナップ数を増やすこと、米の定期便のラインナップ数を増やすこととしており、事業者や生産者の皆様からの御提案と御協力を頂きながら、本市の魅力ある返礼品の充実に努めてまいります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。この中で特に一番、事業として、今、大変なところがホタテ・魚卵などの水産加工品だと思います。水産業者は、卸売がメインですので、小売は営業をしない、店をやめるなんていうお話があれば、卸売がとても窮屈な思いで経営をしているのを毎日、目の前で見ているんですが、そういうところを1つでも多く救い上げて、こういう掘り起こしに取り組んでいただけるように、連携していただければいいんですが、これは、なかなか難しい取組だと思っていて、梱包に手間がかかるとか、インターネット販売をやっていないから無理とか、そんな感じで最初に話を切られる可能性が大いにある業種でもあると思いますので、そこは、うまく促していただきたいなど。そして、1つでも多く商品を取り入れる方法を探っていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

そして、この返礼品について連携する農林水産部にお話を伺いたいと思います。令和3年度のふるさと納税進呈品導入支援事業の概要と実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員のふるさと納税進呈品導入支援事業についての再質疑にお答えいたします。

農林水産部が所管しておりますふるさと納税進呈品導入支援事業につきましては、青森市ふるさと応援寄附制度における進呈品として活用することができる特産品を開発する生産者・生産者団体及び中小企業等を対象に支援するものであります。市産農水産品の高付加価値化及び農水産業者等の所得の向上を図り、もって、地域の活性化及び農水産業の振興に資することを目的としております。本事業におきます支援内容といたしましては、1つに、特産品の研究開発に係る諸調査、2つに、特産品の試作デザイン研究開発、3つに、特産品に係る品評会の開催などに要する経費に対し、補助率を3分の1以内、限度額を50万円としております。

平成3年度における実績につきましては……（発言する者あり）失礼いたしました。令和3年度における実績といたしましては、3事業者に対し、総額107万3000円の補助金交付決定をし、青森市産のカシスを活用したクラフトビール、青森市浪

岡産のリンゴを活用した和菓子、青森市産の和栗を活用した焼き菓子の3商品が開発されております。これらの商品につきましては令和3年10月15日から順次販売され、12月1日から、ふるさと納税進呈品に登録されているところであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 御答弁ありがとうございます。ビールかお菓子か。赤くないと思って——すみません。あまり、魅力あるものがないのかなあと思ったりしたんですけれども、クラフトビールなんかはとても大人気だということで伺っております。

そこで、青森市産のカシスを活用したクラフトビールが、好調だと伺いましたが、その状況をお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員のふるさと納税進呈品導入支援事業に係る再質疑にお答えいたします。

青森市産のカシスを活用したクラフトビールにつきましては、令和3年7月に青森市安方にオープンしたビール醸造販売事業者から、本市の特産品であるあおもりカシスを活用したクラフトビールを製造したいとの意向を受けたところであります。農林水産部におきましては、ふるさと納税進呈品導入支援事業の概要を御説明いたしますとともに、その活用について、提案を行い、商品開発に至ったところであります。

当該クラフトビールにつきましては、令和3年10月15日に販売されて以来、これまで、350ミリリットル缶で換算いたしますと、約7000缶に当たる約2700リットルを製造しているところであります。その販売場所といたしましては、商品開発社の直営店2店舗に加え、県内大手スーパーのほか、本市アンテナショップ「A o M o L i n k ~ 赤坂 ~」などで取り扱っております。また、毎年、市長自らトップセールスを実施している東京都板橋区のイオンスタイル板橋及び沖縄県島尻郡南風原町のイオン南風原店において、青森県フェアの開催に合わせ、当該商品の取扱いをしていただいているところであります。現在の在庫状況といたしましては、各店舗の店頭で陳列しているのみとなっております。なお、おおむね完売状態となっております。また、この商品には、本市の特産果樹として指定しております、日本一の生産量を誇るあおもりカシスが原料として約108キログラム使用されており、本市産カシスの消費拡大とPRにも御貢献いただいているところであります。

ふるさと納税進呈品導入支援事業につきましては、全国で勝負できる特産品を目指すことを目的に、3年間をめどに継続支援することとしております。現在、当該商品につきましては、令和3年度の販売実績や消費者からの御意見等を踏まえまして、市と事業者との間で意見交換を行っており、さらなる商品のブラッシュアップを図り、魅力ある商品づくりを支援してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 私も経験があるんですが、イオンは、その御当地のフェアを自分の持っている、例えば、西側であれば大阪であったりとかというところでフェアをするのは、とても好んでやる企業だなというふうに思っているんです。なので、青森市のものを、特色をもっとPRしながら、こういうイオンなりイトーヨーカ堂なりというふうなところで取扱いをしていただけたら、もっともっと、ふるさと納税に関心を持ってもらえるんじゃないかというふうに思います。

そこで、令和4年度のふるさと納税進呈品導入支援事業の展開について、お知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 澁谷委員の令和4年度におきますふるさと納税進呈品導入支援事業についての再質疑にお答えをいたします。

令和4年度のふるさと納税進呈品導入支援事業につきましては、引き続き、ふるさと納税の進呈品として活用することができる特産品の研究開発や施策などを支援することとしておりまして、4月から、新たな事業の提案を募集することとしております。その後、7月には申請内容を審査した上で、ふるさと納税進呈品として、新規登録へつなげてまいりたいと考えております。加えまして、令和3年度に開発された、先ほど御紹介いたしました3商品につきましては、販路拡大、需要開拓及び商品改良を行うため、展示会等への出展、広告宣伝や販売促進物の作成、特産品のさらなる改良などの取組を支援することとしております。

市では、ふるさと納税進呈品導入支援事業の取組により、特産品の新規掘り起こしを進め、市産農水産品の高付加価値化、農水産業者等の所得向上と、農水産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。多分、これは、6次産業化を推進していかなきゃいけないという農林水産省の指針にもあると思うんですけども、春先になると、私にいつも問合せが来るのが、雪の下ニンジンの加工品は取り扱っているかというのを市場のほうでよく耳にするんです。というのは、今は、報道等でもよく取り上げられておりますが、雪の下にあるリンゴ、雪の下にあるニンジン、雪の下にある白菜というのを好きこのんで、皆さん、そういうものはないですかという消費者ニーズが高まってきているんです。そういった商品を取扱いしている企業は青森市にたくさんあります。ただ、そういうものをどういうふうに販売したらいいのか、大阪、神戸、ひいては九州なんですけど、そういった西のほうの地域の方々は、これからそういうものを取り扱いたいと、毎年毎年、探しに来ています。そういう情報が、あの中央卸売市場の中にはたくさんあります。なので、そういったところを一つ一つ拾い上げながら、管理棟から農林水産部のほうにお話が来てもいいんじゃないのかなというふうに思って、今回、このふるさと納税品について質疑させていただきました。

1つだけ教えていただきたいのが、青森市は、畑を作っていない——もともと少ないんですけども、畑を作れなくなってしまった。高齢化になって作れなくなってしまったので、郡部のほうに、畑を持っていると。そこで畑を作っていて、エンジンを作っていて、それが春堀りとして、自分の会社に来ます。そこで、加工をして、ふるさと納税の進呈品に取り組んでいきたいんだという企業がいたら、これは丸ですか、バツですか、お願いします。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**加福理美子市民部長** 澁谷委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

進呈品のルールにつきましては、まず総務省の通知によりまして、当該地方公共団体の区域内において生産されたものであること、当該地方公共団体の区域内において、返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであることとなっております。この条件がありますので、業者からの提案があった際は、担当課において、その内容のほうを審査した上で採用させていただいております。

○**山本武朝委員長** 澁谷委員。

○**澁谷洋子委員** ありがとうございます。既に、雪の下エンジンを使って、加工ジュースを作りたいんだと。ただ、青森市内の畑で作ったものではないので、きっと、これは駄目なんだろうなという問合せが私のところにやってきました。

私は、こんなにも付加価値がつけられてきて、それを使わない手はないだろうなというふうに思っていますので、今ある既存のリンゴジュースと、その雪の下エンジンジュースというのをもし開発ができたとしたら、それを合わせて、定期便として取り扱ってみてもいいんじゃないかなと思うんですが、皆さん、そこには基準というものがあるでしょうから、私はそこまでのプロではないので、そこを、事業者側が相談に行ったときには、丁寧に説明をして、少しでも希望があるようなお話をしていただけたらと思います。これについては、質疑は終わります。

○**山本武朝委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時30分からといたします。

午前11時17分休憩

午前11時30分再開

○**山本武朝委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

澁谷洋子委員。

○**澁谷洋子委員** 次は、豪雪地帯安全確保緊急対策事業について、お伺いいたします。

豪雪地帯安全確保緊急対策事業、この概要をお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 澁谷委員からの豪雪地帯安全確保緊急対策事業についての御質疑にお答えいたします。

人口減少、少子・高齢化の進展に伴い、豪雪地帯においては、高齢者を中心に除排雪時等の死傷事故などが多発しており、大雪に見舞われた昨年度は、全国で 110 名の方が雪害の犠牲となっております。こうした状況を踏まえ、国におきましては、人口減少、少子・高齢化の進展に伴い、除排雪時等の死傷事故を防止するため、地域の将来を見据えた戦略的な方針の策定と持続可能な除排雪体制の整備などに対して支援を行う豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を令和 3 年 12 月に創設しております。本市においても、令和 3 年 3 月に策定しました青森市雪対策基本計画において、市民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策を推進するための取組の一つとして、「雪処理作業における安全確保」を定め、安全対策の普及啓発に取り組んでおります。このことから、当該交付金を活用した雪対策を推進するため、国に対して、事業計画を提出し、本年 1 月下旬に国から内示が得られたことから、豪雪地帯安全確保緊急対策事業として実施しようとするものであります。

本事業の概要については、地域における死傷事故の防止に向け、地域住民をはじめとする地域の関係者と地域の現状や将来見込みなどの認識を共有した上で、自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための各主体の取組を定める地域安全克雪方針を策定するものであります。方針の策定に当たっては、実現性が高く、かつ、地域での自立が可能なものとするため、並行して、体制整備等の試行的取組も実施することとしており、具体的には、1 つには、現行の除排雪車運行管理等のシステムに、3D マップ・ライブカメラによる道路状況把握や除排雪作業指令のデジタル化などの新たな機能を付加した統合システムを整備、2 つには、除雪ボランティア活動団体へ貸出しする小型除雪機を 9 台購入、3 つには、除雪ボランティア活動団体の安全対策として、安全带・ヘルメット 20 セットなどの安全用具の貸出しや実地講習会の実施、アドバイザーによる活動支援となっております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

細かく 1 つずつ聞いていきたいと思っております。この事業により整備する除排雪情報を管理する総合管理システムの構築について、これまでの取組内容とこれを整備する目的をお示しくください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 総合管理システムの整備に向けたこれまでの取組内容とシステム整備の目的についての御質疑にお答えいたします。

令和 3 年度においては、除排雪体制を強化する取組の 1 つとして、除排雪管理業

務高度化・効率化事業に取り組んでいるところであります。具体的には、今冬から新たに、その日の除排雪作業の出動指令状況を3段階により、マップ上で工区ごとにお知らせする除排雪指令状況公開システムを昨年12月1日から本年3月15日まで運用し、市民の除排雪にいつ入るのかといった生活道路の除排雪情報に対するニーズに対応しております。

また、今冬におきましては、国土交通省の令和3年度道路に関する新たな取り組みの現地実証実験において採択されたことを受け、豪雪地帯における冬季の円滑な道路交通確保に向けた実証実験を実施しております。実証実験は、松原・堤町地区をモデル地区として、4つの実験メニューを実施しているところであり、それぞれの進捗状況としては、1つ目の3Dマップを活用した実験については、冬季シーズン前に、モデル路線において、降雪のない状況における3Dマップのデータを取得し、1月中旬及び2月上旬に降積雪時の3Dデータを取得したところであり、現在、堆雪ボリュームの把握と道路幅員減少率の算定に向けた解析作業を行っております。2つ目の定点カメラを活用した実験については、ローソン青森勝田店の道路を挟んで山手向かい側の電信柱にカメラ1基を設置し、道路の巡視を行っており、自動車の走行状況及び自動車通行量などを基に、道路の巡視を行っております。3つ目の「まちレポあおもり」を活用した実験については、事前に募集した「まちレポあおもり」レポーター6名から提供される自宅前の道路などの画像により、道路の巡視を行うという住民との協働による道路巡視の可能性について、検証を行っております。4つ目の除排雪作業指示のデジタル化の実証実験については、これまでの電話による除排雪事業者への出動指令に代わる新たなシステムを試行的に構築したところであり、当該システムにより、パトロール職員から除排雪事業者への指令発出の運用を行っております。

今後、3月末をめどに、これらの実験内容の成果を検証することとしております。

令和4年度におきましては、これまでの取組をさらに進め、除排雪情報を管理する総合管理システムの整備に着手することとしております。当該システムにおいては、これまでのGPSを活用した除排雪車運行管理システム及び雪に関する市民相談窓口に寄せられる情報を管理する除排雪業務総合支援システムの既存の機能を統合することに加え、今冬実施しました除排雪指令状況公開システムの統合及び同じく今冬実施しました実証実験の検証結果を踏まえ、運用可能な機能について、随時、追加していくこととしております。

今回、除排雪等の死傷事故を防止するため、国が創設した豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用して整備する除排雪業務総合支援システムは、除排雪業務に関する情報を一元化することにより、職員の業務量の削減とともに、地域の共助による除雪活動を支援し、官民連携による雪対策の推進を図ることを目的としております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 この総合管理システムの構築というのは、今冬は大変な雪に追わ

れました。職員も大変な業務に追われました。なので、それを軽減するべく、つくり上げていくものだというふうな感覚でよろしいんですね——はい。

次に、この事業により貸出しする除雪機並びに安全用具について、利用する市民の借用・返却する際の負担というものがあると思います。そこを少しでも軽減するため、市内各地に配置するべきと私は考えますが、そこはどのようにお考えでしょうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 除雪機や安全带・ヘルメットなどの安全用具の設置場所についての御質疑にお答えいたします。

小型除雪機の貸出しについては、地域の共助による安全な雪処理活動を行う団体を支援することを目的として、屋根の雪下ろし作業に伴う敷地内の除雪や間口除雪などを行う団体を対象として、想定をしております。また、安全带・ヘルメットなどの安全用具の貸出しについては、同様に、屋根の雪下ろし作業を行う団体などを対象として、想定をしております。

このことから、貸出し相手先として、地域における除排雪ボランティア活動団体が想定されることから、小型除雪機及び安全用具については、活動団体にとって活動しやすい場所に配置できるよう、現在、その可能性等を含め、詳細について、検討を進めているところであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 市民には、多く借りていただきたいし、役にも立てていただきたい。でも、借りていく負担というのが確かにあると思いますので、市民センターを利用すべきだなというふうに私は思って、この質疑をしたいというふうにしたんですけれども、そういったところもよく考えながら検討していただきたいと思います。

次に、多くの市民に小型除雪機や安全用具を利用してもらうためにも、除雪ボランティアの育成・普及を推進すべきと思いますがいかがでしょうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 除雪ボランティアの育成・普及の推進についての御質疑にお答えいたします。

本市では、学生等の若い世代と連携した地域における自主的な除雪活動を推進しており、本市の取組は、国土交通省が実施する雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査において、先導的な取組として、令和元年度から3年連続で採択されていることから、同調査の支援を受けながら実施しております。

当該事業における今年度の実施状況であります。1つに、地域団体と除雪ボランティアのマッチング支援として、今年度においては、新たに青森明の星高等学校硬式野球部と浪打町会とのマッチング及び同校への除雪用具の貸出しなどによる活

動支援を行っております。また、今冬は、青森山田高等学校男子新体操部及びラグビー部、青森北高等学校硬式野球部にそれぞれ所属する生徒が除雪ボランティア活動を行うなど、これまでの大学生に加え、高校生にもボランティアの輪が広がっております。2つに、県外からの除雪ボランティア受入れの試行として、本市においてリモートワークで滞在したトヨタ自動車株式会社社員延べ2名が横内地区において、高齢者世帯の間口除雪ボランティア活動を実施しております。3つに、除雪ボランティアの育成や活動促進等を目的としたフォーラムを、今年23日に、冬の暮らしをより豊かに楽しく過ごすための研究・行動を行っているあおもり雪国懇談会との共催により開催することとしております。具体的な内容としましては、地域において、除雪ボランティア活動を実践している3つの事例紹介等を予定しており、そのうちの2事例については、国土交通省が克雪体制づくりに当たり、課題を抱えている自治体や各種団体等に対して、共助による除排雪体制の整備や安全対策の専門的な知識や豊かな経験を有するアドバイザーを派遣する克雪体制づくりアドバイザー派遣制度を活用し、先導的な取組を実践している弘前市と山形県大石田町の事例紹介となっております。

本市では、学生等の若い世代のボランティアと連携した地域における自主的な除雪活動が市内各地域において展開されるよう、引き続き、関係機関と連携しながら支援することとしており、また、今回のフォーラムを豪雪地帯安全確保緊急対策事業のキックオフとして位置づけ、今後、同事業を加速度的に推進してまいります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 高校生・大学生にボランティアでやってもらう。ただでやってもらうのは、ちょっとかわいそうなのでという気持ちが私はあるのですが、そういったところを、お金をあげるわけにはいかないですけれども、米をたくさん食べさせてあげるとか、何かしらプラスになるようなものがないと、ただただ、雪の季節になって、ボランティアをお願いしますといっても、部活単位でやるものですので、そこは、青森市として、何か、その部単位に施しをあげるような仕組みがあってもいいんじゃないのかなというふうに思います。

それで、次に、活動支援を行うために設置するアドバイザーについて、どういう方をアドバイザーに置こうとしているのか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 アドバイザーに関する御質疑にお答えいたします。

本市では、屋根の雪下ろし作業時における事故防止策など、安全対策として「広報あおもり」やシーズン前に毎戸配布している除排雪啓発チラシを通じて周知しておりますが、本事業では、これまでの取組に加え、安全対策に対して経験等を有する実践者をアドバイザーとして設置し、より実効性の高い除雪作業における安全対策の普及・啓発を加速させることとしております。アドバイザーの活動内容としましては、除雪ボランティア団体の設立・運営や実践活動に関する相談に対応しても

らうことを想定していることから、国土交通省が委嘱する克雪体制づくりアドバイザーなど、当該内容に関して経験のある方を基本とし、現在、対象者等の調査を進めております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 この事業では、地域安全克雪方針というものを策定するというふうにありましたが、これはどのような内容を盛り込むことを検討しているのでしょうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 方針に盛り込む内容についての御質疑にお答えいたします。

国が創設した豪雪地帯安全確保緊急対策交付金においては、市町村が地域における死傷事故の防止に向け、地域住民をはじめとする地域の関係者と地域の現状や将来見込み等の認識を共有した上で、自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための各主体の取組を定める地域安全克雪方針を策定することとされております。

国の説明資料によりますと、方針に定める内容として、1つに、現状と将来見込み、2つに、地域の将来構想、3つに、地域のルール、各主体の取組事項、4つに、評価指標の設定が示されております。具体的には、1つ目の現状と将来見込みについては、除排雪作業に関する死傷者数、住宅の種別ごとの戸数、年齢別人口、既存の共助組織・除排雪業者の体制、民地の除排雪に要する費用について、現状及び将来見込みを記載し、2つ目の地域の将来構想については、死傷事故の防止に向けて、将来の地域のあるべき姿を記載し、3つ目の地域のルール、各主体の取組事項については、将来構想を実現するための地域のルールと各主体の取組事項を記載し、4つ目の評価指標については、将来構想や取組事項を踏まえて、指標を設定し、達成目標値などを記載することとなります。

この内容を踏まえ、民地の除排雪作業中の死傷事故の防止に向けた将来構想を地域ぐるみで設定することとしております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 地域のルールを考えるのは、その地域によって様々あると思うので、そこを策定するに当たって、市民のみならず、その地域を除雪してくれる除排雪事業者からの意見も反映しつつ、市民と除排雪事業者、ひいては、市が連携して取り組めるような内容にすべきと考えますが、そこはどのように考えますでしょうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 市民、除排雪事業者及び市が連携して取り組めるような内容とすべきではないかとの御質疑についてお答えいたします。

国の説明資料によりますと、方針策定に当たっては、地域住民をはじめとした地

域の各主体が策定に参画することとされており、本市においても、これに基づき、町会・町内会や除排雪事業者等と安全確保のための課題や必要な取組などについて共有した上で策定することとしております。このことから、現在、意見を聴取する対象や方法等詳細について、検討を進めております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 地域の意見はもちろんなんですが、3Dカメラに映っていた映像を基にしながら、この方針を策定していくということなんですよ——分かりました。

次に、豪雪災害対策本部の設置が早かったと思います。その設置に伴いまして、パトロール班、雪に関する市民相談窓口、スノーレスキュー隊を相互に連携させるため設置した除排雪対策監、この方は、今冬どういう役割を果たしたのでしょうか、教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 除排雪対策監の役割についての御質疑にお答えいたします。

本市では、今冬から新たに、豪雪災害対策本部設置時には除排雪対策監を配置することとし、昨年12月28日に設置しております。その役割として、1つに、パトロール班、雪に関する市民相談窓口、スノーレスキュー隊を相互に連携させ、除排雪に関する市民からの相談・要望を機動的に処理する体制を構築すること、2つに、屋根雪処理が困難な世帯や、通学路等歩道の確保が必要と認められる場合には、関係部と綿密に情報交換、連携を図り、市職員や学校用務従事者で構成するスノーレスキュー隊の活動を指示することとなっており、市民からの相談・要望事項へ機動的に対応しております。この結果、高齢者世帯を対象とした屋根の雪下ろしや、通学路・歩道の除雪作業を延べ67回実施しております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 67回実施しました。67回、除排雪対策監はその場所を見に行っていたということなんですか——分かりました。

最後に、豪雪災害対策本部設置時に設置する市職員で構成するスノーレスキュー隊について、来年度、体制強化のため、新たに配置する車両6台の内容をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 体制強化のため、新たに配置する車両についての御質疑にお答えいたします。

来年度においては、除排雪体制強化プロジェクトの一つとして、スノーレスキュー隊の体制強化を図ることとし、新たに車両6台を配置することとしております。この車両については、軽トラックを想定しており、これにより、雪処理能力の向上が図られると考えております。現在、運用体制等、詳細について、検討を進めている

ところでありますが、除排雪対策監の指揮の下、パトロール班、雪に関する市民相談窓口、そして体制を強化するスノーレスキュー隊を相互に連携させ、その事案に合った必要な対応を迅速に取ってまいります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 答弁ありがとうございました。67回、除排雪対策監は出歩いて、レスキュー隊が必要だと言っていて、稼働しなきゃいけない職員の方々が、軽トラックに小型除雪機を積むときの、あの足、分かりますか。あれにうまく乗せられるかどうかというの、やらないと駄目ですよ。そして、多分、軽トラックに片づけた雪を積み込んでというふうに、もっとやることが来年度は増えると思います。職員の方々は、体力がないと、これはとても対応しきれないなと思っているんですが、その辺のところは、6月の一般質問で聞きたいなと思います。

この事業は、職員の負担軽減も見えますが、職員が自ら活動をして、市内の高齢者住宅を歩いて、みんなで片づけて歩くんですよというふうなための事業だと私は思っていますので、1人でも多くの方が協力してくれるということを望んで、この質疑は終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前11時58分休憩

午後1時再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

澁谷洋子委員。

○澁谷洋子委員 青森市清掃工場について、お伺いいたします。

青森市清掃工場の運営に係る施設修繕額をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 青森市清掃工場の施設運営に係る施設修繕額についての御質疑にお答えいたします。

青森市清掃工場の施設概要であります。本市、平内町、今別町及び蓬田村の1市3町村から排出される一般廃棄物を処理するため、平成27年4月に稼働した施設であります。また、当該施設は、施設の設計・施工を行う建設事業と、その後の長期間にわたる運転、点検・検査、補修及び更新などを行う運営事業とを一体的に民間事業者が行うDBO、いわゆる公設民営方式により整備したものであり、運営期

間につきましては、令和17年3月までの20年間としております。

当該施設の運営に当たりましては、青森市清掃施設（新ごみ処理施設）運營業務委託契約に基づき、20年間の契約期間中、市が委託業者に対して、毎年度、運営委託料を支払っており、その内訳は、人件費・電気基本料金・油脂類費・補修費で構成される固定費、ごみ処理費のほか、委託料から控除する余剰電力及び鉄・アルミ等の売却収入で構成される変動費となっております。

お尋ねの当該施設の運営に係る施設修繕額につきましては、運営委託料のうち、固定費に含まれる補修費となっております、その額は、毎年度、約3億円となっております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

まず、一つだけ確認したいんですが、補修費となっております、その額は、毎年度、約3億円、この内訳というのは、1市3町村から成るものなんですかね。約3億円は青森市から出るものだけなんですか、そこをお尋ねしたいと思います、お願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 青森市清掃工場の施設修繕額につきまして、青森市と、そのほか、平内町、今別町及び蓬田村の1市3町村が支出しているかということにつきまして、ちょっと、確認の時間を頂きたいと存じます。

○山本武朝委員長 よろしいですか。

○澁谷洋子委員 はい。

○山本武朝委員長 じゃあ、確認してもらって。澁谷委員。

○澁谷洋子委員 次に、運営委託料に含まれる修繕の実施について、市ではどのように確認しているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 運営委託料に含まれる修繕の実施と確認についての御質疑にお答えいたします。

青森市清掃工場では、施設の基本性能である焼却排ガスの法令基準や、ごみ処理量等を維持するため、委託業者が自ら作成した計画に基づき、修繕を実施しております。修繕の内容といたしまして、点検・検査結果により、設備の性能を維持するための部分取替えや調整、設備が故障した場合の修理や調整、故障等の再発防止のための修理や調整となっております。

委託業者が実施した修繕につきましては、当該計画を基に、現場立会いや委託業者から提出される報告書により、市の担当職員及び専門的見地からの確認や市への助言を行うコンサルタント会社が確認を行っているものであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 清掃工場の事業を円滑にするために、このコンサルタント会社が、

モニタリングをして、チェックをしている。それに、現場立会いで、市の担当職員の方が一緒に、委託業者の計画が正しいのか正しくないのかを判断しているというふうな捉え方でいいんですね。

この修繕の内訳なんですけれども、点検・検査は運営事業者、設備の性能、施工業者は、建設会社、これは2通りの計画をもってして、この清掃工場の円滑な運営になっているってということで、認識はよろしいでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

青森市清掃工場の運営に当たりましては、基本的に、施設の設計と建設、また、運営に当たって、1つの事業者が連続して行う、いわゆるDBO方式となっております。施設の設計及び運営につきましても、事業者の20年間の運営計画に基づいて行っているものでありますので、基本的には、事業者が自ら立てた計画に沿って、ちゃんと実施されているかどうかというものを、市と市が契約しているコンサルタント会社が確認しているというものであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。

それでは、運営委託料に含まれる補修費はどのように見直しをしているのでしょうかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 運営委託料に含まれる補修費の見直しについての御質疑にお答えいたします。

青森市清掃工場の運営委託料につきましては、青森市清掃施設(新ごみ処理施設)運營業務委託契約の第51条及び別紙7の規定に基づき、社会経済状況の変化に応じ、物価変動があった場合に見直しを行うことができるとしております。

補修費につきましては、当該委託契約に基づき、物価指数の年度平均値が、見直し前の値に対して、プラスマイナス1.5ポイントを超える場合に、見直しを実施するものとし、見直し前の補修費に物価変動が反映されるものであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 社会経済状況の変化であれば、今は人件費が上がっています。電気基本料金も上がっています。ごみを燃やすための重油など、油代も上がっています。それで、それにつけ加えて、多分、稼働させているので、それなりの補修費という部分も、経費がかかってくるのではないかと思います。そこを、来年度、令和4年度、見直しがかかるかどうかという、その先の見通しについては、今現在はありますでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

委託料の見直しにつきましては、先ほど答弁したように、物価指数——物価指数

というものは、日本銀行調査統計局から発表されている公的な指数でありますので、それを基に、協議に応じて見直しを行うことができるとしているものであります。ただ、来年度の委託料につきましては、もう既に、昨年のように、事業者と協議しておりますので、大きな変動というものはないものであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 分かりました。

次に、多くの自治体で、ごみにリチウムイオン電池等が混入していたことが原因とされる、ごみ処理施設やごみ収集車の火災が発生しております。リチウムイオン電池等の混入対策として、市ではどのように周知しているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 リチウムイオン電池等の混入対策の市民への周知についての御質疑にお答えいたします。

リチウムイオン電池等につきましては、製造するメーカーによる回収が義務づけられているところですが、全国的に、リチウムイオン電池等が原因で、ごみ収集車及び清掃工場等での火災が急増しておりますことから、本市では、リチウムイオン電池等のごみ収集場所への排出を防ぐため、清掃ごよみや「広報あおもり」などを通じて、市民の皆様にも適正な処分をお願いしているものです。また、市役所の各庁舎や市民センター等に設置している使用済み小型家電リサイクルボックスを利用して、リチウムイオン電池等を回収してきております。

このほか、不燃ごみにリチウムイオン電池等が混入することによる危険性につきまして、全町会が参加する青森市ごみ問題対策市民会議が発行し、各町会に配布している「会報せいそう」や、「広報あおもり」に掲載するとともに、ポスターを作成し、ごみ収集場所に掲示してもらい、周知に努めているものであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 火災の発生件数は、平成 30 年——リチウムイオン電池が火災の可能性があるというふうに、今までの委員会の資料等を読んでいるうちにあったんですけれども、平成 30 年度は 130 件で、全国的に増えてきているというふうにありますけれども、令和 2 年度、令和 3 年度までの間に、さらに 130 件よりも増えているのでしょうかというところをお伺いしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

正確な件数につきましては、ちょっと、お時間を頂きたいと存じます。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 分かりました。

次に、青森市によるリチウムイオン電池等の回収実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 市によるリチウムイオン電池等の回収実績についての御質

疑にお答えいたします。

本市では、令和元年度から市役所の各庁舎や各市民センター等に設置している使用済み小型家電リサイクルボックス及び清掃管理課の窓口でリチウムイオン電池等を回収しており、これまでの実績といたしまして、令和元年度が74.82キログラム、令和2年度が19.6キログラム、令和3年度は2月末時点で127.86キログラムとなっております。

回収したリチウムイオン電池等につきましては、当該電池を製造するメーカー等で構成されている一般社団法人に引渡ししているものであります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 令和3年度の回収数量が大幅に上がったというのは、これは、コロナ禍によって、断捨離をする御家庭が増えました。その中で、この電池をきちんと分別して回収できるというふうになったのが、この数字に反映されていたのかなと私は思っているんですけども、担当部局ではどう思いますでしょうか、お願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 回収実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、確かに、令和2年度が非常に少ない実績、それに対して、令和3年度が2月末時点で、ちょっと桁が違うぐらい大きくなっております。

令和2年度が少なくなったことにつきましては、やはり、コロナ禍という社会情勢の大きな変化があったこと、あまり外に出なくなったことかなというふうには思いますが、逆に、令和3年度が非常に大きくなったことについては、その反動もしくは令和2年度に出さなかったもの、御自宅にあったものというものが、その反動として、令和3年度に大きく伸びたのかなというぐらいの解釈をしております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。私は、数字が上がったということは、よく周知されていることだと思っていて、これはいいことだなと思ったんです。それについて、今後、ごみの収集運搬時のリチウムイオン電池等の混入防止対策というのが必要になると思いますが、それはどのように取り組んでいるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 ごみの収集運搬時のリチウムイオン電池等の混入防止対策についての御質疑にお答えいたします。

本市では、不燃ごみの収集運搬時に、収集運搬業務委託契約に基づき、リチウムイオン電池等が混入していないか確認することとしております。また、ごみの収集運搬業者につきましても、不燃ごみの収集時に、ごみ収集車にリチウムイオン電池等が混入しないよう、令和2年度に、リチウムイオン電池等の危険性や使用製品の

例示、収集する際の作業手順などの講習会を自主活動として行っております。同様の講習会につきましては、令和4年度も実施する予定であるというふうに伺っております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。ごみ収集業者の方々も、このリチウムイオン電池というものに、大変、皆さん、危惧しているせいか、きちんと混入をしないようにという企業努力というものをやっているんだなということが、今回分かりました。市役所のほうでも、その指導をお願いしていると思うし、事業者のほうも、十分に気をつけていると思うところなので、これからも、そういう気になるような部分は、お互いよく話をして、事業者と連携をしていただきたいなと思います。

最後に、青森市清掃工場の運営委託期間が20年間であるということで、この建物は、突発的な事故があっても、20年間、きちんと使えるのかどうなのか、疑問に思うところでした。そこを、これからの見通しとして、環境部長はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 青森市清掃工場についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁いたしました。青森市清掃工場は、施設の設計・施工を行う建設事業、その後の長期間にわたる運転、点検・検査補修及び更新などを行う運営事業とを一体的に民間事業者が行うDBO——公設民営方式により整備したものであり、運営期間につきましては、令和17年3月までの20年間としております。

当該施設の設計及び市への引渡しの条件といたしまして、あらかじめ、20年間の事業計画満了時に、引き続き、その後さらに10年間にわたり使用することに支障がない状態とすることを条件としております。さらに、実際に、清掃工場の建設に当たりましては、建設時、市が契約したコンサルタント会社による工事監理の下、市の工事検査を経て、引渡しを受けたものでありますので、澁谷委員が御懸念するような、委託期間の満了まで、ちゃんと機能を維持して、清掃工場というのがもつのかなというような御懸念については、市としてはないものというふうに考えております。

先ほど、答弁までにお時間いただきますというふうにしました2件につきまして、1市3町村が負担する青森市清掃工場の運営費でありますけれども、財源の一部として、他区市町村からは、毎年度、ごみ処理単価の契約を締結しておりまして、処理量に応じて、他の町村にも分担してもらっているものであります。

また、先ほど申しましたリチウムイオン電池等が原因となっている発煙・発火の件数につきましては、全国で、平成30年度が100件、令和元年度が233件、令和2年度が285件、令和3年度が242件発生したということ把握しております。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 分かりました。

すみません、余分に一つだけお伺いしたいんですが、平内町、今別町、蓬田村、この3町村のうち、ごみの排出量というのが1番多い町村はどちらになりますか。

〔高村功輝環境部長「いやあ」と呼ぶ〕

○山本武朝委員長 どうしますか、正確を期しますか。

〔高村功輝環境部長「はい、委員長」と呼ぶ〕

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

メモが来ました。（「平内町」と呼ぶ者あり）

〔澁谷洋子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○山本武朝委員長 いやいや、駄目。当てているから、答弁してください。

○高村功輝環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。

青森市以外の町村からの発生量が多いところということにつきましては、平内町であります。

○山本武朝委員長 澁谷委員。

○澁谷洋子委員 ありがとうございます。人口的に考えても、そうでしょうねとは思っていたんですが、形あるものは、突発的な事故があっても何しても、必ず修繕は必要になるというのは、それは分かります。私が、なぜこの新ごみ処理施設を聞いたかったかというのと、前政権の下で、これが造り上げられました。それで、現政権において、今、修繕費用だなんだというので、世の中、物価がどんどん上がっています。そうしたら、市の財政も、どんどん持ち出しが増えていくんであろう、修繕費用も重なっていくんであろう。それが、この先、20年間で当初の計画の中ですけれども、20年間のうちのどこか15年目に当たるところで、本当に経費をここでかけなければ、さらに10年間の30年間は使えないんだよというふうになってほしくないなと思ったんです。

その部分から、今回、質疑をさせていただいたんですけれども、この先も、それは、事故は事故として、いろんなことがあると思いますが、青森市に建物を建てて、これをよく使ってください、うちのものはいいものですよと来た事業者に対して、それは使わせていただいて、当然、その分、お金もきちんと払っているから、修繕してもらって当たり前、そういう毅然とした態度で臨んでいってほしいんです。だからといって、けんかをしてほしいわけでもないんですけれども、やっぱり、事業者は自分のものはいいものだ、最初から、うたって来ているはずなので、そこは、それを見越して、おたくのほうに任せただから、おたくがきちんとやっていくべきでしょうというふうにしてほしいなと、それは強く要望したいと思います。

以上で終わります。

○山本武朝委員長 次に、中村節雄委員。

○中村節雄委員 自由民主党会派の中村節雄です。

8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費に関連しまして、浅虫ダム線及び

桑原 29 号線の工事概要について、質疑をしたいと思います。

浅虫ダム線及び桑原 29 号線の事業概要と進捗状況をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 中村節雄委員からの浅虫ダム線及び桑原 29 号線の事業概要と進捗状況についての御質疑にお答えいたします。

浅虫ダム線については、一般国道 4 号と浅虫ダム及び浅虫温泉街を結ぶ延長約 5 キロメートル、幅員約 4 メートルの浅虫ダム建設工事用に設置された道路であります。当該路線は、平成 12 年度に市道認定をし、災害時における一般国道 4 号の緊急的な代替道路として、交通の円滑化と地域防災機能の確保を図るため、平成 13 年度より、部分的な拡幅工事の事業を進めております。

桑原 29 号線については、都市計画道路 3・2・2 号内環状線のうち、一般国道 7 号青森環状道路の桑原地区と、二級河川の赤川を渡り、自由ヶ丘地区を結ぶ延長約 500 メートル、幅員 30 メートルの道路であります。当該路線は、市内全域の交通ネットワーク網の形成により、交通の円滑化を図るため、平成 14 年度から、整備を進めております。

浅虫ダム線の進捗状況については、平成 13 年度に測量及び設計業務を実施し、平成 14 年度から令和 2 年度にかけて、用地買収を行うとともに、平成 30 年度から、部分的な拡幅工事を進めてきております。令和 3 年度末の進捗率は約 90%の見込みとなっております。

桑原 29 号線の進捗状況については、平成 14 年度に測量及び設計業務を実施し、平成 15 年度から平成 19 年度にかけて、用地買収を行っております。平成 20 年度から、軟弱地盤対策としての盛土工及び舗装工を実施し、令和 3 年度には赤川に架かる橋梁の下部工の工事に着手しております。令和 3 年度末の進捗率は約 55%の見込みとなっております。

今後は、両事業とも、早期の事業完了を目指して、整備を進めてまいります。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございます。進捗状況として、浅虫ダム線が約 90%、それから桑原 29 号線が約 55%ということでありましてけれども、赤川を挟んでの、今、橋梁の下部工にも取りかかったということで、これは事業費が大分大きいものだと思いますので、これが進んでいって、橋梁が架かると、ほぼ 100%に近づいてくるのかなというふうに思っております。

そういう部分におきましては、両事業とも早期の事業完了を目指して、整備を進めていただきたいと思いますけれども、何せ、補助金とか、補助事業であったり何だりするものですから、そういう部分に依存するところもありますので、でき得れば、ここまで進んできたものの早期の完了を目指して進めていくよう強く要望しておきたいと思っております。

次に、8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路維持費、令和 2 年度の除排雪業務委託

の中で戸山団地3工区の契約金額の内訳をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 中村節雄委員からの戸山団地3工区の契約金額の内訳についての御質疑にお答えいたします。

令和2年度の戸山団地3工区の契約金額は1135万605円となっており、その内訳は、除雪金額が205万7030円、排雪金額が誘導員を含め884万3575円となっております。(発言する者あり) その内訳について、再度、御答弁させていただきます。除雪金額が250万7030円、排雪金額が誘導員を含め884万3575円となっております。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 今、令和2年度の除排雪業務委託の契約金額の内訳をお示しいただいたわけですが、もう少し、これを細かく聞きたいと思うんですが、除雪金額が250万7030円、それから排雪金額が誘導員を含め884万3575円ということでありました。これの積算の部分であるとか、そういうところで、ちょっと聞きたいんですが、例えば、タイヤショベル、ホイールローダ、それが何立米クラスを、例えば、何時間とか、何日だとか、それからダンプは何トン車を何日間で何時間だとか、そういうところのちょっと細かいところの内訳をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 全面委託工区における委託料の考え方についての御質疑にお答えいたします。

除排雪作業委託契約のうち、全面委託工区については、除排雪の回数や時間によらず、年間の累計降雪量の基準値を500センチメートルとして、契約をしております。

全面委託工区の委託料につきましては、除排雪単価に、除排雪延長、気象台観測地点における降雪データを基に設定した除雪回数を乗じて算出しており、除雪費用の中には、高齢者世帯等の寄せ雪軽減のため、人力除雪費用についても加算をしております。積算項目のうち、除排雪単価につきましては、青森県の土木工事標準積算基準書や設計単価表に基づき積算しており、毎年度、直近の青森県の単価表により、見直しを行い、算出をしております。また、出動回数につきましても、降雪量の多い地区においては、過去の実績を基に、除雪回数を増やして積算することで、降雪量の多い地区の委託料が高くなるよう対応をしております。使用するタイヤショベルの規格は2.1立米、ダンプは10トントラックを使用するものとして、積算をしております。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 今、ホイールローダは2.1立米、それからダンプは10トンということでお伺いをしました。いろいろと、寄せ雪の人力の加算だとか、それから5

メートルを基準にしている、その辺は分かります。

これは、1回の出動指令に対して出る台数は、2.1立米が1台に、10トン車が1台という——まあ、排雪しないと、この10トン車は要らないかと思うんですが、その辺をお伺いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 全面委託工区における委託料に関する再度の御質疑にお答えいたします。

使用するタイヤショベルの規格は、先ほど申し上げましたように2.1立米、これは、除雪につき1台、それから排雪につき1台、それからダンプにつきましては、先ほど10トンというふうに申し上げましたが、1回の排雪につき5台を使用するものとして積算をしているものであります。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 分かりました。ホイールローダは2.1立米を1台、除雪のときでも排雪のときでもですけれども、1台ということでありました。

実は、これは、この工区を聞いたのは、私が住んでいるところの生活工区でありまして、タイヤショベル1台で、これは5.何キロメートルだか、生活工区があれなんですけれども、出てもらいたいときに出てこなくて、降り過ぎてしまって、車も埋もれて、動けなくなったようなときに出てきてという。

次に、また聞いたりするんですけれども、実は、この2.1立米のタイヤショベルを1台買って、私にやってくれれば、これは1000万円でやるよと。全部、もっと丁寧にやってという——私は車両系建設機械の資格を持っていますし、そっちのほうが安く上がるんでないのかなと。タイヤショベルなんて、20年も使えるしという気もあって聞きましたけれども、実は、これは、5メートル換算でやっていて、約1135万円。大体7回ぐらいの出動でだから、1回当たり150万円ぐらいになるかと思うんですけれども、排雪とかがあるから、そういう単純ではないんでしょうけれども、ところが、令和元年度は、5メートル降っていないから、683万2円。業者も半分近くしかもらってないんです。そうすれば、業者もかわいそうどころがある。回数は、ほとんど変わらないんです。その中で、5メートルを超えれば、生活工区はそれなりにもらうけれども、降らなくても、指令が出されて、回数がそんなに変わらないで、半分近くにもなったりもするんです。そうすれば、そういうところになれば、業者も、ある程度はやっぱり、そういうのも勘案すれば、かわいそうどころもある。丁寧にやるところもあれば、出動指令が出てないから、本当はもうちょっと、このときに片づければ、大きい機械を持ってこなくても、次の指令のときに、時間がかからなくてやれるんだけれどもという思いもあったりして。

そこで聞くんですけれども、今冬の除排雪の、今の戸山団地3工区と、それから戸山団地内にある幹線道路の戸山団地線の出動指令日をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 戸山団地3工区と戸山団地線の出動指令日についての御質疑にお答えいたします。

戸山団地3工区の出動指令日としては、昨年12月は、20日、25日の2回、1月は、2日、10日、17日、29日の4回、2月は、7日、25日の2回、計8回となっております。

戸山団地線の出動指令日は、昨年12月は、19日、20日、24日、26日、28日、30日の6回、1月は、2日、5日、10日、13日、15日、18日、25日、30日の8回、2月は、4日、9日、11日、13日、22日、23日の6回、計20回となっております。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 生活工区は8回、それから、幹線道路は20回というふうになっておりました。

実は、幹線道路が、これだけ出ているかどうかは分かりませんが、20回も指令が出ているんだなど。その割には、ここはバス路線になっていますから、聞けば分かると思うんですが、今年は最悪なんです。これぐらいの雪で多い多いとしゃべっているのであれば、20年ぐらい前のときの戸山団地の雪なんていうのは、こんなもんじゃないですからね。こんなもんで余しているのなら、どうにもならないなというふうな思いがあります。

そういう中では、月見野の幹線は、私が見たときはやっていました。それから、沢山に行くところの循環線、これもやっていました。ところが、戸山団地の幹線はやっていませんでした。ですから、この指令どおりに、タコグラフが出ていて、やっているってしゃべれば、やっているのかも分かんないけれども、今年は、お粗末です。

それで、そういうふうにはばかりも言ってもらえないというのものもあるでしょう。ともかく、市で指令を出すのが遅過ぎる。タイミングが悪いんじゃないかな。何をパトロールしているのかなど。

市内の観測地点における積雪状況、これは、ちょっと確認なんですけれども、気象台で発表しているのは分かりますけれども、青森市独自で調べているのは、新城、高田、戸山、横内、内真部、浪岡、この6か所でよろしいでしょうか——はい。

そうになっていくと、降らない降らないと言っても、やっぱり、戸山は雪が降るんです。青森市の気象台の発表で、これは2月8日、最大積雪深が146センチ。ところが、前の日の2月7日、戸山は2メートルです、最大積雪深が2メートル。だから、生活工区だの何だの、先ほど、内訳だの何だのを聞いたけれども、約1135万円と言っているけれども、違うところの同じような距離のところでも、やっぱり単価が違いますよね。安いんですよ、700万円だとか何だとか。戸山だけは、やっぱり雪が降るから、5メートルを超えれば、こうなります。

それで、タイミングなんです。あと2回ぐらい、違うときに出てれば、すごく楽だったと思うんですけれども、最後のほうだったかな、2月の何日だか、私は、夜

中に出て行って、あなたたちも大変だなとしゃべった時は、実は、私の前のところの通りとその隣の通りと2本をやって、その日はもう、私のところへ来た後、朝までかかって、そこまでしかやりませんでした。2本を残していった。これは、普段だったら、そんなにかからないんです。それをやっぱり、厚くしてしまっ、50センチメートルも何ぼも圧雪にしてしまっ、それを下から剥ぐ気になるから、それだけかかるんです。かえって、2.1立米クラスだなんて——もう3.何立米を持ってくるだなんて、そんなのを持ってくれば、寄せ雪で、今度、大変になってしまう。圧雪されたただの何だの、それが剥がれていけば、寄せられるものでないです。それで、業者にそれを丁寧に取っていけといっても、あの住宅地の中で、大きい機械で寄せられないんです。3.2立米だとか、そんなのを持ってくる、私はやってみただけでも、小さい機械だから、細かくやれるんです。それなので、早いうちにやらないと駄目なんです。何日もかけて、あれして、やらなきゃいけなくなって、大きい機械を持ってくるようになれば、寄せ雪も、とんでもないけれども、今度、人でも寄せられないような雪ばかりが、ごろごろとなってしまう。なので、やっぱり、そういうところは、きちんとしていただかなければならないなど。今年状況をきちんと検証しながら、来年は市民にもっと喜ばれるような除雪をしていただくよう要望して、この項は終わりたいと思います。

次に、2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費、期日前投票所について、お伺いをしたいと思います。

新たに増設する東西のショッピングセンターの期日前投票所について、具体的な設置場所の決定時期とその周知方法をお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 中村節雄委員からの増設する期日前投票所の具体的な設置場所と周知方法についての御質疑にお答えいたします。

新たに期日前投票所を増設する予定の東地区のユニバースラ・セラ東バイパスショッピングセンター及び西地区のマエダガーラモール店につきましては、期日前投票所設置に関して基本合意に至ったところであり、今年の夏に予定される参議院議員通常選挙から設置することとし、その関連予算案について、本定例会に提案し、御審議いただいているものであります。

それぞれのショッピングセンター内における投票所の設置場所につきましては、空きテナントスペースまたは催事スペースが考えられますが、各ショッピングセンターの事情に合わせ、今後、具体的に決定していくこととしております。

今後におきましては、関連予算案について御議決いただいた後、各ショッピングセンターと具体的な協議を進めることとしており、とりわけ、期日前投票管理システムのネットワーク接続に係る工事や、有権者の皆様への期日前投票所の設置場所の周知など、早期に着手すべき事項もありますことから、期日前投票所の設置場所については可能な限り速やかに決定したいと考えております。

新たな期日前投票所の具体的な設置場所の周知につきましては、市ホームページや「広報あおもり」を活用いたしますほか、市メールマガジンやSNSによる情報発信を行います。加えて、投票に来た方が、両ショッピングセンター内で迷わず、期日前投票所に足を運んでいただけるよう、施設内の誘導サインを工夫することなどについても、両ショッピングセンターとの具体的な協議の中で決定していきたいと考えております。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 御説明ありがとうございました。

私は、ずっと、もう10年以上もかけてしゃべってきているみたいな感じで、ショッピングセンターに期日前投票所の開設をずっとお願いしておりました。それで、サンロード青森内のイオン青森店、これが決定したときに、サンロード青森のほうで、場所はもう決まっていて、あれなんですけれども、ところがやっぱり、設置場所がイオン青森店3階——あのとき、何て言ったかな、会議室だったかな。ところが、昔、ゲームセンターがあって、自転車を売っていたときがあって、イオンのほうの会議室はどこだろうと。案内板だの何だのをつけても、みんな、3階のレストラン街のほうを探して、混乱したというのがありました。それで、サンロードの店舗のほうでも、矢印をつけたり、いろんなものをやったりしていただいたんですけども、それがやっぱり、期日前投票所を開設するに当たって、時間がやっぱりなかった部分というので、ちょっと混乱を招いたということもありましたので、できれば、お話いただいたように、早めにやって、その場所が周知されるような方法を取っていただきたいなど。

それで、青森市は東西にも広いし、そういう形で、できれば東にも西にも言ったら、ありがたいことに、どちらにも期日前投票所が開設されると。長く関わってきて、私も、ユニバースの——もう今、ユニバースを辞めちゃいましたけれども、常務取締役、ラ・セラに何とかつくってくれというので、ずっとお願いしてきた経緯もあって、そういうのが実現してきたというのは非常にうれしく思います。

ですから、やはり、投票率の向上や様々な部分にも資する部分でもありますので、その辺は周知のほうからも徹底してお願いしていただきたいなと思います。

それから、次に、選挙当日の投票場について、質疑をしたいと思っておりますけれども、当日の投票所のうち、よく、マスコミ等の報道とかも見ていると、ブルーシートを敷いて、土足のまま投票できる投票所が映されていたりします。現在、投票所の中で、土足のまま投票できる投票所は幾つあるのか、それから、今後、それを増やしていく考えはあるのかお伺いをしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 中村節雄委員からの土足のまま投票できる当日投票所についての御質疑にお答えいたします。

当日の投票所は市内109か所あります。109か所のうち、もともと、土足で利用

できる施設が 16 か所、ブルーシート等の養生シートを敷き、土足で利用している施設が 37 か所、土足未対応の施設が 56 か所となっております。

ブルーシート等の養生シートを敷いて、土足で利用している施設の中には、有権者からの個別具体の施設の土足化の要望を受け、施設側と協議の上、土足化が実現したものもありますが、現在、土足未対応の 56 施設につきましては、施設側の事情もあって、土足化の実現には至っておりません。今後につきましては、施設側と協議するなど、できる限り有権者の利便性の向上を図り、投票環境を整えてまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 109 か所のうち 56 か所が未実施であるということで、半数ですよね。できれば、高齢化社会になってきて、なかなかそういう、やっぱり、利便性とか、様々なものを考えれば、できれば協議をしながら、その日、その部分のところだけをやればいいわけですから、歩く通路だとか、投票所のそのスペースのところをとということですから、できれば、この数は増やしていただきたいなど。

戸山市民センターは、下足から履き替えて、スリッパに履き替えて、私は、娘を連れて行ったとき、車椅子を乗せ替えろとか何とかという、そういうのがあったけれども、いやいや、タイヤを拭いて、この車椅子でないと駄目だからということでもやりましたけれども、やっぱり、戸山団地もできてから、もう大分なりますから、結構、高齢者が多くなっているんです。ましてや、何というんですか、浅虫、久栗坂、野内なども全部、高齢化率がすごいですからね。もう六十何パーセントとかって聞いていたと思うんですけれども、やっぱり、そういうところは土足のまま行けるように、できれば先行して、そういうところはやっていただきたいなどいうのを要望して、この項を終わりたいと思います。

次に、8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費、総合評価落札方式について、質疑をしたいと思えます。

総合評価落札方式の対象金額を引き下げるに至った経緯をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 中村節雄委員からの総合評価落札方式についての御質疑にお答えいたします。

総合評価落札方式は、価格と価格以外の要素、すなわち、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する方式であります。

本市におきましては、これまでの入札制度における課題として、公共工事の減少に伴う価格競争の激化や、くじ引による落札決定が増加している状況となっておりますが、総合評価落札方式を導入することによって、これらの解消を図るとともに、1 つに、災害対応、除雪等の地域貢献を審査することにより、地域の建設業者の役割を適切に評価することが可能となること、2 つに、工事实績等を審査するこ

とにより、建設業者の技術力の向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献できること、ひいては、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備されるものと考え、平成30年7月以降に公告を行う設計金額5000万円以上の土木一式工事から導入し、令和2年4月以降の公告案件からは対象となる設計金額を5000万円以上から3000万円以上まで引き下げ、入札を実施してきたところであります。

今回の見直しにつきましては、総合評価落札方式の導入以降、くじ引の件数の減少や工事成績評定点の上向き傾向が見られるなど、同方式による効果が認められることから、さらなる波及・拡大を促進するため、本年4月以降の公告案件から、対象となる設計金額を1500万円以上まで引き下げるものであります。また、本市では、競争入札参加資格の認定及び建設業者に係る等級の決定を2年ごとに行っており、今回の総合評価落札方式の見直しに併せ、令和4・5年度の工事種類別等級の決定に当たりましては、公平性・競争性及び適正な受注環境を確保するため、等級間の業者数及び発注件数の均衡を図ることに意を用い、業種ごとに、等級の区分、発注の標準となる設計金額の範囲、業者数の見直しを行うこととしております。

本市といたしましては、今後においても、公共工事の入札及び契約を取り巻く状況を踏まえ、国や県の動向、他都市の取組状況を参考にしながら、引き続き、品質の確保や競争性の向上、公正性・透明性の確保に努めてまいります。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 総合評価落札方式については、5000万円から3000万円に下がったときに、業種としては全業種であったと。それで、今回、設計金額が1500万円以上に変更になると。それで、対象工事は土木一式または舗装であるとかとあるんですが、なぜ、こう急にそういうふうになったかというのを聞きながらも、災害対応や除雪等の地域貢献を審査とか、それから工事実績等を審査して、建設業者の技術力の向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献というお話を伺いました。建設業者の技術力の向上に対する意欲や建設業者の育成という、そういう話とか何とかであれなんですけれども、この評定のところを見たときに、除雪業務の実績の配点が3点というふうになっています。評価項目の中で点数が高い部分であります。それで、何で3点と高いのか、配点の考え方をお示しいただければと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 配点の考え方についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市は、県庁所在地としては全国で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されている多雪都市であり、効果的・効率的な除排雪の推進は市民生活にも大きな影響のある重要な施策の一つでありますことから、本市の地域特性を考慮し、配点を設定したものであります。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 私は、実は、この金額を下げ、3000万円のときも反対だったん

ですが、今、1500万円というのは、もっと反対です。

この3点というのなんですけれども、この点数だけで、3点違うという。それで、5000万円以上だったときは青森市でいえばA等級ですよ。企業力もあれば、資本力もあって、機械を導入するのも、割とできる。この1500万円から3000万円のところの業者なんていうのは、ランク的なものからいって、例えば、3立米クラスを全員持てるかといったら、それだけの資本力があるかどうか分からないです。企業力あるかも分からないです。それを今現在やっているのが3点。

先ほどの答弁の中には、地域の発展に強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境という——除雪をやりたいと言っても、やらせてもらえなかった。昨年も、生活工区を分割しながらとか、募集したけれども、それに応募が多くて、取れたのは8者か何ぼかしかないわけですね、8工区ぐらいあったから。それで、そういうチャンスだの何だの——まだ、今年も、この雪で余したり何だりして、また、生活工区だのを分割するんじゃないかとか、様々な、そういうものもある。そういうのが検証もされていない、どういうふうになっていくのか分からない。それで、こういうのだけで差をつけるというのはいかがなものかと思います。

なので、1年間、これは様子を見たらどうですか。1500万円でやるのは、やぶさかではない、仕方ない。しかしながら、評価項目から、これは外せばどうですか。意欲を持たせて、除雪に協力しようという、そのためにはこういう——1500万円から3000万円のところの工事で、この3点というのは金額的にすごく大きいです。附則をつけて、そういうのを勘案して、来年度以降から、そういう除雪の状況とかそういうのを見ていくという。

それから、聞きたいところがあるんですけれども、総合評価落札方式の3つのメリットってあるんですけれども、民間企業などから技術提案を求める内容が青森市にはないんですが、なぜ、ないのかお示しをいただけますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。総合評価落札方式に技術提案型を導入しない理由についての御質疑です。

国からは、地方公共団体におきまして、施工実績、工事成績や地域貢献の実績評価を重視した特別簡易型——現行、行っております総合評価落札方式ですけれども、特別簡易型の活用により、総合評価の導入拡大に努めることが求められているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 ところが、そうかも分からないけれども、この一番最初の総合評価——特別簡易型だとか何とかって、それは言い訳であって、点数が、みんな同じになるんです。それで、この除雪となれば、取れる業者が決まる。私は、全部、当てられます。ランクが、今、どういうふうにして出てくるか分かんないけれども、

このとおりやったら。官が誘導して、それをやっているのと変わらなくなってくる。

それで、私は都市整備部長に伺いたいんですが、除雪の出動指令に、今年、出動しなかった業者は、何件で、何回あったか教えていただけますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 出動指令に関する再度の御質疑にお答えいたします。

今冬におきまして、出動指令に従わなかった事業者につきましては、いなかったものと理解しております。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 都市整備部長、まだ聞きますので。出動に、全部、言うことを聞いたと。生活工区で、1回の出動指令に対して、最大で、連続で長くかかったところの日数は何日でしたか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 ただいまの御質疑に関しては、今、手元に資料がありませんので、後ほど、お答えさせていただきます。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 来年度に向けて、まだ検証もきちんとしていないと思いますが、生活工区を新たに分けていく考えを、都市整備部長は、お持ちでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

中村節雄委員からも、ただいま御指摘ありましたように、工区によっては、依然として、作業にばらつきがあり、市民からの意見・要望が多く寄せられた工区もあることから、今冬の除排雪作業を踏まえた検証については、除排雪事業者へのヒアリング、町会との意見交換等を、今後、行うこととし、工区割りの見直し、新たな委託事業者の選考等を行い、来シーズンに向け、さらなる除排雪作業の効率化を図ってまいります。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 さらなる効率化は、もちろん図っていかないと駄目なんですけれども、これも、多分、調べなければ分かんないと思うんですけれども、今、ランクとか、分けのやつも、この見直しとか何とかがあつてというんですけれども、総務部長がそこを分かるかどうかがあるんですけども、除雪をやっている、その1500万円から2999万円まで、それに対象になるので、除雪の点数の3点もらえるところとももらえないところの業者数を教えてもらえますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。土木一式のB等級の中で、除雪の元請事業者が何者あるかのお尋ねです。

現時点において、土木一式のB等級の事業者は市内に35者ありまして、うち21者が除雪の元請業者となっているものであります。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 35者のうち21者。そうすれば、14の業者と差別じゃないですか、点数をもらえないですもの。

受注の答弁の中でしゃべっていることと違うんじゃないかなという。公平性・競争性と書いているけれども、どこに公平性があるのかなという。もう、これは、そこで差をつけているでしょう。

それで、特別簡易型だとか何とかとしゃべっているんだけど、総合評価落札方式の狙いというのは、工事内容にマッチングした最適な技術提案を評価するあれだと。それで、分からないところだ何だでの点数の部分で、そういう技術力を上げたりとか何とかとするんです。それで、今、土木一式工事で言ったけれども、舗装工事とかになると、例えば、環境性能のいい、騒音が低いやつだとか、時間帯だとか、やっぱり、そういう提案をやったり何だりして、きちんとした業者にやらせない駄目です。だから、そういうのだの何だのするために、先ほどの言い訳をしたみたいな品質の確保や競争性の向上、公正性・透明性の確保に努めるって、全然、その公正性がないし、競争性というのは、除雪をやっているかやっていないかだけです。それで、競争させるわけですか。これは、おかしいですよ。やれなかったところは、そうすれば、協力しないとなるでしょうが、十何者。やっぱり、そういうところにも均等に機会を与えて、今すぐ、工事が出たり何だり、そういうのが出たりしたときに、そこでもう、点をつけて、差があって、取れる業者が決まってしまうんです。それは、おかしいでしょう。官がそういうふうに主導していいんですか。

それで、学識経験者の意見を聴く。学識経験者に聴いて、何と言いましたか。これはありますよね。導入に当たって、総合評価落札方式を採用して、適用を決定するときとか、評価方法の決定をするときとか、落札者を決定するときとか、学識経験者2名以上から意見を聴くことが規定されているんです、地方自治法のあれで。それで、そういう部分において、特別簡易型か何か分からないけれども、これは聞いておかないと駄目だと私は思うんですけれども、そういう公平性だのいろんな部分の観点からも。

まず、学識経験者に聴いたのか、それで学識経験者がどういう話をしたのか、お聞かせ願えればと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

総合評価落札方式を導入して、学識経験者から意見を聴いたかどうかにつきましては、聴いております。

それで、そのときにどういうことを言われたかということは、ちょっと、今、現時点で資料を持っていませんので分かりませんが、これまで、入札をするたびごとに、落札の評価方法、あと、評価項目について、学識経験者2名の方から意

見を聴きながら進めてきている中で、特段、異議を申されていないことから、問題はないものというふうにして考えております。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 今、1500万円に下がって、1500万円から3000万円未満の話をしていますけれども、これは、評価項目のやつは、5000万円以上とか、それから3000万円から今の5000万円未満のという、これは、全部、評価項目は同じでしたか、ちょっと確認をしたいと思うんですけれども。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

その業種によっては、その評価項目の、例えば、有資格者の部分等々については違いがあるものであります。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 業種によっては、違うのは分かります。私が聞きたいのは、今の評価項目の中に、技術提案だとか何とかというの、5000万円以上であれば、特別、何か設けてあるとか、3000万円から5000万円未満は、こういう項目で設けてあるとか、1500万円から3000万円未満のやつと違いがあるかお聞きしたい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今回、1500万円に引き下げたとして、その内容については、これまでの3000万円以上の場合と何ら変わるものではありません。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 総合評価落札方式というのは県でもやっているから、県は、まだ、金額を下げてなかったと思うんですが、県のほうは、前から、ちゃんと技術提案があるんです。何で青森市はないで、金額だけ下げていくのかなと。

もう、業者をすぐ当てられる。私は、総合評価落札方式になって、価格以外の評価点があって、価格点があってと——業者名を出せばあれでしょうから、何だっけな、操車場のところの、3の1、3の2、3の3、これは全部当てられますよ。私は、どこがあれだって。だって、技術提案だ何だので、評価点が違ったり何だりというのに、点数が同じなんですもの。どこが取るか分かります。もう、その業者が取れとしゃべっているといったようなものでしょう。これは官製談合になるんじゃないですか。

だから、やっぱり、そういう評価項目だの何だのに、例えば、舗装工事であったとすると、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士を持っていれば、そういう現場の主任技術者になったり、現場代理人になったりとできるんですけれども、舗装は舗装で、1級舗装施工管理技術者かな、そういう資格だの何だのあるんですよ、特殊なのが。土木の資格を持っていれば、それは別に要らないんだけど、そういう優位性のある部分のところだとか、そういうのが技術提案です。項目で差

をつけたり、他者との違いであったりとか。それで、競争性を持たせるんです。

例えば、大矢議員のところだの何だの、大矢建——これは、ちょっと、業者名ですね。最終処分場を持っているところと持っていないところと、これは、全然、違うわけですね。解体の機械を持っているところとリースで借りてこないといけないところと、全然、違うんです。やっぱり、そういうところの技術提案があつて、工法としても、こういう壊し方をします。機械としてでも、これをします。低騒音型をやります。工期的に、これでいきますとか、そういうのがあつて、初めて、競争性だの何だの、公平性だのが確保されるんじゃないですか。

除雪の3点は、もう、はなからそうなんであれば、附則で、来年度以降にすればいいでしょう。それで、違うところの、例えば、技術提案するところが、今、このコロナ禍においてですから、その工事においての材料や何やらでも、青森市に本店のあるところから70%以上あれだとか何とかで提案してくるかも分からない。何ぼでもできるでしょう。今のプレミアム付商品券が3割から5割アップするのと、やっぱり、そういうところだの何だで、青森市の経済を喚起させたり、業者にも、やる気を出させなければ駄目でしょう。

県のほうの除雪のやつは1点です。青森市だけ3点、それで、差をつけている。だから、やっぱりそこが——それで、今、事前登録をさせると言っていましたけれども、やってないところが事前登録したからといって、3点を取れないもの。そうでしょう。なら、その部分をなくせばいいでしょう。それで、みんなに努力させられるでしょう。今、これから検証して行って、また新たに除雪の募集をするかも分からない、そういうときに、このまま進んで——そうすれば私は、全部、当ててやりますよ。1500万円からそのところ、この総合評価落札方式。そうすれば、談合情報で、マスコミにリークしますか。官がそういうふうには主導して行っているというふうにはしか捉えられないですよ。

だから、早急なんですって。いきなり3月9日だの何だのに、ホームページで発表して、4月からこれだとかと。それで、こういうふうなものだとかと。告知期間だの何だのがあつて、対策も取らせてというのが——差別して、排除してというやり方です。それは、おかしいと思う。

なので、やっぱり、きちんとその部分を、今一度、これを——やっていくものはそういうふうに向かってきたんでしょうから、1500万円にするのはいいにしても、やはり、そういうふうな項目を設けたり、技術的評価だとか。それで、検査の点数が上がってきたとか何とか——人によって、全然、評価が違っているときがあったんですよ、近年はいいかも分かんないけれども。私のところに業者から何回も来たときがある。この人の検査を受ければ、これだけ以上の点数しか取れないと。検査員を変えられないもんでしょうかと。いい点数をくれる検査員もいればと。今、その人がいなくなったから、点数も、ある程度そうでしょうけれども、そういうところも個人差があるんです。そこはやっぱり、すぐさまやっていくだの何だのという

部分で、この実施要領ができていの中で——これは、全部、市長の責任になってくるんですよ、落札者の決定基準の決定だとか。市長は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準として、評価項目及び評価基準その他必要な事項を定める。下手すれば、市長がそういうふうにして、談合だとか何をしろというふうにして、しやすいように、基準を決めたり何だりしていると取られかねないですよ。だから、もう少し揉んだらどうですかという、附則をつけておいてと思いますけれども、その辺については——まあ、総務部長のほうは、そういうふうにやれというだけの、契約するだけのほうのだから、これは、都市整備部だの何だのと連携して、こういうふうにしていったときに、きちんと、もっと練って練っていかないと駄目だと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

猶予期間もなくということのお話でしたけれども、このたびの総合評価落札方式における対象金額の引下げにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたけれども、2年に1度の工事種類別等級の決定、いわゆる建設業者に係る等級の格付に合わせて、本年4月以降の公告案件から実施するということで考えていたものであります。

今回の制度改正につきましては、各事業者に個別に連絡するとともに、関係する協会等に、直接、説明に上がっているところです。今後におきましても、事業者のほうには、丁寧に周知に努め、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 評価の対象は、住民や利用者とか何とかとメリット——あのですね、住民訴訟を起こされたり何だりとかがあつたりするんですよ、こういう総合評価落札方式だの何だのでも、そうやっついても、そのとおりにやっつけないとか。だから、この辺は、きちんとやっつぱり、そういう、市民からも評価されて何だかんだ——やっつぱり、多分、青森市民が一番評価するのは、雪をきちんとやれば評価すると思います。だから、もっと、そういう業者をつくっていくという、そういうのからいったら、意欲もあつて、十何者が対象にならなかったのを、意欲を持たせてやらせるようにすればいいんです。そういうふうにしていくべきだと思うんですが、いろいろと、そういうふうになっていく——金額下げていくことに対してなんですけれども、差がつかないで、それで評価の点数が同じなんですもの。これをやれば、これぐらい点数が取れる、何があれだつて。どこの業者が何点で、あれだつてなれば、発注された工事によって、分かります。そういう公平性が見えないところの、あれの中で、そうすれば絞り込めるということなんですよ、私が言っているのは。

それで、何かで見たんだけれども、県に準拠してとか何とかみたいな感じの、県を参考にしたり何だりしていたんでしょうけれども、県はちゃんとあるんですもの。

県産資材を活用しろとか、何をしろとか。それで、技術力を向上して、何だかんだしている。今、工事が終わった後の管理図だの何だのを提出するのは、みんな、CADだの何だのを使ってと、そういう時代にもなりました。青森市がロサンゼルスでねぶたやったとき、ねぶたの台車、囃子の台車をCADで書ける人がいなかった。私を書いてやりました。何で私がやらなきゃいけないのかなと思ったけれども、でもそういうふうに、今、土木会社だの何だのでも、みんな、CADを使って、提出するようになってきて、そういうところも差がつかなくなってきたら、検査してでも、みんな同じような点数になってくるんです、工事成績点だの。それだけ、技術力が上がってきます。ところが、今みたいに、除雪のやつだけで3点ですよ、差がつくのは。ほかのところは、評価の点数とかが1点です。青森市内に本店を有する、1点。要は、青森市発注工事の成績、平成30年度からの、この成績の平均点が出ている。これは80点以上が3点と言うけれども、2点もあって、1点もあって、こういうのがあるから、1点、2点の差とかになるけれども、除雪は3点、いきなり差がつくんです。

なので、やっぱり、こういうものの——これは、もう公表されてしまった評価項目・評価基準は、点数を同じにすれば、みんな、同じじゃないですか、同じになるところは、この部分に関しては。だから、そういうところの公平性を持っている中で競争力を持たせて何だかんだするのは、いかに特別簡易型で何であろうが、技術提案の部分の、やっぱり、そこで差異が出たり何だりという、そういうところを設けないと駄目です。

なので、先ほどから話をしている、その3点の部分に関して、都市整備部だの何だの、そういうものの見直しをかけてとか、様々な、そういうものの結果が出て、そういうのを検証してということで、その部分に関しては来年度以降に実施するということでの附則をつけるということに関して、そういうふうに改める気はないですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

現時点では、改める気はありません。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 多分、そう言うだろうなと思っていたんですけども、私が、全部、当ててあげます。まあ、そこを変えないというなら変えなければいい。取る業者を全部、当ててあげます。

これは、みんな、市長の責任ということですよ、評価項目だの、そこを変えなかったり何だりっていうのも。それで、意欲をなくしていくというのは——実施要領の中に市長はと書いているんだから。そういうふうに、解釈してよろしいということですか。

○山本武朝委員長 中村節雄委員、質疑ですか。

○中村節雄委員 うん。

○山本武朝委員 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたけれども、このたびの総合評価落札方式における対象金額の引下げにつきましては、2年に1度の工事種類別等級の決定、いわゆる等級の格付に併せて、本年4月以降からの公告案件から実施するというふうに考えているものであります。

したがいまして、中村節雄委員から、様々、御意見は頂いておりますけれども、現時点では、既に公表したもので進めていきたいというふうにして考えております。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 既に公表したから見直しをしない。だから、この基準の決定に関しては、市長が決めたんだからと。そういう解釈ですよ。それで、いいということですよ、変えないということだから。

実施要領の中に、落札者の決定基準の決定というのは、市長だから。地方自治法施行令第167条、これだの、決定基準。基準は改めないし、こうなんだということ。そういう考え方だということですよ、改めないというんだから。附則もつけないということだから。そういう解釈だということですよ。

それで、それは変えないんであれば変えないで——業者だって、それだと、除雪で取れないなら、除雪を手伝わないし、来年、雪が降れば大変ですよ。やる気を出させないように、そういうことをやっていくと。様々な部分で、そういうのをやっぱり検討して行って、附則だのをつけて、1年遅らせればいいだけの話なんです。

特別簡易型だから、技術提案だの何だの、ここの部分はなかなか難しいかも分からないけれども、こういうふうに基準はあれかもしれない。附則だの何だので、やらないというわけでもないんだから。その除雪の部分に関しては、だって、今、結果も出てないじゃないですか。そうすれば、今年の業者を、みんな、やめさせればいいじゃないですか。何も用が足りない除雪。市民が、みんな、出て行って、ここに苦情が来ないというのは、あの公表しているのか何から、私にどれだけ来ているか分かりますか。戸山のバス路線も何も青。幹線だの何だのも、ピンクだの何だのになってやっているというのに、幸畑でやっているのに、戸山で、何で、捨場が戸山にあるのに、幹線をやっていないんだと。苦情だらけです。市役所に来ない分、私に来るんです。もっと苦情はあるでしょう。あれを見ながら、期待していて、文句をつけないだけです。ところが、生活工区だの何だのでも、ピンクだの黄色だの青だのと、あのとおりでないですもの。前にやっているのに、もうやられているということになっているけれども、走ってみれば、何も、前のやつじゃないか、これほど。これだけ雪があって、やらないのかよと。

そんなのだの何だの、いっぱい、除雪——除雪をきちんとやれば、市民は、大分、満足するんです。だから、そういうののために、建設業者だって、こういう景気が

よくなってきているときに、絶対、工事量も少なくなってきているとき——青森市の就労人口は、建設業の末端まで含まれて、第3位です。建設業をあまりばかりにしていれば、泣きますよ。だから、やっぱり、その辺を考えなきゃ駄目だと思います。

それから、都市整備部長、さっきの聞いたやつを。総務部長のほうはいいです。

○山本武朝委員長 都市整備部長、特に発言の申出ありますか。

〔平岡弘志都市整備部長「はい、委員長」と呼ぶ〕

○山本武朝委員長 はい。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 先ほど、中村節雄委員から御質疑がありました1回の除雪にかかった日数が一番長かった工区につきましては、今冬において、最長12日間となっております。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 もう1回、確認ですけれども、1回の指令に対して、最高で、かかったのが12日ということでもいいんですか。（発言する者あり）オーケーですか。

（発言する者あり）ということは、それはどこの工区だか分からないから、あれですけれども、12日かかっているならば、次の雪が、また降ってくるでしょう、何ぼでも。やっぱり、2日、3日で、その生活工区を終わらないと駄目です。やれる体制を取らないと駄目です。ということは、やっぱり、そういうところは見直しをかけるのか、都市整備部長にお伺いします。総務部長のほうは変わらないんだから、結構です。都市整備部長、見直しをするか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 今冬の除排雪作業を踏まえた検証につきましては、除排雪事業者へのヒアリング、町会との意見交換等を、今後、行うこととし、工区割りの見直し、新たな委託事業者の選考等を行い、来シーズンに向け、さらなる除排雪作業の効率化を図ってまいります。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 本当に、除雪をきちっとやれば、市民は喜ぶんです。そのためには、建設業者の力というのが大きいかと思しますので、その辺はきちんと考えていただきたいなど。

私の住んでいるところで、私が不満足なのは、出てもらいたいときに出勤指令がそのときに出ないから——私は、カレンダーにつけていて、私の自宅の前へ出勤したやつがあったときに、日にちがずれているのが2回ぐらいあるんです。ということは、3日目とか、何とかなんです。出ないところはずれてないんです。ちゃんとして、なっているところはそうなんです。

だから、パトロールして歩いても、パトロールは、そうすれば何のためにしているのと。例えば、幹線であれば——それで、一番に解決をしなければいけないのは、捨場の確保です。これだけは努力してください。海に、みんな、投げに行き

ながら、1回行けば、ダンプは2時間も3時間も帰ってこない。もっと山側のほうだの何だのとかも、捨場をいっぱいもっと確保しないと駄目です。ダンプを何ぼ用意しても、2時間も3時間——効率悪くて駄目です。30分か何ぼで行って来られるところを、2時間も3時間もかかってと。やはり、除雪のやつのは、都市整備部長、きちんとした、市民に喜ばれるような体制づくり、そういうふうに見直しをしていただくことを要望しまして、私の質疑を終わりたいと思います。

○**山本武朝委員長** この際、暫時休憩いたします。
再開は午後2時50分からといたします。

午後2時37分休憩

午後2時50分再開

○**山本武朝委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。
質疑を続行いたします。

次に、里村誠悦委員。

○**里村誠悦委員** あおもり令和の会、里村誠悦であります。

第7款商工費第1項商工費第2目商工業振興費、浪岡地域力活性化事業について、概要をお話してください。よろしくをお願いします。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○**三浦大延浪岡振興部長** 里村委員の浪岡地域力活性化事業の概要についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地域力活性化事業は、浪岡地区が有する魅力及び資源を活用した取組を実施することにより、浪岡地区の振興を図ることを目的とした事業であります。令和4年度の事業につきましては、1つに、浪岡地区の伝統・文化と歴史遺産を伝承し、地区住民の郷土愛の醸成を図るための歴史伝承事業、2つに、浪岡地区における健康課題の改善を図るための健康増進事業、3つに、将来のコミュニティビジネス創出に向けて、浪岡地区の魅力や課題を洗い出すための事業の3事業に取り組むことを予定しております。本市といたしましても、引き続き、農業やリンゴ、歴史・文化といった浪岡地区の魅力の活用を図りながら、浪岡地区の活性化に鋭意取り組んでまいりますとともに、その実現に向けては、まちづくりの新たな担い手として設置されております、なみおか未来創造会議とも協調・連携してまいります。

○**山本武朝委員長** 里村委員。

○**里村誠悦委員** それでは、歴史伝承事業、2つ目の健康増進事業、それから、浪岡地区の魅力や課題を洗い出すための事業、これを1つずつ詳しくお願いします。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 里村委員の歴史伝承事業の詳細についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡地区には、浪岡北畠氏にゆかりのある史跡が多く存在しており、特に浪岡城跡は、平成29年4月に、続日本100名城に選定されて以降、来訪者が増加しているところでもあります。このため、本市では令和元年度から令和2年度にかけて、地区内の主要な地点に案内板や案内サインを整備してきたほか、浪岡観光マップをリニューアルするなど、観光客の利便性を高めてきたものであります。こういった歴史的な地域資源を一層活用し、浪岡地区の活性化に結びつけるため、令和4年度につきましては、史跡等への案内板の整備などに係る経費といたしまして166万8000円を計上したものであります。

次に、健康増進事業の詳細についての再度の御質疑にお答えいたします。

浪岡地区では、健康課題といたしまして、特定健診受診率が青森地区と比較して低いほか、1日に3合以上、飲酒する人の割合も高い状況にあります。このことから本市では、令和3年4月から浪岡福祉推進監を配置し、健康課題解決などに対し、専門的な立場から指導・助言を頂いているところでもあります。令和4年度につきましては、健康寿命延伸に向けて、地区住民の健康意識の醸成が不可欠であるものと考え、浪岡福祉推進監を中心とした体制の下、健康意識醸成のための事業を行うこととし、事業費80万円を計上したものであります。

次に、浪岡地区の魅力や課題を洗い出すための事業の詳細についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、浪岡地区の活性化に向けて、まずは、浪岡にお住まいの皆さんから意見をお伺いし、地域の実情を把握することが重要と考え、浪岡地域自治区が終了した令和3年度から、浪岡地区住民を対象としたアンケート調査及びその分析を行うこととし、その業務を青森公立大学に委託してきたところでもあります。令和4年度におきましては、浪岡地区内を5ブロックに分け、それぞれでワークショップを開催するなどしながら、地区の魅力や課題などを把握することとしておりまして、そのための講師に対する謝金等として52万3000円を計上したものであります。

○山本武朝委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。

私の卒業した高校が、これから、浪岡では閉校となる予定になっております。いろいろ、皆さんのお力を借りましたけれども、そうになってしまうと、いろいろ、浪岡の人たちも困るわけですから、ぜひ、この浪岡地域力活性化事業は成功させていただきたいと。

それで、お願いがあります。浪岡の方から、いろいろ、御相談を受けております。教育委員会とか、公共サービスの件とか、指定業者制度とか、農業の後継とか、インバウンド対策とか、浪岡城跡の発掘調査の依頼とか、いろいろ、御相談を受けております。やはり、自分の町に、プライドというか、誇りが無いといけません。そ

れで、今日、横内中学校で同窓会の入会式があったんですけれども、子どもたちにも、やはり、地元にはこういうことがあるんだよ、こういう、すばらしい誇れることがあるんだということを、ちょっとお話してきました。だから、そういうのを、自分の育ったところは、こういうところなんだよと、自信を持って、頑張ってくださいというふうにお話ししました。ぜひ、この浪岡の活性化の事業については、よろしくお願ひしたいと思ひます。これで浪岡のほうは終わります。

次は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要をお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 里村委員からの定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての御質疑にお答えいたします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成24年4月に創設されました地域密着型サービスの一つで、利用者が要介護状態となった場合においても、尊厳を保持し、可能な限り、居宅において、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーや看護師などが、定期的な巡回または随時の通報により、利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活の緊急時の対応や、その他、安心して在宅での生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、健康状態や病状に応じた看護ケアや在宅でのリハビリテーション、医療処置や診療の補助等により、療養生活を支援し、必要な介護・看護サービスを提供し、心身の機能の維持回復を目指すものであります。

サービスは、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等に基づき、日中・夜間を通じて、訪問介護または訪問看護を定期的に利用することができるほか、通信端末等により、事業所のオペレーターと24時間いつでも通話することができ、随時、状況に応じて、訪問介護または訪問看護を利用することができるものとなっており、利用料は、要介護度に応じて、月単位の定額制となっております。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備につきましては、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画に基づき、地域密着型サービスの計画的な施設の整備を実施することとしております。今年度におきましては、11の日常生活圏域のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が設置されている3圏域及び8圏域の2つの圏域を除いた9つの圏域を対象に、地域密着型サービス事業者の公募を行い、青森市地域密着型サービス等運営審議会における選考結果を踏まえ、指定予定事業者として、1事業者を選定したところであります。当該事業者が事業所を設置する場所については6圏域となっており、スケジュールについては、令和4年度に設置整備を行い、令和5年度中に開設される予定となっております。

本市といたしましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により、医療と介護が密接に連携し、要介護者の在宅生活を24時間支えることができるものと考

えております。

○山本武朝委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。

あと、令和3年度の公募で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で1事業者を選定したということですが、このサービスは令和4年度も公募対象になっているのか。また、このサービスを含め、令和4年度における地域密着型サービス事業者の公募件数はどのようになっているのかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 里村委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

地域密着型サービス事業者の公募につきましては、第8期計画に基づき、令和3年度は、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護をはじめ、6種類のサービス、7件を公募したところであります。その応募結果につきましては、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護は、2件の公募件数に対して、応募がなく、認知症対応型共同生活介護は、1件の公募件数に対して、応募が1件、地域密着型特定施設入居者生活介護は、1件の公募件数に対して、応募が1件、小規模多機能型居宅介護は、1件の公募件数に対して、応募がなく、看護小規模多機能型居宅介護は、1件の公募件数に対して、応募が1件、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、1件の公募件数に対して、応募が2件あったところであります。

令和4年度における地域密着型サービス事業者の公募につきましては、第8期計画において、当初予定している件数に、令和3年度に応募がなかった件数を加え、公募することとしております。具体的には、5種類のサービス、8件を公募することとしており、その内訳としては、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護については、当初予定している1件に、令和3年度に応募がなかった2件を加え、3件、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、当初予定しているそれぞれ1件、小規模多機能型居宅介護につきましては、当初予定している1件に、令和3年度に応募がなかった1件を加え、2件を、それぞれ、公募することとしております。

本市では、高齢者が中重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域密着型サービスの計画的な整備を進めてまいります。

○山本武朝委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。引き続きやるということなんですけれども、入れなくて困っている人がいるのか——いても、なければ駄目なので、ぜひ早めに、応募がなかったのをちゃんと取れるように、何か、やっぱり、金額が足りないんじゃないか。少し上げて、公募するとか。ともかく、私も、来年から、後期高齢者でありますので、ぜひ早めにやっていただきたいと思います。終わります。

あと、要望です。

屋根の雪下ろし、これも、高齢者のことです。高齢者の屋根の雪下ろし支援の書

類提出とあります。それから、書類を提出して、予約というか、そういうのをします。それから、落ちた雪の処理、これも電話しないといけない、電話でいいんだろうけれども。空き家の屋根——隣が空き家であれば、それもやらなきゃいけない。これは、1か所1か所、場所が違うというんです。こっちへ来たり、向こうに行ったりとか。ですから、そういう屋根の雪下ろしについては一括していただきたい。

それから、空き家の屋根について、いろいろ、電話が来たりしております。どうしたと聞くと、パトロールが来て、役所では、これだけしかできませんのでと、そうやって、しゃべられて終わりだと。我々の危険なあれは、どうしたらいいんだと。どうすればいいんですかと。いや、私も手伝いに行けないしなと思って、いろいろ、相談を受けているんですけども、やはり、これも、このままだと、がちが明きません。ですから、やはり、法改正するとか、もっと、何というんでしょう——そうでないと、青森は、また住みにくい、雪が怖くて駄目だというふうなことが増えてきて、人が減っていきます。ですから、ぜひ、これも除雪対策の一つにして、取り入れて、そういうところは、どんどんどんどん、業者に下ろさせると。あとは、その辺のところは、役所で連絡をして、請求書を出すとか、とにかく、市民の安全を考えないと、空のもので人が減っていくということになります。ですから、ぜひ考えていただきたい。

それから、除排雪の方法も、そういう空き家の2階・3階にある雪のために、今、はしご車とか、それから、電気屋さんが、よく、ぐーって上がっていく、ああいうものを、やっぱり、買ったり、開発したり、そういうふうにしていただきたいと。そうでないと、ただ、除排雪にブルドーザーとダンプトラックばかり買っても駄目なんです。やはり、安全性となると、その雪を下ろさないといけません。私が議会に来るまでのところで、屋根が潰れて、崩壊しているところがあります。誰もいないと、ああいうふうになってしまうんです。携帯に写真を撮ってきたんですけども——そういうふうになってしまうんです。もしも、そこを子どもたちが歩いていたら、大変ですよ。思っただけでも、ぞっとしませんか。ねえ、教育長。ですから、根本的に——除排雪費が五十何億円になりましたね。ですから、その何割と言わない。1%でもいいですから、そういうものに向けて、新しく考える除排雪費用を出していただきたいと。やはり、撤去の助言・勧告・命令することができる、それは役所でしょうけれども、やはり、それだけではないので、雪を下ろすことができるということを考えてください。ぜひお願いします。

これで終わります。

○山本武朝委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 あおもり令和の会、中村美津緒でございます。

質疑に入ります前に、この場をお借りして、一言、おわびをさせていただきたいと思っております。

私自身、さきの2月15日に、PCR検査を受けた結果、陽性反応となりました。

それを受けまして、議会事務局に連絡を取り、相談した結果、周囲の議員の皆様への配慮などのアドバイスを頂き、大事を取って、3月8日まで病気休暇を頂くこととなりました。

おかげさまで、終始、無症状であり、2月22日に施設療養期間を終えて、退所することができましたが、それにより、市民の声を届ける大事な一般質問と常任委員会を欠席せざるを得なかったことを、まずもって、おわびを申し上げますとともに、御心配をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

また、施設療養退所後、3月1日に、長男の高校の卒業式に出席をいたしました。このことに加え、退所後も、ほぼ毎日、市民から寄せられた除排雪の要望箇所の状況を確認するために、深夜から早朝にかけて巡回しておりましたが、既に陽性反応から一定の期間を経過しており、施設療養終了日の2月22日、卒業式当日の3月1日と、抗原体検査の陰性反応であったことや、卒業式当日については、議会も休会日ということもあり、私自身が勝手に問題ないと判断しておりました。病気療養休暇期間中であることを鑑みるならば、いささか、私の判断は配慮に欠けていたものと、今は深く反省しているところであります。

今後は、これまで以上に、議員としての信頼回復に努めてまいり所存であります。どうか御容赦くださいますよう、伏してお願いを申し上げます。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

[一礼]

申し訳ございませんでした。

[一礼]

申し訳ございませんでした。

[一礼]

お時間を頂きありがとうございました。

それでは、質疑をさせていただきます。

初めは、市職員の雇用と年金について質疑いたします。

市職員の雇用と年金について、公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降、段階的に65歳へ引き上げられました。それに伴い、平成24年3月23日、国家公務員制度改革推進本部において、雇用と年金の接続を図るために、フルタイム再任用を希望する職員については、フルタイム採用をするものと決定されました。その後、平成25年3月29日、総務副大臣通知においても、任命権者は、年金支給年齢に達するまで、フルタイムで再任用することとし、本人希望や特別の事情のある場合は、短時間の再任用が可能との通知をしております。また、令和3年6月には、公務員の定年の段階的な引上げも可決・成立されました。これに伴い、本市でも、平成29年度退職者からフルタイム再任用を63歳とし、令和元年には64歳、令和3年度には65歳まで延長してまいりました。これは、年金支給額も年々減少するとともに、なおかつ、年金支給開始が引き上げられることに対し、収入の激減を緩和するという、

雇用と年金の接続を図るために、とつても必要な取組だと私は思っております。

それでは、質疑いたします。短時間も含めた再任用は、これまでも65歳まででしたが、フルタイム再任用について、平成25年度退職者は61歳までだった上限を、平成27年度には62歳、平成29年度には63歳、令和元年度には64歳、そして、令和3年度には65歳と引き上げてきたのは、年金の支給開始の引上げに連動したものの認識で間違いはないでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 中村美津緒委員からの年金の部分についての御質疑にお答えいたします。

今ほど、中村美津緒委員から御紹介があったとおり、年金の考え方については間違いないものであります。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 それでは、青森市として、再任用をどのように採用しているのかお示ししていただけないでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 中村美津緒委員からの再任用の採用についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、定年退職後も、引き続き、働く意欲と能力のある職員が長年培った知識・経験を有効に発揮できるよう、本人の意向等も踏まえ、フルタイムまたは短時間の再任用職員として採用しております。

フルタイムの再任用職員につきましては、定数上、常勤職員の取扱いとなるため、年齢構成の平準化等を勘案し、毎年度、一定数の新採用職員を確保する必要があることから、採用予定者の辞退や中途退職者等の発生による欠員を補充する場合に採用することとしております。また、技術職や医療職の専門職につきましては、資格を生かした職務に、引き続き、フルタイムの再任用職員として採用することとしております。一方、短時間の再任用職員につきましては、各課からのヒアリング等を踏まえた業務上必要なポストを設定し、採用しております。

なお、配置に当たりましては、やりがいを持って働くことができるよう、可能な限り本人の希望を考慮した職務に充てることとしているものであります。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 今の答弁で、少しですが、気になったのが、平成24年の国の考え方、そして、これまでフルタイム採用の上限を延ばしてきた趣旨を鑑みれば、ちょっと少し相反する採用の仕方があるような気がしてなりません。年金支給開始が引き上げられてきた現状で、雇用と年金の接続は、これらの全ての社会において、非常に、今後、重大な課題だと私は考えておりました。私も、経営者の一人として、非常に重要であると認識しております。私は、年金支給開始が引き上げられたタイミングで、平成24年に国が示した方針、フルタイム雇用の上限は65歳であ

るべきでありますし、希望する全ての人がフルタイム再任用されるべきと私は考えております。

そこで、質疑いたします。本市では、この再任用制度の実効性を高めて、再任用での雇用確保を強化するために、平成24年度以降、どのような取組をしてきたのか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 再度の御質疑にお答えいたします。フルタイムの再任用職員を採用するためにどのようなことをやってきたのかとの御質疑であります。

これまで、市といたしましては、制度内容を把握した上で、退職する年度の各職員に対して、退職者説明会、また、年金受給に当たっての各種説明会を開催し、その職員に対して、その制度内容を熟知させた上で、フルタイムまたはショートタイムの希望を取った上で、採用をしているところであります。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 いろいろなその説明会をして、その更新の時期に、フルタイムもしくはそのショートタイムの希望を取ったというお話を伺いました。

これからも――要望になりますが、答弁を伺いますと、本市では、これまで、年金支給開始引上げに係る職員の方たちの不利益解消問題に、本気で取り組んでいるのかなど。もっと取り組んでほしいなという感想を、ちょっと短い質疑ではありましたが、そのように感じました。

冒頭でも申し上げましたが、年金支給額も年々減少するとともに、なおかつ、年金支給開始が引き上げられるという現状で、私たち民間企業では65歳定年に必死で取り組んでおります。私も、その経営者として、65歳までの雇用関係は、これは非常にデリケートな問題でありまして、従業員側にしてみれば、本当に再雇用してくれるのだろうかというもう不安・心配が常に付きまとっている課題だと思っております。65歳まで、これは、経営者の私の義務としても、この雇用を約束しております。

民間企業に限らず、公務員についても、遅まきながら、段階的に定年を引き上げるようですが、その制度が完結するまで、その間の谷間に、これまで長年、市政のために尽力された職員の皆さんが、不利益を受けないように、組織の在り方を、ちょっともう一度、見直しながら、年金支給開始引上げ問題の対応を全力で頑張っていたきたいと強く要望して、この質疑は終わります。

続きまして、アウガについて質疑いたします。

建物の滞納賃料の支払い請求事件に係る訴訟について、現在、どこまで進んでいるのか、状況を教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 中村美津緒委員からの訴訟に関する現在の状況についての御質疑にお答えいたします。

建物の滞納賃料の支払い請求事件に係る訴訟につきましては、令和3年第3回定

例会で御議決いただいた後、令和3年10月22日に青森地方裁判所へ提訴し、同年12月15日に第1回口頭弁論がありました。その際に、相手方の出頭がなく、また、相手方から答弁書の提出もなかったことから、同年12月22日に市側勝訴の判決が言い渡されたところであります。

その判決の内容につきましては、相手方が市に対し、令和3年9月分までの未払い賃料2932万3857円、令和3年10月22日までの遅延損害金437万7194円、令和3年10月23日以降に発生する遅延損害金を支払うこと等が命じられたものであります。この判決につきましては、相手方が判決書の送達を受けた日から2週間の控訴期間の満了前までに、控訴の提起をしなかったことから、去る1月20日に判決が確定したところであります。

当該判決確定により、裁判所に認定されました債権につきましては、これまで、相手方から判決に基づく納付がないため、裁判所の関与により、強制的に債権回収を実施する必要があることから、その手続に当たりましては、弁護士と相談しながら進めており、現在、裁判所が差押えできる相手方の財産を調査しているところであります。

今後も、引き続き、法的手続に遺漏がないよう、弁護士と相談しながら、できる限りの債権回収に努めてまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 こちらも要望でしかありませんが、弁護士と相談しながら、できる限りの債権回収に努めるとのことではありますが、相手先の合同会社の謄本、定款を取ったところ、資本金は100万円でありました。よって、その資本金の100万円しか、債権回収ができないんじゃないかなという、そういう不安がありました。本市が抱えた債権の全額に近い金額をちゃんと回収できるように、引き続き、弁護士と相談しながら、債権額相当分を回収していただきますよう、強く要望させていただきます。この項は終わります。

続きまして、除排雪事業について質疑させていただきます。

今冬、今シーズンですね、私の感想であります。昨年度に比べて、除排雪作業の要望を市側に申し出た後、除排雪作業に入るまでの、市の職員から業者への対応の、まず、この早さ、迅速に作業に従事して下さったことに、昨年度とちょっと変わったな、よくなったと非常に感謝をしておりました。また、除排雪作業の業者も、日々、その現場で顔を合わせるにより、コミュニケーションが取れて、改めて、業者の大変さを痛感して、大変だなというのは伝わりました。

しかし、一方で、これまでは要望と申し上げておりましたが、あえて、地域住民からの苦情と言わせていただきますが、改善すべき点が多い工区がありました。私が地域住民とその目で見た現状の状況を踏まえて、質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、除排雪作業を実施する際には、誘導員の配置や注意看板の設置について、

どのようなルールがあるのかお示ししていただけないでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 中村美津緒委員からの誘導員の配置、注意看板の設置についての御質疑にお答えいたします。

除排雪作業中の誘導員配置につきましては、除排雪作業委託契約書に添付されている除排雪作業委託仕様書の第9条第4項において、受託者は、除排雪作業中、安全確認のための誘導員及び交通整理員を配置させなければならないと規定しております。

通行止め等の注意看板の設置については、除排雪事業者に対する説明会の配付資料の中で、除排雪請負事業者遵守事項として、除排雪作業は、作業区間の両端の路上に除排雪作業中の標識板を設置し、通行止めを行い、実施することと記載しており、事業者に設置をお願いしております。

除排雪作業中のパトロールについては、全工区、全実施時間帯で実施することは困難であることから、抜き打ちによる夜間パトロールを実施し、必要に応じて担当事業者への指導を行っております。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 全部を回ることができませんので、抜き打ちで夜間もパトロールをしてくださっていると、今、答弁を頂きましたが、ちょっともう一度、くどくなりますが、誘導員はつかなければいけないとお聞きいたしました。誘導員は——申し訳ございません、工区名は申し上げます。1つの工区につき誘導員は1人でいいのでしょうか。それとも、2人つけなさい、そこは、人数はどのようになっているのか、ちょっとそこだけ教えていただけないでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 誘導員についての再度の御質疑にお答えいたします。

仕様書におきましては、誘導員及び交通整理員を配置させなければならないというふうに規定しておりまして、作業の仕方によって、誘導員の必要な人数というのは変わってきますので、ルールとしては、何人という決めはありません。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 ちょっと、すっきりいたしました。まず、1人でもいいということでありました。時間の関係上、ちょっと、除排雪作業についても、要望でちょっと終わってしまうのですが、今年も、非常に苦情が多かった地区の作業日報を情報公開請求をして頂きました。

苦情が一番多かった工区に限定して要望させていただきますが、この工区で、地域住民と一緒に業者が除排雪作業をしているのを巡回をさせていただきました。日報には、やっぱり、誘導員が何名というふうに、名前も記載されておりましたが、私たちが、午前3時まで、歩いて1時間で1周できるぐらいの工区でありましたので、その間、なかなかちょっと、誘導員とお会いすることはできませんでした。

また、非常に狭い生活道路が、車両がスタックするぐらいの非常にひどい道路状況なので、早くここを除排雪してほしいなと思っていたんですが、なぜかショベルとダンプが、午前2時半ですか、作業を終えて、引き返しましたので、私もそのまま随行しましたら、そのショベルは、約10分ぐらい離れたところの民間の飲食店の除排雪作業を始めておりました。さらに、その民間の飲食店から雪を積んで出てきたダンプの車両、そのナンバーを見ましたら、その作業日報に書かれているナンバーでした。要するに、工区内で除排雪作業をしているように、ちょっと、日報では見えるんですが、違うところで作業をしていたということで、やはり、工区で地域住民から除排雪作業に対する苦情が多い工区というのは、今回の定例会でも、除排雪作業についての質問・質疑がたくさんありましたが、ほかの工区と比べて、やっぱり、作業時間が非常に短いのではないかなと感じました。作業日報だけ見ると、ちゃんと、午後7時半から午前5時までやっているふうに書いておられますし、ダンプの台数も非常に多く書かれているんですが、実際は、それぐらいの車両とは、お会いすることはかないませんでした。

別に工区の除排雪をやっているから、民間の除排雪作業を掛け持ちでやるなど言っているのではなくて、一向にやって構いませんが、苦情が多い、要望が非常に多く上がっている工区だからこそ、その日報にちゃんと記載されているとおりの時間で作業していただければ、地域住民からの苦情は少なくなるのではないかなと思いますので、本市も、引き続き、地域住民に寄り添った作業をしていただくよう、業者を見守っていただきたい、指導をしていただきたいなど要望いたしまして、除排雪作業の質疑は終わります。

続きまして、新青森太陽光発電所建設事業について質疑させていただきます。

さきの一般質問で、防災調整池——今、雪解けになりまして、春を迎えますと、私たちが食するおいしいお米の大事な源であります水が、どうしても必要になります。その大事な水を一生懸命頑張ったためてくださるその防災調整池ですね、完成予定——非常に、今、工期が遅れておりました。1号調整池が令和4年3月までに完成させる。2号・3号防災調整池に至っては1月末の完成予定。要するに、春の雪解け、田んぼに水をやるときには、もう防災調整池ができているというふうなことでありました。

それでは、改めて質疑させていただきますが、現在の進捗状況をお示ししていただけませんか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 中村美津緒委員の新青森太陽光発電所建設事業における防災調整池の進捗状況についての御質疑にお答えいたします。

新青森太陽光発電所建設事業におきましては、河川や農業用水路の流下能力等を踏まえ、事業地からの排水量を調整するため、事業地内の集水区域や地形等を考慮し、1号から3号までの3つの防災調整池を設ける計画となっております。

各防災調整池の工事の進捗状況であります。1号調整池につきましては、令和4年3月末堤体工完成予定ということですが、堤体工の進捗率が約72%、擁壁工やのり面保護工、その他、防護柵工、舗装工等のその付帯工事を含めました1号調整池全体での進捗率が約19%となっております。また、2号調整池、3号調整池につきましても、令和4年1月末完成予定としたのは堤体工の完成予定でありまして、2号調整池の堤体工の進捗率が約91%、擁壁工やのり面保護工、その他付帯工事を含めました、2号調整池全体での進捗率は約71%となっております。また、3号調整池は、堤体工の進捗率が約91%、擁壁工やのり面保護工、その他付帯工事を含めました3号調整池全体での進捗率が約66%となっております。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 時間の関係上、はしょって質疑させていただきます。

先ほども冒頭で申し上げました、そろそろ雪解けを迎えます。事業地から発生する濁水について質疑させていただきます。

これまでも、少しの雨が降っても、新城川には非常に濁水が流れてくる。田んぼに、新城上堰からですか、農業用水として、濁水が流れないように、防止策、どのような対策を講ずる予定なのか、前回、ちょっとお聞きすることができなかったんですけども、この防災調整池が完成していない中、農業用水への流入防止、濁水にどのような対策を講じるのか教えていただけませんか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 中村美津緒委員からの排水対策についての再質疑にお答えいたします。

新青森太陽光発電所建設事業では、土砂流出や濁水防止のため、切土・盛土の調整工事の進捗に合わせ、36か所の仮沈砂池を設置する計画とさせていただいております。また、各調整池付近におきましての対策ですが、1号調整池付近の排水につきましては、令和3年度において、1号調整池の構造等の見直しが行われたことにより、今後、造成工事が進むことから、融雪期に合わせ、濁水処理機等の導入を検討しているとのことあります。また、2号調整池付近の排水につきましては、融雪期に合わせまして、濁水処理機で処理し、事業者が排水対策として整備した排水路を流下し、土筆川へ排水され、新城川に合流するという計画になっております。また、3号調整池付近の排水対策につきましても、濁水処理機で処理し、市管理の沼地へ流入した後、ろ過施設を設置した下流の排水路を流下し、国道7号を横断後、新城上堰へ合流する予定となっております。また、事業者におきましては、今後の融雪状況を踏まえまして、濁水処理機の増設についても検討しているということあります。

また、融雪や大雨等により、万が一、濁水が発生した場合には、農業用水路や下流の耕作地へ影響を及ぼさないよう、既設水門や角落としを操作するなど、事業者と水利組合とで連携しながら対応することとしております。また、市といたしまし

ても、河川や農業用水等に支障が生じた場合には、速やかに現地を確認の上、環境の保全に関する協定書に基づき、林地開発権者である青森県と共に、事業者に対して指導してまいります。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 この項の質疑で、ちょっと、一番重要な質疑でありました。事前に通告しておりましたので、しっかりと詳しく御答弁いただきたいんですが、2号調整池から排出された排水をためるための——事業者が、現在、土地所有者から借りている池ですね、この池を所有する方とお会いすることができました。非常に夢のあるようなお話をされておまして、自らが経営する保育園の園児たちに、自分のすてきな公園を造って、園児たちの遊び場にしたいと。ところが、その工事を行うことによって、花が枯れ、木が伐採され、来ていた動物も来なくなり、コイは全滅してしまったと。しかしながら、その事業者は完全復旧させますとお約束をしたようですが、それでは改めて、この話を届けるに当たりまして、どういうふうに復旧する予定なのか、いつまでにその事業者は復旧する予定を考えているのか、市はどのように聞いているのかお示ししていただけませんかでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 中村美津緒委員からの新青森太陽光発電所建設事業におけます排水対策につきましての再質疑にお答えいたします。

新青森太陽光発電所建設事業では、2号調整池からの排水は、公共水路を経路とし、土筆川へ排水する計画ではありますが、公共水路からの排水に当たりまして、2号調整池に隣接する池の所有者の協力の下、当該池へ貯留し、濁水処理機で処理した後、公共水路へ排水するという計画になっております。

この池の復旧に当たりましては、事業者と池の所有者との間で、事業者が池の原形復旧を行うということで合意がなされていると伺っております。なお、事業者からは、2号調整池が濁水を発生させないための機能が発揮できるような施工にめどが立ち、濁水処理機を撤去した後に池の復旧を行う予定である伺っております。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 承知いたしました。

それでは、要望させていただきます。何度も申しあげました春になって、雪が解けて、新城川あるいは新城上堰に濁水が流れないように、市側も、引き続き、注視していただき、誠意ある対応を事業者にも——引き続き、見守ってくださいますよう、ちょっと強く要望して、この項は終わります。

それでは、最後に、浪岡地区バトミントン移住学生支援事業。

令和4年度当初予算の学生寮の整備であります。9191万6000円と計上されておりますが、この金額の内訳、時間がないので、工事費だけの値段だけで結構であります。どれぐらい工事費かかるかだけ、教えていただけませんかでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 中村美津緒委員の学生寮整備費の内訳についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区バドミントン移住学生支援事業は、浪岡地区におけるバドミントン競技によるまちづくりを推進させるため、県外から意欲ある生徒を呼び込み、もって将来的な定住促進及び浪岡地区の活性化につなげていくことを目的として、浪岡中学校バドミントン部等へ入部するため、県外から浪岡地区に移住する生徒を対象に、学生寮の整備や移住支援等を行うものであります。

このうち、学生寮につきましては、建設候補地を浪岡中学校の向かいにあります同校のプール跡地とし、4人部屋3室の計12人の生徒が入寮できる規模の施設を建設するものでありまして、生徒の居室、食堂を兼ねたミーティングルーム、調理場、浴室、洗面所、寮監室、寮母室等を備えることとしております。また、その整備スケジュールにつきましては、現在、業務委託により、学生寮の詳細設計を行っており、今月までには設計業務を完了する予定でありまして、本定例会で、令和4年度当初予算を御議決いただいた場合には、入札により、建設業者を決定した後、速やかに契約を締結、工事に着手することとし、令和5年4月からの供用開始を予定しております。

委員お尋ねの学生寮整備費の計9191万6000円の内訳であります。学生寮の建築工事費や冷暖房等の機械設備工事費、電気設備工事費等の工事請負費として8734万円、建設工事の工事監理業務等の委託料として157万6000円、学生寮の運営上必要となる冷蔵庫や洗濯機等の備品購入費として200万円、食器や調理器具等の消耗品費として100万円をそれぞれ計上しております。

なお、浪岡中学校への来年度入学予定者のうち、県外から浪岡地区に移住し、入学する生徒の見込み者数であります。2学年へ転入する1名を含め7名となっており、いずれもバドミントン競技を目的として移住し、入学する生徒として、保護者からの入学の意向確認も頂いているものであります。このことは、同校へ入学する県外生徒の過去3年間の入学実績各1名と比して大幅増となる見込みであり、新設いたしました移住支援事業の効果が現れているものと考えているところであります。また、この7名の生徒に加えまして、浪岡高校にも、県外から数名の生徒が受験していると伺っております。

本市では、浪岡地区が、あすなろ国体でバドミントン競技の会場となるなど、歴史的にバドミントン競技が地域スポーツとして、浪岡地区に定着していることや、指導体制等が他地域と比較して優位性があり、全国から生徒が集まっていることから、バドミントン競技は、浪岡地区の地域資源として、また、まちづくりの核の一つとして捉えており、今後もバドミントン競技を通じた地域振興に意を用いてまいります。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員に申し上げます。あおもり令和の会派の持ち時間が経過しましたので、これをもって終了させていただきます。

○山本武朝委員長 次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 自由民主党の小豆畑です。どうぞよろしくお願いいたします。

質疑に入る前に一言御礼を申し上げたいと思います。

去年3月の予算特別委員会において、市民から要望のあった本庁舎への公衆電話の設置について質疑いたしました。当時の総務部長からは、公衆電話の設置については、NTT東日本から、設置の条件があるので、関係機関と協議してまいりますという答弁を頂いたのですが、今年1月、友人から電話があつて、本庁舎前のバス待合所に公衆電話ができたよと電話を頂きました。庁舎内ではなかったのですが、屋外の24時間誰でも利用できる場所への設置であり、さらに本庁舎は災害時に緊急的な避難ができる防災機能を備えています。緊急時に普通の電話が使えないときでも、公衆電話には、災害時の優先電話の仕組みを持ち、災害時における通信手段として、極めて重要であるとのことでしたので、設置できて本当によかったなと思います。ありがとうございました。

それでは、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費に関連して質疑いたします。本市における5歳以上11歳以下の子どもへのコロナワクチン接種券の送付状況について、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 小豆畑委員の小児接種の接種券送付状況についての御質疑にお答えいたします。

国では、国内における5歳から11歳までの小児について、オミクロン株の流行に伴い、感染者全体に占める小児の割合が増えていること、特に基礎疾患がある小児では、感染することで重症化リスクが高くなること、また、今後、様々な変異株が流行することも想定されることなどから、小児についても予防接種法に基づく接種に位置づけ、ワクチン接種を進めることとしたものであります。

本市の小児ワクチンの接種体制につきましては、令和3年11月16日付の国の事務連絡に基づき、青森市医師会と小児接種体制に関する協議を重ねてきたところであります。先般、2月17日の青森市危機対策本部の本部長指示を踏まえ、子どもたちが安心して学校生活や保育園等での生活を送れるよう、本市の対象者の約1万4000人に対して、順次、接種券を送付することとしたものであります。お尋ねの接種券送付状況であります。現時点で、全ての対象者に対して、接種券を送付しております。なお、今後、5歳となる方に対しましても、誕生日を迎えるごとに、順次、接種券を送付してまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。約1万4000人全ての対象者に送付しているということでした。

国では、5歳以上11歳以下の子どもに対するワクチン接種については、オミクロ

ン株への予防効果が確立していないことなどを理由に、予防接種法の努力義務の適用を見送る一方で、自治体が対象者に接種券を送り、接種を促す勧奨は行うこととしました。子どもは感染しても、重症化しにくいと言われる中で、保護者の方は、万が一、ワクチンによる重篤な副反応が出た場合とか、ワクチンがもたらす将来の子どもの体への影響に対する不安などから、子どもへの接種をどうするか悩まれる方も多いのではないかと思います。

そこで、子どもへのワクチン接種をどうするか悩まれている保護者の方の参考になればと思い、質疑をいたします。本市における5歳以上11歳以下の子どもへの現在のワクチンの接種状況や予約状況についてはどのようなになっているのかお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 小児へのコロナワクチン接種状況についての御質疑にお答えいたします。

本市の3月14日現在における小児への接種状況であります。1回目の接種を終えた方が1054人です。接種券を送付している方のうち、既に接種されている方の割合は7.3%となっております。なお、重篤な副反応が確認された事例は現時点ではありません。

また、小児の集団接種の予約の受付は、1回目接種日の、昨日の3月13日の受付分のみとなりますが、その状況は、接種可能人数の840人に対して840人となり、接種対象者に対する集団接種を予約された方の割合は5.8%となっております。

なお、小児へのワクチン接種につきましては、青森市医師会と打合せの上、集団接種をメインとして、個別接種でカバーする体制で、3月1日から、順次、市内12の指定医療機関において接種を実施しており、集団接種につきましては、3月に供給されるワクチン量を踏まえ、現在、1回目接種日が3月13日及び3月27日となる2つの日程をお示ししたところです。4月以降につきましては、ワクチンの供給量が増加することも踏まえ、新たに、1回目接種日が4月10日、5月8日、5月22日の日程を追加しまして、今後、市のホームページや「広報あおもり」4月1日号で周知を図ることとしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。5歳以上11歳以下の子どもへのワクチン接種をするかを保護者が考えているときには、最近、子どもの居場所での感染事例が増えている、あるいは子どもは重症化しにくいとされている。そのほかにも、この年齢の子どもへのワクチン接種による副反応はどういう状況になっているのか。さらに言わせてもらおうと、ワクチンを接種しない場合には、子どもが学校で差別されたりしないかなどについて、様々な考えを巡らせて、接種するかしないか決めることになると思いますので、これまで以上に、自治体から発信されるワクチ

ン接種のメリットとデメリットの情報ですとか、いじめや差別の予防啓発に関する情報が重要になるものだと考えます。

そこで、お尋ねします。本市では、接種対象者やその保護者に対して、どのような内容の情報を発信しているのかお示しいただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 小児接種に係る本市の情報発信についての御質疑にお答えいたします。

小児接種につきましては、努力義務の規定を適用せず、接種勧奨することとされておりますことから、本市では、小児接種の有効性及び安全性について、丁寧にお知らせし、本人と保護者の双方が理解し、接種するか否かを御判断していただけるよう、新たに、小児接種に特化した「小児接種のお知らせ」及び新型コロナワクチンについて小児用のチラシを作成し、接種券送付時に同封しております。「小児接種のお知らせ」では、ワクチン接種は強制ではなく、本人及び御家族の同意の上で接種となることをはじめ、接種回数、使用するワクチン、個別接種医療機関一覧、集団接種の実施日時等を記載しております。新型コロナワクチンについて小児用では、小児用ワクチンの効果、投与方法をはじめ、ワクチン接種後の主な副反応と安全性、こども医療でんわ相談の案内等を記載しているほか、周りの方などに接種を強要したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。丁寧に情報発信しているということが分かりました。

5歳以上11歳以下のお子さんの保護者の方の中には、取りあえず、今は周りの様子を見て、この年齢の子どものワクチン接種に関するいろんな情報が蓄積されるまで、少し様子を見てから決めたいと思っている方も多いようです。例えば、コロナの今後の感染状況はどうなっていくのか。学校のクラスメイトなど、子どもの友達の接種状況はどうなのか、実際にワクチンを接種したお子さんの接種効果や副反応はどうなのかといった具合に、今は少し慎重に様子を見ている保護者の方の中にはいらっしゃると思います。このような保護者の意向を踏まえれば、5歳以上11歳以下のお子さんのワクチン接種の接種可能期間は保護者の検討期間が十分に担保された期間であるべきだと思うんですけども、接種可能期間はどのように設定されているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部理事。

○千葉康伸保健部理事 小児接種の接種可能期間についての御質疑にお答えいたします。

国では、小児接種も含めた新型コロナウイルスワクチン接種実施期間を令和4年

9月30日までとしております。そのため、本市におきましても、国の実施期間に合わせて、小児接種を実施できる体制を構築してまいります。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 9月30日までということで、もう十分な時間があるんだなということが分かりました。保護者の方やお子さん本人も焦らずに決められるので、よかったなと思っています。ありがとうございます。

次に、保育所におけるコロナの感染対策について質疑します。

まず初めに、保育所において、コロナの感染事例が発生した場合の臨時休園等の判断基準は、本市の場合、どのようになっているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 小豆畑委員からの保育所等における臨時休園の判断基準についての御質疑にお答えいたします。

保育所等において、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が発生した場合は、国の新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針において、その社会的機能を維持するため原則開所を要請することとなっており、休園については、国の通知において、地域の感染状況や保育の提供状況等を踏まえ、施設の設置者にも状況を確認の上、市町村として最終判断することとされております。

また、青森県からは、保育所等において新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者が発生した場合の県の対応方針において、臨時休園の判断基準や、濃厚接触者と特定された段階での保護者への個別の情報提供及び任意での登園自粛を要請する取扱いが示されております。具体的には、感染した子どもに症状があつて登園していた場合については一部または全部の臨時休園、感染した子どもが無症状で登園していた場合については、一律に臨時休園が必要とまでは言えないため、個別の事案ごとに、保育所等と相談し、慎重に判断する。(発言する者あり)失礼しました。個別の事案ごとに、保健所等と相談し、慎重に判断する。子どもが濃厚接触者に特定された場合については、当該子どもの登園を避けるよう、保護者に要請を行うこととされており、職員が感染者または濃厚接触者に特定された場合についても、子どもと同様の取扱いによることとされております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

それでは、次に、保育所で感染者が確認された場合の臨時休園等の期間の考え方について、質疑させていただきます。

小・中学校では、本年2月から、従来の臨時休業や学級閉鎖の期間をオミクロン株の特性を踏まえた内容に見直していて、臨時休業や学級閉鎖は長くても5日程度として、濃厚接触者の特定や検査で陰性が確認された場合には、さらに短縮できるとしています。そして、全国の自治体の中には、小・中学校の学級閉鎖の期間をさらに独自に緩和し、3日程度とする事例もあります。

先日、私が一般質問で、保育士のPCR検査の検査結果が分かるまでのスピードアップについて質問した際の市の答弁をお聞きして、PCR検査の結果が陰性であっても、自宅待機の期間は7日間なので、その部分は変わらないし、もし短縮したいなら、事業者負担で抗原検査を2回やらないといけないということも、私は理解できましたが、社会経済活動を維持していくために、保育サービスをできるだけ中断させないように、その基準をもう少し柔軟にできないものかと思います。

そこで質疑しますが、保育所における臨時休園期間や、保育所で子どもや職員が濃厚接触者に特定された場合の登園自粛・自宅待機期間についても、学校と同程度に見直すことは出来ないのか、市の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 小豆畑委員の保育所等における休園期間等についての再度の御質疑にお答えいたします。

保育所等において、感染者が発生した場合の臨時休園の期間につきましては、国の通知において、オミクロン株の流行状況に応じた対応として、濃厚接触者の待機期間が7日間とされたことを踏まえ、感染者が最後に登園した日の翌日から起算して7日間を基本としております。しかしながら、令和4年2月2日付の国の通知において、保育士は、学校の教職員と同様に、社会機能を維持するために必要な事業に従事する社会機能維持者とされており、感染拡大時に事業者が待機期間を短縮したい場合、事業者側が準備・負担する薬事承認された抗原定性検査キットによる検査で、待機4日目と5日目の2回の検査で陰性であった際には、5日目で待機解除できることとなっております。

なお、保育所等は学校とは異なり、土曜日も開園しているほか、一部の園では休日保育を実施するなど、最終登園日が一律でないことに加え、発育状況に応じて、マスク着用などの感染対策の実施状況も施設によって、それぞれ異なることから、保育所等から感染者の発生報告・相談があった際には、最終登園日のほか、症状の有無、検査日、園内での接触状況などを聞き取り、保育所等において、感染拡大の可能性のある必要最小限の範囲・期間を個別の事案ごとに判断しております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

つい最近の事例になるんですけども、マスコミの報道によりますと、石川県では、3月2日と3月4日に開催した石川県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、県内の保育所で園児や保育士の陽性が確認された場合、保育施設全体を3日から5日、休園とする県独自の指針を示したとのことでした。石川県知事は、保育所等の機能を維持する観点から、県として、ウイルスの特性を踏まえて、休園の目安を3日ないし5日程度、設けるということにさせていただきましたとコメントしています。こういった石川県の事例のように、自治体が独自に臨時休園期間を緩和して、実際に学校並みにする動きが出てきていますので、こういった事例も参考に、

ウイルスの特性や地域の感染状況などを踏まえて、今の、市の原則7日間のままでいいのかなど、検討をお願いしたいと思います。

次に、保育所で感染者が確認された場合の一部休園や全面休園などの休園に関する基準について、お尋ねしますが、小・中学校では、あらかじめ、学級閉鎖を行う基準を明確に定めていて、例えば、同一の学級において、複数の児童・生徒等の感染が判明した場合はどうか、感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合などとし、まずは学級閉鎖を基本として、同一学年で複数の学級が閉鎖される場合には、学年閉鎖に移行するなど、学校が主体的に陽性者判明後の対応を判断できるように、基準を事前に明確に定めています。

そこでお尋ねします。保育所においても、個別事案ごとに保健所や市役所の保育所担当課と協議して、対応を決めるのではなく、ある程度、保育所側が主体的に判断し、迅速な対応につなげることができるように、保育所の一部休園・全面休園などに関する基準を市があらかじめ示すことはできないのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 小豆畑委員の再度の御質疑にお答えいたします。

保育所等の休園につきましては、国の通知において、地域の感染状況や保育の提供状況等を踏まえ、施設の設置者にも状況を確認の上、市町村として最終判断することとされており、施設の設置者のみの判断で休園を行うことは適切ではないとされております。

このことから、本市におきましては、国や県の方針に基づき、保育所等において、感染者や濃厚接触者が発生した場合、直ちに担当課に報告・相談いただくよう、連携を図りながら、それぞれの園の状況を踏まえ、登園自粛や臨時休園を速やかに決定しているところであります。また、迅速な対応を図るため、国や県の通知等を適切に保育所等に配付し、情報の共有化を図るとともに、保育所等において、感染者等が発生した際の対応を円滑に行うため、感染者や濃厚接触者が発生した場合の対応事例集や保護者宛ての文例集を作成・配布するなど、実効性のある体制づくりに努めているところであります。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。これも同じく石川県のケースになるんですけども、石川県では、先ほどお話した臨時休園の日数に関する県独自の基準の公表と併せて、保育所の休園に関する基準についても明らかにして、石川県では、保育所で園児や保育士の陽性が確認された場合には、速やかに保育施設全体を休園とすることとしていて、この県独自の基準を、保育所はもちろんのこと、県民の皆さんにも公表しています。このように、県が独自の休園基準を定めて、それを公表・周知したことに対するマスコミからの取材に対して、保育所の園長は、県が改めて、休園の基準を示して、保護者が働いている事業者等に理解を得る状況をつくっていくということはいいことだと思うとコメントされています。

この園長のコメントにあるように、自治体が、あらかじめ、保育所の休園基準を定めて公表して、それを地域社会全体で共有していくことで、保育所が感染確認後、素早い対応をして、感染拡大を防ぐということのほかにも、保護者が働いている事業者などに対して、保護者が仕事を休むことへの理解を促すことにもつながるということですので、これは検討する価値があるのではないかなと私は考えます。

それと、保育所の休園に関して、市に1つお願いがあるんです。保育所が臨時休園となる場合には、国の小学校休業等対応助成金の制度の対象になることも繰り返し、各御家庭や事業所に御案内してほしいと思います。助成金の名称は、小学校休業等となっていますが、保育所・幼稚園・認定こども園の休園も対象になります。これですね、厚生労働省で出しているものです。事業主・労働者の皆様へということで、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金についてということです。時間が、期間が余りないので、迫られています。休暇を取得するのが3月31日まで、そして、これを申請するのが5月31日となっています。何とか、この周知をお願いしたいと思います。

保育サービスは、社会経済活動インフラであり、ひとり親家庭などにとって、ライフラインに相当するものですので、保育所が休園になって、保護者が仕事を休まざるを得なかったとしても、収入が絶たれるとは限らないということをお知らせしてほしいと思います。今は、社会経済活動か感染対策かではなく、社会経済活動も感染対策も、どちらも同時に進めていかなければなりません。そのためには、保育所などの機能をできるだけ維持しなければ成り立ちません。ぜひ、一般質問の際にも紹介した横浜市の取組や、この石川県の取組について、青森市でも検討していただくよう要望しまして、質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、付託された議案を4つに分け、最初に議案第53号「令和3年度青森市一般会計補正予算」から議案第65号「令和3年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計13件を一括してお諮りし、次に、議案第81号「令和3年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」をお諮りし、次に、議案第1号「令和4年度青森市一般会計予算」から議案第52号「令和4年度青森市郷山前財産区特別会計予算」までの計52件を一括してお諮りし、最後に、議案第80号「令和4年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」をお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、最初に議案第53号「令和3年度青森市一般会計補正予算」から議案第65号「令和3年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計13件についてお諮りいたします。

議案第53号から議案第65号までの計13件については、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 万徳なお子委員、何号に御異議がありますか。

○万徳なお子委員 議案第54号に異議があります。

○山本武朝委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 それでは、議案第54号について、御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第54号については、原案のおとり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本武朝委員長 起立多数であります。

よって、議案第54号については、原案のおとり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第54号を除く各案件については、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号を除く各案件については、原案のおとり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号「令和3年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」お諮りいたします。

議案第81号については、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号については、原案のおとり可決すべきものと決しました。

次に、議案第1号「令和4年度青森市一般会計予算」から議案第52号「令和4年度青森市郷山前財産区特別会計予算」までの計52件についてお諮りいたします。

議案第1号から議案第52号までの計52件については、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**山本武朝委員長** 万徳なお子委員、何号に御異議がありますか。

○**万徳なお子委員** 議案第1号及び議案第2号に異議があります。

○**山本武朝委員長** ほかに御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**山本武朝委員長** それでは、ただいま御異議のありました議案第1号及び議案第2号については、反対が明確な議案でありますので、一括採決いたします。

議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**山本武朝委員長** 起立多数であります。

よって、議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第1号及び議案第2号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山本武朝委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「令和4年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」お諮りいたします。

議案第80号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**山本武朝委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御礼の挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、3日間にわたり終始熱心に熱く審査していただき、誠にありがとうございます。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後4時22分閉会